

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和2年11月30日
【計算期間】	第10期(自 令和元年6月1日 至 令和2年5月31日)
【ファンド名】	ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト (PIMCO LUXEMBOURG TRUST IV)
【発行者名】	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ (PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役および署名権限者 トーマス・ライス (Thomas Rice, Director and authorized signatory)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、L-2763 ルクセンブルグ、サン・ジテ通り33 (33, rue Sainte Zithe, L-2763 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)、オーストラリア・ドル(以下「豪ドル」といいます。)およびトルコリラの円貨換算は、別段の記載がない限り、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円、1豪ドル=75.49円および1トルコリラ=13.49円)によります。以下、同じです。

(注2) トラストは、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建て、日本円建て、豪ドル建てまたはトルコリラ建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル、日本円、豪ドルまたはトルコリラをもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書の中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注4) 本書の中で、計算期間(以下「会計年度」ということもあります。)とは、6月1日に始まり翌年5月31日に終了する1年を指します。ただし、第1会計年度は、2010年12月16日から2011年5月31日までの期間を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

トラストは、後述する制限および条件に合致する有価証券およびその他の許容される資産の選択肢を投資者に提案し、アクティブかつ専門的な運用を投資者に提供し、投資リスクを分散させ、様々な投資目的を求める投資者のニーズを満たすべく設計されています。

信託金の限度額の制限はありません。

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の法律に基づいて設立された共有持分型(契約型)投資信託です。トラストは、ルクセンブルグの法律に従って設立され、ルクセンブルグに登録上の住所を有する管理会社によって受益者の利益のために運用される、法人格を有しない共同保有体です。

ファンドは、マスター・フィーダー構造を通じ、主に対象ファンドに投資するファンドとして組成されています。

保管受託銀行によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離されます。トラストは、ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」といいます。)のパート 1 に基づいて設立されています。

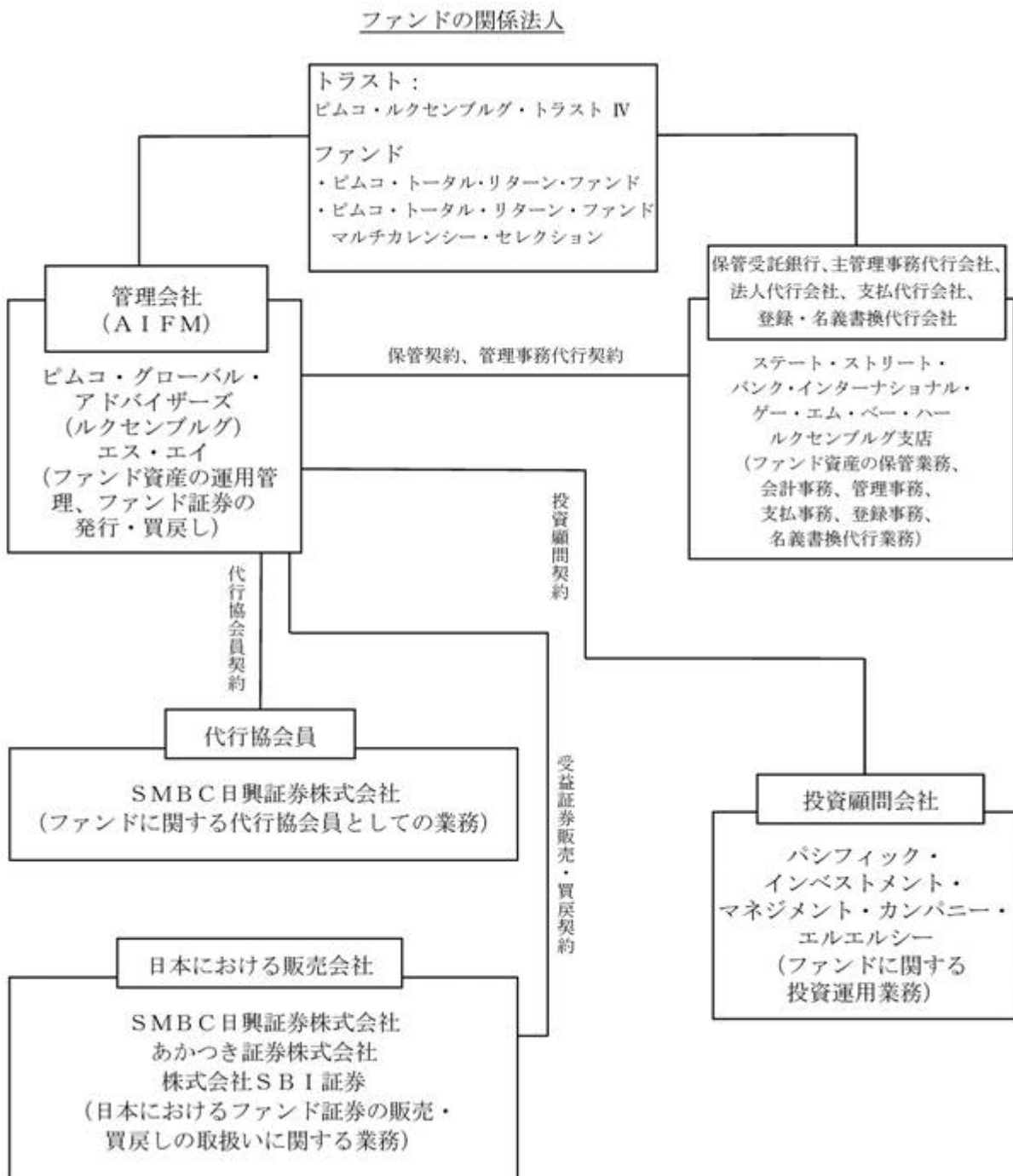
管理会社は、トラストのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)です。

(2)【ファンドの沿革】

2010年11月18日	管理会社の設立
2010年11月26日	トラストの設立(約款締結)
2010年12月16日	ファンドの運用開始(設定日)
2010年12月17日	日本におけるファンド証券(トルコリラ建クラス受益証券を除く。)の募集開始
2013年3月6日	日本におけるトルコリラ建クラス受益証券の募集開始
2013年9月30日	管理会社の名称変更(ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイへ)
2015年11月12日	修正約款締結
2016年11月2日	修正約款締結(2017年1月31日効力発生)
2017年5月24日	修正約款締結(2017年6月3日効力発生)
2019年11月22日	修正約款締結(2019年11月4日効力発生)

(3) 【ファンドの仕組み】

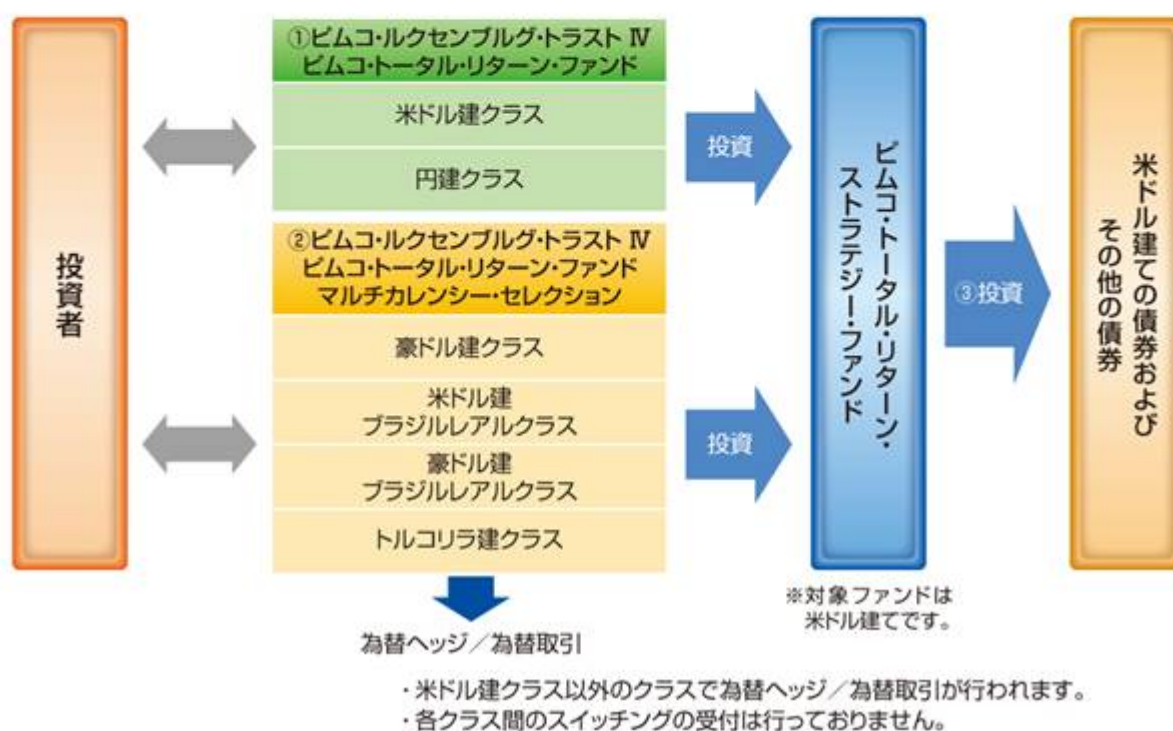
ファンドの仕組み



マスター・フィーダー構造に関する仕組み図

ファンドは、マスター・フィーダー構造として組成されています。ファンドの投資方針は、ビムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「対象ファンド」といいます。)および(適切な場合は)その他の金融商品に投資することです。

- ①「ビムコルクセンブルグ・トラスト IV - ビムコトータル・リターン・ファンド」は、米ドル建クラス、円建クラスの2つのクラスから構成されています。
- ②「ビムコルクセンブルグ・トラスト IV - ビムコトータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」は、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルリアルクラス、豪ドル建ブラジルリアルクラス、トルコリラ建クラスの4つのクラスから構成されています。
- ③「ビムコトータル・リターン・ファンド」および「ビムコトータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」の主な投資先である「ビムコトータル・リターン・ストラテジー・ファンド」は、米ドル建ての債券およびその他の債券を主要投資対象とします。



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ (ルクセンブルグ)エス・エイ (PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)	管理会社	2010年11月26日付約款(修正済)において、管理会社として任命されました。ピムコ・ルクセンブルグ エス・エイは、2013年9月30日付で、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更しました。
ステート・ストリート・ バンク・インターナショナル・ ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店 (State Street Bank International GmbH, Luxembourg Branch)	保管受託銀行 主管理事務代行会社 法人代行会社 支払代行会社 登録・名義書換代行会社	2017年5月22日付で管理会社と旧保管受託銀行との間で保管契約(注1)を締結。同契約はファンド資産の保管業務等について規定しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハールクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧保管受託銀行のファンドに関する既存の地位を承継しました。 2017年5月22日付で管理会社と旧主管理事務代行会社との間で管理事務代行契約(注2)を締結。同契約は主管理事務等について規定しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハールクセンブルグ支店は2019年11月4日付で、旧主管理事務代行会社のファンドに関する既存の地位を承継しました。
パシフィック・インベストメント・ マネジメント・カンパニー・ エルエルシー (Pacific Investment Management Company LLC)	投資顧問会社	2014年7月22日付で管理会社との間で投資顧問契約(随時改正または変更されます。)(注3)を締結。同契約はファンド資産に関する投資運用業務の提供について規定しています。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	2013年2月18日付で管理会社との間で代行協会員契約(随時改正または変更されます。)(注4)を締結。同契約は代行協会員業務について規定しています。

S M B C 日興証券株式会社 あかつき証券株式会社 株式会社 S B I 証券	日本における販売会社	管理会社との間で受益証券販売・買戻契約(随時改正または変更されま す。)(注5)を締結。同契約は、日 本におけるファンド証券の販売・買戻 しの取扱業務について規定していま す。
---	------------	--

- (注1) 保管契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡し等ファンド資産の保管業務を行うことを約する契約です。
- (注2) 管理事務代行契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された主管理事務代行会社、法人代行会社、支払代行会社および登録・名義書換代行会社が、ルクセンブルグ法により要求される一般的な管理事務代行機能、ならびにファンド証券の発行および買戻しの処理、ファンド証券の純資産価格の決定およびファンドの会計記録の維持その他の業務をファンドに提供することを約する契約です。
- (注3) 投資顧問契約とは、約款に基づき、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンド資産の投資運用に関する役務の提供を行うことを約する契約です。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

() 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて2010年11月18日に設立されました。

1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営、株式の募集等商事会社に関する基本的事項を規定しています。

管理会社は、2010年法のもとで、投資信託の管理会社としての資格を有しています。

管理会社は、2013年法第2章のもとで、AIFMとして任命されています。

() 事業の目的

管理会社の目的は、以下のとおりです。

- a) AIFM指令に規定される範囲内でAIFとしての適格性を有しているルクセンブルグおよび外国の契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および/または固定資本を有する投資法人に関し、2010年法第125-2条に基づく管理会社としての役割の履行
- b) AIFM指令に定める範囲内のルクセンブルグおよび外国のAIFに関し、2013年法第5条第2項及び別紙 に定める範囲内の投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

管理会社は、自らが運用するAIFの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を提供することができます。

管理会社は、自らが運用するAIFの運用、管理および業務促進に関するあらゆる活動を管理するものとします。管理会社は、自らが運用するAIFに代わって、契約を締結し、あらゆる証券の売買、交換、受渡しを行い、ルクセンブルグまたは外国の会社の株主名簿または社債原簿に自己名義または第三者名義により登録または名義書換を行うことができ、またかかるAIFおよび受益証券または証書の保持者に代わって、AIFの資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、特に議決権を行使することができます。上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎないものとします。

管理会社は、役務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規則の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

一切の委託にかかわらず、管理会社は、トラストに係る以下の機能について最終的責任を負います。

- a) ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む投資運用機能
- b) 以下を含む一般的な管理機能
 - () 法務およびファンド運用上の会計業務
 - () 顧客からの質問への対応
 - () 税務申告を含む資産の評価および価格決定
 - () 規制遵守の監視
 - () 受益者名簿の維持
 - () 収入の分配
 - () 受益証券の発行および買戻し
 - () 証書の発送を含む契約の確定
 - () 記録の維持
- c) マーケティング機能

() 資本金の額(2020年9月末日現在)

管理会社の資本金は300万ユーロ(約3億7,251万円)であり、全額が払い込まれています。なお、額面1,000ユーロ(約124,170円)の記名式株式3,000株を発行済みです。

管理会社の未発行の授権資本金は1,000万ユーロ（約12億4,170万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝124.17円）によります。以下同じです。

（ ）会社の沿革

2010年11月18日 設立

2013年9月30日 管理会社の名称変更（ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイへ）

（ ）大株主の状況

（2020年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	アメリカ合衆国 92660 カリフォルニア州、ニューポートビーチ ニューポート・センター・ドライブ650	3,000株	100%

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

準拠法の名称

トラストの設定準拠法は、ルクセンブルグの民法です。また、トラストは、2010年法、勅令、ルクセンブルグ金融監督委員会（以下「金融監督委員会」または「C S S F」といいます。）の通達等の規則に従っています。

準拠法の内容

（a）民法

トラストは、法人格を持たず、加入者の累積投資からなる非会社型の財産集合体です。加入者はその投資によって平等に利益および残余財産の分配を請求する権利を有します。トラストは、会社として設立されていませんので、個々の投資者には投資会社における株主と同様の権利はなく、その権利は、受益者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法（すなわち、民法第1134条、1710条、1779条、1787条および1984条）および下記の2010年法に従っています。

（b）2010年法

2010年法により、ルクセンブルグは、通達2009/65/ECを実施しました。この法律は、2010年12月24日にメモリアルに公告され、2011年1月1日から施行されました。2010年法は、直近では、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付の法律によって改正されました。

2010年法は、5つのパートから構成されています。

パート - U C I T S

パート - その他の投資信託

パート - 外国の投資信託

パート - 管理会社

パート - U C I T S およびその他の投資信託に適用される一般規定

2010年法は、パート が適用される「譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託」とパートが適用される「その他の投資信託」を区分して取扱っています。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、第一部、第1、1.(6) 「財務状況、その他の情報に関する監督」に記載されているように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、独立の公認監査人により監査され、金融監督委員会により承認されなければなりません。トラストの独立公認監査人は、プライスウォーターハウスクーパース(PricewaterhouseCoopers)のルクセンブルグ事務所です。さらに、トラストは、金融庁の1997年6月13日付通達97/136(金融監督委員会通達08/348により改正済)に基づき、金融監督委員会に対して、月次および年次財務書類を提出することを要求されています。トラストはさらに年次および半期報告書を金融監督委員会に送付することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

トラストの貸借対照表、財務状況等の記載された年次報告書および半期報告書は、管理会社および主管理事務代行会社の登記上の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。なお、約款は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款を閲覧することができます、その写しを入手することができます。

受益者に対するすべての通知は、受益者名簿に記載された住所宛てで受益者に送付され、また、ルクセンブルグの法律により要求される限り、R E S A および / または他の新聞において公告されます。

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)(以下「金融商品取引法」といいます。) に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。) を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。) を交付しなければなりません。管理

会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。))に従い、トラストに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、トラストの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記の交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

() ルクセンブルグに所在するすべての投資信託(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の登記上の事務所がルクセンブルグに存在する場合は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

() 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」といいます。))で、欧州連合(以下「EU」といいます。))加盟国で設立され、かつ2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/ECの要件に適合していることを設立国の監督官庁により証明されているものについては、2010年法の第7章に従って金融監督委員会に事前に通知し、所定の書類を提出し、支払事務代行会社としてルクセンブルグの金融機関を任命することで、受益証券をルクセンブルグ国内において販売することができます。トラストは、2010年法のパート に従い設定されており、EU内もしくはその一部においては公衆に対する販売活動は行われません。

() 外国法に準拠して設立または設定され、運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから国外の公衆に対してその証券を販売するためには、金融監督委員会への事前登録を要します。当該投資信託が設立された国において、投資者の保護を確保するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服している場合にのみかかる登録が可能です。

登録の拒絶または取消

投資信託が適用ある法令および通達を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合またはその監査人が受益者に対する報告義務もしくは金融監督委員会に対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取り消されることがあります。また、ファンド・マネジャーまたは投資信託会社もしくは管理会社の取締役が金融監督委員会により要求される専門的能力および信用についての

十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。さらに、投資信託の機構または開示された情報が投資者保護のため十分な保証を有しない場合は、登録が拒絶されることがあります。登録が拒絶または取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合は地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。またルクセンブルグ以外の投資信託の場合は、上場廃止となり、かつ公衆に対しての販売が停止されることがあります。

目論見書に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書は、その使用の前に金融監督委員会に提出されなければなりません。金融監督委員会は目論見書が適用ある法律、勅令および通達に従っていると認めた場合には、それに査証を付します。

財務状況、その他の情報に関する監督

投資信託の財務状況ならびに投資者および金融監督委員会に提出された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければなりません。監査人は、財務状況その他に関する情報が不完全または不正確であると判断した場合、その旨を金融監督委員会に直ちに報告する義務を負います。監査人は、金融監督委員会が要求するすべての情報(投資信託の帳簿その他の記録を含みます。)を金融監督委員会に提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資目的

トラストは、後述する制限および条件に合致する有価証券およびその他の許容される資産の選択肢を投資者に提案し、アクティブかつ専門的な運用を投資者に提供し、投資リスクを分散させ、様々な投資目的を求める投資者のニーズを満たすべく設計されています。

各ファンドの投資方針は、ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「対象ファンド」といいます。)および(適切な場合は)その他の金融商品に投資することです。対象ファンドは2010年法に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド(*fonds commun de placement*)です。ファンドは、マスター・フィーダー構造を通じ、主に対象ファンドに投資するファンドとして組成されています。

トラスト、ファンドおよび対象ファンドの投資目的は、元本の維持および慎重な投資運用に配慮しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することです。

対象ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスを参考指数として用います(注)。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、「マスター・フィーダー」構造を通じ、その資産のすべてまたは実質的にすべての資産を対象ファンドに投資することによってその目的の達成を図ります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、主に対象ファンドに投資するほか、資金管理目的、ヘッジ目的および為替取引のために、流動性のある有価証券、レポ取引またはその他の金融商品にも投資を行います。

トラスト、ファンドおよび/または対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はなく、損失が発生しないとの保証もありません。

円建クラスは、通常、米ドル売り、日本円買いの為替ヘッジを行います。豪ドル建クラスは、通常、米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジを行います。トルコリラ建クラスは、通常、米ドル売り、トルコリラ買いの為替ヘッジを行います。クラスが常に完全にヘッジされるという保証はなく、また、投資顧問会社がヘッジの利用に成功するという保証もありません。

米ドル建ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建ブラジルリアルクラスは、通常、米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。投資顧問会社が為替取引の利用に成功するという保証はありません。

(注)ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスは米ドルで表示されます。

対象ファンドの投資戦略

対象ファンドは、通常の場合において、その総資産の少なくとも65%を、様々な償還期限の確定利付商品に分散化されたポートフォリオとして、直接または間接的に投資することにより、その投資目的の達成を目指します(この確定利付商品は、とりわけ、先渡契約またはオプション、先物契約もしくはスワップ契約等のデリバティブに表章される場合があります。)

ポートフォリオの平均デュレーションは、通常、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスのデュレーションの±(プラスマイナス)2年以内の範囲で変動します。デュレーションとは、利率の変動に対する有価証券の価格の感応度を決定するために用いられる、確定利付商品の予想残存期間の基準となるものです。

- 対象ファンドは、主に、投資適格の格付を有する債務証券に投資しますが、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクによってB格以上と格付されているか、またはS & Pグローバル・レーティングもしくはフィッチ・インクによってそれと同等の格付がなされている(または無格付の場合は、投資顧問会社が同等と判断する)ハイ・イールド債券(「ジャンク・ボンド」)に対しても、その総資産の20%を上限として投資することができます。ある有価証券についてその取得後

にかかる制限を下回る格下げがなされた場合、投資顧問会社は、かかる有価証券を処分することは義務付けられていませんが、その単独裁量により、かかる処分を行うことができます。

- 対象ファンドは、米ドル以外の通貨建ての有価証券にその総資産の30%を上限として直接または間接的に投資することができ、また、米国外の発行体の米ドル建て有価証券にはこの限度を超えて投資することができます。
- 対象ファンドは、新興市場国に経済的に関連した有価証券および金融商品に対して、その総資産の15%を上限として直接または間接的に投資することができます。対象ファンドは、中華人民共和国(以下「中国」といいます。)の関連する規制または当局により許容される範囲で、2016年に中国人民銀行(以下「PBOC」といい、上海の本店を含みます。)が発行した関連規則(公告[2016]第3号およびその施行規則(以下「CI BM規則」といいます。))を含みます。)を遵守し、投資割当制限に従うことなく、中国銀行間債券市場(以下「CI BM」といいます。)で取引される許容される確定利付商品に直接投資することもできます。
- 対象ファンドは、通常、(米ドル建て以外の有価証券または通貨による)外国為替に対するエクスポージャーを、その総資産の20%までに制限します。
- 対象ファンドは、転換証券に投資することができます。
- 対象ファンドは、普通株式および優先株式に投資することができます。
- 対象ファンドは、投資信託に投資することもできます。
- 対象ファンドは、オプション、先物契約もしくはスワップ契約といったデリバティブ商品またはモーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券(資産担保証券)に投資することができます。また、対象ファンドは、発行日決済取引、特約日決済取引または先渡取引として有価証券を売買することができ、また、空売りを行うことができます。
- 対象ファンドは、一連の売買契約を締結し、または他の投資手法(レポ取引またはダラー・ロール取引等)を用いることにより、対象ファンドが主として投資しようとする有価証券に対する市場のエクスポージャーを無制限に獲得しようとする場合があります。対象ファンドが目指す「トータル・リターン」は、対象ファンドの投資からの収益と、一般的に金利の低下、外貨の上昇または特定のセクターもしくは有価証券に対する信用要素の改善により生じるキャピタル・ゲイン(もしあれば)によって構成されます。
- 対象ファンドは、現金および現金等価物商品を付随的に保有することもできます。

米国投資適格債券を中心とする様々な債券に投資し、トータル・リターンを最大化を追求

■対象ファンドへの投資を通じて、主にBBB格以上の米国投資適格債券(米国国債、米国政府機関債、社債、モーゲージ証券、資産担保証券等)に投資を行います。ただし、BB格以下の債券、米国以外の債券、エマージング債券などにも投資を行う場合があります。

■債券投資により得られる金利収入等(インカム・ゲイン)だけではなく、債券価格の上昇によって得られる収益(キャピタル・ゲイン)も含めた「トータル・リターン」の最大化を目指します。



複数の通貨クラスから選択が可能

■米ドル建て、豪ドル建て、円建て、トルコリラ建ての4つの表示通貨をベースに、複数の通貨クラスから選択することが可能です。

■米ドル建クラス、円建クラスは「ビムコ・トータル・リターン・ファンド」に属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルリアルクラス、豪ドル建ブラジルリアルクラス、トルコリラ建クラスは「ビムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション」に属します。



毎月分配型

■各クラスは原則として毎月分配を行う予定です。分配基準日は毎月の最終ファンド営業日とします。

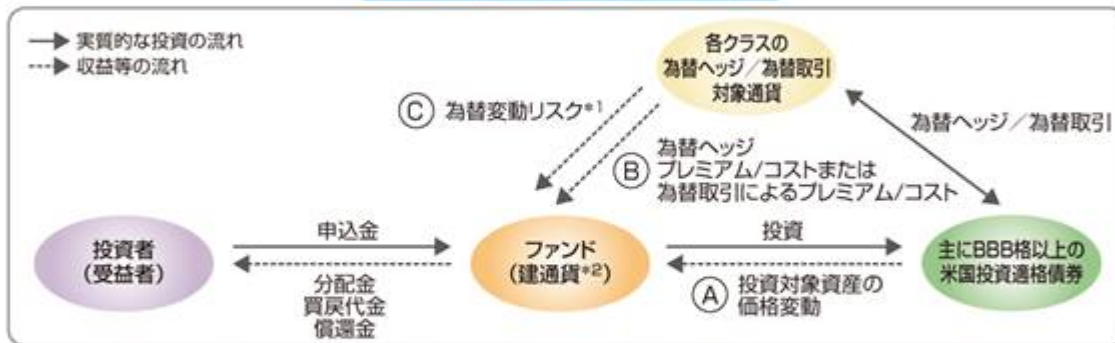
債券運用において専門性を有するPIMCOによる運用

■PIMCO(パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)は、グローバルに展開する世界最大級の債券運用残高を有する資産運用会社です。

追加的記載事項：通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託であるファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替ヘッジ／為替取引による通貨の運用も行っており、為替ヘッジ／為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



*1 豪ドル建クラス・円建クラス・トルコリラ建クラスは原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

*2 建通貨とは、米ドル建ブラジルレアルクラスの場合は米ドル、豪ドル建ブラジルレアルクラスの場合は豪ドルを意味します。

- ファンドの収益源としては、主に以下の3つの要素(①+②+③)が挙げられます。

米ドル建ブラジルレアル・豪ドル建ブラジルレアルクラス

	①	②	③
収益の源泉	投資対象資産の 価格変動・金利等収入	為替取引による プレミアム/コスト	為替変動
収益を得られる ケース	投資対象資産の 上昇 金利等収入	プレミアム(金利差相当分の収益)の発生 (短期金利)取引対象通貨 > 原資産通貨(米ドル)	為替差益の発生 (各クラスの取引対象通貨に 対して建通貨*2安)
損失やコストが発生する ケース	投資対象資産の 下落	コスト(金利差相当分の費用)の発生 (短期金利)取引対象通貨 < 原資産通貨(米ドル)	為替差損の発生 (各クラスの取引対象通貨に 対して建通貨*2高)

豪ドル建クラス・円建クラス・トルコリラ建クラス

	①	②	③
収益の源泉	投資対象資産の 価格変動・金利等収入	為替ヘッジ プレミアム/コスト	為替変動
収益を得られる ケース	投資対象資産の 上昇 金利等収入	為替ヘッジプレミアム(金利差相当分の収益)の発生 (短期金利)ヘッジ対象通貨 > 原資産通貨(米ドル)	原則として 為替ヘッジを行い、 為替変動リスクの 低減をはかります。
損失やコストが発生する ケース	投資対象資産の 下落	為替ヘッジコスト(金利差相当分の費用)の発生 (短期金利)ヘッジ対象通貨 < 原資産通貨(米ドル)	

(注)ファンドが米ドル以外の外貨建資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。
※市況動向によっては、上記の通りとならない場合があります。

通貨運用についての留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行う取引のことをいいます。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム／コストが、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

(注)ファンドが実質的に投資を行う投資対象資産に関する投資リスクについては、本書の「投資リスク」をご参照ください。

(2) 【投資対象】

前記「(1)投資方針」をご参照ください。

純資産総額の10%を超えて投資する対象ファンドは、本書の日付現在、以下のとおりです。

対象ファンドの名称	ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド (PIMCO Total Return Strategy Fund)
運用の基本方針	対象ファンドは、元本の維持および慎重な投資運用に配慮しつつ、最大限のトータル・リターンを追求します。
主要な投資対象	対象ファンドは、通常の状態において、その総資産の少なくとも65%を、様々な償還期限の確定利付商品に分散化されたポートフォリオとして、直接または間接的に投資します(この確定利付商品は、とりわけ、先渡契約またはオプション、先物契約もしくはスワップ契約等のデリバティブに表章される場合があります。)
管理会社	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ (PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A.)
通貨建て(表示通貨)	米ドル

対象ファンドの主な投資対象：米国債券市場

多様性にあふれる世界最大の債券市場

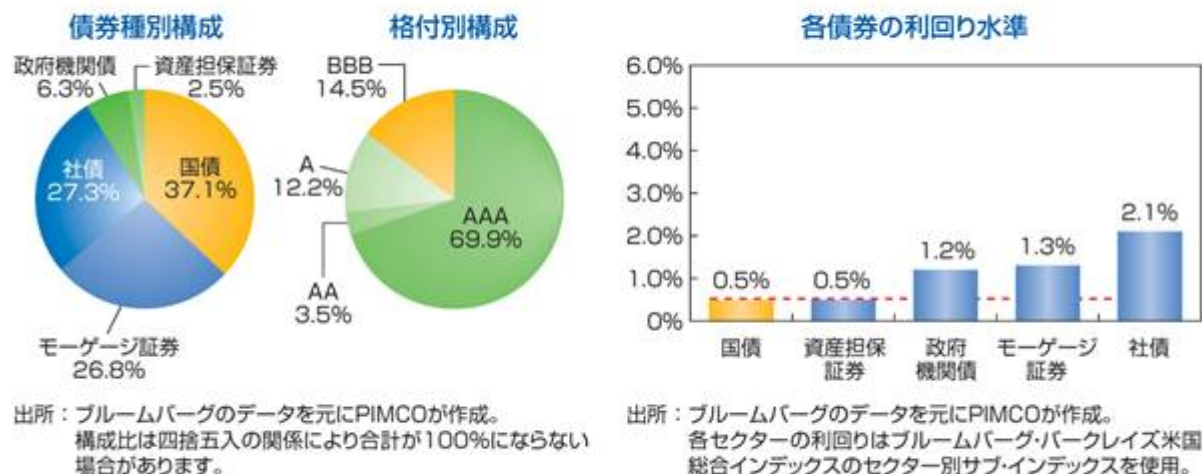
米国債券市場は世界最大の規模を誇る債券市場であり、国債のみならず、政府機関債やモーゲージ証券など、多種多様な債券から構成されています。

国債	国が財政予算における必要性などに応じて発行する債券。
政府機関債	政府関連機関が発行する債券で、国債に準ずる信用力を有する。米国では、住宅金融関係の政府関連機関が発行するものが大きな割合を占めている。
モーゲージ証券	主に住宅ローンを担保資産として発行される債券。
資産担保証券	主に自動車ローン、カードローンなどを裏付けとして発行される債券。
社債	企業が事業を行う上で必要な資金を調達するために発行する債券。

米国投資適格債券市場の概要(2020年9月末日現在)

対象ファンドは、ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスを参考指数として用います。

ブルームバーグ・バークレイズ米国総合インデックスに見る米国投資適格債券市場の概要は以下のとおりです。

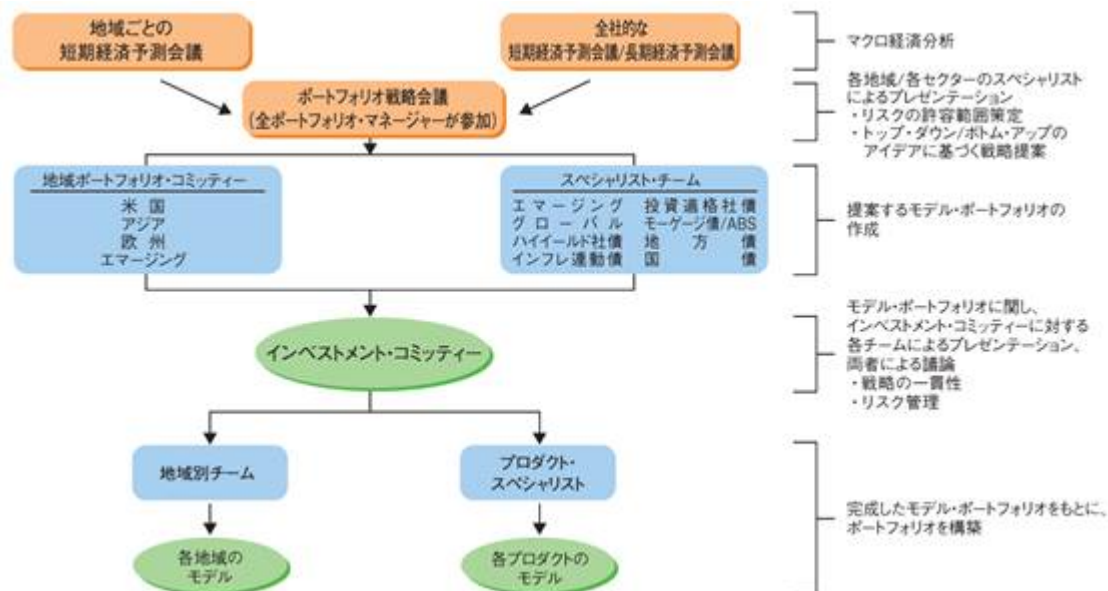


(注)上記は市場の概要を説明するもので、ファンドの投資方針を示すものではなく、またファンドの将来の運用成果を予測、保証または示唆するものでもありません。

(3) 【運用体制】

運用プロセス

- * 長期的な視点に基づいた投資戦略
- * トップダウン戦略とボトムアップ戦略の融合
- * 可能な限り付加価値の源泉を多様化し、特定のリスクに偏らない運用



2020年9月末日現在

投資顧問会社（以下、本項において「PIMCO」といいます。）の投資プロセスにはトップダウンとボトムアップ両方の意思決定過程が含まれています。かかるプロセスにおける最初の最も重要なステップは、長期的な方向づけです。経済趨勢や政治の影響を分析することは、健全なポートフォリオの決定の基本的条件であるとPIMCOは考えています。確固たる長期的見解を維持することは、往々にして金融市場を特徴付ける周期的な好況と不況の反復に左右されることに対する防御として有益です。PIMCOは、短期

的な市場動向に適合させる能力よりも、経済ファンダメンタルズ及び信用分析を通して長期的価値を見極めることを遙かに得意としています。

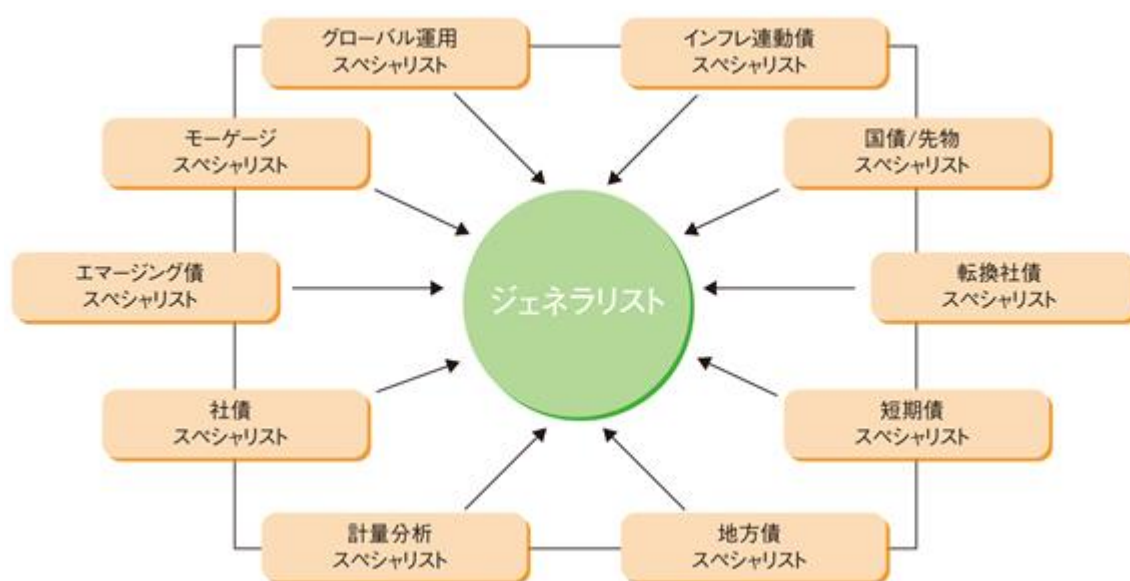
PIMCOは、趨勢分析を重要と考えていることから、「長期経済予測会議」に毎年1週間を費やしています。投資プロフェッショナルから選り抜かれたメンバーは、金融財政政策、インフレーション、人口統計、情報技術の経済と生産性動向への影響を含む特定分野を担当し、年間を通じ監視する責務を負っています。「長期経済予測会議」において、社内プレゼンターは、PIMCOの投資プロフェッショナル全員のためにかかる問題に対処します。そのほか、外部からのアナリストや学者を招聘し、見通しに密接な関係がある金融問題や経済問題に関するその専門知識をPIMCOと交換します。かかる社内と社外からのプレゼンテーションは、PIMCOグループによるさらなる議論や討論の背景として役立っています。「長期経済予測会議」の目的は、経済や債券市場についての3年ないし5年の見通しを得ることです。

PIMCOのプロセス上の次のステップは、循環的動向または景気循環動向の分析です。PIMCOの投資プロフェッショナルは、いわゆる「短期経済予測会議」で四半期毎に会合し、景気循環の視点から成長率とインフレ率を評価します。これらの会合では、社内リサーチや最近の経済データを評価し、GDP成長率やインフレ率が市場の一般的な見込みを上回るか、下回るかを判断します。その結論は、短期的(2ないし4四半期間)の経済動向の予想を調整し、更新する一助となっています。

PIMCOの長期経済予測会議と短期経済予測会議の次に、シニア・ポートフォリオ・マネジャーから成るインベストメント・コミッティーの常任メンバーと、その他のポートフォリオ・マネジャーから選出された非常任メンバーで構成されるインベストメント・コミッティーが、全ポートフォリオのモデルとなる主要戦略の開発のために一致団結して作業します。インベストメント・コミッティーは、各フォーラムによって提供されたトップダウンの見通しのほか、様々な債券セクターを重視する専門家からのボトムアップの入力情報も利用します。インベストメント・コミッティーが達成目標を定める組入証券の特性項目には、デュレーション、イールドカーブ・エクスポージャー、共分散、セクター別集中度および信用性が含まれます。

PIMCOの運用体制

- * ジェネラリストと各債券セクターのスペシャリストによる運用体制
- * トップダウン戦略に加え、スペシャリスト・チームからのボトムアップ戦略を融合させることによりポートフォリオの安定化を図ります。



2020年9月末日現在

次に、PIMCOのポートフォリオ運用グループが個別ポートフォリオの構築を行います。このグループの体制は、車のハブとスポークとの関係に類似し、ハブを構成するシニア・ジェネラリスト・ポートフォリオ・マネジャーとスポークとしてのセクター別スペシャリストグループを備えています。すべてのポートフォリオがインベストメント・コミッティーによって定められたモデル・ポートフォリオを反映するように構成されていることを監視するのはジェネラリストの責任です。ジェネラリストは、タイミングや銘柄選択の面で一定の裁量範囲を与えられていますが、モデルの達成目標周辺の範囲内にポートフォリオの特質を維持することを求められます。ジェネラリストは、国債、モーゲージ証券、社債、米ドル建て以外の債券、新興市場債、転換証券、インフレ連動債の市場を含む世界中の債券群の各分野を網羅するセクター別スペシャリスト・チームから情報を入手し、戦略的構想を得ます。これらセクター別チームは、各々のセクターで10年以上の経験を持つ経験豊富なポートフォリオ・マネジャーが率いています。ジェネラリストは、各々の担当ポートフォリオの一切の売買について最終的責任を負いますが、セクター別スペシャリストのポートフォリオ・マネジャーに取引執行の支援を指図することができます。

ボトムアップによる証券の選定は、ポートフォリオの構築上重要な側面です。セクター別スペシャリストは、各々のセクター内で相対的価値を確定することを任せられ、証券選定上の中心的役割を果たします。セクター別スペシャリストのための重要なリソースは、PIMCOの経験豊富なアナリストであって、これらアナリストは、独自の証券分析を行います。PIMCOは、各証券のリスクや相対的価値を数量化する上で役立つ幅広い自社所有の分析用ソフトウェアのライブラリーも活用します。

内部運用規定

PIMCOの運用口座は、クライアント・ガイドライン、適用される規制上の要件およびPIMCO内部規則を遵守するためにモニターされています。さらに、PIMCOは、最良執行、ソフト・ダラー取引および取引配分に関する方針など、その投資運用活動に適用される方針を採用しています。

PIMCOは、クライアント勘定のためのポートフォリオ証券、オプションおよび先物の売買の注文すべてを、多くのブローカー/ディーラーを通じて行っています。その際にPIMCOは、すべてのクライアント勘

定のために可能な限り最適な価格を入手し取引を履行するため最善を尽くしています。PIMCOは、最適な価格を入手し取引を履行するため、および、ブローカー/ディーラーの報酬の合理性を決定するために、クライアントの最大の利益を念頭に、関連があると思われるすべての要因を検討します。それらの要因の例としては、希望する時間内での執行の見込み、市況、希望する数量で執行するブローカー/ディーラーの能力および意欲、反応度、機密を保持して行為するブローカー/ディーラーの能力、市場の影響を極小化しつつ行為するブローカー/ディーラーの能力、取引により生じるリスクにおけるブローカー/ディーラーの信用度、ブローカー/ディーラーとPIMCOが協調してオペレーションを行う水準および経験、特定の証券のマーケット・メイクを行う意欲および能力、道徳的で信頼に値する行為への評価、インフラストラクチャー、特定の取引に対して資金を拠出するブローカー/ディーラーの意欲、ブローカー/ディーラーの市場知識、珍しいおよび/もしくは複雑な証券の困難な取引を執行するブローカー/ディーラーの能力、帳簿管理の適確性および信頼度、ブローカー/ディーラーが紛争解決においてPIMCOを公平に取り扱うかどうか、ブローカー/ディーラーが募集の引受けおよび流通市場にアクセスできるかどうか、ブローカー/ディーラーにより提供されるリサーチおよび取次業務の利用可能性等が含まれます。

PIMCOは、ブローカー/ディーラーとソフト・ダラー取引を行わず、PIMCOはソフト・ダラー取引のために特定のブローカー/ディーラーと顧客取引を行いませんが、PIMCOは、最善の取引を目指すというPIMCOとしての責任に従い、金利またはその他の商品もしくはサービスを主題とするリサーチを提供するブローカー/ディーラーを利用することや、その他のブローカー/ディーラーにより請求される手数料より高い手数料をかける有益な情報の取得のために支払うことが適切であると判断する場合があります。PIMCOは、とりわけ、ブローカー/ディーラーまたは第三者により作成または開発された可能性があるリサーチ報告書、経済および市場データならびに信用分析およびアナリストの収益予想を入手することがあります。ソフト・ダラーまたはそれに相当する仕組みが、顧客のために行われる取引のために実施される限度で、入手するリサーチまたはその他の商品もしくはサービスが、必ずしも当該リサーチ、商品またはサービスを得るために使われる取次手数料を支払う顧客によりまたはかかる顧客の利益のために利用されるとは限りません。

PIMCOは、証券の「一括取引」、つまり特定の証券の複数の売買注文に関し、当該注文が複数のクライアントの勘定に配分される場合、かかる配分をモニターしています。PIMCOは、クライアントの勘定の間で公正かつ公平な扱いを時間をかけて行うことを、取引配分の手続上での最優先の目的とします。PIMCOは、取引配分がタイムリーに行われ、特定のクライアントが不当な優遇を受けず、個別적으로見た場合にはある取引が特定の勘定を優遇する結果となっても、長期的にはクライアントの勘定が公平に扱われるような手続きを策定しています。

PIMCOについて

- Pacific Investment Management Company LLC パシフィック・インベストメント・マネジメン
カンパニー・エルエルシー(略称「PIMCO」)は1971年に設立され、世界最大級の債券運用残高を誇る
運用会社として、2020年9月末日現在、約2.02兆米ドル(約213兆円*)の運用資産(関係会社からの
受託分を含む)を有します。(※2020年9月末日現在の為替レート WMロイターレート 1米ドル=105.530円で換算)
- 米国をはじめ、ロンドン、ミュンヘン、日本、シンガポール、シドニー、トロント、香港等を拠点としてグロー
バルにビジネスを展開しています。

PIMCOの運用に対する外部からの評価

年間最優秀債券マネージャー賞

米国モーニングスター社
2012年、2013年、2015年



運用実績賞

アジアン・インベスター誌
[日本債券]
2010年、2011年、2013年、2014年
[グローバル債券(ヘッジ付)]
2008年、2013年、2015年

The Morningstar Fixed-Income Fund Manager of the Year award (Jerome Schneider and Team, PIMCO Short Term (2015); Dan Ivascyn and Alfred Murata, PIMCO Income (2013); Mark Kiesel, PIMCO Investment Grade Corporate Bond (2012); U.S.) is based on the strength of the manager, performance, strategy, and firm's stewardship. Morningstar Awards 2015©. Morningstar, Inc. All Rights Reserved. Awarded to Jerome Schneider and Team for U.S. Fixed-Income Fund Manager of the Year.

個別の商品への言及は当該商品の推奨や勧誘を意図するものではありません。

当該評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果等を保証または示唆するものではありません。

(4) 【分配方針】

通常の状況下では、管理会社は、各クラスに帰属する金利収入(インカム・ゲイン)および/または売買差益(キャピタル・ゲイン)(もしあれば)を考慮して、毎月の最終ファンド営業日を分配基準日として、分配を宣言する意向です。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性があります。各クラスに関して支払われる分配に応じて、各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格はその相当分減少します。未払分配金の額が、管理会社はその単独の裁量により定める最低金額を下回る場合、未払分は分配されず、再投資されます。

管理会社は、かかる分配方針を受益者の承認を得ることなく、通知によっていつでも変更することができます。

分配の結果、トラストの純資産がルクセンブルグ法により規定される最低額を下回る場合、分配を行うことはできません。

支払期日から5年以内に請求されない配当金は、その請求権が消滅し、関連する各ファンドに戻されます。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配のイメージ

(注)以下の図は収益分配のイメージを示したものであり、ファンドの将来の運用成果および分配金の支払いをお約束するものではありません。



※投資者の皆様への実際の分配金の支払いは分配基準日の翌月になります。

追加的記載事項：分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。
- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益(金利収入(インカム・ゲイン)および売買差益(キャピタル・ゲイン)等)を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配計算期間に係る分配日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)と比べて下落する事になります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配計算期間は、分配基準日の翌日から次回の分配基準日までの期間をいいます。なお、分配日は分配基準日の翌ファンド営業日を指します。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から1口当たり純資産価格が上昇した場合



*1 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.50米ドルを取り崩す

前回の分配計算期間に係る分配日(分配後)から1口当たり純資産価格が下落した場合



*2 当該分配計算期間に生じた収益以外から0.80米ドルを取り崩す

・上記いずれの場合も分配金受取額は同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

・上記は、便宜上米ドルによる表示を行っていますが、実際の分配金額や1口当たり純資産価格は、各ファンドの表示通貨により表示されます。

(注) 分配金は、分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照ください。

※ 上図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに1口当たり純資産価格について示唆、保証するものではありません。

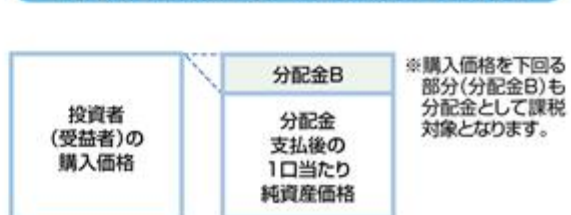
- 投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配課税の対象となります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりがかさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 購入価格を下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、本書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご参照ください。

(5) 【投資制限】

投資制限

主要投資制限

リスク分散規則

以下の投資制限は、対象ファンドに関して適用され、関連するファンドに別段の定めがない限り、トラストおよびファンドにも適用されるものとします。かかる場合、「対象ファンド」に対する言及は、「トラスト」および必要に応じて「ファンド」に対する言及でもであると解釈されるものとします。

1) 管理会社は、対象ファンドのために有価証券に投資を行う場合、以下の行為を行ってはなりません。

a) 証券取引所への上場が承認されていない、または他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券に対し、対象ファンドの純資産の10%を超えて投資すること。

b) 同一発行体が発行する同種の有価証券の10%を超えて取得すること。

c) 同一発行体が発行する有価証券に対し、対象ファンドの純資産の20%を超えて投資すること。

上記a)、b)およびc)に定める制限は、() O E C D加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの公的国際機関が発行または保証する有価証券、または() オープン・エンド型 U C I への投資には適用されません。

2) 対象ファンドは U C I の受益証券を取得することができます。ただし、その資産の20%を超えて単一の U C I の受益証券に投資しないことを条件とします。この投資制限を適用する目的において、複数のファンドを有する U C I の各ファンドは、別個の発行体とみなされますが、様々なファンドの第三者に対する債務の分離原則は確保されます。対象ファンドの投資先である U C I に保有される投資対象は、この投資制限の目的において考慮する必要はありません。

3) 対象ファンドは、その純資産の10%まで同一発行体により発行された譲渡性のある証券に投資することができます。ただし、対象ファンドが5%を超えて投資する各発行体について、対象ファンドに保有される譲渡性のある証券は合算して40%未満でなければなりません。

4) 対象ファンドは、その純資産の20%まで同一の信用機関に預金することができます。

認可信用機関以外の一信用機関に付随的な流動資産として預けられた預金は、純資産の10%を超えてはなりません。この制限は、保管受託銀行に預けられた預金の場合、20%に引き上げることができます。

5) O T C デリバティブの取引相手方(カウンター・パーティー)に対する対象ファンドのリスクのエクスポージャーは、純資産価額の5%を超えてはなりません。この制限は、認可信用機関の場合、10%に引き上げられます。

6) 同一発行体によって発行され、預けられまたは引き受けられた以下の事柄の2つ以上を組み合わせた額が、対象ファンドの純資産価額の20%を超えてはなりません。

・譲渡性のある証券または金融市場商品への投資

・預金

・ O T C デリバティブ取引から生じる取引相手方(カウンター・パーティー) リスクのエクスポージャー

7) 上記3)に記載される10%の制限は、加盟国内に登録上の事務所を有し、法律によって債券保有者の保護を目的とする特別な公的監督に服している信用機関により発行される債券の場合、25%に引き上げられます。対象ファンドが、一発行体が発行する上記のような債券に対

象ファンドの純資産の5%を超えて投資する場合、かかる投資の合計額は、対象ファンドの純資産価額の80%を超えてはなりません。

- 8) 上記3)に記載される10%の制限は、加盟国もしくはその地方公共団体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券の場合、35%に引き上げられます。
- 9) 上記3)に記載される40%の制限適用の目的において、上記7)および8)に記載される譲渡性のある証券は考慮されないものとします。
- 10) 上記3)、4)、5)、6)、7)および8)に記載される制限は、合算することはできず、よって単一発行体に対するエクスポージャーは、対象ファンドの純資産の35%を超えないものとします。
- 11) 上記3)から8)の目的においてグループ会社は単一の発行体とみなされますが、純資産の20%の制限は、同一グループ内の譲渡性のある証券に対する投資に適用される場合があります。
- 12) 対象ファンドは、加盟国、その地方公共団体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する様々な譲渡性のある証券に対して、対象ファンドの純資産の100%まで投資することができます。ただし、UCITSの受益証券保有者と同等の保護を受けることができ、上記3)から8)の制限を遵守しなければなりません。対象ファンドに対しては、以下の条件が適用されるものとします。
 - (i) 対象ファンドは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならず、いずれの単一銘柄の有価証券も対象ファンドの純資産の30%を超えてはなりません。
 - () 対象ファンドは、その約款において、対象ファンドの純資産の35%を超えて投資する予定の証券を発行または保証する国、地方公共団体または公的国際機関の名称を明記しなければなりません。
- 13) 投資顧問会社は、UCITSに適用されるリスク管理法に従ってトラストの信用リスクを管理するものとします。対象ファンドは、アイルランド中央銀行がUCITSに関して発行した以下のリストから選出した発行体に対し、対象ファンドの純資産の35%を超えて投資する予定です：OECD加盟国政府(関連する銘柄が投資適格であることを条件とします。)、シンガポール政府、欧州投資銀行、欧州復興開発銀行、国際金融公社、国際通貨基金、欧州原子力共同体、アジア開発銀行、欧州中央銀行、欧州評議会、欧州鉄道金融公社、アフリカ開発銀行、国際復興開発銀行(世界銀行)、米州開発銀行、欧州連合、連邦全国抵当権協会(ファニーメイ)、連邦住宅貸付抵当公社(フレディマック)、連邦政府抵当金庫(ジニーメイ)、学生ローン・マーケティング協会(サリーメイ)、連邦住宅貸付銀行、連邦農業信用銀行、テネシー川流域開発公社およびストレートAファンディング合同会社。投資顧問会社は、かかる発行体それぞれの証券への投資に伴う信用リスクを十分に管理するものとします。
- 14) 取引額(管理会社が決定する合理的方法により事前に算出される。)が対象ファンドの純資産を超える場合、投資顧問会社は、デリバティブ取引その他の類似の取引を行うことができません。

一般規定

- 1) 組織化された市場で取り扱われる金融派生商品に関する証拠金および私的な合意により契約された金融派生商品から生じるコミットメントは、対象ファンドの純資産の50%を超えてはなりません。対象ファンドの流動資産の留保額は、対象ファンドが差し入れた証拠金と少なくとも同額でなくてはなりません。流動資産には、定期預金、残存期間が12か月未満の恒常的に取引されている短期金融商品のみならず、OECDの加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関が発行する債券、および証券取引所に上場を承認されている、または定期的に運営されている公開の規

制ある市場で取引されている一流の発行体が発行した流動性の高い債券も含むものとします。

- 2) 対象ファンドは、証拠金を調達するために借入れを行うことはできません。
- 3) 対象ファンドは、商品先物契約以外の商品に関する契約を締結してはなりません。ただし、UCIは、組織化された市場で取引されている貴金属を現金で取得することができます。
- 4) オプション取得のために支払うプレミアムは、上記3)項に記載する50%の制限の計算に含まれます。
- 5) 対象ファンドは、十分な分散により投資リスクを適切に分散するようにしなくてはなりません。
- 6) 為替ヘッジの目的を除き、対象ファンドは、必要な証拠金またはコミットメントが(それぞれ)対象ファンドの純資産の5%以上となる場合、組織された市場で取引されている金融派生商品に関する単一の契約または私的な合意により取得する金融派生商品に関する単一の契約のオープン・ポジションを保有してはなりません。
- 7) 同一の特性を有するオプション取得のために支払うプレミアムは、対象ファンドの純資産の5%を超えてはなりません。
- 8) 対象ファンドは、(組織化された市場で取引されている金融派生商品に係る)必要な証拠金および(私的な合意により取得する金融派生商品に係る)コミットメントが対象ファンドの純資産の20%以上となる場合、単一の商品または単一のカテゴリーの金融先物に関する金融派生商品のオープン・ポジションを保有してはなりません。
- 9) 為替ヘッジの目的を除き、対象ファンドが私的な合意により締結した金融派生商品取引に関するコミットメントは、関連する取引からその時点で生じる未実現損失に相当します。
- 10) 原則として、空売りによって、対象ファンドが以下のポジションを保有する結果となつてはなりません。
 - a) 証券取引所への上場が承認されていない、または定期的に運営され、公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある有価証券のショート・ポジション。ただし、流動性が高く、かつ、対象ファンドの純資産の10%を超えない場合には、対象ファンドは、規制ある市場で値付けまたは取引されていない譲渡性のある有価証券のショート・ポジションを保有することができます。
 - b) 同一発行体が発行した同種の有価証券の10%を超える譲渡性のある有価証券のショート・ポジション。
 - c) 同一発行体の譲渡性のある有価証券のショート・ポジションで、()空売りの対価の合計が対象ファンドの純資産の10%を超えるか、または()ショート・ポジションが対象ファンドの純資産の5%を超えるコミットメントとなる場合。

特定の時期に譲渡性のある有価証券の空売りから生じるコミットメントは、対象ファンドが実行した空売りからその時点で生じる累積未実現損失に相当します。空売りから生じる未実現損失は、ショート・ポジションがカバーされる市場価格と、関連する譲渡性のある有価証券が空売りされた際の価格との差額から生じるプラスの金額です。

空売りから生じる対象ファンドのコミットメントの総額は、いかなる時点においても、対象ファンドの純資産の50%を超えてはなりません。対象ファンドが空売り取引を実行する場合、対象ファンドは、いつでも当該空売りから生じるオープン・ポジションを手仕舞いすることができるように十分な資産を保有していなければなりません。

対象ファンドが適切なカバー範囲を有する譲渡性のある有価証券の空売りは、上記のコミットメントの総額の計算の際に考慮されません。疑義を避けるため付言すると、対象ファンドが、第三者に対するその債務を保証する目的で、当該第三者に対し対象ファンドの資産上に

あらゆる性質の担保を設定するという事実をもって、対象ファンドのコミットメントに対する適切なカバー範囲があるとはみなされないことに留意すべきです。

譲渡性のある有価証券の空売りに関連し、対象ファンドは、この種の取引を専門にしている一流の専門家との間で、借手として有価証券の貸借取引を実行する権限を有します。()有価証券貸借取引に関連し対象ファンドが貸手に対し担保として譲渡する資産全体の価額と、()当該貸手に対する対象ファンドの負債との差額から生じる取引相手方(カウンター・パーティー)リスクは、対象ファンドの純資産の20%を超えてはなりません。疑義を避けるため付言すると、対象ファンドは、さらに、所有権の移転に至らないか、またはその他の手段により取引相手方(カウンター・パーティー)リスクを限定する担保協定を用いることにより担保を提供することができることに留意すべきです。

11) 対象ファンドは、以下の行為を行ってはなりません。

- a) 融資を実行すること。
- b) 不動産に投資すること。
- c) 第三者のために保証人として行為すること。
- d) 現物商品またはその他の現物資産(本書に特に記載されるものを除きます。)に投資すること。ただし、対象UCIは、例外的な状況において、限られた期間につき現物商品のポジションを取得せざるを得ない場合があります。
- e) 管理会社が発行した有価証券に投資すること。
- f) 対象UCIの投資証券の買戻請求に対する支払として、現物商品の現物による支払を承諾すること。

リスク分散原則の遵守を確保する限り、トラストは、その設立日から6か月間、上記の投資制限の適用を限定することができます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの追加投資制限

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、その資産の100%までを対象ファンドに投資できるため、上記「リスク分散規則」の項の投資制限2)は適用されないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、上記「主要投資制限」の項に定められた投資制限(以下、本項において「主要投資制限」といいます。)に加えて、以下の投資制限(以下、本項において「追加投資制限」といいます。)にも従います。

1. 空売り制限：空売りされる有価証券の時価総額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの総資産より少ないものとします。
2. 借入制限：借入れの残高総額がピムコ・トータル・リターン・ファンドの純資産の10%を超える結果となるような借入れは禁止されます。ただし、合併その他の非常事態または緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超えることができます。
3. 同一法人の株式の取得制限：管理会社が運用を行う投資ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ファンドを含みます。)の全体において、一発行会社の株式を取得することにより、結果として、一発行会社の議決権の総数の50%を超える場合は、当該会社の株式を取得しないものとします。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
4. 流動性の低い資産への投資制限：ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける容易に換金できない資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しないものとします。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時修正または改定されます。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではありません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

5. 利害関係者取引の制限：管理会社がピムコ・トータル・リターン・ファンドのために行う取引について、自己または第三者の利益を図る目的で行う、受益者および/もしくはピムコ・トータル・リターン・ファンドの保護に欠け、またはピムコ・トータル・リターン・ファンドの資産の適切な運用を害する取引は、一切禁止されます。
6. ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、その純資産の50%超を、金融商品取引法第2条第1項における「有価証券」の定義に該当する証券(国債、社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託の受益証券またはミューチュアル・ファンドの投資証券等)および「有価証券」に関連するデリバティブ商品に投資するものとします。
7. 空売りにより、ピムコ・トータル・リターン・ファンドが、その純資産の10%超に相当する、同一発行体が発行する同種の有価証券のショート・ポジションを保有する結果となつてはなりません。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、最も制限的な投資制限に従います。よって、疑義を避けるため付言すると、ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、以下に従うものとします。

- 追加投資制限よりも主要投資制限に多くの制限がある場合は、主要投資制限に従います。
- 主要投資制限よりも追加投資制限に多くの制限がある場合は、追加投資制限に従います。

疑義を避けるため付言すると、トラストは、常に、適用あるルクセンブルグの法律(特に2010年法)および規制に従うものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの追加投資制限

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、その資産の100%までを対象ファンドに投資できるため、上記「リスク分散規則」の項の投資制限2)は適用されないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、上記「主要投資制限」の項に定められた投資制限(以下、本項において「主要投資制限」といいます。)に加えて、以下の投資制限(以下、本項において「追加投資制限」といいます。)にも従います。

1. 空売り制限：空売りされる有価証券の時価総額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの総資産より少ないものとします。
2. 借入制限：借入れの残高総額がピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの純資産の10%を超える結果となるような借入れは禁止されます。ただし、合併その他の非常事態または緊急事態の場合は、かかる10%の制限を一時的に超えることができます。
3. 同一法人の株式の取得制限：管理会社が運用を行う投資ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションを含みます。)の全体において、一発行会社の株式を取得することにより、結果として、一発行会社の議決権の総数の50%を超える場合は、当該会社の株式を取得しないものとします。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。
4. 流動性の低い資産への投資制限：ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、私募株式、非上場株式または不動産等、流動性に欠ける容易に換金できない資産に対し、その純資産の15%を超えて投資しないものとします。ただし、日本証券業協会が定める外国投資信託受益証券の選別基準(随時修正または改定されます。)に要求されるとおり、価格の透明性を確保する方法が取られている場合は、この限りではありません。上記の比率の計算は、買付時点基準または時価基準のいずれかによることができます。

5. 利害関係者取引の制限：管理会社がピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションのために行う取引について、自己または第三者の利益を図る目的で行う、受益者および/もしくはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの保護に欠け、またはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの資産の適切な運用を害する取引は、一切禁止されます。
6. ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、その純資産の50%超を、金融商品取引法第2条第1項における「有価証券」の定義に該当する証券(国債、社債、コマーシャル・ペーパー、株式、証券投資信託の受益証券またはミューチュアル・ファンドの投資証券等)および「有価証券」に関連するデリバティブ商品に投資するものとします。
7. 空売りにより、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションが、その純資産の10%超に相当する、同一発行体が発行する同種の有価証券のショート・ポジションを保有する結果となつてはなりません。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、最も制限的な投資制限に従います。よって、疑義を避けるため付言すると、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、以下に従うものとします。

- 追加投資制限よりも主要投資制限に多くの制限がある場合は、主要投資制限に従います。
- 主要投資制限よりも追加投資制限に多くの制限がある場合は、追加投資制限に従います。

疑義を避けるため付言すると、トラストは、常に、適用あるルクセンブルグの法律(特に2010年法)および規制に従うものとします。

手段および方法

上記の投資制限に従い認められた投資対象に加え、対象ファンドおよび(必要に応じて)各ファンド(かかる場合、「対象ファンド」に対する言及は、「ファンド」に対する言及でもあると解釈されるものとします。)は、以下の制限ならびに投資目的、投資戦略および投資ガイドラインの範囲内で、ポートフォリオの効率的運用およびヘッジの目的のために、譲渡性のある有価証券に関して以下の手法および手段(証券金融取引を含みます。)を採用することができます。これらの活動は、通常の市場慣行およびC S S F 通達14/592ならびにS F T Rの要件に従って行うものとします。

証券金融取引およびその他の効率的ポートフォリオ運用技法から生じるすべての収益(直接および間接的な運用費用の控除後)は対象ファンドに返還されます。発生した直接および間接的な運用費用/手数料は、隠れた収益を含まず、年次報告書に記載される事業体に支払われます。

投資目的および投資方針に従って対象ファンドが保有することのできる種類の資産は証券金融取引の対象となることがあります。対象ファンドの投資目的および投資方針に従い、証券金融取引の対象となりうる資産の保有割合に関して制限はありません。年次報告書には、常に、証券金融取引の対象となるファンドの資産額を記載します。

有価証券貸借

対象ファンドは、以下の規則に従うことを条件に、有価証券貸借取引を行うことができます。

1. 有価証券貸借取引の適切な完了の確保を目的とする規則
 - a) 対象ファンドは、直接的に、または公認の決済機関が組織する標準化された貸借システム、もしくは金融機関(C S S F が欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するブルーデンシャル監督規制に服し、かつこの種の取引を専門にしている金融機関に限ります。)が組織する貸借システムを通じて、借手に対し、対象ファンドのポートフォリオに含まれる有価証券の貸付を行うことができます。

いかなる場合も、有価証券貸借契約の相手方当事者(すなわち、借手)は、C S S Fが欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するプルーデンスル監督規制に服さなければなりません。上記の金融機関が自己の勘定で行為する場合、当該金融機関は、有価証券貸借契約の相手方当事者とみなされます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

対象ファンドがその有価証券を共通の管理または支配により対象ファンドと関係している法主体に貸し付ける場合、当該貸付により生じうる利益相反に特に留意しなければなりません。

- b) 対象ファンドは、貸付証券の移転より前またはこれと同時に、下記「4. 適切な担保の受領」に明示される要件を満たす担保を受領します。有価証券貸借取引が満期を迎えた場合、当該担保は、貸付証券の返還と同時にまたはその後に返還されます。

公認の決済機関が組織する標準化された有価証券貸借システム、または金融機関(C S S Fが欧州共同体法に定めるものと同等であると判断するプルーデンスル監督規制に服し、かつこの種の取引を専門にしている金融機関に限ります。)が組織する貸借システムの場合、貸付証券は、取引が適切に完了されることを当該金融機関が保証する場合には、担保の受領に先立ってその移転を行うことができます。かかる金融機関は、借手の代わりに、下記「4. 適切な担保の受領」に明記される要件を満たす担保を対象ファンドに差し入れることができます。

2. 有価証券貸借取引の制限

対象ファンドは、有価証券貸借取引の取引額が適切な水準に維持されること、または対象ファンドがいつでも自らの買戻義務を履行することができる方法で貸付証券の返還を要求することができること、および対象ファンドの投資方針に従ったその資産の運用がかかる取引により妨げられないことを確保します。

3. 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、当該報告書の基準日時点における貸付証券の全体的な評価額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

4. 適切な担保の受領

対象ファンドは、受領した担保の評価を毎日行います。該当する場合、対象ファンドの利益のために保有される非現金担保については、対象ファンドに適用される評価方針および評価原則に従って評価が行われます。相手方当事者との間でなされた評価に関する合意に従い、担保を受領した相手方当事者に差し入れられた担保の評価は毎日値洗いされます。対象ファンドと相手方当事者との間で締結される契約には、既に設定済みの担保の価額が被担保金額と比べて不十分であると思われる場合に、相手方当事者が短期の通知により追加担保を差し入れなければならない旨の規定が定められます。さらに、上記の契約には、適切な場合、担保として受け入れられた資産に固有の為替リスクまたは市場リスクを勘案するために、セーフティ・マージンについての規定が定められます。

担保は、通常、以下の形式で設定されなければなりません。

(i) 流動資産

流動資産には、現金および短期銀行証書のほか、定義の明確化に関するU C I T Sに関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令85/611/ E E Cを実施する2007年3月19日付指令2007/16/ E Cに定める短期金融市場商品も含まれます。取引相手方(カウンター・パーティー)の関係会社ではない一流の信用機関によって発行される信用状または請求払保証状は、流動資産に相当するものとみなされます。

- () O E C D加盟国もしくはその地方公共団体または(地域の規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、A A Aまたはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 主として下記() および() に定められる債券/株式に投資を行うU C I T Sによって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する一流の発行体によって発行または保証された債券。
- () 加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所に上場または取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

現金またはU C I / U C I T Sの投資証券/受益証券以外の形式で設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)と関連のない法主体によって発行されるものでなければなりません。

現金の形式で設定された担保によって、対象ファンドが当該担保の受託者に対する信用リスクのエクスポージャーをとる場合があります。原則として、設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)によって保管されないものとします。ただし、かかる担保が取引相手方(カウンター・パーティー)の債務不履行の影響から法的に保護される場合を除きます。

現金以外の形式で設定された担保は、取引相手方(カウンター・パーティー)によって保管されないものとします。ただし、かかる担保が取引相手方(カウンター・パーティー)自身の資産から十分に分離される場合を除きます。権原の移転により取引相手方(カウンター・パーティー)から受領した非現金担保については、原則として、保管受託銀行または適式に任命された副保管会社がこれを保有するものとします。

対象ファンドは、担保の実行を要する事由が発生した場合、確実に担保に対する権利を行使できるようにしておかなければなりません。よって、担保は、直接的にまたは一流の金融機関もしくはかかる機関の完全子会社を介して、取引相手方(カウンター・パーティー)が貸付証券を返還する義務を遵守しない場合において対象ファンドが担保として差し入れられた資産を遅滞なく充当または換金することができるような方法により、常時利用可能な状態にしておかなければなりません。

また、対象ファンドは、清算、再編またはその他これらに相当する状況が発生した場合で、当初合意された条件では返還を行うことができない場合はその限りにおいて、担保として受領した資産を返還する義務の免除が認められるよう関連する取引に関する自らの契約上の権利によって確実にします。

契約期間中、担保を売却し、別の担保に供し、または質権を設定することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

買戻取引権付の売却

1. 買戻オプション付証券の購入

対象ファンドは、買主として、買戻オプション付証券を購入することができます。かかる取引は、当該契約の締結時に両当事者間で合意された価格および時期において、売却された有価証券を対象ファンドから買戻す権利を売主(取引相手方(カウンター・パーティー))に留保する条項が付された有価証券を購入するものです。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) 買戻オプション付の購入取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) 買戻オプション付の購入取引に適用される制限

買戻オプション付の購入契約の期間中、対象ファンドは、取引相手方(カウンター・パーティー)がそのオプションを行使する前に、または買戻期限が満了するまで、当該契約の対象である有価証券を売却することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

対象ファンドは、買戻オプション付の購入取引の取引額を、対象ファンドがいつでも受益者に対する買戻義務を履行可能な水準に維持することを確実にするものとします。

買戻オプション付の購入取引の対象となる有価証券は、以下に限定されます。

- (i) 定義の明確化に関する U C I T S に関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令 85/611/ E E C を実施する 2007 年 3 月 19 日付指令 2007/16/ E C に定める短期銀行証書または短期金融市場商品。
- () O E C D 加盟国もしくはそれらの地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず) E U の超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、 A A A またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券。
- (v) 加盟国の規制ある市場または O E C D 加盟国の証券取引所において値付けされているまたは取り扱われている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

買戻オプション付で購入された有価証券は、対象ファンドの投資方針に従ったものでなければならず、対象ファンドがそのポートフォリオにおいて保有するその他の有価証券とともに、対象ファンドの投資制限を全体的に遵守しなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、買戻オプション付で購入された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他 S F T R に基づき必要な情報を開示します。

2. 買戻オプション付証券の売却

対象ファンドは、売主として、買戻オプション付証券を売却することができます。かかる取引は、当該契約の締結時に両当事者間で合意された価格および時期において、当該有価証券を買主(取引相手方(カウンター・パーティー))から買い戻す権利を対象ファンドに留保する条項が付された有価証券を売却するものです。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) 買戻オプション付の売却取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方が C S S F により欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) 買戻オプション付の売却取引に適用される制限

対象ファンドは、買戻オプションの満期時において、(該当する場合)対象ファンドに対する当該有価証券の返還について合意された金額を精算可能とするのに十分な資産を保有していることを確実にしなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、買戻オプション付で売却された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

リバース・レポ取引およびレポ取引

1. リバース・レポ取引

対象ファンドは、リバース・レポ取引を行うことができ、かかる取引は、満期時に、売主(取引相手方(カウンター・パーティー))が売却された資産を買い戻す義務を負う一方で、対象ファンドが当該取引に基づき受領された資産を返還する義務を負う先渡取引で構成されます。

ただし、対象ファンドがかかる取引に関与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) リバース・レポ取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるプルーデンスル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) リバース・レポ取引に適用される制限

リバース・レポ取引の期間中、対象ファンドは、かかる契約により購入された有価証券を売却し、または質権を設定する/別の担保に供することはできません。ただし、対象ファンドがその他の補償手段を有する場合を除きます。

対象ファンドは、リバース・レポ取引の取引額を、対象ファンドが受益者に対する買戻義務を随時履行可能な水準に維持することを確実にするよう注意を払うものとします。

リバース・レポ取引において購入可能な有価証券は、以下に限定されます。

- (i) 定義の明確化に関するU C I T Sに関する法律、規則および監督規定の調整に関する理事会指令85/611/ E E Cを実施する2007年3月19日付指令2007/16/ E Cに定める短期銀行証書または短期金融市場商品。
- () O E C D加盟国もしくはそれらの地方公共団体または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず) E Uの超国家機関および事業体が発行または保証する債券。
- () 純資産価格の計算を毎日行い、かつ、A A Aまたはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型の集合投資事業によって発行された投資証券または受益証券。
- () 十分な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券。
- (v) 加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所において値付けされているまたは取り扱われている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とします。

リバース・レポ取引により購入された有価証券は、対象ファンドの投資方針に従うものとし、対象ファンドがそのポートフォリオにおいて保有するその他の有価証券とともに、対象ファンドの投資制限を全体的に遵守しなければなりません。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、リバース・レポ取引に基づき購入された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

2. レポ取引

対象ファンドは、レポ取引を行うことができ、かかる取引は、満期時に、対象ファンドが売却された資産を買い戻す義務を負う一方で、買主(取引相手方(カウンター・パーティー))が当該取引に基づき受領された資産を返還する義務を負う先渡取引で構成されます。

ただし、対象ファンドがかかる取引に關与する場合は、以下の規則に従うものとします。

(a) レポ取引の適切な完了の確保を目的とする規則

対象ファンドは、かかる取引の相手方がC S S Fにより欧州共同体法に定めるものと同等であると判断されるブルーデンシャル監督規制に服する場合に限り、当該取引を行うことができます。また、相手方当事者を選定するにあたり、管理会社は、特定の相手方当事者の法的地位、本拠地および最低信用格付(該当する場合)を考慮することがあります。

(b) レポ取引に適用される制限

対象ファンドは、当該取引の満期時において、対象ファンドに対する返還について取引相手方(カウンター・パーティー)との間で合意された金額を精算可能とするのに十分な資産を有していることを確実にするものとします。

対象ファンドは、レポ取引の取引額を、対象ファンドが受益者に対する買戻義務を随時履行可能な水準に維持することを確実にするよう注意を払うものとします。

(c) 定期的な情報の公表

対象ファンドは、その財務報告書において、レポ取引に基づき売却された有価証券に関する個別の情報を提供し、当該報告書の基準日時点における未決済取引の総額その他S F T Rに基づき必要な情報を開示します。

通貨ヘッジ

対象ファンドは、現在および将来の資産および負債を為替変動から保護するため、通貨先渡契約または通貨先物契約、スワップ契約およびスポット(直物)取引を行うことができ、通貨(スワップ契約ならびに先渡契約および先物契約を含みます。)のコール・オプションもしくはプット・オプションまたは通貨ワラントの売買を行うこともできます。これらの取引は、規制ある市場で取引されている契約のみを対象とすることができ、かかる契約には、かかる取引に定期的に参加している一流の金融機関との間で店頭で取引される契約を含むことができます。また、対象ファンドは、この種の取引を専門にしている一流の金融機関との間の私的な合意に基づく通貨先渡契約の売買または通貨交換を行うこともできます。

ヘッジ目的は、かかる取引とヘッジされる資産または負債との間に相関関係が存在することを前提としているため、ある通貨の取引(対象ファンドの基準通貨の価値と実質的關係を有する通貨との取引、例えば、クロスカレンシー・ヘッジを含みます。)は、原則として、関連する通貨建ての当該資産および負債の評価額の合計を超えてはならず、また、デュレーションに関しては、当該資産の保有期間もしくは予想取得期間または当該負債の保有期間もしくは予想保有期間を超えてはなりません。

レバレッジならびに担保および資産の再利用取決め

レバレッジ

各ファンドは、委任規則に記載される「コミットメント法」を用いる場合は最大でその純資産額の300%まで、「グロス法」を用いる場合は最大でその純資産額の600%までのレバレッジを利用することができます。

レバレッジは、投資収益の総額を増大させる機会をもたらしますが、損失を増大させる効果も有しています。従って、投資対象の価格に悪影響を与える一切の事由は、レバレッジを用いた場合にその範囲で増幅されることがあり、結果として重大な損失を被る可能性があります。

担保および資産の再利用取決め

各ファンドは、自己の資産の一部を構成する一切の資産または現金を譲渡するか、これに抵当権、担保権または債務負担を設定することができます。各ファンドは、自己の借入れの担保として自己の資産またはその一部に担保権、質権、抵当権その他の債務負担を設定することができます。

為替ヘッジ/為替取引と1口当たり純資産価格への為替変動の影響について

各クラスにおいては、為替変動リスクによる影響を低減、または異なる為替リスクに転換するため、為替ヘッジ/為替取引を活用します。各クラスで行われる主な為替ヘッジ/為替取引および1口当たり純資産価格への為替変動の影響は以下のとおりです。

(イメージ図)



※1 通貨クラスによっては、米ドルと為替ヘッジ/為替取引通貨の短期金利差の動向によって為替ヘッジコスト/為替取引によるコストとなる場合があります。

※2 対象ファンドが米ドル以外の外貨建て資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。また、豪ドル建クラス、円建クラス、トルコリラ建クラスは1口当たり純資産価格への為替の影響を回避することを旨としますが、完全な為替リスクを排除することはできません。

(注)円貨から米ドル建クラス、豪ドル建クラスまたはトルコリラ建クラスに投資する際には、米ドル、豪ドルまたはトルコリラ対日本円の為替リスクを伴います。円貨から米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラスに投資する際には、ブラジルレアル対日本円の為替リスクを伴います。

米ドル建クラス、円建クラスはピムコ・トータル・リターン・ファンドに属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラス、トルコリラ建クラスはピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに属します。

1口当たり純資産価格の主な変動要因について

■各クラスの1口当たり純資産価格の主な変動要因は以下のとおりです。

1口当たり純資産価格の上昇要因		通貨クラス	1口当たり純資産価格の下落要因	
債券相場動向	為替相場動向*		為替相場動向*	債券相場動向
債券価格の上昇 保有債券からの 金利収入	-	円建クラス	-	債券価格の下落
	-	米ドル建クラス	-	
	米ドル安/ ブラジルレアル高	米ドル建 ブラジルレアルクラス	米ドル高/ ブラジルレアル安	
	-	豪ドル建クラス	-	
	豪ドル安/ ブラジルレアル高	豪ドル建 ブラジルレアルクラス	豪ドル高/ ブラジルレアル安	
	-	トルコリラ建クラス	-	

※対象ファンドが米ドル以外の外貨建て資産に投資する際には、米ドル対当該外貨の為替変動が各クラスの1口当たり純資産価格に影響します。また、豪ドル建クラス、円建クラス、トルコリラ建クラスは1口当たり純資産価格への為替の影響を回避することを目指しますが、完全の為替リスクを排除することはできません。

(注)円貨から米ドル建クラス、豪ドル建クラスまたはトルコリラ建クラスに投資する際には、米ドル、豪ドルまたはトルコリラ対日本円の為替リスクを伴います。円貨から米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラスに投資する際には、ブラジルレアル対日本円の為替リスクを伴います。

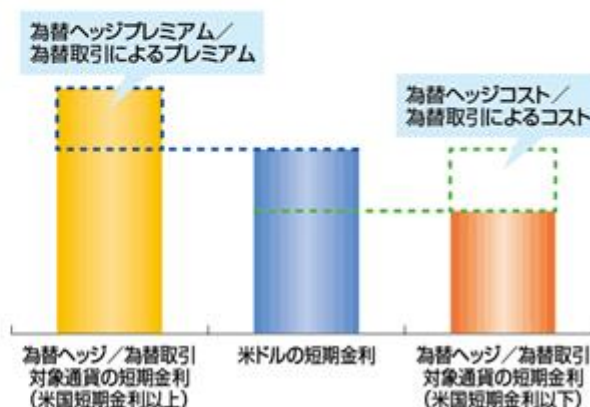
米ドル建クラス、円建クラスはピムコトータル・リターン・ファンドに属します。また、豪ドル建クラス、米ドル建ブラジルレアルクラス、豪ドル建ブラジルレアルクラス、トルコリラ建クラスはピムコトータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セクションに属します。

ヘッジプレミアム／コストおよび為替取引によるプレミアム／コストについて

■米ドル建て資産を米ドルと比較し短期金利の高い通貨で為替ヘッジ／為替取引を行う場合、短期金利差相当分程度の収益(為替ヘッジプレミアム／為替取引によるプレミアム)が期待できます。

■反対に、米ドルと比較し低い金利の通貨で為替ヘッジ／為替取引を行う場合は短期金利差相当分程度の費用(為替ヘッジコスト／為替取引によるコスト)が生じます。

以下は概念図です。



3【投資リスク】

リスク要因

トラストに対する投資は、下記のリスクを含む(但し、それらに限定されません。)リスクを伴います。受益者が自己の投資から利益を実現するという保証はありません。さらに、受益者は、その投資の一部または全部を喪失する可能性があります。

ファンドに対する投資の価値は、対象ファンドによる投資の価値の変化に伴って変動します。

下記のリスクは、すべてを網羅するものではありません。潜在的投資家は、本書を慎重にかつその全体を検討し、ファンド証券への申込みを行う前に専門家である助言者に相談すべきです。下記のリスクは、対象ファンドに適用されるリスクであり、また、対象ファンドへの投資を行う結果として、ファンドにも間接的に適用されます。その場合、「対象ファンド」に関する言及は、「ファンド」に関する言及と解釈されなければなりません。

金利リスク

金利リスクは、金利の上昇により確定利付商品およびその他の対象ファンドのポートフォリオ証券の価値が低下するというリスクです。名目金利が上昇すると、対象ファンドが保有する特定の確定利付商品の価値は低下する傾向があります。名目金利は実質金利と予想インフレ率の合計として記載されることがあります。デュレーションが長い確定利付商品は金利の変動により敏感である傾向があり、通常、デュレーションが短い証券よりも変動しやすいものです。株式および確定利付商品でないその他の証券の価値も金利の変動により低下する場合があります。米国インフレ連動国債を含むインフレ連動債は、実質金利が上昇すると価値が低下します。実質金利が名目金利よりも速く上昇している等の特定の金利環境では、インフレ連動債は、類似したデュレーションの他の確定利付商品よりも損失が大きくなる可能性があります。

変動利付証券は一般に、金利動向に影響されにくいものですが、当該金利が一般的な金利と同等程度に、または同等の速度で上昇しなかった場合、その価値が下がる可能性があります。逆に、変動利付証券は一般に、金利が下がってもその価値が上昇することはありません。逆変動利付証券の価値は、金利が上昇すると下がる可能性があります。また、逆変動利付証券は、類似の信用度を持つ確定利付債の場合よりも価格変動が大きいことがあります。対象ファンドが変動利付証券を保有する場合、市場金利の下落(または、逆変動利付証券の場合は市場金利の上昇)は、かかる証券から受け取られる収益および対象ファンドの受益証券の純資産価値に悪影響を与えます。

信用リスク

対象ファンドは、確定利付商品(証券の貸付担保と共に購入した証券を含みます。)の発行体もしくは保証人、またはデリバティブ契約、レポ取引もしくはポートフォリオ証券の貸付の取引相手方当事者が、時宜に適った元本および/または利息の支払その他その債務の履行を行うことができず、もしくは行うことに消極的である場合、または市場参加者、信用格付機関、値付業者もしくはその他の者によりそのように認識される場合、損失を被ることがあります。対象ファンドが保有する証券が格下げされた場合、かかる証券の価値を下落させる可能性があります。証券は信用リスクの度合いの変化に影響され、それがしばしば信用格付に反映されます。地方債には、訴訟、立法またはその他の政治的事由、地方ビジネスまたは経済状況、発行体の破産により、発行体の元利金の支払能力が重大な影響を受ける可能性があるというリスクがあります。

ハイ・イールド・リスク

対象ファンドは、ハイ・イールド債券および同様の信用の質を有する無格付証券(通称「ジャンク・ボンド」)に投資できるため、かかる証券に投資しないファンドよりもより大きな信用リスクおよび流動性リスクに服する可能性があります。かかる証券は、発行体の継続的な元利金の支払能力に関して際立って投機的であると判断されています。景気の低迷または金利上昇局面により、かかる証券の市場が

悪影響を受け、かかる証券を対象ファンドが売却することが難しくなる可能性があります(流動性リスク)。証券の発行体が元金金の支払に関して債務不履行となった場合、対象ファンドはそのすべての投資を喪失する可能性があります。ハイ・イールド債券への投資に伴うリスクのため、かかる証券について対象ファンドへの投資は投機的とみなされるべきです。

市場リスク

対象ファンドが保有する証券の市場価格は上下することがあり、時としてそれは急激または予測不可能な場合があります。証券は、証券市場一般または証券市場における特定の産業に影響を及ぼす要因により、価値が低下することがあります。証券の価値は、現実の不景気もしくは不景気観、企業収益の一般的な見通しの変化、金利もしくは為替相場の変動または一般的な投資家心理の悪化等、特定の会社とは無関係の一般的な市場動向により、低下することがあります。また、労働力不足または生産費用の増加および産業内における競争状態等、特定の産業に影響を及ぼす要因によっても、証券の価値は低下することがあります。証券市場が一般的に下降気味の間は、マルチ・アセット・クラスの価値も同時に低下する可能性があります。また、株式は、確定利付商品よりも価格変動が大きいものです。

発行体リスク

証券の価値は、発行体の過去および今後の予測収益ならびに発行体の資産価値の他、経営実績、財務レバレッジおよび発行体の財貨またはサービスに対する需要の減少等、発行体に直接関連する多数の理由により、低下することがあります。

流動性リスク

流動性リスクは特定の投資の売買が困難な場合に生じます。流動性を欠く証券とは、対象ファンドが証券を評価した金額とほぼ同額で通常の方法をもって7日以内に処分され得ない証券を意味します。対象ファンドが流動性を欠く証券に対して投資を行う場合、対象ファンドがかかる流動性を欠く証券を有利な時点または価格で売却することができないため、対象ファンドの収益を減少させることがあります。また、一定の投資市場は、特定の発行体の状況の具体的な悪化に関係なく、市場状況または経済状況の悪化を受けて、流動性を欠く可能性があります。かかる場合、流動性を欠く証券に対する投資制限およびかかる証券または金融商品の売買困難のため、対象ファンドは、一定の部門への望ましい水準のエクスポージャーを達成できないことがあります。対象ファンドの主要投資戦略に大きな市場リスクおよび/または信用リスクをかかえる米国外証券、デリバティブまたはそれ以外の証券が含まれる限りにおいて、最も大きな流動性リスクにさらされることとなります。

デリバティブ・リスク

デリバティブとは、その価値が原資産となる資産、基準相場もしくは指数の価値に依存し、またはそれらによって変動する金融契約です。対象ファンドは、原資産にポジションを持つ代わりとしておよび/または金利リスクもしくは通貨リスク等のその他のリスクを減少させる戦略の一環として、一般的にデリバティブを用いることがあります。対象ファンドによるデリバティブ商品の使用は、証券に対する直接投資その他の伝統的な投資に伴うリスクと異なる、または場合によってはそれよりも大きなリスクを伴います。デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスクおよびマネジメント・リスク等、本節に別途記載する多数のリスクにさらされます。また、誤った価格形成または不当な評価のリスク、およびデリバティブの価値の変動が原資産となる資産、相場または指数と完全に相関しないことがあるというリスクも伴います。対象ファンドは、デリバティブ商品に対する投資により、投資した元本金額よりも多額の損失を被ることがあります。また、適切なデリバティブ取引はあらゆる状況において利用可能なわけではなく、さらに、対象ファンドにとって有益と思われるときでも、これ以外のリスクを減少させるため、かかるデリバティブ取引への参加を確約するものではありません。

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券(資産担保証証券)のリスク

モーゲージ関連証券およびその他アセット・バック証券は通常、その他の種類の債務証券にかかるリスクと異なるまたはより重大なリスクを伴います。一般的に金利の上昇は固定利率モーゲージ関連証券のデュレーションを延長させる傾向があり、かかる証券を金利の変動に敏感なものにさせています。そ

の結果、金利上昇期において、対象ファンドはモーゲージ関連証券を保有する場合に更なる価格変動を示すことがあります。これは期間延長リスクとして知られています。また、変動利率および固定利率モーゲージ関連証券は期限前償還リスクを伴います。金利が低下する場合は、借主は予想以上に早くそのモーゲージを完済することがあります。これにより対象ファンドの収益は減少することがありますが、それは、対象ファンドがかかる金銭をその時点での低い金利で再投資することを余儀なくされる可能性があるからです。対象ファンドのその他のアセット・バック証券への投資は、モーゲージ関連証券に伴うリスクに類似したリスクとともに、資産の性質および当該資産のサービシングに伴う追加リスクを負います。

米国外投資リスク

対象ファンドは、米国以外の証券に投資するため、米国の企業の有価証券のみに投資する場合よりも、より急速かつ極端な価値の変動を受ける可能性があります。米国外の証券市場の多くは比較的小さく、限られた数の会社が少数の産業を代表しています。その上、米国外の発行体は通常、米国の発行体と同程度の規制に服しているわけではありません。米国以外の国の報告、会計および監査の基準は、場合によっては著しく米国の基準と異なります。また、国有化、収用もしくは没収的課税、通貨規制、政治的变化および外交上の予期されない事態は、対象ファンドの米国以外の国に対する投資に悪影響を及ぼすことがあります。国有化、収用その他没収があった場合、対象ファンドはその米国外証券に対するその投資をすべて失うことがあります。一定の地域の状況の悪化が、経済的に無関係と思われる他の国の証券に悪影響を及ぼすことがあります。対象ファンドが、その資産の多くの部分を特定の地域に投資する限りにおいて、一般的には、海外投資に伴う地域経済リスクに一層さらされることとなります。

新興市場リスク

対象ファンドが発展途上経済の国に経済的に関連した新興市場証券に投資する限り、対外投資リスクは特に高くなる可能性があります。かかる証券は、国外の先進国に投資する際のリスクとは異なるまたはかかるリスクよりも大きな、市場リスク、信用リスク、通貨リスク、流動性リスク、法的リスク、政治的リスクおよびその他のリスクをもたらす可能性があります。

通貨リスク

米国外通貨、米国外通貨で取引されかつ米国外通貨で収益を得る証券、または米国外通貨へのエクスポージャーを供するデリバティブに対する直接投資は、かかる通貨の価値が対米ドルで低下するというリスク、またはヘッジ・ポジションの場合は、米ドルの価値がヘッジされている通貨に比し低下するというリスクがあります。為替相場は、金利の変動、米国その他の政府、中央銀行、もしくは国際通貨基金等の超国家的機関による介入(もしくは介入の失敗)、または米国もしくは海外における通貨管理その他の政治上の予期されない事態、などといった多くの理由により、短期間で著しく変動することがあります。その結果、対象ファンドの米国以外の通貨建て証券に対する投資は、対象ファンドのリターンを減少させることがあります。

レバレッジ・リスク

一部の取引は、レバレッジを形成することがあります。かかる取引は、リバース・レポ取引、ポートフォリオ証券の貸付、および発行日前取引、特約日決済取引または先渡取引などを含むことがあります。デリバティブの使用もまた、レバレッジ・リスクを生むことがあります。レバレッジ・リスクを軽減するため、投資顧問会社は流動資産を分別または確保し、その他かかるリスクを生じるおそれのある取引をカバーします。対象ファンドはまた、投資のために借入れを行うことによりレバレッジ・リスクに服する可能性があります。レバレッジの結果、対象ファンドは、その義務を果たす、または分別要件を満たすため、有益ではないかもしれない場合にもポートフォリオ証券を取り崩すことがあります。借入れを含むレバレッジの結果、対象ファンドはレバレッジを用いなかった場合よりも変動しやすくなる可能性があります。これは、レバレッジが、対象ファンドのポートフォリオ証券の価値の騰落による影響を拡大する傾向があるからです。「つなぎ売り」ではない空売りなど、一部のレバレッジ取引においては、対象ファンドが何らかの理由で当該取引を打ち切ることができない場合、理論上、無制限の損失

を被る可能性があります。加えて、対象ファンドが借入れを行う限りにおいて、当該借入れに係る支払利息は、当該借入額を用いて購入される有価証券の価値の上昇によっては補填することができない可能性があり、対象ファンドの投資収益を上回ることもあり、そのため損失が膨らむ可能性があります。

マネジメント・リスク

対象ファンドはアクティブ運用を行う投資ポートフォリオであるため、対象ファンドはマネジメント・リスクによる影響を受けます。投資顧問会社は、対象ファンドのため投資決定を行う際に投資技術およびリスク分析を適用しますが、かかる投資決定が望ましい結果を生むとの保証はありません。また、法令、規制または課税上の制限、政策もしくは動向が、投資顧問会社および対象ファンドの運用に関係する個々のポートフォリオ・マネージャーが利用可能な投資技術に影響を与える場合があり、対象ファンドの投資目的達成能力にもまた悪影響を及ぼす可能性があります。

空売りのリスク

空売りには、対象ファンドが保有していない証券の売却で、後日より低い価格でかかる証券を購入することを見込んで対象ファンドにより行われる売却が含まれます。対象ファンドはまた、先渡契約によるショート・ポジションまたは先物契約もしくはスワップ契約によるデリバティブのショート・ポジションを保有することができます。証券またはデリバティブの価格がその間に上昇した場合は、対象ファンドは空売りが開始された時以降の価格の上昇ならびに第三者に支払われた手数料および利息に相当する損失を負担することになります。従って、空売りは、損失が増大し、投資の実費よりも多額の金額の損失を生じ得るリスクを伴います。また、空売りに関係する第三者が契約条件の遵守を怠り、対象ファンドに損失をもたらすリスクもあります。

証券金融取引リスク

証券金融取引は、取引相手方(カウンター・パーティー)が債務を履行しない取引相手方(カウンター・パーティー)リスクや、取引相手方(カウンター・パーティー)の債務不履行をカバーするために差し入れられた担保を対象ファンドが現金化できない流動性リスクといった各種リスクが対象ファンドおよび投資者に発生します。

レボ契約：対象ファンドはレボ契約を締結することができます。そのため、取引の相手方当事者が債務不履行に陥り、対象ファンドにおいて原証券の処分に係る権利の行使が遅延し、または妨げられた場合、対象ファンドは損失リスクを負うこととなります。対象ファンドは、特に、自らが保有する原証券に係る権利を主張することを求める期間中、原証券の価値が下落するリスクにさらされるほか、かかる権利の主張に伴う費用を負担するリスクおよび同契約からの収益の全部または一部を喪失するリスクにさらされます。

担保リスク：店頭金融デリバティブ取引または証券金融取引に関して、担保または証拠金は、対象ファンドによって取引相手方(カウンター・パーティー)またはブローカーに移転されることがあります。担保または証拠金としてブローカーに預託された資産は、当該ブローカーが分別勘定で保有しないことがあり、よって、当該ブローカーが支払不能または破産に陥った場合には、その債権者に当該資産が提供されることがあります。権原の移転により担保が取引相手方(カウンター・パーティー)またはブローカーに差し入れられた場合、当該担保は、当該カウンターパーティーまたはブローカーが自らの目的において再利用することがあり、したがって、対象ファンドが追加リスクにさらされることとなります。取引相手方(カウンター・パーティー)が有する担保の再利用権に関連するリスクには、かかる再利用権が行使された場合に、当該資産の帰属先が対象ファンドではなくなり、対象ファンドが同等資産の返還に対する契約上の請求権のみを有することになるリスクが含まれます。取引相手方(カウンター・パーティー)が支払不能に陥った場合、対象ファンドは、無担保債権者としての地位に置かれることとなり、当該取引相手方(カウンター・パーティー)から自らの資産を回収できないことがあります。さらに広範に見れば、取引相手方(カウンター・パーティー)による再利用権の行使対象となる資産は、管理会社もしくはその代行者が把握できないまたはそれらの支配の及ばない複雑な一連の取引の一部を構成することがあります。

業務の重要な個人への依存

対象ファンドの成功は、投資顧問会社ならびに投資顧問会社が適宜使用する投資助言者および投資委員会の重要な個人の専門的技能に大きく依存しています。結果として、今後彼らの業務を利用することができない場合、対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

特定の関連対象ファンド

PIMCOグループの事業体により設定され、管理されおよび/またはそれから助言を受ける特定の投資ファンドは、対象ファンドに投資する可能性があります。当該ファンドまたは事業体は、追加の対価を支払うことなく情報またはデータ(対象ファンドのパフォーマンスに関するものを含みます。)に対するアクセス権を与えられる場合があり、投資顧問会社またはPIMCOグループの他の事業体の他の顧客のために使用される場合があります。かかる情報は、PIMCOグループのファンドまたは事業体が、ファンド証券の買戻しまたは追加のファンド証券の買付を要求することを決定する場合に影響を与える可能性があり、対象ファンドの他の投資者に悪影響を与える可能性があります。

運用歴の欠如

投資顧問会社またはその関連会社の過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。対象ファンドが投資目的を達成するという保証はありません。

事業および規制上のリスク

対象ファンドに悪影響を与える可能性のある法律上、税務上および規制上の変更が、対象ファンドの存続期間中に生じる可能性があります。また、証券および先物市場は、包括的な法律、規制および証拠金要件に従います。規制機関および自主規制機関ならびに取引所は、市場の危機が生じた場合、緊急措置を講じる権限を与えられています。デリバティブ取引およびかかる取引を行う投資会社に対する規制は、発展途上の法律であり、政府および訴訟により変更される場合があります。将来の法律上または規制上の変更は、対象ファンドに実質的な悪影響を及ぼす可能性があります。

GDPR関連リスク

GDPRの下では、情報管理者は、特に情報管理者が負う説明責任および透明性要件を含む追加的な義務を負い、GDPRに規定された情報処理に関する規則の遵守を実証できなければならず、また、個人情報処理に関するより詳細な情報を情報主体に提供しなければなりません。GDPRの下では、情報主体には、不正確な個人情報を是正する権利、一定の状況において情報管理者が保有する個人情報を消去する権利、および多くの状況においてプロセスを制限し、またはプロセスに異議を申し立てる権利など、追加の権利が与えられます。GDPRの実施により、英文目録見書に従って直接または間接にトラストが運営費およびコンプライアンス費用を負担することがあります。また、トラストまたはそのサービス・プロバイダーが法令に遵守しないおそれがあり、トラストまたはそのサービス・プロバイダーは多額の過料を課される可能性があります。

金銭的な詐欺行為

対象ファンドが投資する特定の会社の経営陣が詐欺行為またはその他不正行為を行った場合、かかる会社に関するデューディリジェンスの結果を損ねる可能性があります。また、かかる詐欺行為が発覚した場合、対象ファンドの投資対象の価格に悪影響を与える可能性があります。また、金銭的な詐欺行為は、発覚した場合、対象ファンドの投資プログラムに悪影響を与えうる市場全体の価格変動を引き起こす可能性があります。

法的リスク

特定の国(特に発展途上国)において民間海外投資、持分証券取引およびその他契約関係を定める多数の法律は、新しく、ほとんど検証されていません。その結果、対象ファンドは、不十分な投資家保護、相反する法律、不完全、不明確かつ変更される法律、他の市場参加者による規制の無視または違反、確立されたまたは有効な法的救済手段の欠如、発展市場に典型的にみられる標準的な慣習および守秘義務の慣習の欠如、ならびに既存の規制の不実施を含む、数多くの例外的なリスクを伴う可能性があります。更に、対象ファンドの資産が投資される特定の国において判決を得て、かつそれを執行するこ

とが困難である可能性があります。権利の保護および行使の難しさが対象ファンドおよびその運用に重大な悪影響を与えないという保証はありません。また、対象ファンドの収益および利益は、受益者が十分に外国税額控除を受けることのできない外国政府により課税される源泉徴収の対象となる可能性があります。

発展途上国の企業の規制管理およびコーポレート・ガバナンスは、少数受益者にほとんど保護を与えない可能性があります。多くの場合、不正防止規制およびインサイダー取引防止規制は初歩的な段階です。役員および取締役の受益者に対する忠実義務の概念も、欧米の市場の概念と比べた場合、限定されています。特定の場合において、経営陣は、投資者の同意を得ることなく重大な措置を講じることができ、また、希薄化防止措置も限定される可能性があります。

1口当たり純資産価格の計算

各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、対象ファンドの投資対象のパフォーマンスに応じて徐々に変動することが予定されます。対象ファンドの資産は、定期的取引されていないかまたは非公開の資産に投資される可能性があります。その結果、ファンド証券1口当たり純資産価格の正確性は、かかる証券の評価額を入手する頻度またはその可能性により影響を受ける場合があります。資産の評価方法は、「第2、4、(1)、1口当たり純資産価格の計算」に記載される評価原則に依拠し、市場価格を参照するよりも評価モデルを参照して評価される価格となる可能性があります。かかる価格は、対象ファンドの資産売却により入手されうる価格を反映しない可能性があります。国際財務会計基準と上記の評価原則の間に抵触がある場合、ファンド証券1口当たり純資産価格を計算する際、上記の評価原則が優先します。受益者は、ファンド証券の買戻しを選択する場合または強制買戻しの場合、買戻し時における関連するクラスのファンド証券1口当たり純資産価格が当該受益者が支払った購入価格を下回る場合には、当初投資額を全額回収できない場合があります。

買戻しの効果

限られた期間内に受益証券を大量に買い戻す場合、対象ファンドは、望まれるものよりも早くポジションを清算する必要に迫られることがあり、これは、買い戻される受益証券および他の発行済受益証券の価格に悪影響を与えます。また、買戻しが行われる期間にかかわらず、対象ファンドの純資産価格の下落という結果により、投資顧問会社は利益を得ることまたは損失を取り戻すことが更に困難となる可能性があります。

報酬および費用

対象ファンドに利益が生じているか否かにかかわらず、組成費用および設立費用、継続的な管理費および運営費ならびに顧問報酬を含む一定の固定費を支払わなければなりません。対象ファンドの投資対象の回転率は、他のポートフォリオの平均を上回ることがあり、従って、支払手数料のレベルは平均を上回る可能性があります。

クロス・クラス債務(他のクラスに責任が及ぶリスク)

対象ファンド内のクラスは、個別の法主体ではありません。従って、対象ファンドのすべての資産は、帰属するクラスにかかわらず、対象ファンドのすべての負債を支払うために提供されます。実務上、クロス・クラス債務(他のクラスに責任が及ぶリスク)は、あるクラスが支払不能となり、かつその負債をすべて支払うことができない場合に限り、発生します。この場合、他のクラスに帰属する対象ファンドのすべての資産は、支払不能となったクラスの負債をカバーするために用いられることがあります。

交差責任リスク(他のファンドに責任が及ぶリスク)

異なるファンドの受益者間の関係に関して、各ファンドは、出資、キャピタル・ゲイン、損失、手数料および費用等の帰属する個別の法主体とみなされます。従って、個別のファンドの未払の債務は、ファンド全体には帰属しません。ただし、ルクセンブルグ法は、ファンドの文書に別途記載される場合を除き、交差責任(他のファンドに責任が及ぶリスク)は存在しないと定めていますが、このようなルクセンブルグ法の規定が他の法域において認められかつ有効であるという保証はありません。

テロ行為

米国およびその他の場所では、多大な人命喪失および物的損害ならびに世界市場の混乱を引き起こすテロ攻撃が起こるリスクがあります。経済的制裁および外交上の制裁が特定の国に対して取られるまたは課せられる可能性があり、また軍事行動が開始される可能性もあります。このような事由の影響は明らかではありませんが、一般的な経済状態および市場の流動性に重大な影響を与えることがあります。

投資戦略

使用される戦略がすべての市場環境において成功するという保証はありません。

対象ファンドの投資活動の成功は、投資顧問会社が投資機会を特定し、かつ過大評価された・過小評価された投資機会を特定すること、また金融市場の価格差を活用する能力に依存しています。対象ファンドが進める投資戦略の特定および利用には、高度の不確実性が伴います。

ヘッジ

対象ファンドおよび対象ファンドが投資する可能性のある投資ビークルは、為替相場の変動、株式市場および市場金利の一定の変動、ならびにその他の事由に起因するポジションの価値の下落をヘッジすることに努める目的で、デリバティブ、オプション、金利スワップ、キャップおよびフロアー、先物ならびに先渡契約等様々な金融商品を利用することができます。ポジションの価値の下落をヘッジすることは、かかるポジションの価格が下落する場合、かかるポジションの価格変動を解消するものではなく、損失を抑えるものでもありません。しかし、かかるヘッジは、同じ成果から利益を得ることが意図される他のポジションを保有し、ポジションの価格の下落を相殺します。かかるヘッジ取引は、ポジションの価格が上昇した場合、利益を獲得する機会も制限します。投資ビークルが、かかる変動から生じる可能性のあるポジションの価格の下落から資産を守るために十分な価格で変動または事由をヘッジすることは不可能です。また、特定の変化または事由のすべてをヘッジすることはできない可能性があります。

ヘッジ取引が行われる限り、その成功は、ヘッジが行われる為替もしくは金利、株式市場もしくはそのセクターまたはその他の事由の方向性の変化を適確に予測する各マネージャーの能力に依存します。また、ヘッジ戦略に用いられる商品の価格変動とヘッジ対象のポジションの価格変動の間の相関関係も変動します。更に、様々な理由により、マネージャーは、かかるヘッジ商品とヘッジ対象のポジションの間に完全な相関関係を築くことを追求しない場合があります。かかる不完全な相関関係により、投資顧問会社は対象とするヘッジを達成することを妨げられるか、または投資ビークルは追加の損失リスクにさらされる可能性があります。

取引相手方(カウンター・パーティー)リスク

対象ファンドは、取引相手方(カウンター・パーティー)が支払不能、破産またはその他の事由によるか否かにかかわらず、取引を行うことができないというリスクを負います。特に、取引は代金と証券の受渡しと共に同時に行われるものではなく、それにより対象ファンドが重大な取引相手方(カウンター・パーティー)リスクにさらされる可能性があることに留意すべきです。

転換証券

転換証券は、特定の期間内に、特定の価格または計算方法で同一のまたは異なる発行体の一定数の普通株式に転換されうるかまたは交換されうる社債、債務証券、中期証券、優先株式またはその他の有価証券です。転換証券は通常、その所有者に対して、転換証券が満期になるまで、または転換証券が買い戻される、転換されるもしくは交換されるまでの間に社債について支払われ、またその間に発生した利子、または優先株式について支払われ、またその間に発生した配当を受け取る権利を付与します。転換証券は通常、()普通株式よりも利回りは高いものの、類似した非転換証券よりも利回りが低く、()確定利付きという特徴により原資産である普通株式よりも価格変動の可能性が低く、また()原資産である普通株式の市場価格が上昇した場合、資本増加の可能性が高くなります。転換証券の価値は、「投資価格」(満期および質が類似した転換条項の付かない他の証券の利回りと比較して利回りから判断されます。)と、「転換価値」(原資産である普通株式に転換される場合の証券の市場価値)か

らなります。転換証券は通常、投資者が確定利付証券を保有しながら原資産である普通株式を取得する権利に価値を見出す範囲で、転換価値を上回るプレミアムで売却されます。通常、プレミアムの価格は、転換社債の満期が近づくと減少します。転換証券は、転換証券を支配する商品で定められた価格で、発行体の選択により買い戻される場合があります。対象ファンドが保有する転換証券が買い戻される場合、対象ファンドは、発行体が証券を買い戻すことを認めるか、原資産である普通株式に転換するか、または第三者に売却しなければなりません。かかる行為は、対象ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性があります。

従業員および第三者サービス提供者の不正行為

従業員または第三者サービス提供者(対象ファンドを含みます。)による不正行為は、対象ファンドに重大な損失を与える可能性があります。従業員の不正行為には、許可された上限を上回るか、または受容不可能なリスクのある取引および不正な取引活動または失敗した取引活動の隠匿(いずれの場合も、未知の管理されないリスクまたは損失を生じる可能性があります。)を提起する取引に対象ファンドを拘束することを含む可能性があります。取引の評価を誤ることおよび資産を悪用すること等第三者サービス提供者の行為により損失が生じる可能性もあります。また、従業員および第三者サービス提供者は、秘密情報を不正に使用するかまたは開示する場合があります。対象ファンドの事業見通しまたは将来の市場活動を制限することを含め、訴訟または深刻な財務的損害が生じる可能性があります。投資顧問会社は従業員の不正行為を防止しかつ発見し、また信頼できる第三者サービス提供者を選択するための措置を講じますが、かかる措置はすべての場合に有効ではない可能性があります。

投資家集中のリスク

受益者は、大手機関投資家(年金ファンド、保険会社またはその他の集団投資スキーム(PIMCOの関連会社が運用しているものを含みます。)等)がファンドの資産の大部分を保有するようにファンドの投資家層が集中する場合があることに留意すべきです。これにより、当該ファンドのその他の受益者は一定のリスクにさらされます。かかるリスクには、ファンドの資産の大部分がある日買い戻されることにより、当該ファンド全体の存続可能性が影響を受け、または、買戻数の制限の設定が必要となるような異常な状態に市場が陥ったとき等において、当該日に買戻請求を行わなかったその他の投資家の当該ファンドから買戻しを行う能力が影響を受けるリスクが含まれます。

為替変動リスク

各ファンドの受益証券1口当たり純資産価格の算出は、表示通貨建て(米ドル建て、豪ドル建て、日本円建てまたはトルコリラ建て)により行われるため、日本円以外の通貨建ての受益証券に日本円より投資する場合には、外国為替相場の変動によっては換金時の円貨お受取り金額が円貨ご投資額を下回る場合があります。

<円建クラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、円建クラスにおいて原則として米ドル売り、日本円買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、日本円短期金利が米ドル短期金利より低い場合、日本円と米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

<豪ドル建クラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、豪ドル建クラスにおいて原則として米ドル売り、豪ドル買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、豪ドル短期金利が米ドル短期金利より低い場合、豪ドルと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

<米ドル建ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建ブラジルリアルクラス>

対象ファンドは、米ドル建て資産へ投資し、各通貨クラスにおいて原則として米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行います。そのため、ブラジルリアルが各通貨クラスのファンド証券1口当たり純資産価格の表示通貨に対して強くなればファンド証券1口当たり純資産価格の上昇要因となり、弱

くなればファンド証券1口当たり純資産価格の下落要因となります。また、ブラジルレアル短期金利が米ドル短期金利より低い場合、その金利差相当分の為替取引によるコストがかかることに留意が必要です。

なお、米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引については、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引(non-deliverable forward transactions、NDF)を利用することにより為替取引を行う場合があります。NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、ファンド証券1口当たり純資産価格の値動きは、実際のブラジルレアルの為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

<トルコリラ建クラス>

対象ファンドは、米ドル建資産へ投資し、トルコリラ建クラスにおいて原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかりますが、完全に為替リスクを排除することはできません。また、トルコリラ短期金利が米ドル短期金利より低い場合、トルコリラと米ドルとの金利差相当分のヘッジコストがかかることに留意が必要です。

中国銀行間債券市場への直接的なアクセスに係るリスク

対象ファンドは、関連する中国の規制または当局により許容される範囲で、また、上記の投資目的、投資戦略および投資ガイドラインに概要が詳述されるとおり、PBOCに申請書を提出することにより、CI BM規則を遵守して、CI BMで取引される確定利付商品に直接投資することもできます。投資顧問会社は、対象ファンドを代理して提出を行い、対象ファンドのために取引および決済代行サービスを行うため、国内の取引および決済代理人を雇用するものとします。

CI BM規則に基づく割当制限は存在しませんが、対象ファンドの投資対象に関する関連情報をPBOCに提出する必要があるため、また、提出された情報に大幅な変更があった場合、最新の情報の提出が要求されることがあります。PBOCが提出の目的上、当該情報に関してコメントを行うか、または、変更を要求するか否かを予測することはできません。変更を要求された場合、投資顧問会社はPBOCの指示に従い、かかる指示に応じて関連する変更を行う必要があります。

市場のボラティリティおよびCI BMにおける特定の債務証券の低取引量に起因する流動性の潜在的な欠如により、当該市場で取引される特定の債務証券の価格が著しく変動する可能性があります。したがって、かかる市場に投資を行う対象ファンドは、流動性リスクおよびボラティリティ・リスクにさらされます。かかる債務証券の価格の買呼値と売呼値の間のスプレッドが大きくなる可能性があるため、対象ファンドは多額の取引費用および換金費用を負担する可能性があり、また、当該投資対象の売却時に損失を被る可能性もあります。

対象ファンドがCI BMへ投資を行う範囲で、対象ファンドは、決済手続きおよび取引相手方の債務不履行に付随するリスクにさらされる可能性もあります。対象ファンドと取引を行った取引相手方が、関連する有価証券の引渡しまたは対価の支払いによる取引決済義務を履行しない可能性があります。さらに、CI BMへの投資のための関連する提出および口座開設は、国内の決済代理人によって行われなければならないため、対象ファンドは、国内の決済代理人側の不履行または過誤のリスクにさらされます。

CI BMは、規制上のリスクにもさらされます。CI BM規則は非常に新しいものであり、未だ市場で検証されていません。現段階において、CI BM規則は依然として、さらなる明確化および/または変更の対象となっており、対象ファンドのCI BMへ投資を行う能力に悪影響を及ぼす可能性があります。関連する中国の当局がCI BMにおける口座開設または取引を停止する極端な状況では、対象ファンドのCI BMへ投資を行う能力は制限され、その結果、対象ファンドは相当な損失を被る可能性があります。

CI BM規則により、外国の投資者は、CI BMへの投資に関して人民元または外貨建ての投資金額を中国に送金することが可能となります。対象ファンドによる資金の中国国外への送金に関して、投資

元本が中国に送金された場合、人民元の外貨に対する比率は、当初の通貨比率と概ね一致しなければならず、許容される逸脱は最大10%とします。かかる要件は将来変更される可能性があり、かかる変更により、対象ファンドのC I B Mへの投資に悪影響が及ぶ可能性があります。P B O Cは、C I B M規則に基づく対象ファンドの取引を継続的に監督し、C I B M規則の不遵守があった場合は、関連する行政上の措置(対象ファンドおよび/または投資顧問会社(場合に応じて)に対する取引の停止および強制手仕舞い等)を講じることができます。

特定の債券(すなわち、企業所得税法実施条例および財税[2016]30号に基づく、鉄道債から生じた受取利息に対する所得税方針に関する通達に対する2016年3月10日付通達に従い、それぞれ100%の企業所得税免除および50%の企業所得税免除を受けることができる国債、地方債および鉄道債)から生じた受取利息を除き、非居住機関投資家がC I B Mへの直接的アクセスを通じて取引されるその他の債券から得る受取利息は、中国を源泉とする収益であり、税率10%の中国源泉所得税および税率6%の付加価値税の対象です。

国内債券市場に投資する外国機関のための企業所得税および付加価値税方針に関する通達に従い、外国の機関が中国の債券市場で得るクーポンの受取利息の企業所得税および付加価値税は、2018年11月7日から2021年11月6日まで一時的に免除されます。企業所得税免除の範囲から、外国機関の国内の事業体/機関と直接関係を有する外国機関の国内の事業体/機関が得る債券の利息は除外されています。

非居住機関投資家がC I B M債券の取引から得るキャピタル・ゲインは、厳密には中国を源泉としない利益であるとみなされるため、中国の源泉徴収所得税の対象ではありません。中国の税務当局は、現在かかる非課税の取扱いを実際に実施していますが、現行の税制の下では、かかる非課税の取扱いに関して利用可能な明確なガイドラインは存在しません。

財税[2016]70号に基づく、金融機関の銀行間取引に対する付加価値税方針に関する補足通達に対する2016年6月30日付のその他の通達に従い、P B O Cが認める外国機関がC I B Mの現地通貨市場への投資から得るキャピタル・ゲインは、付加価値税が免除されるものとします。

さらに、中国の税金に関する法令は常に変更されており、遡及効果のある変更がなされる可能性もあります。税務当局による税金に関する法令の解釈および適用性は、先進国に比べて一貫性に欠け、かつ透明性の高いものではない上に、地域ごとに異なる可能性があります。その結果、投資顧問会社が支払い、C I B Mへの直接的アクセスを通じて保有される資産に帰属する限りにおいて対象ファンドによって払い戻される中国の租税公課は、常に変更される可能性があります。

中国の有価証券への投資に関するリスクの詳細な情報については、「中国の有価証券への投資に関する特定のリスク」と題する以下のリスク要因をご参照ください。

中国の有価証券への投資に関する特定のリスク

中国の有価証券または中国に経済的に関係する有価証券への投資は、対象ファンドの主要な投資の中心を構成しませんが、対象ファンドは後者の投資において、その資産の一部を中国に所在する発行体の有価証券に投資する可能性があります。

上記の「新興市場リスク」の項において開示されるリスクに加えて、中国の発行体の有価証券への投資は、一般的に先進国市場への投資には付随しない、特に高度なリスクおよび特別の勘案事項を伴う可能性があります。

かかる追加のリスクは、(a)異常な成長に起因する非効率性、(b)一貫して信頼性のある経済データが利用不能であること、(c)潜在的な高インフレ率、(d)輸出および国際貿易への依拠、(e)比較的高いレベルの資産価格のボラティリティ、一時停止リスクおよび有価証券の決済が困難であること、(f)小規模な市場資本および流動性が低いこと、(g)地域経済との競争の激化、(h)特に、為替ヘッジ商品の相対的な欠如および現地通貨を米ドルその他通貨に換算する能力の抑制を考慮した、為替レートの変動、(i)多くの中国の会社は比較的小規模であり、運用歴が欠如していること、(j)証券市場、保管の取決めおよび商取引の法的枠組みおよび規制上の枠組みが発展的な性質を有していること、ならびに(k)中国政府の、経済改革および適格外国機関投資家(以下「Q F I I」といいます。)プログラム

(対象ファンドは、当該プログラムに従って中国に(PIMCOグループ会社の割当ての一部として)投資することができ、当該プログラムは、本国送金および通貨の転換を規制します。)の策定に対する約束に関する不確実性を含みます(が、これらに限られません)。さらに、より発展した国際市場に比べて、かかる証券市場における規制および執行に係る活動の水準は低くなります。これらは潜在的に、関連する規制の解釈および適用における一貫性の欠如ならびに規制機関が、市場参加者に対する事前の相談または通知なく、既存の法律を即座に、もしくは速やかに変更するか、または、新規の法律、規則、規制もしくは方針を導入する(かかる変更または導入により対象ファンドのその投資目的または投資戦略を追求する能力が厳格に制限される可能性があります。)リスクとなる可能性があります。また、中国への外国投資の抑制および投資資本の本国送金に対する制限も存在します。QFIIプログラムにおいては、特に、投資範囲、投資割当て、資金の本国送金、外国人株式保有制限および勘定の構成を含みますが、これらに限らない側面に関して一定の規制上の制限が存在します。中国の規制上の要件により、対象ファンドの中国に關係する有価証券もしくは商品に投資する能力が制限される可能性および/または中国に關係する有価証券または商品におけるその持分を清算することを要求される可能性があります。一定の場合において、かかる清算により対象ファンドが損失を被る可能性があります。

さらに、中国の証券取引所は、一般的に、関連する取引所で取引される証券の取引を停止または制限する権利を有しています。中国政府または関連する中国の規制機関は、中国の金融市場に悪影響を及ぼす可能性がある政策を実施することもできます。かかる停止、制限または政策は、対象ファンドの投資パフォーマンスにマイナスの影響を及ぼす可能性があります。

中国の政治的な環境は近年比較的安定していますが、かかる安定が将来にわたって維持される保証はありません。新興市場として、多くの要因(富裕層と貧困層との間の格差の拡大または農業不安および既存の政治構造が不安定であること等)によりかかる安定に影響が及ぶ可能性があり、中国に経済的に關係する有価証券および商品へ投資する対象ファンドに悪影響が及ぶ可能性があります。

政治的不安定、軍事介入および政治汚職は、市場および経済改革、民営化および貿易障壁の撤廃への好ましい傾向を逆転させ、証券市場に重大な混乱が生じる可能性があります。

中国は、共産党の単一支配です。中国への投資は、政府による経済統制および経済への関与の強化に付随するリスクにさらされます。中国の通貨は、市場によって決定されるレベルではなく、対米ドルの人為的なレベルで管理されています。この種のシステムにより、通貨が突然かつ大幅に調整される可能性があり、ひいては外国人投資家に破壊的かつマイナスの影響が及ぶ可能性があります。中国は、自国通貨を外国通貨に自由に転換することを制限する場合もあります。通貨の本国送金制限により、特に買戻請求に関して、中国に關係する有価証券および商品の流動性が比較的低くなるという影響が及ぶ可能性があります。さらに、中国の政府は、資源配分および金融政策への直接的および重大な関与、外国通貨建て債務の支払統制ならびに特定の産業および/または会社に対する優遇措置の提供により、経済成長を著しく統制しています。中国における経済改革プログラムは成長に寄与していますが、かかる改革が継続する保証はありません。

中国は過去に干ばつ、洪水、地震および津波等の自然災害に見舞われており、地域経済は今後、かかる環境上の事由による影響を受ける可能性があります。したがって、対象ファンドの中国への投資は、かかる事由のリスクにさらされます。さらに、中国と台湾の間の関係は特に注意を要するものであり、中国と台湾の交戦は、対象ファンドの中国への投資にリスクをもたらす可能性があります。

税法の適用(例えば、配当または利息支払いに対する源泉徴収税の賦課)または没収課税もまた、対象ファンドの中国への投資に影響を及ぼす可能性があります。中国に経済的に關係する有価証券および商品への投資に対する課税を規定する規則が不明確であるため、対象ファンドは、中国に経済的に關係する有価証券および商品の処分または保有から得られる実現利益および未実現利益を留保することにより、当該有価証券および商品への投資に対するキャピタル・ゲイン税への備えを行う場合があります。かかるアプローチは、現在の市場慣行および適用される税務規則に関する投資顧問会社の理解に基づくものです。市場慣行または適用される税務規則に関する理解が変わった場合、留保される金額が、実際

に負担する税金に対して多すぎるか、または、少なすぎる事となる可能性があります。投資者は、中国の税金に関する法令の変更によりその投資に悪影響が及ぶ可能性があることを認識すべきです。かかる法令は、遡及効果をもって適用されることがあり、また、常に流動的な状態にあり、長期にわたって常に変更されます。

さらに、中国の証券市場(上海証券取引所および深圳証券取引所を含みます。)は、成長期および変革期を経ており、これにより、取引の決済および記録ならびに関連する規制の解釈および適用が困難となる可能性があります。

ユーロおよびEUに関連するリスク

対象ファンドは、欧州およびユーロ圏に対する投資エクスポージャーを有する可能性があります。欧州におけるソブリン債務危機に鑑みて、かかる投資エクスポージャーにより、対象ファンドが特定のリスクにさらされる可能性があります。例えば、様々なユーロ圏加盟国がユーロを放棄し、自国通貨に戻る可能性および/またはユーロが単一通貨として現在の形態で存在しなくなる可能性があります。かかる放棄またはある国のユーロからの強制的な離脱の、当該国、ユーロ圏のその他の国および世界の市場に対する影響は予測不可能ですが、対象ファンドの欧州への投資額にマイナスの影響および悪影響が及ぶ可能性があります。ある国のユーロからの離脱により、すべてのユーロ圏の国およびその経済が極めて不安定となる影響がおよび、世界経済全体にマイナスの影響が及ぶ可能性があります。欧州の多数の国の政府、欧州委員会、欧州中央銀行、国際通貨基金およびその他の当局が、現在の財政状況に対処するための措置(経済改革の実施、救済策の提供および国民に対する緊縮政策等)を講じていますが、かかる措置が望ましい効果を有しない可能性があり、欧州の将来の安定および成長は、依然として不確実です。

さらに、かかる状況においては、ユーロ建ての投資対象または代替通貨建ての投資対象を評価することが困難である可能性があります。ユーロから離脱する国が当該国における資本の流出入の制限を試みる可能性があり、これにより、対象ファンドが、当該法域における受益者からの追加の申込みを受理できないか、または、受益者に対して買戻代金の支払いを行うことができなくなる可能性もあります。

対象ファンドは、2016年6月23日に開催され、英国のEU離脱の結果となった、英国のEU加盟継続に関する国民投票に付随する潜在的なリスクに直面する可能性があります。EU離脱の票決により、外国為替市場に著しいボラティリティが生じ、英国ポンドの、米ドル、ユーロおよびその他の通貨に対する為替レートが持続的に低下し、これにより、対象ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

英国のEU離脱の票決は、英国が離脱条件の交渉を試みているため、不確実な状況が続く期間に準備が整う可能性があります。当該票決により、その他のEU加盟国27か国(その一部は、投資顧問会社が業務を行っている国です。)の一部もしくは全部および/またはユーロ圏が不安定となる可能性もあります。対象ファンドの特定の投資対象の価値、対象ファンドの取引を行う能力、その投資対象の一部を評価または換金する能力その他その投資方針を実施する能力に不利な影響が及ぶ可能性があります。これは特に、英国、EUおよびその他の金融市場における不確実性およびボラティリティの増大、資産価値の変動、為替レートの変動、英国、EUもしくはその他の地域において所在し、取引され、もしくは上場されている投資対象の非流動性の増加、金融取引相手方およびその他の取引相手方の取引を行う意思もしくは能力の変化もしくはかかる取引相手方が取引を行う準備がある価格および条件の変更ならびに/または対象ファンド、投資顧問会社および/もしくは対象ファンドの一定の資産が服するか、もしくは、服することとなる法制度および規制上の制度の変更に起因する場合があります。受益者は、対象ファンドが、その構成方法を変更すること、追加のサービス・プロバイダーもしくは代理人を紹介し、交替させ、もしくは任命すること、および/または対象ファンドにサービスを提供するために現在雇用されている者もしくは事業体の任命条件を変更することを要求される可能性がある旨に留意すべきです。対象ファンドは、かかる変更の費用およびその他の影響を最小限に抑えるよう努めるものとし、投資者は、対象ファンドがかかる変更の費用を負担する可能性があることを認識すべきです。

さらに、英国のEU離脱により、英国経済および英国経済の将来の成長に重大な影響がおよび、対象ファンドの英国への投資に悪影響が及ぶ可能性があります。かかる英国への投資を理由として、対象ファンドが、英国がEUを離脱する日付から、英文目論見書または適用法に定められる資産適格基準およびリスク分散要件を遵守しなくなる可能性があるというリスクも存在します。かかる状況において、投資者は、対象ファンドが、ルクセンブルグの法律に従い、要求される範囲で、英国がEUを離脱する日付から最大で12か月の期間において、その投資規則および投資制限の不遵守または違反によって生じた状況を合法化することができるという事実留意する必要があります。ただし、かかる合法化は、金融市場の安定および投資家保護を考慮して行われます。

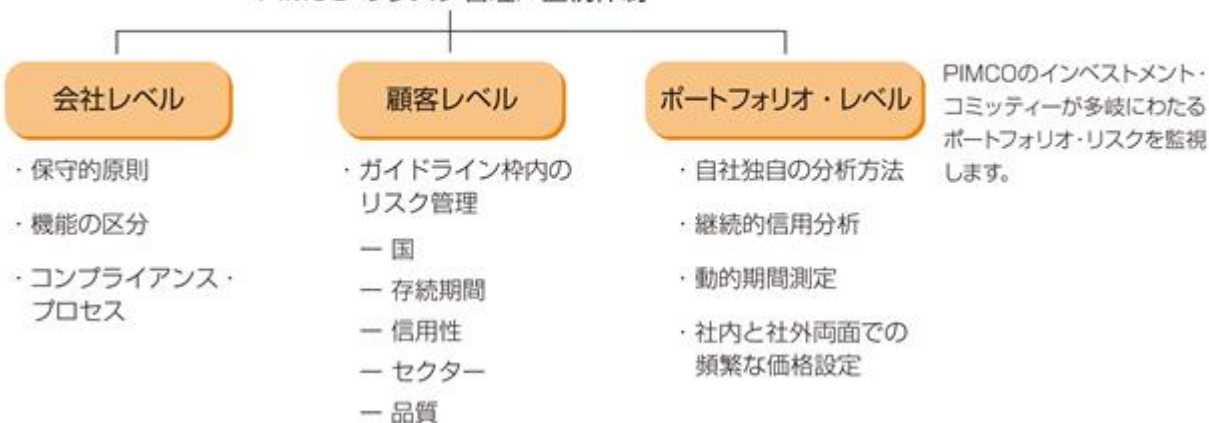
英国のEU離脱により、英国経済の側面に関して不確実性が長期化し、顧客および投資者の信用を損なう可能性があります。これらの事由のいずれかおよび英国以外の加盟国のEUからの離脱または除名により、対象ファンドに重大な悪影響が及ぶ可能性があります。

リスクの管理体制

投資顧問会社のリスク管理は、ポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、インベストメント・オペレーションズおよびコンプライアンスの4つの業務分野に及んでいます。各々は、ポートフォリオ・リスクとコンプライアンスが適正に監視され、管理されている状態を目指して個別でありながら、ある程度重複する責務を負っています。

各レベルで監視管理されるポートフォリオ・リスク

PIMCOのリスク管理/監視体制



2020年9月末日現在

ファンドは、ヘッジ目的および/またはヘッジ目的以外の目的で、デリバティブ取引等を行っています。管理会社は、UCITSに適用されるEU規則に基づくリスク管理方法により、かかるデリバティブ取引等に関するリスクを管理しています。

また、管理会社は、UCITSに適用されるEU規則等に基づくリスク管理手法により、ファンドの信用リスクを管理しています。

リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資 1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2015年10月～2020年9月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格(各月末時点)と、年間騰落率(各月末時点)の推移を示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率(各月末時点)の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラス(円ベース)との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

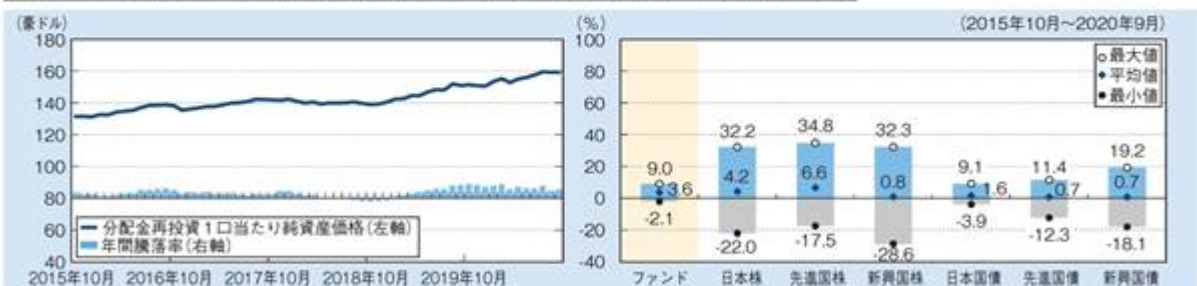
ピムコ・TOTAL・リターン・ファンド 米ドル建クラス



ピムコ・TOTAL・リターン・ファンド 円建クラス



ピムコ・TOTAL・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建クラス



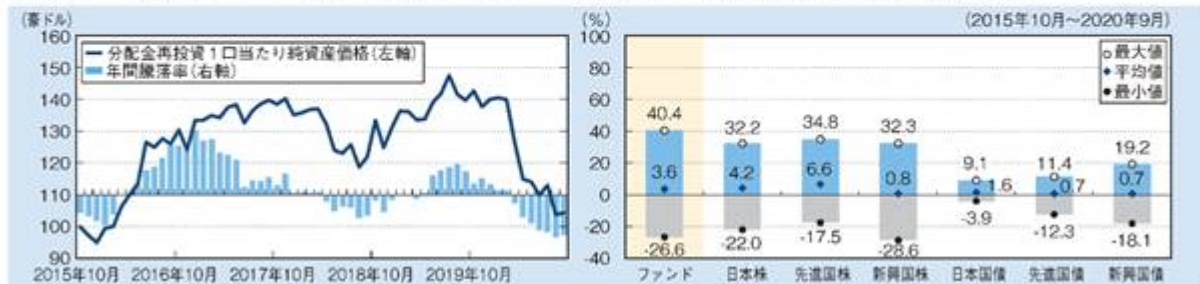
ピムコ・TOTAL・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション トルコリラ建クラス



ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 米ドル建ブラジルリアルクラス



ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建ブラジルリアルクラス



出所:投資顧問会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

(ご注意)

- ・分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
- ・ファンドの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドの年間騰落率は、ファンドの各クラスの表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておりません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ・代表的な資産クラスの年間騰落率(各月末時点)は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。(月末が休日の場合は直前の営業日を月末とみなします。)
- ・ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
- ・ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ・ファンドは、代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

・代表的な資産クラスを表す指数

- 日本株……………TOPIX(配当込み)
- 先進国株……………FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
- 新興国株……………S&P 新興国総合指数
- 日本国債……………BBGパークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債……………FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
- 新興国債……………FTSE新興国市場国債指数(円ベース)

(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

上記の参考情報は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

申込手数料は課されません。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品説明、投資情報の提供、購入に関する事務手続き等の対価として支払われます。

日本における販売会社のため、以下の料率の申込手数料が課されます。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1万口未満	申込金額の2.20%（税抜2.00%）
1万口以上5万口未満	申込金額の1.65%（税抜1.50%）
5万口以上10万口未満	申込金額の1.10%（税抜1.00%）
10万口以上50万口未満	申込金額の0.55%（税抜0.50%）
50万口以上	申込金額の0.22%（税抜0.20%）

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

申込手数料の詳細については、日本における販売会社までお問い合わせください。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は課されません。

(3)【管理報酬等】

ファンドにより支払われる特定の報酬（管理会社、日本における販売会社および代行協会員に対する報酬を含みます。）は、各ファンド別に定められます。

以下に明示される場合を除き、投資顧問会社の報酬は、管理会社が負担するものとし、保管受託銀行および主管理事務代行会社の報酬は、投資顧問会社が負担するものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド**管理会社の報酬**

管理会社報酬は、投資顧問会社の報酬の支払いに加えて、投資顧問会社および第三者への業務の提供および提供の手配、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として支払われます。

・米ドル建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

・円建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、円建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの2020年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、836,407.32米ドル^(注)でした。

(注)会計年度末の費用は、財務書類では千米ドル単位で表示されており、かつ費用合計に一致するよう調整されているため、財務書類に記載の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

・概要

投資顧問会社の報酬は、管理会社により負担されます。

投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの設定および日本における当初の募集に関連して生じたすべての費用(弁護士費用を含みます。)(以下「創設費」といいます。)をピムコ・トータル・リターン・ファンドに対して前払いします。ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、ピムコ・トータル・リターン・ファンドを代理して前払いされた創設費を、投資顧問会社に対し補償します。ただし、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの当初募集期間の後3年間に行われる当該補償の額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日々平均純資産額の0.05%を超えないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは以下の事項を含むそのファンド証券の日本における公募に関連する費用を支払います。()ファンド証券の買付および買戻確認書ならびに受益者名簿に記載されていない受益者(日本における販売会社によりピムコ・トータル・リターン・ファンドに紹介された者)に対する定期報告書の作成・印刷・配布費用、()有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(もしあれば)の作成・印刷・提出費用、()適用ある日本の法令ならびに/または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社が営業用に使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配布費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンドの年次報告書および半期報告書ならびに日本における販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社によるファンド証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用、()日本における販売会社による受益証券の販売のために生じた弁護士に対する報酬・費用、()適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配布にかかるその他の合理的な費用および管理会社と日本における販売会社との間で相互に合意されたその他の合理的な費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日本における公募に関連して配布される印刷資料の作成・印刷・配布費用。投資顧問会社は、本書に詳細が記載される通常法律・会計・保管・主管理事務費用を含む、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの日本における販売と関係のない運用費用を支払います。

投資顧問会社は、投資顧問契約の期間中、以下のとおり、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに対する一定の業務提供者の報酬およびピムコ・トータル・リターン・ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、保管契約の条件に従い、保管受託銀行の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する保管契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (2) 投資顧問会社は、管理事務代行契約の条件に従い、主管理事務代行会社の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、ピムコ・トータル・リターン・ファンドの1口当たり純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する管理事務代行契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (3) 投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドに帰属する以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) トラストの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対するピムコ・トータル・リターン・ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびにトラストの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき費用は含まれません。)
 - (c) ピムコ・トータル・リターン・ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
 - (d) ピムコ・トータル・リターン・ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

主管理事務代行会社および保管受託銀行は、支払期日の翌日から30暦日または60暦日(報酬か費用かに拠ります。)経過後に限り、トラストに対し当該報酬および費用の支払を求めます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの設定に係る経費および費用は、投資顧問会社により負担されます。適用法により許容される最大限の範囲で、標準的な商習慣として、投資顧問会社は、その管理報酬からまたはその他自らの資金から、一定の金融仲介機関および一定の投資者に対してレポートまたはその他の支払を行うことがあります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドは、上記に特に定められないかまたは約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

・対象ファンドレベルの報酬

投資顧問会社は、対象ファンドに関連して締結される投資顧問契約の期間中、以下のとおり、対象ファンドに対する一定の業務提供者の報酬および対象ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、対象ファンドの保管者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。
- (2) 投資顧問会社は、対象ファンドの主管理事務代行者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、対象ファンドの純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。
- (3) 投資顧問会社は、以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) 対象ファンドの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対する対象ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびに対象ファンドの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき報酬の経費は含まれません。)

(c) 対象ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)

(d) 対象ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

対象ファンドは、上記に特に定められないかまたはその約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

代行協会員の報酬

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。

・米ドル建クラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・円建クラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、円建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

販売会社の報酬

販売会社報酬は、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社によって保有される受益証券に帰属するピムコ・トータル・リターン・ファンドの純資産額に基づき以下の販売会社報酬を受領します。

・米ドル建クラス受益証券

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、米ドル建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

・円建クラス受益証券

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、円建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドの2020年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売会社報酬は、それぞれ204,457.58米ドルおよび306,686.77米ドルでした。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

管理会社の報酬

管理会社報酬は、投資顧問会社の報酬の支払いに加えて、投資顧問会社および第三者への業務の提供および提供の手配、ファンド資産の運用管理、ファンド証券の発行・買戻し業務の対価として支払われます。

・豪ドル建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.41%に相当する金額となります。

・米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

・豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

・トルコリラ建クラス受益証券

管理会社は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.55%に相当する金額となります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの2020年5月31日に終了した会計年度中の管理報酬は、1,303,602.61米ドルでした。

・概要

投資顧問会社の報酬は、管理会社により負担されます。

投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの設定および日本における当初の募集に関連して生じたすべての費用(弁護士費用を含みます。)(以下「創設費」といいます。)をピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに対して前払いします。ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションを代理して前払いされた創設費を、投資顧問会社に対し補償します。ただし、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの当初募集期間の後3年間にわたる当該補償の額は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日々平均純資産額の0.05%を超えないものとします。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは以下の事項を含むそのファンド証券の日本における公募に関連する費用を支払います。()ファンド証券の買付および買戻確認書ならびに受益者名簿に記載されていない受益者(日本における販売会社によりピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに紹介された者)に対する定期報告書の作成・印刷・配布費用、()有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書(もしあれば)の作成・印刷・提出費用、()適用ある日本の法令ならびに/または協会の申合せおよび規則により作成が義務付けられている目論見書の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社が営業用使用する有価証券届出書および目論見書の作成・印刷費用および日本の販売取扱会社への配布費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの年次報告書および半期報告書なら

びに日本における販売会社が営業用に使用するその他の書類の作成・印刷・配布費用、()日本における販売会社によるファンド証券の販売の結果として生じた独立公認会計士に対する報酬・費用、()日本における販売会社による受益証券の販売のために生じた弁護士に対する報酬・費用、()適用ある日本の法令により作成するよう要求されている書類の作成・印刷・配布にかかるその他の合理的な費用および管理会社と日本における販売会社との間で相互に合意されたその他の合理的な費用、()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日本における公募に関連して配布される印刷資料の作成・印刷・配布費用。投資顧問会社は、本書に詳細が記載される通常法律・会計・保管・主管理事務費用を含む、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの日本における販売と関係のない運用費用を支払います。

投資顧問会社は、投資運用契約の期間中、以下のとおり、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに対する一定の業務提供者の報酬およびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、保管契約の条件に従い、保管受託銀行の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する保管契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (2) 投資顧問会社は、管理事務代行契約の条件に従い、主管理事務代行会社の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの1口当たり純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。かかる費用を支払う責任は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する管理事務代行契約に基づく報酬および費用の割合に限定されるものとします。
- (3) 投資顧問会社は、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに帰属する以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) トラストの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対するピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびにトラストの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき費用は含まれません。)

- (c) ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
- (d) ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの証券取引所上場手数料(もしあれば)

主管理事務代行会社および保管受託銀行は、支払期日の翌日から30暦日または60暦日(報酬か費用かに拠ります。)経過後に限り、トラストに対し当該報酬および費用の支払を求めます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの設定に係る経費および費用は、投資顧問会社により負担されます。適用法により許容される最大限の範囲で、標準的な商習慣として、投資顧問会社は、その管理報酬からまたはその他自らの資金から、一定の金融仲介機関および一定の投資者に対して払戻しまたはその他の支払を行うことがあります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションは、上記に特に定められないかまたは約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

・対象ファンドレベルの報酬

投資顧問会社は、対象ファンドに関連して締結される投資顧問契約の期間中、以下のとおり、対象ファンドに対する一定の業務提供者の報酬および対象ファンドに係る一定の費用の支払に関して責任を負います。

- (1) 投資顧問会社は、対象ファンドの保管者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。
- (2) 投資顧問会社は、対象ファンドの主管理事務代行者の報酬および費用の支払に関して責任を負うものとします。かかる報酬および費用には、対象ファンドの純資産価格を計算するために気配値を取得するための費用が含まれます。
- (3) 投資顧問会社は、以下の報酬および費用を負担します。
 - (a) 対象ファンドの独立監査人によるすべての定期的な年次監査に係る費用
 - (b) 受益者に対する対象ファンドの目論見書、報告書およびその他の連絡の作成、印刷および郵送、規制当局への報告書の届出、ならびに対象ファンドの存続および事業を行う資格の維持に付随する経費および/または報酬(弁護士報酬を含みます。)(ただし、ルクセンブルグの規制機関に支払われるべき報酬の経費は含まれません。)
 - (c) 対象ファンドの通常の訴訟費用(ルクセンブルグの契約型投資ファンド(fonds commun de placement)の通常の事業の過程において生じる訴訟費用を含みます。)
 - (d) 対象ファンドの証券取引所上場手数料(もしあれば)

対象ファンドは、上記に特に定められないかまたはその約款に規定されないその他の費用を負担するものとします。

代行協会員の報酬

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および法令規則により作成を要する財務書類その他文書の配布等、ならびにこれらに付随する業務の対価として支払われます。

・豪ドル建クラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・**豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

・**トルコリラ建クラス受益証券**

代行協会員は、日々発生し、各暦月の最終ファンド営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時付で後払いされる、資産ベースの報酬を毎月受領します。当該報酬は、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.10%に相当する金額とします。

販売会社の報酬

販売会社報酬は、日本におけるファンド証券の販売および買戻しに関連する業務の対価として支払われます。

日本における販売会社は、当該日本における販売会社によって保有される受益証券に帰属するピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの純資産額に基づき以下の販売会社報酬を受領します。

・**豪ドル建クラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、豪ドル建クラスの純資産額の年率0.15%に相当する金額を受領します。

・**米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、米ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

・**豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、豪ドル建ブラジルリアルクラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

・**トルコリラ建クラス受益証券**

日本における販売会社は、毎月資産ベースで、日々発生し、月次で後払いされる、トルコリラ建クラスの純資産額の年率0.45%に相当する金額を受領します。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの2020年5月31日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売会社報酬は、それぞれ248,121.27米ドルおよび977,822.38米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは、管理会社、代行協会員および販売会社の報酬によってはカバーされない、トラストの運営に関連するその他の費用を負担する場合があります。これらの費用は、()税金および行政上の手数料、()仲介報酬および手数料ならびにその他のポートフォリオ取引費用、()支払利息を含む借入金費用、()訴訟費用および補償費用を含む臨時費用、ならびに()特定のクラスに配分されるまたは配分することが可能な費用を含みますが、これらに限定されるわけではありません。

トラストは、その資産から、トラストの運営において発生したその他一定の経費および費用を支払います。

2020年5月31日に終了した会計年度中のその他の費用は、ピムコ・トータル・リターン・ファンドが28,944.45米ドル、ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションが82,418.52米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

2020年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。)または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。))。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と

同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(2038年1月1日以後は15%の税率となります。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (2038年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ルクセンブルグ

総論

課税に関する以下の記述は、トラストに対して生じる、および受益者によるトラストへの投資に関連して受益者に生じるルクセンブルグの一定の税効果の概要を述べるものであり、情報の提供のみを目的として本書に記載されています。以下の記述は、英文目論見書の日付現在ルクセンブルグで有効な法律および実務に基づいています。

関連する税法および税規制の改正またはこれらの解釈の変更の結果、トラストまたは受益者の税務上の地位が変更されないという保証はありません。本概要は、一般的な性質を有するにすぎず、また特定の投資家に対する法律上または税務上の助言となることを意図したのではなく、そのように解釈されるべきではありません。従って、投資予定者は自らが服する可能性のある州、地方または外国の税法(ルクセンブルグ税法を含みます。)の影響について自身の専門家に相談すべきです。

あらゆる投資の場合と同様に、トラストへの投資が行われた時点で適用のある税務ポジションまたは予定された税務ポジションが無期限に持続するとの保証はありません。本書の情報は、法律上または税務上の助言として認識されるべきではありません。

トラストへの課税

トラストは、その税務上の地位に関してルクセンブルグの法律に従います。ルクセンブルグで現在有効な法律および規則に基づき、トラストの純資産に対して、四半期毎に計算され支払うべき年次税(tax d'abonnement)が課されます。年次税はトラストが負担します。年次税の現行料率は、()あらゆる投資者が投資可能なクラスについては、各クラスの純資産価額の年率0.05%および()機関投資家限定クラスについては、各クラスの純資産価額の年率0.01%です。他のUCIに保有される受益証券として表される資産の価額については、年次税が免除されますが、かかる受益証券に年次税が既に課税されていることを条件とします。ファンドの別紙における詳細な規定において、トラストのサービスプロバイダーの一つがファンドに帰属する年次税を負担することが定められている場合があります。

トラストは原則として、ルクセンブルグの税務目的上、税務上導管性を有する法主体とみなされます。そのため、トラストは原則として、二重課税協定の恩恵を受ける権利を有しませんが、ルクセンブルグ以外の法域において、トラストが税務上異なる取り扱いを受けることがあります。投資予定者は、二重課税協定の規定の恩恵を直接受ける可能性について留意すべきです。

受益者への課税

ルクセンブルグの現在の法律に基づき、受益者は、ルクセンブルグに住所、居所また恒久的施設を有している者を除き、ルクセンブルグのキャピタル・ゲイン税、所得税または源泉徴収税を課されません。

受益者は、税務目的上多くの異なる法域の居住者であることが予想されます。そのため、本書においては、トラスト受益証券の申込み、転換(許可された場合)、保有、買戻しまたはその他の方法で受益証券を取得もしくは処分する各投資者に関する税効果の概要を述べることはしません。これらの効果は、受益者が市民権、居所もしくは住所を有する国または受益者の設立国において現在有効な税法および慣行ならびに受益者個人の状況によって異なります。投資者は、投資者が市民権、居所もし

くは住所を有する国または設立国の法律に基づき、受益証券の申込み、購入、保有、転換(許可された場合)、買戻しまたはその他の方法での処分による税効果の可能性について留意し、かつ該当する場合は自身の専門家に相談すべきです。

(C) 共通報告基準(CRS)

OECDは、米国の外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」といいます。)の実施へ向けた政府間の取り組みを広く利用することにより、海外での脱税問題にグローバルに対処するためCRSを策定しました。効率性の最大化および金融機関の費用削減をめざし、CRSは金融口座情報のデューディリジェンス、報告および交換に関する共通基準を提供しています。CRSに基づき、参加法域は、共通のデューディリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関が特定したすべての報告対象口座に関する財務情報を報告金融機関から取得し、年に一度交換パートナーとの間で自動的に交換します。ルクセンブルグは、金融口座の税務情報の自動的交換に関する2015年12月18日付法律を通じて、CRSを施行しました。その結果、トラストは、ルクセンブルグにより採択されたCRSのデューディリジェンスおよび報告の要件を遵守するよう義務付けられます。投資者は、トラストがCRSに基づく義務を遵守することができるよう、トラストに対して追加の情報を提供することを要求される場合があります。要求された情報を提供しない場合、投資者は、結果として生じる罰金またはその他の課徴金の支払い義務を課され、かつ/または、トラストにおける自身の持分が強制的に終了される場合があります。

トラストは、投資者の保有受益証券に関して、かかる投資者が要求された情報をトラストに提供しないことによって生じたトラストが支払うべき源泉徴収税ならびにトラスト、投資顧問会社、副投資顧問会社、管理事務代行会社もしくはその他の投資者またはこれらの者の代理人、委託先、従業員、取締役、役員もしくは関係者が被った関連費用、金利、罰金ならびにその他の損失および負債が、経済的にかかる投資者によって負担されることを確保するため、適用ある法律に従い必要と考えられる措置を講じることができます。

(D) 米国

以下の記述は、トラストへの投資に関連して、トラストやその受益者に及ぼす可能性のある一定の米国連邦所得税の影響の一般的な要約です。当該記述は、トラストに適用される米国連邦所得税をすべて網羅することを目的としていません。また、あらゆる受益者に適用される米国連邦所得税をすべて網羅することも目的としておらず、受益者によっては特別な規則が適用されることもあり得ます。特に、米国納税者(以下に定義されます。)は、補遺の規定に従う場合を除き、一般的にトラストへの投資が認められないため、かかる者による受益証券への投資に関する米国連邦所得税の影響については以下の記述では扱っておりません。

当該記述は、トラストが今後、1986年米国内国歳入法(改正済)(以下「内国歳入法」といいます。)において定義される「米国不動産所有会社」の持分を(債権者として保有する場合を除き)保有しないことを前提としています。投資者は、トラストへの投資に適用される米国の連邦、州、地方および外国の所得税法に基づく税金の取扱いについて、ならびに特定の贈与、遺産および相続に関する税務上の問題について税務専門家に相談すべきです。

本書において「米国納税者」とは、(米国連邦所得税の課税目的で定義される)米国人もしくは米国に居住する外国人、米国もしくはその州(コロンビア特別区を含みます。)においてまたはその法律に従い創設・設立された米国税制上パートナーシップまたは法人とみなされる法主体、米国財務省規則により米国納税者とみなされるその他のパートナーシップ、源泉にかかわらずその収益が米国所得税の対象となる不動産、米国内の裁判所がその管理について主たる監督を行い、かつその実質的な決定が一または複数の米国受託者の管理下にある信託をいいます。なお、米国の市民権を失い、かつ米国外に居住する者であっても、場合によっては米国納税者とみなされることがあります。

以下の記述は、便宜上、トラストが、各ファンドを含め米国連邦所得税の課税上単一の法主体とみなされる場合を想定しています。しかしながら、この分野の法律は不確定です。したがって、米国連邦所得税の課税目的で各ファンドを別個の法主体とみなすなど、トラストが他のアプローチを採用する可能性があります。米国内国歳入法がトラストの取る立場に合意するとの保証はありません。

トラストへの課税

トラストは原則として、米国において取引や事業に従事しているとみなされないようにその業務を行う予定であり、したがって、その所得のいずれもトラストが行う米国の取引や事業に「事実上関連する」とはみなされません。トラストのいずれの所得もトラストが行う米国の取引や事業に事実上関連しない場合、米国の源泉からトラストが得た配当(および一定の代替配当ならびに支払に相当するその他の配当)を含む一定の範疇に属する所得ならびに一定の利息収入は、米国において30%の課税対象とされ、原則として当該所得から源泉されます。キャピタル・ゲイン(デリバティブ商品の利用から発生したものを含みます。)を含むその他の一定の範疇に属する所得および一定のポートフォリオ債務(米国政府証券を含みます。)、当初発行から満期までの期間が183日以内である割引債、ならびに譲渡性銀行預金証書にかかる利息は、この30%の課税対象とはなりません。一方、トラストの所得が、トラストが行う米国の取引や事業に事実上関連して生じた場合、かかる所得には米国内の法人に適用される米国連邦所得税が累進課税され、またトラストが支店利益税の対象となる可能性もあります。

上記のとおり、トラストは原則として、米国連邦所得税の課税対策上、米国において取引や事業に従事しているとみなされないように活動する予定です。具体的には、トラストは、活動が自己勘定による株式や有価証券またはコモディティの取引に限定される場合には米国の事業に従事しているとはみなされないという内国歳入法のセイフ・ハーバー・ルール(SECURE Act)の適用を受けることを意図しています。コモディティがセイフ・ハーバー・ルール(SECURE Act)の適用を受けるためには、コモディティは、習慣的に組織化された商品取引所で取引されており、かつ取引が習慣的に当該取引所で完了する類のものでなけれ

ばなりません。それらのセーフ・ハーバー・ルールは、取引がトラスト、居住者であるブローカー、委託代理人、預託機関もしくはその他の代理人によって行われているか否か、また、それらの代理人が取引実行の決定を一任されているか否かを問わず、適用されます。なお、セーフ・ハーバー・ルールは、株式、有価証券もしくはコモディティのディーラーには適用されないが、トラストはそうしたディーラーとなることは予定していません。

ただし、米国内において自己勘定で有価証券およびコモディティのデリバティブ・ポジションを保有する非米国人に対する課税上の取扱いについては、最終案となっていない規制案を含む、ごく限定的な指針しか存在しないことに留意して下さい。例えば、現在の規制案においては、通貨および通貨デリバティブにおける権利の取引に関しては、習慣的に組織化された商品取引所で取引される類の通貨である場合にのみ、セーフ・ハーバーを提供しています。今後の指針により、トラストは米国において従事する活動の方法を変更する可能性があります。

コモディティ関連スワップ、ストラクチャード・ノートおよびその他の商品の課税に関する米国税法の今後の動向により、トラストはコモディティのエクスポージャーを得る方法を変更する可能性があります。

FATCAに従い、トラスト(またはその各ファンド)は、包括的な報告および源泉の規定を遵守しない(または遵守しているとみなされない)法主体に対して一定の金額の支払い(以下「源泉徴収対象支払い」といいます。)について、(30%の)米国連邦源泉税を課されることとなります。一般に、源泉徴収対象支払いとは、利子(発行差金を含みます。)、配当、賃料、年金およびその他の定額もしくは算定可能な年次のもしくは定期的な利益、収益または所得のうち米国を源泉とする支払いならびに(2019年1月1日より)米国を源泉とする利子または配当を発生し得る有価証券の処分による総受取額をいいます。ただし、米国の取引または事業の遂行に事実上関連する所得は、本定義に含まれません。これらの規定を遵守しているとみなされない場合、源泉税を回避するために、トラスト(またはその各ファンド)は、トラスト(または各ファンド)に投資する各米国納税者(または実質的な米国における所有権を有する外国の法主体)に関する本人確認情報および財務情報を確認および開示するための契約を米国との間で締結し、当該契約に基づく義務を果たすためにトラストが要求する情報を提供しない投資者に対して行われる源泉徴収対象支払いおよび関連する支払いについて(30%の)税を源泉徴収することを義務付けられています。米国およびルクセンブルグとの間の政府間協定に従い、トラスト(または各ファンド)は、米国納税者情報を確認かつルクセンブルグ政府に直接報告すれば、規定を遵守しているとみなされ、源泉税を徴収しなくてよいとされます。特定の種類の米国の投資者(免税投資者、株式公開企業、銀行、規制を受ける投資会社、不動産投資信託、共同信託基金、ブローカー、ディーラーおよび取次業者ならびに州および連邦政府機関を一般的に含むが、これらに限られません。)は、当該報告義務を免除されます。この新たな報告および源泉の制度の仕組みおよび適用範囲に関するさらに詳細な指針は、策定中です。今後のトラストの運用に関するこのような指針の公表のタイミングや影響についての保証はありません。

受益者は、トラストまたはその代理人が随時要求する税金に関する追加的な情報と共に、米国または非米国の課税上の地位の証明書の提供を義務付けられます。要求される情報を提供しない場合、または(適用ある場合に)自らのFATCAに基づく義務を果たさない場合、受益者は、結果的に生じる源泉税、米国の情報報告および自身のトラスト受益証券の強制買戻しの債務を負担する場合があります。

受益者への課税

トラストからの分配および受益証券の処分に関する受益者への米国における課税は一般に、受益者が米国内で取引や事業に従事しているか否か、または、受益者が米国納税者として課税対象となっているか否かといった、受益者の個別の状況によります。

米国納税者は、適式に記入された I R S フォーム W - 9 をトラストに提供することが義務付けられ、その他の全受益者は、必要に応じて、適切かつ適式に記入された I R S フォーム W - 8 の提供が義務付けられます。トラストから配当としてまたは受益証券の買戻しによる手取金総額として米国納税者に支払われた金額は、通常、I R S フォーム 1099 において米国納税者および米国内国歳入庁に報告されます(下記において別段の記載がある場合を除きます)。米国納税者以外の受益者の場合は必要に応じて適切かつ適式に記入された I R S フォーム W - 8、または米国納税者の場合は I R S フォーム W - 9 を提供しない場合、受益者は予備源泉徴収税を課されることがあります。予備源泉徴収税は、追加の税ではありません。源泉徴収された金額は、受益者の米国連邦所得税債務に充当されます。

免税の法主体、法人、非米国納税者及びその他の一定のカテゴリーに属する受益者は通常、かかる受益者がトラストに対し自らの免税者の立場を証明する適切かつ適式に記入された I R S フォーム W - 8 または I R S フォーム W - 9 を必要に応じて提供している場合、I R S フォーム 1099 の報告対象又は予備源泉徴収の対象とはなりません。

上記のとおり、受益者はトラストが随時要求する追加的な情報を提供するように義務付けられます。要求される情報を提供しない場合、受益者は、結果的に生じる米国源泉税、米国税の情報報告および/または自身の受益証券の強制買戻しのための債務を負担する場合があります。

米国の州および地方の税制

上記の米国連邦所得税に加え、投資者は、トラストへの投資について米国の州税および地方税が課税される可能性があることも考慮すべきです。米国の州および地方の税法はしばしば、米国連邦所得税法とは異なります。投資者は、個々の状況に基づき米国の州および地方の税制に関する助言を独立した税務専門家に求めるべきです。

カリフォルニア州の税制

米国連邦所得税の課税目的上、トラストが法人に分類される場合、カリフォルニア州を源泉とする収入についてのみ、カリフォルニア州のフランチャイズ所得税または法人所得税の対象となります。トラストのような非米国法人は、(1) 商業上の住所地がカリフォルニア州以外にあるか、または(2) その投資活動が、カリフォルニア州を源泉とする収入を発生させない自己勘定の「株式もしくは有価証券」の取引を許可するセイフ・ハーバー・ルールに該当するかのいずれかの場合に、無形の個人資産への直接投資により、カリフォルニア州を源泉とする収入を回避できます。法人の商業上の住所地とは、その取引や事業が指示もしくは管理される主要な場所をいいます。トラストは、その商業上の住所地がカリフォルニア州にないとの立場です。ただし、トラストの商業上の住所地を決定する際に考慮される要因のひとつに、投資対象がカリフォルニア州から運用されていることが挙げられます。したがって、異議申し立てがあった場合、このトラストの立場が支持される保証はありません。さらに、トラストは基本的に、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」の取引を充足する方法により投資活動を行うことを意図していますが、この目的上の「有価証券」の定義についての指針はほとんど存在しません。例えば、コモディティ先物またはその他のデリバティブ商品が、この目的上の「有価証券」ではないと判断された場合、トラストの投資活動が、セイフ・ハーバー・ルール上の「株式もしくは有価証券」としての適格性を満たさない可能性もあります。したがって、トラストがカリフォルニア州を源泉とする収入を回避できる保証はありません。

(E) その他

ルクセンブルグ外に居住する受益者

受益者は、税務目的上多くの異なる法域の居住者であることが予想されます。そのため本書においては、各投資者について、その受益証券の申込み、保有もしくは買戻しまたはその他の方法による受

益証券の取得もしくは処分に対する税効果の概要を述べることはしません。これらの税効果は、受益者が市民権、居所もしくは住所を有する国または自身の設立国において現在有効な税法および慣行ならびに受益者個人の状況によって異なります。投資者は、自身が市民権、居所もしくは住所を有する国または設立国の法律に基づき、受益証券の申込み、購入、保有、買戻しまたはその他の方法での処分による税効果の可能性について留意し、かつ該当する場合は自身の専門家に相談すべきです。

ルクセンブルグ外でのトラストへの課税

トラストは、最終的な投資対象国への投資から生じる収益または利益に関して、現地の源泉徴収税を課されることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

(2020年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	215,023,703.11	99.83
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		367,860.51	0.17
合計(純資産総額)		215,391,563.62 (約22,788百万円)	100.00

(注)投資比率とは、各ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下、別段の記載がない限り同じです。

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

(2020年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託	ルクセンブルグ	218,447,994.25	89.18
短期金融商品	米国	28,797,461.22	11.76
小計		247,245,455.47	100.94
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		-2,296,186.66	-0.94
合計(純資産総額)		244,949,268.81 (約25,916百万円)	100.00

<参考情報>

対象ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド)の投資状況

(2020年8月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	米国	148,561,757.71	26.86
	英国	24,387,164.63	4.41
	日本	19,578,495.02	3.54
	ドイツ	12,008,700.29	2.17
	オランダ	11,733,491.45	2.12
	フランス	7,685,467.46	1.39
	イタリア	5,942,848.39	1.07
	ルクセンブルグ	4,821,171.54	0.87
	スイス	4,748,301.18	0.86
	スウェーデン	4,127,604.93	0.75
	国際機関	2,057,395.77	0.37
	フィンランド	1,896,273.36	0.34
	ノルウェー	1,873,178.22	0.34
	バミューダ	1,675,224.59	0.30
	韓国	1,390,836.00	0.25
	シンガポール	1,001,046.28	0.18
	ケイマン諸島	1,000,134.04	0.18
	アイルランド	816,665.46	0.15
インド	600,000.00	0.11	
ポルトガル	148,297.86	0.03	
米国政府機関証券(ロング)	米国	221,723,079.25	40.09
米国財務省証券	米国	86,842,316.31	15.70
レポ取引	米国	72,300,000.00	13.07
非政府モーゲージ・ バック証券	英国	24,477,660.16	4.43
	米国	6,483,747.14	1.17
	オーストラリア	1,474,728.55	0.27
	アイルランド	1,262,838.79	0.23
アセット・バック証券	米国	22,944,021.59	4.15
	アイルランド	5,212,784.90	0.94
	オランダ	4,761,103.99	0.86
	オーストラリア	370,123.81	0.07

ソブリン債	カナダ	7,094,172.53	1.28
	ブラジル	6,319,237.67	1.14
	イスラエル	4,040,424.00	0.73
	ペルー	3,180,161.15	0.58
	カタール	3,157,439.60	0.57
	日本	2,932,781.15	0.53
	アルゼンチン	3,194.20	0.00
地方債	米国	2,072,304.10	0.37
米国政府機関証券(ショート)	米国	-17,759,250.00	-3.21
小計		714,946,923.07	129.28
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		-161,928,164.12	-29.28
合計(純資産総額)		553,018,758.95 (約58,509百万円)	100.00

(注1) 投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記の資産の種類別の区分方法は、後記「(3) 運用実績(参考情報)(2020年9月末日現在)」で使用される種類の区分方法とは異なります。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

() ピムコ・トータル・リターン・ファンド

(2020年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	口数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	ルクセンブルグ	投資信託	1,580,011.05	113.28	178,982,000.00	136.09	215,023,703.11	99.83

() ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

・投資信託

(2020年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	口数	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	金額	単価	金額	
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	ルクセンブルグ	投資信託	1,605,173.01	125.06	200,748,000.00	136.09	218,447,994.25	89.18

・短期金融商品

(2020年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/9/24	7,000,000.00米ドル	6,999,970.30	6,999,642.23	2.86
2	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/9/22	5,400,000.00米ドル	5,399,685.00	5,399,740.10	2.20
3	Federal Home Loan Bank	米国	短期金融商品	0.111	2020/11/12	5,400,000.00米ドル	5,398,801.20	5,399,028.00	2.20
4	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/10/22	3,300,000.00米ドル	3,299,474.06	3,299,555.89	1.35
5	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/9/1	3,000,000.00米ドル	3,000,000.00	3,000,000.00	1.22
6	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/10/13	2,400,000.00米ドル	2,399,738.20	2,399,748.00	0.98
7	U.S. Treasury Bills	米国	短期金融商品	0.000	2020/10/15	2,300,000.00米ドル	2,299,614.88	2,299,747.00	0.94

< 参考情報 >

対象ファンド(ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド)の上位組入銘柄

・債券

(2020年8月末日現在)

順位	銘柄	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	3.000	2050/11/12	57,200,000.00米ドル	60,086,812.50	60,119,319.26	10.87
2	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	2.000	2050/11/15	39,300,000.00米ドル	40,333,224.61	40,354,113.64	7.30
3	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	2.500	2050/10/14	26,000,000.00米ドル	27,193,023.44	27,313,164.58	4.94
4	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	3.375	2044/5/15	18,600,000.00米ドル	18,902,017.92	26,197,664.02	4.74
5	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	2.500	2050/11/12	22,600,000.00米ドル	23,645,250.00	23,695,260.64	4.28
6	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	4.500	2050/9/21	17,000,000.00米ドル	18,218,554.69	18,253,085.98	3.30
7	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	2.125	2024/9/30	12,600,000.00米ドル	12,597,541.84	13,581,421.81	2.46
8	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA	米国	米国政府機関証券	3.500	2050/10/14	10,700,000.00米ドル	11,270,109.38	11,296,441.33	2.04
9	Ginnie Mae	米国	米国政府機関証券	5.000	2049/8/20	9,058,082.78米ドル	9,596,987.21	9,817,571.23	1.78
10	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	3.500	2050/9/21	8,700,000.00米ドル	9,155,390.63	9,156,410.09	1.66
11	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.625	2029/2/15	6,600,000.00米ドル	6,593,305.12	7,704,984.41	1.39
12	U.S. Treasury Notes	米国	米国財務省証券	3.125	2044/8/15	5,600,000.00米ドル	6,094,101.71	7,605,937.47	1.38
13	Hawksmoor Mortgages PLC	英国	非政府モーゲージ・バック証券	1.112	2053/5/25	5,495,386.02英ポンド	6,815,558.09	7,358,592.62	1.33
14	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.000	2050/2/15	5,600,000.00米ドル	6,378,028.24	6,340,250.00	1.15
15	Brazil Letras do Tesouro Nacional	ブラジル	ソブリン債	0.000	2021/4/1	35,100,000.00ブラジルリアル	6,544,526.15	6,319,237.67	1.14
16	Province of Quebec	カナダ	ソブリン債	2.750	2021/8/25	5,900,000.00米ドル	5,934,510.38	6,043,406.82	1.09
17	Volkswagen Bank GmbH	ドイツ	社債	1.875	2024/1/31	4,500,000.00ユーロ	5,206,894.94	5,600,288.22	1.01
18	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	1.375	2050/8/15	5,700,000.00米ドル	5,641,427.05	5,594,015.63	1.01
19	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	2.750	2042/11/15	4,200,000.00米ドル	4,100,561.85	5,363,039.05	0.97
20	Israel Government International Bond	イスラエル	ソブリン債	3.800	2060/5/13	3,400,000.00米ドル	3,514,352.88	4,040,424.00	0.73
21	CPI Property Group S.A.	ルクセンブルグ	社債	2.750	2026/5/12	2,600,000.00米ドル	2,747,010.57	3,204,129.39	0.58
22	Residential Asset Securities Corp. Trust	米国	アセット・バック証券	0.595	2035/12/25	3,200,000.00米ドル	2,785,726.06	3,132,705.28	0.57
23	U.S. Treasury Bonds	米国	米国財務省証券	4.375	2039/11/15	2,000,000.00米ドル	2,580,404.77	3,117,968.76	0.56
24	UniCredit SpA	イタリア	社債	7.830	2023/12/4	2,600,000.00米ドル	2,600,000.00	3,079,890.79	0.56
25	Society of Lloyd's	英国	社債	4.750	2024/10/30	2,100,000.00ユーロ	3,352,480.27	3,021,017.36	0.55
26	Digital Euro Finco LLC	米国	社債	2.625	2024/4/15	2,300,000.00米ドル	2,609,485.86	2,980,946.12	0.54
27	Barclays PLC	英国	社債	2.353	2021/8/10	2,800,000.00米ドル	2,803,629.56	2,847,770.88	0.51
28	Ginnie Mae, TBA	米国	米国政府機関証券	3.000	2050/10/21	2,700,000.00米ドル	2,836,687.50	2,838,269.51	0.51
29	Central Nippon Expressway Co. Ltd.	日本	社債	2.567	2021/11/2	2,700,000.00米ドル	2,700,000.00	2,752,904.99	0.50
30	Towd Point Mortgage Funding PLC	英国	非政府モーゲージ・バック証券	0.963	2045/5/20	2,045,904.00英ポンド	2,668,483.04	2,729,334.73	0.49

(注1) 投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注2) 上記の種類の区分方法は、後記「(3) 運用実績(参考情報)(2020年9月末日現在)」で使用される種類の区分方法とは異なります。

・レポ取引

(2020年8月末日現在)

順位	銘柄/取引相手方	国・地域名	種類	利率(%)	償還日	額面金額	簿価(米ドル)	時価(米ドル)	投資比率(%)
1	BNP Paribas Securities Corp.	米国	レポ取引	0.120	2020/1/9	67,300,000.00米ドル	67,300,000.00	67,300,000.00	12.17
2	Bank of Nova Scotia	米国	レポ取引	0.120	2020/1/9	5,000,000.00米ドル	5,000,000.00	5,000,000.00	0.90

【投資不動産物件】

該当事項はありません(2020年8月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません(2020年8月末日現在)。

(3) 【運用実績】

米ドル建クラス受益証券、円建クラス受益証券、豪ドル建クラス受益証券、米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券、豪ドル建ブラジルリアル受益証券、トルコリラ建クラス受益証券の運用実績は、次の通りです。

なお、トルコリラ建クラス受益証券は、2013年2月28日から運用を開始しました。

【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2020年9月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、次の通りです。

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	244,708,127.95	25,890,119,937	102.48	10,842
第2会計年度末 (2012年5月末日)	279,752,747.49	29,597,840,684	103.39	10,939
第3会計年度末 (2013年5月末日)	273,573,113.81	28,944,035,441	103.22	10,921
第4会計年度末 (2014年5月末日)	250,592,251.71	26,512,660,231	100.38	10,620
第5会計年度末 (2015年5月末日)	236,605,369.42	25,032,848,085	99.36	10,512
第6会計年度末 (2016年5月末日)	211,291,662.63	22,354,657,906	97.31	10,295
第7会計年度末 (2017年5月末日)	183,058,520.38	19,367,591,456	96.44	10,203
第8会計年度末 (2018年5月末日)	177,974,549.38	18,829,707,324	92.72	9,810
第9会計年度末 (2019年5月末日)	186,519,274.12	19,733,739,202	94.43	9,991
第10会計年度末 (2020年5月末日)	205,201,563.85	21,710,325,455	98.30	10,400
2019年10月末日	203,469,726.73	21,527,097,088	96.51	10,211
11月末日	204,945,397.79	21,683,223,086	95.90	10,146
12月末日	205,384,730.70	21,729,704,508	95.50	10,104
2020年1月末日	208,236,571.43	22,031,429,257	97.22	10,286
2月末日	210,549,382.04	22,276,124,620	98.14	10,383
3月末日	204,206,145.61	21,605,010,206	96.55	10,215
4月末日	203,580,974.10	21,538,867,060	97.89	10,357
5月末日	205,201,563.85	21,710,325,455	98.30	10,400
6月末日	205,137,492.53	21,703,546,710	99.11	10,486
7月末日	209,804,677.31	22,197,334,859	100.26	10,608
8月末日	211,240,542.79	22,349,249,427	99.73	10,551
9月末日	210,898,689.18	22,313,081,315	99.40	10,517

(注) 各会計年度末および2020年5月末日の純資産総額が各日における取引すべてを反映した数字であるのに対し、各月末の純資産総額は、各日の米国東部標準時午後7時時点で公表された数字です。以下同じです。

< 円建クラス受益証券 >

	純資産総額	1口当たり純資産価格
	円	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	198,286,993	10,229
第2会計年度末 (2012年5月末日)	453,397,581	10,246
第3会計年度末 (2013年5月末日)	558,912,180	10,188
第4会計年度末 (2014年5月末日)	502,697,819	9,863
第5会計年度末 (2015年5月末日)	384,522,918	9,719
第6会計年度末 (2016年5月末日)	296,189,434	9,445
第7会計年度末 (2017年5月末日)	331,599,808	9,176
第8会計年度末 (2018年5月末日)	364,336,980	8,628
第9会計年度末 (2019年5月末日)	361,767,661	8,598
第10会計年度末 (2020年5月末日)	422,923,443	8,862
2019年10月末日	429,060,703	8,743
11月末日	428,983,309	8,685
12月末日	426,578,586	8,637
2020年1月末日	434,117,258	8,789
2月末日	433,069,930	8,868
3月末日	370,637,920	8,701
4月末日	396,390,339	8,817
5月末日	422,923,443	8,862
6月末日	431,810,212	8,945
7月末日	442,054,346	9,056
8月末日	440,195,003	9,017
9月末日	438,827,067	8,996

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	15,913,064.03	1,201,277,204	102.22	7,717
第2会計年度末 (2012年5月末日)	65,976,200.74	4,980,543,394	102.23	7,717
第3会計年度末 (2013年5月末日)	71,747,638.64	5,416,229,241	100.06	7,554
第4会計年度末 (2014年5月末日)	68,816,466.50	5,194,955,056	94.40	7,126
第5会計年度末 (2015年5月末日)	75,306,404.71	5,684,880,492	90.52	6,833
第6会計年度末 (2016年5月末日)	62,082,042.78	4,686,573,409	86.86	6,557
第7会計年度末 (2017年5月末日)	59,504,772.07	4,492,015,244	84.86	6,406
第8会計年度末 (2018年5月末日)	54,653,309.78	4,125,778,355	80.16	6,051
第9会計年度末 (2019年5月末日)	53,116,758.12	4,009,784,070	80.09	6,046
第10会計年度末 (2020年5月末日)	68,756,135.06	5,190,400,636	81.90	6,183
2019年10月末日	74,722,106.54	5,640,771,823	81.24	6,133
11月末日	74,903,881.28	5,654,493,998	80.68	6,091
12月末日	74,490,790.14	5,623,309,748	80.29	6,061
2020年1月末日	70,643,683.57	5,332,891,673	81.58	6,158
2月末日	71,191,718.03	5,374,262,794	82.26	6,210
3月末日	68,718,185.27	5,187,535,806	80.72	6,094
4月末日	68,380,224.02	5,162,023,111	81.64	6,163
5月末日	68,756,135.06	5,190,400,636	81.90	6,183
6月末日	69,313,104.97	5,232,446,294	82.48	6,226
7月末日	70,674,241.70	5,335,198,506	83.28	6,287
8月末日	70,432,401.22	5,316,941,968	82.87	6,256
9月末日	70,809,096.83	5,345,378,720	82.59	6,235

<トルコリラ建クラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	トルコリラ	円	トルコリラ	円
第3会計年度末 (2013年5月末日)	6,962,639.31	93,926,004	98.86	1,334
第4会計年度末 (2014年5月末日)	6,767,320.65	91,291,156	99.06	1,336
第5会計年度末 (2015年5月末日)	63,427,550.12	855,637,651	102.71	1,386
第6会計年度末 (2016年5月末日)	108,668,128.55	1,465,933,054	107.85	1,455
第7会計年度末 (2017年5月末日)	128,392,799.09	1,732,018,860	112.78	1,521
第8会計年度末 (2018年5月末日)	384,968,535.70	5,193,225,547	117.34	1,583
第9会計年度末 (2019年5月末日)	635,138,023.55	8,568,011,938	143.86	1,941
第10会計年度末 (2020年5月末日)	1,234,171,441.04 ^()	16,648,972,740	168.39	2,272
2019年10月末日	876,724,824.96	11,827,017,889	156.68	2,114
11月末日	903,428,466.14	12,187,250,008	156.88	2,116
12月末日	969,146,266.50	13,073,783,135	157.27	2,122
2020年1月末日	1,011,571,603.84	13,646,100,936	161.17	2,174
2月末日	1,174,248,368.08	15,840,610,485	162.86	2,197
3月末日	1,194,921,640.61	16,119,492,932	162.22	2,188
4月末日	1,230,399,096.68	16,598,083,814	166.88	2,251
5月末日	1,234,171,441.04 ^()	16,648,972,740	168.39	2,272
6月末日	1,196,951,371.19	16,146,873,997	171.39	2,312
7月末日	1,149,765,674.80	15,510,338,953	172.15	2,322
8月末日	1,186,204,654.32	16,001,900,787	176.07	2,375
9月末日	1,165,918,470.00	15,728,240,160	177.81	2,399

()トルコリラ建クラス受益証券の第10会計年度末の純資産総額については、一定の調整がなされたため、財務書類の数値とは一致していない。

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	172,939,927.84	18,297,044,365	108.97	11,529
第2会計年度末 (2012年5月末日)	233,213,903.00	24,674,030,937	81.11	8,581
第3会計年度末 (2013年5月末日)	168,948,910.57	17,874,794,738	71.87	7,604
第4会計年度末 (2014年5月末日)	121,678,364.05	12,873,570,916	64.50	6,824
第5会計年度末 (2015年5月末日)	79,282,588.59	8,388,097,873	43.25	4,576
第6会計年度末 (2016年5月末日)	54,774,712.97	5,795,164,632	36.22	3,832
第7会計年度末 (2017年5月末日)	62,398,400.04	6,601,750,724	40.21	4,254
第8会計年度末 (2018年5月末日)	47,831,882.35	5,060,613,153	32.38	3,426
第9会計年度末 (2019年5月末日)	39,894,394.29	4,220,826,916	29.47	3,118
第10会計年度末 (2020年5月末日)	24,132,108.11	2,553,177,038	21.19	2,242
2019年10月末日	36,614,671.57	3,873,832,252	29.07	3,076
11月末日	34,251,945.75	3,623,855,860	27.36	2,895
12月末日	34,802,158.05	3,682,068,322	28.57	3,023
2020年1月末日	32,277,364.64	3,414,945,179	27.24	2,882
2月末日	30,623,834.88	3,240,001,730	25.93	2,743
3月末日	25,339,961.40	2,680,967,916	22.06	2,334
4月末日	24,382,508.77	2,579,669,428	21.29	2,252
5月末日	24,132,108.11	2,553,177,038	21.19	2,242
6月末日	23,574,812.18	2,494,215,129	21.01	2,223
7月末日	22,713,918.90	2,403,132,620	22.38	2,368
8月末日	21,105,979.60	2,233,012,642	21.14	2,237
9月末日	19,883,077.79	2,103,629,630	20.51	2,170

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	41,884,134.60	3,161,833,321	100.35	7,575
第2会計年度末 (2012年5月末日)	85,400,627.25	6,446,893,351	81.13	6,125
第3会計年度末 (2013年5月末日)	48,750,600.83	3,680,182,857	72.24	5,453
第4会計年度末 (2014年5月末日)	44,235,488.59	3,339,337,034	67.93	5,128
第5会計年度末 (2015年5月末日)	34,909,145.41	2,635,291,387	57.27	4,323
第6会計年度末 (2016年5月末日)	40,985,208.06	3,093,973,356	52.19	3,940
第7会計年度末 (2017年5月末日)	50,950,865.15	3,846,280,810	55.82	4,214
第8会計年度末 (2018年5月末日)	25,209,306.73	1,903,050,565	43.50	3,284
第9会計年度末 (2019年5月末日)	24,318,699.90	1,835,818,655	43.16	3,258
第10会計年度末 (2020年5月末日)	17,197,952.53	1,298,273,436	32.93	2,486
2019年10月末日	25,646,194.13	1,936,031,195	43.05	3,250
11月末日	25,040,248.34	1,890,288,347	41.32	3,119
12月末日	24,869,629.93	1,877,408,363	41.76	3,152
2020年1月末日	24,311,170.38	1,835,250,252	41.65	3,144
2月末日	23,966,215.73	1,809,209,625	41.23	3,112
3月末日	19,341,289.98	1,460,073,981	37.00	2,793
4月末日	17,495,261.51	1,320,717,291	33.46	2,526
5月末日	17,197,952.53	1,298,273,436	32.93	2,486
6月末日	16,216,179.31	1,224,159,376	31.52	2,379
7月末日	16,270,077.56	1,228,228,155	32.24	2,434
8月末日	14,284,379.45	1,078,327,805	29.52	2,228
9月末日	14,143,880.51	1,067,721,540	29.54	2,230

【分配の推移】

下記会計年度中ならびに2020年9月末日前1年間における各月の1口当たり分配金の額は、次の通りです。(分配落ち日ベース)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	1.20	127
第2会計年度	3.60	381
第3会計年度	3.60	381
第4会計年度	3.60	381
第5会計年度	3.60	381
第6会計年度	3.60	381
第7会計年度	3.60	381
第8会計年度	3.60	381
第9会計年度	3.60	381
第10会計年度	3.60	381
2019年10月	0.30	32
11月	0.30	32
12月	0.30	32
2020年1月	0.30	32
2月	0.30	32
3月	0.30	32
4月	0.30	32
5月	0.30	32
6月	0.30	32
7月	0.30	32
8月	0.30	32
9月	0.30	32

<円クラス受益証券>

	1口当たり分配金
	円
第1会計年度	120
第2会計年度	360
第3会計年度	360
第4会計年度	360
第5会計年度	360
第6会計年度	360
第7会計年度	360
第8会計年度	360
第9会計年度	270
第10会計年度	180
2019年10月	15
11月	15
12月	15
2020年1月	15
2月	15
3月	15
4月	15
5月	15
6月	15
7月	15
8月	15
9月	15

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	2.80	211
第2会計年度	8.40	634
第3会計年度	8.40	634
第4会計年度	8.40	634
第5会計年度	8.40	634
第6会計年度	6.30	476
第7会計年度	4.80	362
第8会計年度	4.80	362
第9会計年度	3.90	294
第10会計年度	3.00	226
2019年10月	0.25	19
11月	0.25	19
12月	0.25	19
2020年1月	0.25	19
2月	0.25	19
3月	0.25	19
4月	0.25	19
5月	0.25	19
6月	0.25	19
7月	0.25	19
8月	0.25	19
9月	0.25	19

<トルコリラ建クラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	トルコリラ	円
第3会計年度	1.10	15
第4会計年度	6.60	89
第5会計年度	6.60	89
第6会計年度	6.60	89
第7会計年度	6.60	89
第8会計年度	6.60	89
第9会計年度	6.60	89
第10会計年度	6.60	89
2019年10月	0.55	7
11月	0.55	7
12月	0.55	7
2020年1月	0.55	7
2月	0.55	7
3月	0.55	7
4月	0.55	7
5月	0.55	7
6月	0.55	7
7月	0.55	7
8月	0.55	7
9月	0.55	7

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	1口当たり分配金	
	米ドル	円
第1会計年度	5.00	529
第2会計年度	15.00	1,587
第3会計年度	11.50	1,217
第4会計年度	9.00	952
第5会計年度	9.00	952
第6会計年度	6.55	693
第7会計年度	4.80	508
第8会計年度	4.80	508
第9会計年度	3.60	381
第10会計年度	2.40	254
2019年10月	0.20	21
11月	0.20	21
12月	0.20	21
2020年1月	0.20	21
2月	0.20	21
3月	0.20	21
4月	0.20	21
5月	0.20	21
6月	0.20	21
7月	0.08	8
8月	0.08	8
9月	0.08	8

< 豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券 >

	1口当たり分配金	
	豪ドル	円
第1会計年度	5.00	377
第2会計年度	15.00	1,132
第3会計年度	11.30	853
第4会計年度	8.40	634
第5会計年度	8.40	634
第6会計年度	7.70	581
第7会計年度	7.20	544
第8会計年度	7.20	544
第9会計年度	5.10	385
第10会計年度	3.00	226
2019年10月	0.25	19
11月	0.25	19
12月	0.25	19
2020年1月	0.25	19
2月	0.25	19
3月	0.25	19
4月	0.25	19
5月	0.25	19
6月	0.25	19
7月	0.12	9
8月	0.12	9
9月	0.12	9

【収益率の推移】

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	3.68%
第2会計年度	4.40%
第3会計年度	3.32%
第4会計年度	0.74%
第5会計年度	2.57%
第6会計年度	1.56%
第7会計年度	2.81%
第8会計年度	-0.12%
第9会計年度	5.73%
第10会計年度	7.91%

(注)各クラス受益証券の収益率は、以下の算式により算出されています。

$$\text{収益率(\%)} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 上記会計年度末の1口当たり純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(ただし、第1会計年度(トルコリラ建クラス受益証券は第3会計年度)におけるbとは1口当たり当初発行価格(100.00米ドル、10,000円、100.00豪ドル、100.00トルコリラ)とします。)

<円建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	3.49%
第2会計年度	3.69%
第3会計年度	2.95%
第4会計年度	0.34%
第5会計年度	2.19%
第6会計年度	0.88%
第7会計年度	0.96%
第8会計年度	-2.05%
第9会計年度	2.78%
第10会計年度	5.16%

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	5.02%
第2会計年度	8.23%
第3会計年度	6.09%
第4会計年度	2.74%
第5会計年度	4.79%
第6会計年度	2.92%
第7会計年度	3.22%
第8会計年度	0.12%
第9会計年度	4.78%
第10会計年度	6.01%

<トルコリラ建クラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第3会計年度	-0.04%
第4会計年度	6.88%
第5会計年度	10.35%
第6会計年度	11.43%
第7会計年度	10.69%
第8会計年度	9.90%
第9会計年度	28.23%
第10会計年度	21.64%

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	13.97%
第2会計年度	-11.80%
第3会計年度	2.79%
第4会計年度	2.27%
第5会計年度	-18.99%
第6会計年度	-1.11%
第7会計年度	24.27%
第8会計年度	-7.54%
第9会計年度	2.13%
第10会計年度	-19.95%

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

会計年度	収益率(注)
第1会計年度	5.35%
第2会計年度	-4.21%
第3会計年度	2.97%
第4会計年度	5.66%
第5会計年度	-3.33%
第6会計年度	4.57%
第7会計年度	20.75%
第8会計年度	-9.17%
第9会計年度	10.94%
第10会計年度	-16.75%

(参考情報)(2020年9月末日現在)

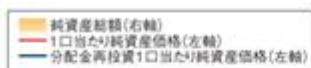
※ファンドの運用実績は2020年9月末日現在のものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。
 ※金額及び比率を表示する場合には、四捨五入して記入しております。従って、合計の数値が一致しない場合があります。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド 米ドル建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(米ドル)	99.40
純資産総額(百万米ドル)	210.90



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:米ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	3.60	3.60	3.60	3.60	3.60
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.30	0.30	0.30	0.30	34.80

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

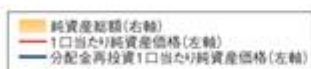
ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100.00米ドル)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド 円建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(円)	8,996
純資産総額(百万円)	438.83



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:円)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	360	360	360	270	180
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	15	15	15	15	3,150

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(10,000円)

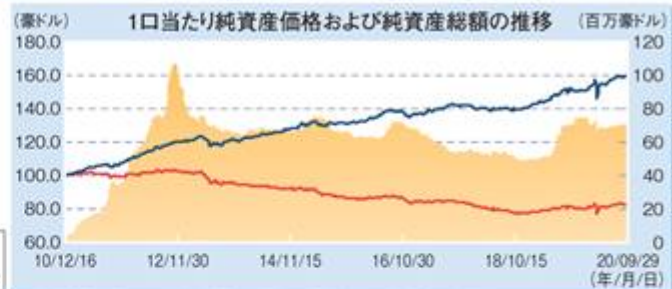
ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建クラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(豪ドル)	82.59
純資産総額(百万豪ドル)	70.81

■ 純資産総額(右軸)
— 1口当たり純資産価格(左軸)
— 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:豪ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	6.30	4.80	4.80	3.90	3.00
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.25	0.25	0.25	0.25	60.20

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配金の額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100.00豪ドル)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション トルコリラ建クラス

純資産の推移

(2013年2月28日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(トルコリラ)	177.81
純資産総額(百万トルコリラ)	1,165.92

■ 純資産総額(右軸)
— 1口当たり純資産価格(左軸)
— 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:トルコリラ)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	6.60	6.60	6.60	6.60	6.60
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.55	0.55	0.55	0.55	49.50

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配金の額)

ただし、第3会計年度については、1口当たり当初発行価格(100.00トルコリラ)

*2013年2月28日(設定日)～2013年5月31日

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 米ドル建ブラジルリアルクラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(米ドル)	20.51
純資産総額(百万米ドル)	19.88

● 純資産総額(右軸)
● 1口当たり純資産価格(左軸)
● 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:米ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	6.55	4.80	4.80	3.60	2.40
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.20	0.08	0.08	0.08	72.09

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100.00米ドル)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション 豪ドル建ブラジルリアルクラス

純資産の推移

(2010年12月16日(設定日)～2020年9月末日)

1口当たり純資産価格(豪ドル)	29.54
純資産総額(百万豪ドル)	14.14

● 純資産総額(右軸)
● 1口当たり純資産価格(左軸)
● 分配金再投資1口当たり純資産価格(左軸)



※分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(単位:豪ドル)

分配月(分配落ち日ベース)	第6会計年度	第7会計年度	第8会計年度	第9会計年度	第10会計年度
1口当たり分配金	7.70	7.20	7.20	5.10	3.00
分配月(分配落ち日ベース)	2020年6月	2020年7月	2020年8月	2020年9月	設定来累計
1口当たり分配金	0.25	0.12	0.12	0.12	78.91

収益率の推移



(注1)ファンドにはベンチマークはありません。

(注2)ファンドの収益率(%)=100×(a-b)/b

a=会計年度末の1口当たり純資産価格(該当会計年度の分配金の合計金額を加えた額)

b=当該会計年度末の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配前の額)

ただし、第1会計年度については、1口当たり当初発行価格(100.00豪ドル)

主要な資産の状況

2020年9月末日現在

<投資有価証券の主要銘柄>

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	投資信託	99.77

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	PIMCO Total Return Strategy Fund	投資信託	88.01

※下記は、ファンドの主な投資先である「ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(対象ファンド)」についての2020年9月末日現在の情報です。

<通貨別投資比率>

通貨	比率(%)
米ドル	100
ペルーソル	1
その他	0

*キャッシュ等には、PIMCOがキャッシュとみなす債券(高格付けの短期債)等が含まれています。

<セクター別投資比率>

種類	比率(%)
国債・政府機関債	25
モーゲージ債	37
社債	38
米国以外の公社債	-13
エマージング債	2
その他	1
キャッシュ等*	11

<格付別投資比率>

格付	比率(%)
AAA	37
AA	7
A	18
BBB	31
BB	4
B	2
B格未満	1

<投資有価証券の主要銘柄>

順位	銘柄	種類	償還日	投資比率(%)
1	Fannie Mae	モーゲージ債	2050/11/12	11.0
2	Fannie Mae	モーゲージ債	2050/12/14	7.5
3	Fannie Mae	モーゲージ債	2050/11/12	5.0
4	US Treasury Bonds	国債・政府機関債	2044/5/15	4.8
5	Fannie Mae	モーゲージ債	2050/12/14	4.4
6	US Treasury Notes	国債・政府機関債	2024/9/30	2.5
7	Fannie Mae	モーゲージ債	2050/11/12	2.1
8	Ginnie Mae	モーゲージ債	2050/12/21	1.7
9	US Treasury Bonds	国債・政府機関債	2050/8/15	1.7
10	US Treasury Notes	国債・政府機関債	2029/2/15	1.4

(注1)通貨別投資比率、セクター別投資比率、格付別投資比率については四捨五入のため全体計が100%とならないことがあります。

(注2)投資比率とは、対象ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末現在の発行済口数は、次の通りです。

なお、トルコリラ建クラス受益証券は2013年2月28日から運用を開始しました。

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	2,474,623 (2,464,533)	86,857 (76,767)	2,387,766 (2,387,766)
第2会計年度	939,343 (939,343)	621,208 (621,208)	2,705,901 (2,705,901)
第3会計年度	912,865 (912,865)	968,370 (968,370)	2,650,396 (2,650,396)
第4会計年度	263,114 (263,114)	417,130 (417,130)	2,496,380 (2,496,380)
第5会計年度	379,319 (379,319)	494,376 (494,376)	2,381,323 (2,381,323)
第6会計年度	163,090 (163,090)	372,999 (372,999)	2,171,414 (2,171,414)
第7会計年度	136,912 (136,912)	410,233 (410,233)	1,898,093 (1,898,093)
第8会計年度	228,902 (228,902)	207,454 (207,454)	1,919,541 (1,919,541)
第9会計年度	267,596 (267,596)	211,908 (211,908)	1,975,229 (1,975,229)
第10会計年度	381,297 (381,297)	269,024 (269,024)	2,087,502 (2,087,502)

(注1) ()内の数字は日本国内における販売・買戻および発行済の口数を示します。以下同じです。

(注2) 日本国外における販売・買戻の口数は、シードキャピタルに関連するものです。以下同じです。

(注3) 販売・買戻および発行済みの口数は、財務書類では千口単位で表示されており、かつ千単位未満は四捨五入された実際値を反映して調整されていることがあるため、財務書類に記載の数値とは異なる場合があります。以下同じです。

< 円建クラス受益証券 >

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	19,384 (15,336)	0 (0)	19,384 (15,336)
第2会計年度	40,323 (40,190)	15,456 (11,275)	44,251 (44,251)
第3会計年度	33,463 (33,463)	22,852 (22,852)	54,862 (54,862)
第4会計年度	15,087 (15,087)	18,982 (18,982)	50,967 (50,967)
第5会計年度	3,810 (3,810)	15,212 (15,212)	39,565 (39,565)
第6会計年度	277 (277)	8,481 (8,481)	31,361 (31,361)
第7会計年度	10,652 (10,652)	5,877 (5,877)	36,136 (36,136)
第8会計年度	10,955 (10,955)	4,862 (4,862)	42,229 (42,229)
第9会計年度	710 (710)	863 (863)	42,076 (42,076)
第10会計年度	14,158 (14,158)	8,513 (8,513)	47,721 (47,721)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	170,293 (165,258)	14,615 (9,580)	155,678 (155,678)
第2会計年度	665,186 (665,186)	175,473 (175,473)	645,391 (645,391)
第3会計年度	876,007 (876,007)	804,354 (804,354)	717,044 (717,044)
第4会計年度	189,129 (189,129)	177,176 (177,176)	728,997 (728,997)
第5会計年度	229,282 (229,282)	126,403 (126,403)	831,876 (831,876)
第6会計年度	111,651 (111,651)	228,786 (228,786)	714,741 (714,741)
第7会計年度	233,589 (233,589)	247,104 (247,104)	701,226 (701,226)
第8会計年度	125,503 (125,503)	144,945 (144,945)	681,784 (681,784)
第9会計年度	102,942 (102,942)	121,502 (121,502)	663,224 (663,224)
第10会計年度	401,990 (401,990)	225,728 (225,728)	839,486 (839,486)

<トルコリラ建クラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度	70,427 (65,855)	0 (0)	70,427 (65,855)
第4会計年度	14,640 (14,315)	16,750 (16,750)	68,317 (63,420)
第5会計年度	580,008 (579,981)	30,802 (25,878)	617,523 (617,523)
第6会計年度	646,345 (646,345)	256,260 (256,260)	1,007,608 (1,007,608)
第7会計年度	654,156 (654,156)	523,317 (523,317)	1,138,447 (1,138,447)
第8会計年度	2,817,355 (2,817,355)	674,901 (674,901)	3,280,901 (3,280,901)
第9会計年度	2,324,746 (2,324,746)	1,190,611 (1,190,611)	4,415,036 (4,415,036)
第10会計年度	4,741,583 (4,741,583)	1,827,764 (1,827,764)	7,328,855 (7,328,855)

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	1,663,183 (1,658,122)	76,086 (71,025)	1,587,097 (1,587,097)
第2会計年度	2,595,517 (2,595,517)	1,307,506 (1,307,506)	2,875,108 (2,875,108)
第3会計年度	674,960 (674,960)	1,199,293 (1,199,293)	2,350,775 (2,350,775)
第4会計年度	203,920 (203,920)	668,192 (668,192)	1,886,503 (1,886,503)
第5会計年度	349,354 (349,354)	402,645 (402,645)	1,833,212 (1,833,212)
第6会計年度	206,337 (206,337)	527,408 (527,408)	1,512,141 (1,512,141)
第7会計年度	387,212 (387,212)	347,690 (347,690)	1,551,663 (1,551,663)
第8会計年度	129,986 (129,986)	204,415 (204,415)	1,477,234 (1,477,234)
第9会計年度	83,468 (83,468)	207,140 (207,140)	1,353,562 (1,353,562)
第10会計年度	31,973 (31,973)	246,825 (246,825)	1,138,710 (1,138,710)

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	445,291 (440,228)	27,905 (22,842)	417,386 (417,386)
第2会計年度	967,602 (967,602)	332,300 (332,300)	1,052,688 (1,052,688)
第3会計年度	554,279 (554,279)	932,149 (932,149)	674,818 (674,818)
第4会計年度	141,154 (141,154)	164,762 (164,762)	651,210 (651,210)
第5会計年度	65,956 (65,956)	107,668 (107,668)	609,498 (609,498)
第6会計年度	307,229 (307,229)	131,449 (131,449)	785,278 (785,278)
第7会計年度	353,892 (353,892)	226,335 (226,335)	912,835 (912,835)
第8会計年度	70,285 (70,285)	403,621 (403,621)	579,499 (579,499)
第9会計年度	71,949 (71,949)	88,016 (88,016)	563,432 (563,432)
第10会計年度	93,023 (93,023)	134,149 (134,149)	522,306 (522,306)

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 海外における販売手続等

ファンド証券の申込み

投資者は、以下に記載されるとおり、各クラスのファンド証券の購入を申し込むことができます。

投資者は、購入申込書が関係する取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに主管理事務代行会社により受領されることにより、取引日において各クラスのファンド証券の購入申込みを行うことができます(管理会社の裁量により別途決定された場合を除きます。)。関係する終了時刻より後に受領され、または受領されたとみなされる購入申込みは、次に到来する関係取引日に取り扱われます。管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、上記の要件を放棄することができます。

関係するクラスの表示通貨により支払われる申込価格の全額は、関係取引日の後4ファンド営業日(または管理会社の裁量により決定されるこれより早いまたは遅い日時)以内に保管受託銀行またはその代理人により即時利用可能な資金で受領されなければなりません。

申し込まれたファンド証券は、適切に記入された申込書が受領された取引日に発行されます。

関係する申込書が上記の日時まで受領されなかった場合、かかる購入申込みは、次に到来する関係取引日まで持ち越され、ファンド証券は、当該取引日に当該取引日の申込価格で発行されます。

適時の決済が行われなかった場合、かかる申込みは無効となり、申込者またはその金融仲介会社の費用負担により取り消されます。決済日までに適切な決済が行われなかった場合、管理会社は、不履行投資家またはその金融仲介会社を提訴するか、または各ファンドにおける当該申込者の既存の保有額から管理会社および/または各ファンドが負担した費用または損失を差し引く可能性があります。いずれの場合においても、投資者に払い戻される一切の金銭は、送金が受領されるまで無利息で保有されます。

投資者は、各関係取引日において、各クラスのファンド証券を、申込みが受諾される取引日時点で算定される当該クラスの1口当たり純資産価格で申し込むことができます。

最低申込口数

管理会社は、その裁量により、各ファンドおよび/または各クラスに関する最低申込口数を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低申込口数は指定されていませんが、日本における販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。

管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、各申込みまたは申込み全般に関する最低申込口数を放棄することができます。

最低残存保有額

管理会社は、その裁量により、各ファンドおよび/または各クラスに関する最低残存保有額を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低残存保有額は指定されていません。

管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、各申込みまたは申込み全般に関する最低残存保有額を適用しないことができます。

買戻しまたは転換の結果、あるファンドおよび/またはクラスにおける受益者の最低残存保有額が管理会社により当該ファンドおよび/またはクラスにつき決定された金額を下回った場合、管理会社は、当該受益者が当該ファンドおよび/またはクラスにおける全保有口数の転換または

買戻しを請求したと判断することができます。ポートフォリオ価格に影響を及ぼす相場変動により投資者の保有額が最低残存保有額の基準を下回った場合は、上記は適用されません。

(注) ファンド証券の転換は現時点では行うことができません。

通信方法

投資者による一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の申込みは、主管理事務代行会社宛てにファックスにより送信することができ、当該申込書は、関係する申込締切時点より前に主管理事務代行会社により受信されていなければなりません。

申込みの受諾

管理会社は、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みについて全部または一部を受諾し、または拒否することができます。投資者がいずれかの投資制限または投資規制に服している場合、購入申込時に明示しなければなりません。

申込みの取消(撤回)不能

いかなるファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みも取消(撤回)することはできず、いかなる状況においても、管理会社の事前同意を得ない限り、投資者は購入申込みを撤回することはできません(純資産価格の算定が停止された場合を除きます。)。純資産価格の算定が停止された場合、管理会社は、かかる停止期間の終了後最初に到来する取引日に購入申込みを処理します。

申込みの確認

主管理事務代行会社は、ファックスにより受信した購入申込みを処理します。ファックスの受信を確認できなかった場合、管理会社および主管理事務代行会社のいずれも、ファックスの誤送信または不受信については責任を負わないものとします。管理会社または主管理事務代行会社に対し送信されるファックスは、管理会社または主管理事務代行会社により実際に確認された場合にのみ有効となるものとします。

記入済みの申込書の確認書は、関係する純資産価格が入手可能となった後、可及的速やかに、申込者に対し申込書に記載された住所宛てに送付されます。ファンド証券の正式な券面は発行されません。

端数

端数のファンド証券は発行されません。ファンド証券の発行、買戻しまたは転換(認められる場合)に関する純資産価格は、管理会社により随時決定される関係通貨単位となるよう切り上げまたは切り捨てされます。

個人情報

投資予定者(被指名人、仲介会社または指定参加者等の資格において申込みを行う投資者が含まれることがあります。)は、トラストへの投資、ならびにそれに関連してトラスト、管理会社およびE E A域内または域外を所在地とする管理会社の関連会社および委託先との間でやりとり(申込書の記入および(該当する場合は)電子通信または電話の記録を含みます。)を行うことにより、または個人情報(投資者と関係のある個人(取締役、受託者、従業員、代表者、株主、投資家、クライアント、受益所有者または代理人等)に関するものを含みます。)をトラストおよび管理会社に提供することにより、GDPRに定める範囲内の個人データに該当する、個人に関する一定の個人情報を、トラスト、管理会社ならびにその関連会社および委託先に提供することとなることに留意すべきです。

トラストは、GDPRに基づき自己が負うデータ保護義務および同法に基づき個人が有するデータ保護に関する権利の概要を記載したプライバシーに関する通知(以下「プライバシーに関する通知」といいます。)を作成しました。

すべての新規投資者は、トラスト受益証券の申込みを行う過程の一環としてプライバシーに関する通知の写しの提供を受けるものとします。GDPR施行前に申込みをされたすべてのトラストの既存投資者には、かかる写しを送付しました。

プライバシーに関する通知には、データ保護上、以下の事項に関する情報が含まれます。

- 投資者は、GDPRに定める範囲内の個人データに該当する一定の個人情報をトラストに提供すること。
- トラストは当該個人データのデータ管理者として行為すること、および関連会社および委託先(主管理事務代行会社、保管受託銀行、投資顧問会社および販売会社等)は当該個人データのデータ処理者として行為することができること。
- () 契約履行のためにトラスト受益証券の購入が必要である場合、() トラストが適用を受ける法律上の義務を果たすために必要である場合、および/または() トラストまたは第三者の正当な利益のために必要であり、当該個人の利益、基本的人権または自由が当該正当な利益に優先しない場合に当該個人データを利用する場合、その正当な目的に関する記載。
- 個人データの送信状況の詳細(該当する場合は、EEA域外を所在地とする事業体への送信を含みます。)。
- トラストのデータ保護対策の詳細。
- GDPRに基づきデータ主体である個人が有するデータ保護に関する権利の概要。
- トラストの個人データ保持方針に関する情報。
- データ保護に関する事項についての問い合わせ先。

(2) 日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の日本における営業日にファンド証券の申込みの取扱いが行われます。その場合、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。

申込期間中、投資者は日本における営業日の午後4時(日本時間)までに取得の申込みをすることができます。投資者は、日本における約定日から起算して日本における4営業日目までに、申込金額および申込手数料を日本における販売会社に支払います。

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格は、主管理事務代行会社により、各ファンド営業日(本書において各ファンド営業日をそれぞれ「取引日」といいます。)におけるニューヨーク証券取引所の通常の取引終了時(通常午後4時(米国東部標準時))に、主管理事務代行会社により計算されます。

日本における販売会社は、原則として、関係取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに日本の投資者によりなされた買付注文を主管理事務代行会社に取り次ぎます。通常、日本における販売会社は取引日の日本における翌営業日に注文の成立を確認することができ、かかる確認した日を日本における約定日といえます。

最低申込口数は、本書の日付現在、定められていませんが、日本における販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。また、最低残存保有額は定められていません。

日本における販売会社のため、以下の料率の申込手数料が課されます。

申 込 口 数	申 込 手 数 料
1 万口未満	申込金額の2.20% (税抜2.00%)
1 万口以上 5 万口未満	申込金額の1.65% (税抜1.50%)
5 万口以上 10 万口未満	申込金額の1.10% (税抜1.00%)
10 万口以上 50 万口未満	申込金額の0.55% (税抜0.50%)

50万口以上

申込金額の0.22%(税抜0.20%)

(注1) 管理会社および日本における販売会社が申込手数料について別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができます。

(注2) 上記申込手数料に関わる「税」とは、消費税および地方消費税を示します。

投資者は、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払と引換えに、取引残高報告書または他の通知書を日本における販売会社から受領します。申込金額および申込手数料の支払は円貨またはファンド証券の表示通貨によります。各クラスファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各申込みについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、各ファンドの純資産額が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

管理会社は、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の購入申込みについて全部または一部を受諾し、または拒否することができます。投資者が何らかの投資制限に服している場合、当該投資者はかかる制限を購入申込時に明示しなければなりません。

なお、申込手数料等の照会先は日本における販売会社です。

前記「(1) 海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがあります。

2【買戻し手続等】

(1) 海外における買戻し手続等

買戻取引日

受益者は、あるクラスのファンド証券の一部または全部の買戻しを、当該クラスの取引日に請求することができます。ファンド証券は、関係するファンドについて定められるファンド証券1口当たりの買戻価格で買い戻されます。

関係取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに買戻請求書が主管理事務代行会社により受領されない限り、いかなるクラスの買戻請求も受諾されません。

買戻請求書は、主管理事務代行会社に対しファックスで送信され、主管理事務代行会社により受領されなければならない。受益者の氏名および口座番号、買戻しを請求するクラスおよびファンド証券口数ならびに買戻代金の送金に関する特別の指示が記載されなければなりません。

関係する終了時刻より後に受領され、または受領されたとみなされる買戻請求は、次に到来する関係取引日に取り扱われます。管理会社は、同一の状況にある受益者間の平等取扱いの原則に従うことを条件として、その裁量により、上記の要件を放棄することができます。

買戻請求は、受益者が関係するクラスのファンド証券の購入申込みを複数回行っていった場合、当該受益者に対し最初に発行されたファンド証券に関し行われたものであると常にみなされます。

買戻代金は、実務上可能な限り速やかに、通常は関係取引日(同日を含みます。)の後4ファンド営業日目以内に、保管受託銀行またはその代理人により関係するクラスの参照通貨で支払われます。ただし、資本移動に関する為替管理もしくは為替制限等の法令上の規定または保管受託銀行および管理会社の支配の及ばないその他の状況により、買戻しを行う受益者が指定した国への買戻代金の送金が不可能な場合はこの限りではありません。「4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、1口当たり純資産価格の計算の停止」に記載される状況において、ファンドが、ファンドの買戻しのために通常の方法で有価証券のポジションを現金化できない場合、またはファンドの資産および負債の価値を合理的に決定できない場合、ファンドは、買戻しの決済を4ファンド営業日より遅くすることができます。また、当該項目に記載されたところに従い、買戻しを停止することもできます。

各クラスのファンド証券は、関係取引日に関して買い戻されます。

最低買戻口数

管理会社は、関係する各ファンドについて定められるところに従い、その裁量により、各クラスに関する最低買戻口数を指定することができます。

本書の日付現在、各クラスファンド証券に関する最低買戻口数は指定されていませんが、販売会社は、その単独裁量により異なる水準を定めることができます。

受益者は、「1 申込(販売)手続等、(1) 海外における販売手続等、最低残存保有額」に記載される最低残存保有額に関する規定に留意しなければなりません。

買戻請求の確認

主管理事務代行会社は、ファックスにより受信した買戻請求を処理します。管理会社および主管理事務代行会社のいずれも、ファックスの受信を確認できなかった場合、ファックスの誤送信または不受信については責任を負わないものとします。管理会社または主管理事務代行会社に対し送信されるファックスは、管理会社または主管理事務代行会社により実際に確認された場合にのみ有効となるものとします。

記入済みの買戻請求書の確認書は、関係する純資産価格が入手可能となった後、可及的速やかに、買戻しを行う受益者に対し買戻請求書に記載された住所宛てに送付されます。

ファンド証券1口当たりの買戻価格

関係する各ファンドについて別途規定されない限り、各クラスファンド証券1口当たりの買戻価格は、買戻請求が受諾された当該クラスの取引日付けで算定される当該クラスファンド証券1口当たり純資産価格とします。

買戻代金の支払

買戻代金は、関係する各ファンドについて定められるところに従い、保管受託銀行またはその代理人により関係するクラスの参照通貨で支払われます。

管理会社は、受益者の利益を著しく損なうことなくして投資先資産の売却を合理的に行うことができない場合、または関係する資産の適正価格を計算することができないと判断した場合、その単独裁量により、買戻請求の全部または一部をより遅い日に精算することができます。

買戻代金は、通常、明確な身分証明書類が主管理事務代行会社により受領されていることを条件に、登録受益者の銀行口座に支払われます。

買戻代金は、電信送金(または主管理事務代行会社の単独裁量により適切と判断されるその他の方法)により、関係するクラスの表示通貨(または主管理事務代行会社により随時同意されるその他の通貨)で支払われます。

買戻請求の取消(撤回)不能

通常、純資産価格の算定が停止されている場合を除き、ファンド証券の買戻請求も取消(撤回)することはできず、受益者は買戻請求を撤回することはできません。純資産価格の算定が停止された場合、ファンド証券の買戻請求を行った関係するクラスの受益者は、管理会社に対し自らの請求の撤回を希望する旨を書面で通知することができます。また、管理会社は、受益者間の平等取扱いの原則を十分考慮した上で、その単独裁量により、かかる買戻請求の撤回の受諾を決定することができます。

買戻請求の制限

取締役はまた、ある取引日に買い戻すことのできるファンド証券総数を各ファンドの純資産額の10%または管理会社の単独裁量により決定されるこれより高い割合に制限することができます。かかる制限が適用された場合、ファンド証券は按分計算で買い戻され、かかる制限のためにある特定の取引日に買い戻されなかったファンド証券は、当初請求がなされたすべてのファンド証券が買い戻されるまで、その後の各取引日に関し買戻請求がなされたものとして取り扱われます。前の取引日から持ち越された買戻請求は、より遅い方の取引日に受領され、および/または持ち越された請求に優先して買い戻されます。上記にかかわらず、買戻しを行うすべての受益者は、自らに対し支払われるべき代金を4暦四半期以内に全額受領することができ、かかる目的において、必要な場合、優先性の恩恵を受けることができます。

強制買戻し

管理会社は、トラストのいかなるファンド証券も以下の者によりまたは以下の者を代理して取得されず、または保有されないことを確保するために必要となると自らが判断するところに従い、同一クラスのファンド証券に制限(ファンド証券の譲渡に関する制限を除きますが、ファンド証券を記名式でのみ発行すべき旨の要件は含みます。)を課し、またはこれを緩和することができます。

- (a) 一切の国または政府機関もしくは規制機関の法律または要件に違反している者(管理会社、トラスト、投資顧問会社または一切の関係者(約款に定義されます。))がかかる違反により不利益を被ると管理会社が判断した場合)
- (b) 管理会社、投資顧問会社、トラストまたは受益者が本来負うまたは被ることのない納税義務またはその他の金銭的不利益を負いまたは被ることを招く恐れがある(管理会社、トラストまたは投資顧問会社が一切の国もしくは機関の証券法、投資法もしくは類似の法令に基づく登録要求されることまたはマーケット・タイミング取引および/もしくは詐欺取引を含みます。)と管理会社が判断する状況にある者

管理会社は、上記(a)および(b)の場合にファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

管理会社はまた、以下の場合において、受益者のすべてのファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

- (a) 受益者が英文目論見書および/または約款に違反してファンド証券の一部を譲渡し、またはかかる譲渡を試みた場合
- (b) ファンド証券の取得に関連して受益者によりなされた表明または保証が、なされた時点で真実でなかったか、またはその後真実でなくなった場合
- (c) 受益者が()破産を任意に申し立て、()破産もしくは倒産の宣告を受け、または破産手続もしくは倒産手続において自らに対する救済命令を申し立て、()一切の制定法または法令に基づく再編、和議、債務免除、再建、清算、解散またはその他の救済を求める申立てまたは答弁を行い、()上記のような手続において当該受益者に対しなされた申立ての重大な主張を認めるか、またはこれに異議を申し立てない旨の答弁もしくはその他の訴答を行い、または()当該受益者または当該受益者の財産の全部もしくは大部分に関する受託者、管財人または清算人の任命を求め、これに同意し、またはこれを認めた場合
- (d) 強制買戻しを行うことによりトラストに対する重大な法的、金銭的、税務上、経済的、財産上、運営上またはその他の不利益を回避できると管理会社がその絶対裁量により判断するその他一切の状況

また、管理会社は以下を行うことができます。

- (a) 必要と判断した場合にファンド証券の申込みを自己の裁量により拒否すること
- (b) ファンド証券の購入または保有を禁じられている受益者により保有されているファンド証券をいつでも買い戻すこと

一切のファンド証券が()約款に基づきファンド証券の保有を禁じられている者、()米国人^(注)、または()関係する保有により、一切の法域における適用ある法律もしくは要件の違反を招くか、または単独もしくは他の者と共同で(a)トラストまたは受益者の課税上の地位または居住を損なうか、(b)トラストまたは受益者に法的、規制上、金銭的、税務上または重大な運営上の不利益を被らせるか、または(c)トラストが本来従うことを要求されない一切の法域における登録要件または申立要件に従うことを要求されることを招く恐れがあると管理会社が単独かつ最終的に判断する者により、直接的もしくは実質的に保有され、または直接的もしくは間接的にかかる者の勘定によりもしくはかかる者の利益のために取得されていると管理会社が判断した場合、管理会社は、一切のかかる受益者から当該受益者により保有されているすべてのファンド証券を強制的に買い戻すことができます。

(注)米国人の定義

本書において、「米国人」とは、(a)1933年法に基づくレギュレーションSのルール902に基づく「米国人」の定義に含まれる者、または(b)CFRルール4.7に使用される「非米国人」の定義から除外される者のいずれかに該当する者をいいます。疑義を避けるため付言すると、当該者は、ルール902の「米国人」の定義を満たさない場合で、かつCFRルール4.7に基づく「非米国人」としての資格を有する場合に限り、かかる米国人の定義から除外されます。

ルール902に基づく「米国人」は、以下の者を含みます。

- (a) 米国内に居住する自然人
- (b) 米国の法律に基づき組織されまたは設立されているパートナーシップまたは法人
- (c) 遺言執行者または管財人が米国人である財団
- (d) 受託者が米国人である信託
- (e) 米国内に所在する非米国機関の代理機関または支店
- (f) 米国人のためディーラーまたはその他の受託者により保有される非一任口座または類似口座(財団または信託を除きます。)
- (g) 米国内で組織され、設立されもしくは(個人の場合)米国内に居住するディーラーまたはその他の受託者により保有される一任口座または類似口座(財団または信託を除きます。)
- (h) 下記の場合のパートナーシップまたは法人
 - ・ 米国以外の法域の法律に基づき組織され、または設立された場合
 - ・ 1933年法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立されている場合

ただし、自然人、財団または信託ではない認定投資家(1933年法に基づくレギュレーションDルール501(a)で定義されます。)により組織または設立され、かつ所有されている場合はこの限りではありません。

上記にかかわらず、ルール902に基づく「米国人」には、() 米国で組織され、設立されもしくは(個人の場合)米国に居住するディーラーまたはその他の専門受託人により、非米国人のためまたは非米国人の勘定で保管される一任口座または類似口座(財団または信託を除きます。)、() (A)米国人ではない財団の遺言執行者または管財人が、財団の資産について単独または共有の運用裁量権を有する場合および(B)財団が米国以外の国の法律に準拠する場合に、遺言執行者または管財人を務める専門受託人が米国人である財団、() 米国人ではない受託者が信託資産について単独または共有の運用裁量権を有し、信託の受益者(および信託が取消可能の場合には信託設定者)が米国人ではない場合に、受託者を務める専門受託人が米国人である信託、() 米国以外の国の法律ならびに当該国の慣習の実務および文書に基づき設定され運営される従業員給付制度、() (A)代理機関または支店が有効な事業上の理由から営業を行う場合および(B)代理機関または支店が保険または銀行業務に従事しておりかつその所在する法域においてそれぞれ実質的な保険または銀行に関する規制を受けている場合の、米国外に所在する米国人の代理機関または支店、ならびに() 1933年法に基づくレギュレーションSのルール902(k)(2)() に明記される一定の国際機関(その代理機関、支店および年金プランを含みます。)は含まれません。

C F T Cルール4.7は現在、関連する部分で、以下の者が「非米国人」とみなされるものと規定します。

- (a) 米国または米国政府、その代理機関もしくは下部機関の居留地に居住しない自然人
- (b) 米国以外の法域の法律に基づき設立されたパートナーシップ、法人またはその他の機関(主にパッシブ投資を目的に設立された機関を除きます。)で、米国以外の法域にその主たる営業場所を置くもの
- (c) 源泉に関わらず、その所得に対して米国所得税を課されない財団または信託
- (d) プール、投資会社またはその他の類似機関等主にパッシブ投資を目的に組織された機関。ただし、非米国人またはその他適格者(C F T Cルール4.7(a)(2)または4.7(a)(3)に定義されます。)としての資格がない者が保有する当該機関への参加権は、合計で当該機関の受益権の10パーセント未満を表章するものとし、また当該機関は、その参加者が非米国人であることによりその運営者がC F T C規則のパート4の一定要件を免除されているプールについて、当該プールへの非米国人としての資格がない者による投資を促進することを主な目的として設立されていないことを条件とします。
- (e) 米国外で設立され、米国外に主たる営業場所を置く機関の従業員、役員または取引者本人のための年金プラン

(2) 日本における買戻し手続等

各クラスファンド証券は、以下の手続に従い、各クラスファンド証券に関するいずれかの取引日(「買戻日」)に、買戻請求が受諾された当該クラスの取引日付けで算出される当該クラスファンド証券1口当たり純資産価格(「買戻価格」)で買い戻すことができます。買戻価格は、通常、関連する取引日に、主管理事務代行会社が計算し、公表します。

日本の実質的な受益者は、以下の制限に従い、取引日の午後4時(日本時間)までに日本における販売会社に通知を行うことにより、1口以上1口単位によるファンド証券の買戻しを請求することができます。日本における販売会社は、取引日の午後3時(ルクセンブルグ時間)までに買戻請求書を主管理事務代行会社に取り次がなければなりません。

大量の買戻請求があった場合、前記「(1) 海外における買戻し手続等」の「買戻請求の制限」が適用されることがあります。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、通常、日本における約定日(買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日)(通常、申込日の日本における翌営業日。同日を含みます。)から起算して日本における4営業日目に行われます。

買戻手数料は課されません。買戻代金の支払は、外国証券取引口座約款の定めるところに従って日本における販売会社を通じて、円貨またはファンド証券の表示通貨により行われます。各クラスのファンド証券の表示通貨と円貨との換算は、各買戻しについての日本における約定日における、東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします。

前記「(1) 海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがあります。

3【ファンド証券の転換】

ファンド証券の転換は、現時点では行うことができません。管理会社は、受益者の同意を得ることなく、通知した上でいつでもかかる方針を変更することができます。

4【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

1口当たり純資産価格の計算

基準通貨

トラストの会計に関する基準通貨は米ドルとし、トラストの純資産額は米ドルで表示されま

す。

純資産額は、管理会社および投資顧問会社の登記上の事務所において入手可能となります。

資産および負債

トラストの資産には以下が含まれますが、これらに限られません。

- () あらゆる手元現金および預金(その経過利息を含みます。)
- () あらゆる為替手形および約束手形ならびに売掛金(売却済であるが未交付の証券の手取金を含みます。)
- () トラストが保有しており、または契約したあらゆる債券、定期約束手形、持分、株式、社債、投資先UCIの受益証券/投資証券、新株引受権、ワラント、オプションならびにその他の投資対象および証券
- () トラストが受領可能なあらゆる株式、株式配当、現金配当および現金分配金(ただし、管理会社は、トラストのために、配当落ち取引もしくは権利落ち取引または類似実務により生じる証券の時価の変動について調整を行うことができるものとします。)
- (v) トラストが保有している利付証券の経過利息(かかる利息が当該証券の元本金額に含まれ、または反映されている場合を除きます。)
- () トラストおよび管理会社の初期費用(かかる費用が償却されている場合を除きます。)
- () トラストまたはトラストの完全子会社の名義で登録された不動産投資対象および財産権
- () 不動産会社の転換証券その他の債務証券の保有額
- () あらゆる種類および性質のその他の資産(前払費用を含みます。)

トラストの負債には以下が含まれます。

- () あらゆる借入金、為替手形および買掛金
- () 発生済または支払われるべきあらゆる管理費用(投資顧問報酬、成功報酬、管理報酬、保管受託銀行報酬および代理人報酬を含みますが、これらに限られません。)
- () 認知されている現在および将来のあらゆる負債(金銭または財産の支払に関するあらゆる契約上の満期債務(取引日が配当受領権者の確定基準日に当たる場合またはそれ以降にトラストを代理して管理会社により宣言される未払配当を含みます。))を含みます。)
- () 管理会社により随時決定される取引日の資本および利益に基づく将来の税金のための適切な引当金、ならびに取締役により認可され承認される特に清算費用をカバーするその他の引当金(もしあれば)
- () 約款に詳述される、その種類および性質を問わないトラストのその他一切の負債(ファンド証券により表章される負債を除きます。)

評価基準

主管理事務代行会社は、管理会社による全体的な監督の下、トラストの純資産価格を小数第二位まで計算します。主管理事務代行会社は、各取引日における関係市場の営業終了時点で純資産価格を計算します。

各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、当該クラスに帰属するファンドの純資産(当該クラスに帰属する資産の額から負債の額を差し引いた値)を当該クラスの発行済ファンド証券口数で除することにより算定されます。

(注)円建クラス受益証券については、1口当たり純資産価格は整数位で算定されます。

あるファンドまたはクラスのファンド証券1口当たり純資産価格は、当該ファンドまたはクラスの資産総額から当該ファンドまたはクラスの負債総額を差し引いた値を関係取引日における当該ファンドまたはクラスの発行済ファンド証券総数で除することにより算定されます。ファンド証券1口当たり純資産価格は、管理会社により決定される関係通貨単位となるよう切り上げまたは切り捨てされます。

この場合、関係取引日に関し買い戻される各クラスのファンド証券は、当該クラスの発行済ファンド証券に含まれますが、関係取引日に関し発行される各クラスのファンド証券は、当該クラスの発行済ファンド証券には含まれません。

トラストの資産の額は、以下のとおり算定されます。

- (a) 一切の手元現金または預金、為替手形および約束手形ならびに売掛金、前払費用、宣言された現金配当および経過利息のうち未受領のものは、その全額とみなされますが、全額が支払われないまたは受領されないことが予想される場合、かかる額はその正価を反映するに適切であると管理会社により判断される割引がなされた上で算定されます。
- (b) 流動資産および金融市場商品は、額面価格に経過利息を加算して、または償却原価法で評価されます。
- (c) 証券取引所で値付けされ、取引され、もしくは取り扱われる証券(クローズド・エンド型投資先UCIの上場証券を含みます。)の価格は、最新の終値に基づくか、またはかかる終値が入手可能でないまたは不正確である場合は独立のブローカー・ディーラーにより相場付けされ、他の一切の規制ある市場で取引される各証券は、上場証券に関し採用される方法に可能な限り類似する方法で評価されます。
- (d) 証券取引所またはその他の規制ある市場で取引されず、または取り扱われない非上場証券(クローズド・エンド型投資先UCIの非上場証券を含みます。)および評価価格を即時に取得できないその他の市場の上場証券もしくは非上場証券または相場付けされた価格が適正市場価格を表章していないと管理会社により判断される証券の価格は、その予測可能な売買価格に基づき取締役により適切かつ誠実に算定されます。
- (e) オープンエンド型投資先UCIにより発行された証券は、関係するファンドまたはその代行会社により報告され、または提供される最新の純資産価格または価格で評価されます。
- (f) 取引所またはその他の組織化された市場で取引されていない先物契約、先渡契約またはオプション契約の清算価格は、各種契約に関し継続的に適用されている基準に基づき、取締役により定められまたは承認される方針に従い算定される純清算価格とします。取引所またはその他の組織的市場で取引されている先物契約、先渡契約またはオプション契約の清算価格は、トラストのためにかかる契約が取引されている取引所または組織化された市場における当該契約の最新の決済価格に基づくものとします。ただし、先物契約、先渡契約またはオプション契約を純資産価格の算定日に清算することができない場合、当該契約の清算価格の算定は、管理会社により公正かつ合理的と判断される価格に基づくものとします。
- (g) その他一切の資産は、管理会社により定められる手続に従い誠実に算定される適正市場価格で評価されます。

評価が困難な資産は、本項の規定に従い評価されます。

管理会社は、前述の評価方法が関係する状況においては適用不可能であるまたは関係する資産について不適切であると判断した場合、その単独裁量により、トラストの資産の全部または一部につき他の評価基準を適用することができます。

トラストの規模、当該時点の市況ならびに/またはトラストにおける申込みおよび買戻しの水準を考慮した上で受益者にとり最善の利益となると取締役が判断した場合、ファンド証券1口当たりの純資産価格は、証券の買呼値または売呼値を用い、ファンド証券の発行および買戻しに関

する買呼値と売呼値のスプレッドに基づき計算される(取引手数料および販売手数料に関する調整が行われます。)場合があります。

トラストまたは関係するクラスの会計に関する基準通貨以外の通貨建ての資産の額は、純資産価格算定時の為替レートを考慮して算定されます。

ある投資対象の価格を上記の評価方法に基づき算定することができない場合、または上記方法に基づく資産または負債の額の算定が実行不可能または不適切であると管理会社またはその代理人により判断された場合、かかる価格は、トラストに適用される会計手続に従い管理会社またはその代理人により定められる方法により誠実かつ適切に算定される適正かつ合理的な価格となります。

取締役は、資産および負債の額の算定において合理的な判断を行うことができ、取締役がトラスト全体の利益のために誠実に行為している限りにおいて、当該時点または過去の受益者は、かかる評価に異議を申し立てることはできません。

主管理事務代行会社は、純資産価格の計算において、第三者(自動処理サービス、金融モデルのベンダー、ブローカー、マーケットメイカーまたは仲介会社、投資顧問会社およびファンドが投資する他の集合投資事業の管理事務代行会社または評価代行会社を含みます。)から提供される財務情報に依拠することができ、その正確性については何ら責任を負いません。

主管理事務代行会社がトラストの純資産価格の計算に関し投資顧問会社またはブローカーもしくはその他の金融仲介会社から提供された情報に依拠した場合、かかる計算の正確性に関する主管理事務代行会社の責任は、計算処理の正確性に限られます。主管理事務代行会社は、自らに提供される基礎データの正確性については何ら責任を負いません。

投資顧問会社がトラストのいずれかの資産の価格付けにつき責任を負っているか、またはその他これに関与している場合、主管理事務代行会社は、トラストの純資産価格の算定において、投資顧問会社から提供される価格を検証することなく受領し、使用し、かつ、これに依拠することができ、主管理事務代行会社は、かかる受領、使用および依拠を行うにあたりトラストおよび/または管理会社、受益者その他一切の者に対し何ら責任を負いません。

トラストは単一の法主体を構成し、その資産は受益者の利益のためにのみ投資されます。

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格の決定

各クラスファンド証券1口当たり純資産価格は、各ファンド営業日(本書において各ファンド営業日をそれぞれ「取引日」といいます。)におけるニューヨーク証券取引所の通常取引終了時(通常午後4時(米国東部標準時))に、主管理事務代行会社により計算されます。

1口当たり純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下の場合、1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドおよび/またはクラスのファンド証券の発行、買戻しおよび転換を停止することができます。

- (a) 関係するファンドが投資できる投資先ピークルの受益証券/株式の取引が制限され、または停止されている期間
- (b) 当該時点における関係するファンドの投資対象の大部分が値付けされている主な市場または証券取引所が閉鎖されている(法定休日による閉場を除きます。)か、またはその取引が実質的に制限され、または停止されている期間(かかる制限または停止が当該ファンドの投資対象の評価に影響を及ぼす場合に限りです。)
- (c) 緊急事態を構成すると取締役が判断する状況が存在する期間、または政治的事由、経済的事由、軍事的理由、テロリスト理由もしくは金銭的事由または関係するファンドの支配、責任および権限の及ばない状況により受益者の利益を著しく損なうことなく当該ファンドの投資先資産の売却を合理的に行うことができない場合、またはかかる資産の適正価格を計算することができないと管理会社により判断された場合

- (d) 関係するファンドの投資対象の価格もしくは価額または市場もしくは証券取引所における時価の算定において通常使用される通信手段が故障している期間
- (e) トラストが解散し、清算されもしくは合併されるか、またはその恐れがある場合は、提案されるかかる決議の通知がなされた日以降、またはファンドが清算され、または合併された場合は、関係する通知がなされた日以降
- (f) 他的一切の理由により関係するファンドにより保有される投資対象の価格を迅速または正確に確定することができない場合(投資先UCIまたはその他の投資ビークルの純資産価格の計算が停止される場合を含みます。)
- (g) 管理会社がファンド証券の買戻しに関する支払を行うために資金の送金を行うことができない期間、または投資対象の換金もしくは取得またはファンド証券の買戻しにつき行うべき支払に関する資金の送金を通常の為替レートで行うことができないと管理会社により判断される期間
- (h) 上記の買戻しの影響により、関係するファンドの運営能力が著しく損なわれるか、またはその課税上の地位が危うくされると管理会社により判断された場合
- (i) 対象ファンドの純資産価格の計算が停止されている場合
- (j) その他取締役の支配の及ばない状況

管理会社は、上記の各場合において、一切のファンドおよび/またはクラスのファンド証券の発行および/または買戻しおよび/または転換を当該ファンドおよび/またはクラスの純資産価格の計算を停止することなく停止することができます。

ファンド証券の発行または買戻しが停止された場合、管理会社は、CSSFに対し遅滞なく通知します。

法律により要求される場合、かかる停止期間の開始および終了の通知は、受益者に対し送付されるか、または新聞もしくは管理会社により随時決定されるその他のメディア上で行われます。

宣言された一切の停止は、管理会社により宣言された時点(関係取引日前、関係取引日当日または関係取引日後を問わず行われる可能性があります。)で有効となり、管理会社によりかかる停止の終了が宣言されるまで有効となり続けます。

ファンド証券の購入申込みまたは買戻し請求を行った申込者または受益者(該当する方)に対しても、通知が同様に行われます。1口当たり純資産価格の計算が停止された場合、申込者または既存の受益者は、かかる停止の影響を受けるある取引日に関するファンド証券の購入申込みまたは買戻し請求(該当する方)の撤回を希望する旨を通知することができます。管理会社に対しかかる通知が行われなかった場合、かかる買戻し請求および購入申込みは、かかる停止期間の終了後最初に到来する取引日に取り扱われます。管理会社は、かかる停止が終了されるまで、かかる停止より前にファンド証券を買い戻していた者に対する支払を留保することができます。

また、取締役は、関係するファンドの資産の相当割合(5%以上となる可能性が高い。)を適正に評価することができないと自らが判断し、かつ、かかる問題を延期期間中に解決することが可能であると管理会社により判断された場合、受益者に対し通知することなく、ある取引日を1ファンド営業日を上限として延期することができます。管理会社は、停止期間を可及的速やかに終了させるべくあらゆる合理的な措置を講じます。

(2)【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券の券面または確認書は受益者の責任において保管されます。日本の投資者に販売されるファンド証券の券面は発行されず、保管受託銀行は日本における販売会社を名義人とする確認書を、日本における販売会社に交付します。日本の受益者に対しては、日本における販売会社からファンド証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

トラストおよびファンドの存続期間は無期限です。

(4) 【計算期間】

トラストおよびファンドの決算日は毎年5月31日です。

(5) 【その他】

トラストおよびファンドの解散等

トラストの清算

トラストは、管理会社と保管受託銀行の相互の合意によって、いつでも解散することができます。その通知は、RESAと新聞2紙(そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなくてはなりません。)において公表されます。管理会社および保管受託銀行がかかる決定を行った日以降、受益証券を発行することはできません。ただし、管理会社は、請求に応じて、適用される純資産価格(投資対象の実際の換価価格およびかかる解散に関連する換価費用を考慮します。)で、トラストの解散決議が行われた日から解散の効力を発生するまで、受益証券の全部または一部を買い戻すこと、または認められる場合にはそれを転換することを妨げられないものとします。ただし、かかる買い戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。

トラストが清算された場合、管理会社は、受益者の最善の利益となるように、トラストの資産を換金するものとし、保管受託銀行は、管理会社の指示に従い、各クラスの個別の権利に応じて、純清算金を、清算手数料および費用を控除した上で、受益証券の保有者に分配するものとします。

トラストの清算は、原則として、管理会社が清算を決定した日から9か月以内に完了されるものとします。トラストの清算手続を9か月以内に完了することができない場合、清算完了が宣言されない理由を詳述した免除を求める請求書をCSSFに提出するものとします。

清算完了時に受領する権利を有する者に分配されなかった清算金は、適用される時効期間が経過するまで、ルクセンブルグの供託所(Caisse de Consignation)に預託されます。

ファンドおよびクラスの清算

ファンドまたはクラスの純資産額が3,000万米ドル(またはその相当額)を下回る場合、政治的、経済的または軍事的緊急事態等支配の及ばない特別な場合、または管理会社が現在の市況またはその他の状況(ファンドまたはクラスの経済効率の良い方法で運用する能力に悪影響を与える可能性のある状況を含みます。)を鑑みて、受益者の最善の利益に十分な注意を払って、ファンドまたはクラスが終了されるべきであると断定した場合、ファンドまたはクラスを、管理会社の決議に基づき解散することができます。このような場合、ファンドまたはクラスの資産は換金され、負債は支払われ、また換金による純手取金は当該ファンドまたはクラスの受益証券の保有に比例して、受益者に分配されます。かかる場合、ファンドまたはクラスの終了通知が登録された受益者に対して書面により送付されます。ファンドまたはクラスを清算する決定が行われた日以降、受益証券を発行することはできません。ただし、管理会社は、請求に応じて、適用される純資産価格(投資対象の実際の換価価格およびかかる解散に関連する換価費用を考慮します。)で、ファンドまたはクラスの解散決議が行われた日から解散の効力を発生するまで、受益証券の全部または一部を買い戻すこと、または転換することを妨げられないものとし、また、かかる買い戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。ファンドまたはクラスの清算完了時に受益者に請求されなかった金額は、受益者を代理して、ルクセンブルグの供託所(Caisse de Consignation)に預託されます。

ファンドおよびクラスの合併

ファンドまたはクラスの純資産額が3,000万米ドル(またはその相当額)を下回る場合、政治的、経済的または軍事的緊急事態等支配の及ばない特別な場合、または管理会社が現在の市況またはその他の状況(ファンドまたはクラスの経済効率の良い方法で運用する能力に悪影響を与える可能性のある状況を含みます。)を鑑みて、受益者の最善の利益に十分な注意を払って、ファンドまたはクラスが合併されるべきであると断定した場合、ファンドまたはクラスを、管理会社の決議に基づき1つ以上の他のファンドまたはクラスと合併することができます。かかる場合、合併通知が登録された受益者に書面により送付されます。関連するファンドまたはクラスの各受益者は、取締役会により定められる期間(ただし、1か月以上の期間)内に、規制機関により別途認められ、かつ当該通知に記載される場合を除き、買戻手数料を支払うことなく、受益証券の買戻しを請求するオプションを与えられるものとし、適用される後払い販売手数料は、買戻手数料とみなされないため、支払われなければならないものとし、また、かかる買戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。

ファンドおよびクラスの分割

管理会社が、関連するファンドまたはクラスの受益者の利益であるか、または関連するファンドまたはクラスに関してそれを正当化する経済的または政治的状況の変化が生じたとき、複数のファンドまたはクラスに分割することにより1つのクラスを再編することができます。かかる決定は、要求に応じて受益者に通知されます。また、通知には、新しい複数のファンドまたはクラスに関する情報も記載されます。通知は、複数のファンドまたはクラスへの分割に関連する業務が実施される前に受益者が受益証券の無償の買戻しを請求することができるよう、再編が有効となる日の1か月以上前に行われます。適用される後払い販売手数料は、買戻手数料とみなされないため、支払われなければならないものとし、また、かかる買戻しまたは転換が受益者間の平等な待遇に影響を与えない場合に限られます。

約款の変更等

受益者は、ファンド証券を取得することにより、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の契約関係を定める約款を正式に受諾するものとします。

管理会社は、いつでも約款の全部または一部を変更することができます。

変更は、約款を変更する該当書類に別途規定がない場合は、ルクセンブルグの商業登記所に約款の変更が預託された旨の通知がルクセンブルグの R E S A に公告された日に効力を生じるものとします。

関係法人との契約の更改等に関する手続

保管契約

保管契約は、効力発生日から3年間の当初期間中有効に存続し、その後、当事者の一方が90日前(当事者らの中でこれとは異なる期間につき書面で合意された場合は、この限りではありません。)までに相手方に対し書面で通知を行うことにより、終了することができます。

いずれの当事者も、いずれかの時に()保管受託銀行が、期日が到来した債務を支払えなくなったか、清算手続に入ったか、もしくは保管受託銀行に関し適用ある法律に基づき管財人もしくは審判官が選任された場合、()相手方が同契約の規定の重大な違反をし、かつ、かかる違反が是正可能であった場合に是正を求める書面通知を受領後30日以内にかかる違反を是正しなかった場合、()相手方が永続的な違反をなした場合(適時に是正されたか否か、もしくは是正可能であったか否かを問いません。)、または()相手方に関し、同契約に記載されている表明、保証もしくは誓約のいずれかが何らかの重大な点において真実もしくは正確ではなくなった場合には、相手方に対し書面で通知を行うことにより、同契約を直ちに終了することができます。上記の事由が発生したか、またはそのおそれがある場合、各当事者は、相手方に対し直ちに通知を行うものとします。同契約の他の一切の規定にかかわらず、保管受託銀行が保管受託者として行為することをC S Fにより許可されなくなった場合は、後者もまた管理会社により終了される可能性があり、かかる事由が生じた場合、保管受託銀行は、管理会社に対し直ちに書面で通知を行うものとします。同契約は、両当事者が署名した書面によらない限り、変更されません。また、相手方の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、効力発生日から3年間の当初期間中完全に有効に存続し、その後、当事者の一方が90日前までに相手方に対し書面で通知を行うことにより、終了することができます。いずれの当事者も、いずれかの時に()相手方が同契約の違反をなし、かつ、相手方がかかる違反に関する書面通知を受領後30日以内に(a)かかる違反を是正しなかったか、もしくは(b)非違反当事者が合理的に容認することのできる是正計画を策定しなかった場合、()相手方が清算手続に入ったか(非違反当事者が事前に書面で承認した条件による再建もしくは合併を目的とする任意の清算を除きます。)、相手方に関し管財人もしくは審判官が選任されたか、もしくは同様の事由が発生した場合(適切な規制当局もしくは管轄裁判所その他の指示によるか否かを問いません。)、または()相手方が適用ある法律に基づき当該時点の資格において行為することを許可されなくなった場合には、相手方に対し書面で通知を行うことにより、同契約を直ちに終了することができます。同契約は、両当事者が書面による合意によらない限り、変更されません。また、相手方の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

投資運用契約

投資運用契約は、契約締結日から1年間有効であり、当事者の一方から当事者の他方への少なくとも90日前の書面による通知(または当事者が書面により承諾するより短い期間の通知)によって終了されない限りは、以後1年ごとに更新されます。同契約は、両当事者が署名した書面によらな

い限り、変更されません。また、管理会社の事前の書面による同意なく、同契約は譲渡されません。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法に従って解釈されます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、当事者の一方が当事者の他方に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、当事者の一方が当事者の他方に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈され、同法に基づき変更することができます。

5【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

管理会社は、受益者が受益者登録簿に自身が、また自己の名義で登録されている場合には、トラストに対し受益権を完全に直接行使できることを受益者に注意喚起します。受益者に代わり自己の名義でトラストに投資する仲介業者を通じてトラストに投資する場合には、受益者はトラストに対し特定の受益権を直接行使できないことがあります。受益者は、自己の権利について助言を受けることが推奨されます。

従って、日本における販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社に対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は、口座約款に基づき日本における販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 分配金請求権

英文目論見書の規定に従い受益者は、管理会社の決定した分配金を持分に応じて管理会社に請求する権利を有します。

(2) 買戻請求権

受益者は、取引日においてファンド証券の買戻しを請求する権利を有します。

(3) 残余財産分配請求権

トラストおよび/または各ファンドが解散された場合、受益者はその持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対して約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、当該請求権を生じさせる事由の発生日後5年で消滅します。

(2)【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはトラストおよび/もしくは各ファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、
弁護士 三 浦 健
東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

- a . ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の財務書類は、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において原文の財務書類については、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを記載している。ただし、「財務書類に対する注記」については、原文は全文を記載している。日本文の作成にあたっては、関係するサブ・ファンドに関連する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、全サブ・ファンドまたは他のサブ・ファンドに関して記載している箇所がある。
- c . ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- d . ファンドの原文の財務書類は米ドル、豪ドル、トルコリラおよび日本円で表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年9月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円、1豪ドル=75.49円、1トルコリラ=13.49円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

1【財務諸表】

(1)【2020年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
資 産 負 債 計 算 書
2020年5月31日現在
(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産：			
投資有価証券	2(b)	0	0
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	208,468	22,056
為替予約契約にかかる未実現評価益	4	1	0
現金	2(e)	835	88
未収投資有価証券売却金		0	0
未収ファンド受益証券売却金		1,129	119
資 産 合 計		<u>210,433</u>	<u>22,264</u>
負 債：			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4	(31)	(3)
未払投資有価証券購入金		(974)	(103)
未払ファンド受益証券買戻金		(156)	(17)
未払販売会社報酬	6	(26)	(3)
未払管理報酬	6	(72)	(8)
未払代行協会員報酬	6	(18)	(2)
相手方からの預託金		0	0
その他の負債		(29)	(3)
負 債 合 計		<u>(1,306)</u>	<u>(138)</u>
純 資 産		209,127	22,126
投資有価証券の取得原価		<u>0</u>	<u>0</u>
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		<u>176,224</u>	<u>18,644</u>
発行済受益証券口数：		<u>2,135</u> 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		該当なし	
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	
円建クラス受益証券		8,862.00 円	
トルコリラ建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建クラス受益証券		98.30 米ドル	10,400 円
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2020年5月31日現在

(単位:千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産 :			
投資有価証券	2(b)	33,591	3,554
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	229,288	24,259
為替予約契約にかかる未実現評価益	4	9,272	981
現金	2(e)	662	70
未収投資有価証券売却金		3,007	318
未収ファンド受益証券売却金		750	79
資産合計		276,570	29,261
負 債 :			
為替予約契約にかかる未実現評価損	4	(1,258)	(133)
未払投資有価証券購入金		(43)	(5)
未払ファンド受益証券買戻金		(4,047)	(428)
未払販売会社報酬	6	(87)	(9)
未払管理報酬	6	(115)	(12)
未払代行協会員報酬	6	(22)	(2)
相手方からの預託金		(8,850)	(936)
その他の負債		(36)	(4)
負債合計		(14,458)	(1,530)
純 資 産		262,112	27,731
投資有価証券の取得原価		33,594	3,554
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		211,964	22,426
発行済受益証券口数 :		9,829 千口	
受益証券1口当たり純資産価格 :			
豪ドル建クラス受益証券		81.90 豪ドル	6,183円
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		32.93 豪ドル	2,486円
円建クラス受益証券		該当なし	
トルコリラ建クラス受益証券		168.39 トルコリラ	2,272円
米ドル建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		21.19 米ドル	2,242円

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2020年5月31日に終了した年度
(単位：千米ドル)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
収 益：			
受取利息	2(c)	1	0
収益合計		1	0
費 用：			
管理報酬	6	(836)	(88)
年次税	7	0	0
販売会社報酬	6	(307)	(32)
代行協会員報酬	6	(204)	(22)
支払利息		0	0
その他の報酬		(29)	(3)
費用合計		(1,376)	(146)
純投資利益 / (費用)		(1,375)	(145)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失)	2(c)	4,458	472
為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	63	7
当期実現純利益 / (損失)		4,521	478
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	12,713	1,345
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	(116)	(12)
当期末実現評価益 / (評価損) 純変動額		12,597	1,333
当期運用成績		15,743	1,666

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

運用計算書

2020年5月31日に終了した年度

(単位:千米ドル)

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		(千米ドル)	(百万円)
収 益:			
受取利息	2(c)	324	34
収益合計		324	34
費 用:			
管理報酬	6	(1,304)	(138)
年次税	7	(11)	(1)
販売会社報酬	6	(978)	(103)
代行協会員報酬	6	(248)	(26)
支払利息		(35)	(4)
その他の報酬		(36)	(4)
費用合計		(2,612)	(276)
純投資利益/(費用)		(2,288)	(242)
投資有価証券にかかる実現純利益/ (損失)	2(c)	10,819	1,145
為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益/(損失)	2(c)	(28,009)	(2,963)
当期実現純利益/(損失)		(17,190)	(1,819)
投資有価証券にかかる未実現評価益/ (評価損)純変動額	2(c)	7,611	805
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益/(評価損)純変動額	2(c)	3,506	371
当期末実現評価益/(評価損)純変動額		11,117	1,176
当期運用成績		(8,361)	(885)

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
純資産変動計算書
2020年5月31日に終了した年度
(単位:千米ドル)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	189,851	20,086
受益証券の発行による受取額	37,768	3,996
分配金支払額	(7,577)	(802)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(26,658)	(2,820)
当期運用成績	15,743	1,666
期末現在純資産額	<u>209,127</u>	<u>22,126</u>

	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	202,383	21,412
受益証券の発行による受取額	150,233	15,895
分配金支払額	(12,251)	(1,296)
分配金再投資による受取額	0	0
受益証券買戻支払額	(69,892)	(7,395)
当期運用成績	(8,361)	(885)
期末現在純資産額	<u>262,112</u>	<u>27,731</u>

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
発行済受益証券変動計算書
2020年5月31日に終了した年度
(単位：千口)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
期首現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	663
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	563
円建クラス受益証券	42	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	4,415
米ドル建クラス受益証券	1,975	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	1,354
期中受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	402
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	93
円建クラス受益証券	15	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	4,742
米ドル建クラス受益証券	381	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	32
分配金の再投資による受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	0
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	0
米ドル建クラス受益証券	0	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
期中受益証券買戻し		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	(226)
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(134)
円建クラス受益証券	(9)	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	(1,828)
米ドル建クラス受益証券	(269)	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(247)
期末現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	839
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	522
円建クラス受益証券	48	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	7,329
米ドル建クラス受益証券	2,087	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	1,139

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

統計情報

(未監査)

(単位:千、1口当たり金額を除く)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

	2020年5月31日現在		2019年5月31日現在		2018年5月31日現在	
純資産	209,127 千米ドル	22,126 百万円	189,851 千米ドル	20,086 百万円	181,328 千米ドル	19,185 百万円
純資産(日本円)	422,923 千円		361,768 千円		364,337 千円	
純資産(米ドル)	205,202 千米ドル	21,710 百万円	186,519 千米ドル	19,734 百万円	177,975 千米ドル	18,830 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
円建クラス受益証券	8,862.00 円		8,598.00 円		8,628.00 円	
米ドル建クラス受益証券	98.30 米ドル	10,400 円	94.43 米ドル	9,991 円	92.72 米ドル	9,810 円

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

	2020年5月31日現在		2019年5月31日現在		2018年5月31日現在	
純資産	262,112 千米ドル	27,731 百万円	202,383 千米ドル	21,412 百万円	193,102 千米ドル	20,430 百万円
純資産(豪ドル)	85,954 千豪ドル	6,489 百万円	77,435 千豪ドル	5,846 百万円	79,863 千豪ドル	6,029 百万円
純資産(トルコリラ)	1,233,621 千トルコリラ	16,642 百万円	635,138 千トルコリラ	8,568 百万円	384,969 千トルコリラ	5,193 百万円
純資産(米ドル)	24,132 千米ドル	2,553 百万円	39,894 千米ドル	4,221 百万円	47,832 千米ドル	5,061 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
豪ドル建クラス受益証券	81.90 豪ドル	6,183 円	80.09 豪ドル	6,046 円	80.16 豪ドル	6,051 円
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	32.93 豪ドル	2,486 円	43.16 豪ドル	3,258 円	43.50 豪ドル	3,284 円
トルコリラ建クラス 受益証券	168.39 トルコリラ	2,272 円	143.86 トルコリラ	1,941 円	117.34 トルコリラ	1,583 円
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	21.19 米ドル	2,242 円	29.47 米ドル	3,118 円	32.38 米ドル	3,426 円

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

財務書類に対する注記

2020年5月31日現在

1. 概要

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、法人格を有しない資産の共同所有体である、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された共有持分型（契約型）投資信託（Fonds Commun de Placement）である。トラストは、ルクセンブルグに登録上の住所を有するルクセンブルグ大公国の法律に従って設立された、トラストの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社であるピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」または「AIFM」という。）によって、共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される。2019年11月3日まではステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイによって保管され、2019年11月4日以降はステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店（以下「保管受託銀行」という。）によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離される。トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパート に基づき、ルクセンブルグにおいて設立されている。

管理会社は、2010年11月18日に設立された2013年の法律（ルクセンブルグの管理会社に関する2013年7月12日法、随時改正される。）（以下「2013年法」という。）の第2章に基づくトラストの管理会社である。管理会社は、トラストのために、トラスト内で設立される特定の資産のポートフォリオ（以下それぞれ「ファンド」という。）に関連する異なるシリーズの受益証券（以下「受益証券」という。）を発行することができる。ファンドは、（目論見書に定義されているとおり）マスター・フィーダー構造を通じ、主にピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド（以下「対象ファンド」という。）に投資するファンドとして組成されている。

現在、3つのファンドが運用されている。

ファンド名	基準通貨	開始日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2013年10月25日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション （以下「TRFMSファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日

2. 重要な会計方針

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法律および規則の要求に従って作成されている。ルクセンブルグの要求に準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。本財務書類は、別段の記載がない限り、本報告書を通じて千未満を四捨五入している。

(a) 受益証券の純資産価格の決定

各ファンドの1口当たり受益証券の純資産価格（以下「純資産価格」という。）は、米ドルで表示されている。各ファンドの純資産価格は、通常、各「営業日」（以下それぞれ「取引日」という。）におけるニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）取引終了時点（通常米国東部標準時の午後4時）で算

定される。営業日とは、ルクセンブルグ、アメリカ合衆国のカリフォルニア州および日本において銀行が営業を行う日、ならびにNYSEが営業を行う日(土曜日と日曜日を除く。)をいう。

(b) 有価証券の評価

対象ファンドへの投資は、当該対象ファンドの純資産価額で評価される。トラストは通常、現地市場終了直後に受領した持分証券については価格決定データを用い、市場終了後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、公正価値に近似する償却原価により評価される。

(c) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日現在において計上される。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、トラストが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、受取配当金は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、発生主義で計上される。

(d) 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインの一部またはすべてを、毎年または中間分配金として分配することを決定すること、もしくは一定の期間分配を行わず、代わりに特定のファンドまたはクラス受益証券の一口当たり純資産価格中の当該インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを累積することを決定することができる。特定のクラスのすべての受益証券は、当該クラスに関する収益および配当に等しく関与する権利を有する。配当の支払いが決定した場合、決定後、合理的に実務上可能な限り早急に支払いがなされる。当会計年度中の配当落ち日の受益証券にかかる分配金支払額は、純資産変動計算書で認識され、サブ・ファンドに再投資された分配総額の一部である分配金の再投資もまた、純資産変動計算書で認識される。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの場合、通常の場合下では、管理会社は、各ファンドに対し各クラスに帰属する投資利益および/またはキャピタル・ゲインを考慮して、毎月の最終取引日を分配基準日として、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド の場合、管理会社は、毎月またはインカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを考慮して決定する他のタイミングで、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

通常の場合下では、管理会社は、累積クラス受益証券に帰属する純投資利益またはキャピタル・ゲイン(もしあれば)について分配を行わない意向である。したがって、累積クラス受益証券の純投資利益およびキャピタル・ゲインは宣言されず、分配もされない。他方、累積クラス受益証券の一口当たり純資産価格には、純投資利益またはキャピタル・ゲインが反映される。

(e) 現金および外貨

ファンドの表示通貨は米ドルである。トラストの表示通貨は米ドルである。ファンドの表示通貨以外の通貨建ての外国証券、保有外貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、毎営業日現在の為替レートに基づきそれぞれの通貨に換算される。

為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価の変動は、未実現外貨評価損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、当該取引の行われた各日ならびに報告日にそれぞれ換算される。投資有価証券にかかる外貨換算レートの変動による影響は、運用計算書において当該証券の市場価格の変動による影響から区別されず、外国通貨にかかる実現純損益および未実現評価損益に含まれる。

下記の表は、2020年5月31日現在使用される為替レートを表したものである。

外貨	表示通貨 (米ドル)
----	---------------

豪ドル	1.50648
ブラジル・レアル	5.43110
ユーロ(€)	0.89900
日本円(¥)	107.73500
トルコリラ	6.82150
米ドル(\$)	1.00000

(f) 取引費用

取引費用は、投資有価証券取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額に含まれる。確定利付証券および特定のデリバティブについて、取引費用は、証券の購入価格から個別に識別できないため、単独で開示を行うことができない。

3. 証券およびその他の投資有価証券

米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン債は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型証券よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービサーの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図る戦略に携わることがある。売買されたTBA証券は、資産負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

4. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、特定のファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態および運用結果にどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。投資有価証券明細表で開示されるとおり、年度末現在未決済の金融デリバティブ商品ならびに運用計算書で開

示される当年度中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益および未実現評価損益の変動額は、ファンドの金融デリバティブ活動の取引高に対する指針の役割を果たす。

為替予約契約

特定のファンドは、予定されている有価証券の購入または売却の決済に関連して、一部またはすべてのファンドの有価証券に付随する為替リスクをヘッジする目的で、あるいは投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の時価は変動する。

為替予約契約は日次で時価評価され、ファンドは価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。かかるリスクを軽減するために、現金または有価証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

特定のファンドは、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約が締結されたヘッジクラスを発行する。これらのクラス特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

5. 市場リスクおよび信用リスク

ファンドは、実質的にすべての資産を対象ファンドに投資する。ファンドへの投資に付随するリスクは、対象ファンドが保有する有価証券及びその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンドがその投資目的を達成する能力は、対象ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右される。対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はない。ファンドの純資産額は、その投資先である対象ファンドの各純資産額の変動に対応して変動する。投資運用実績およびファンドに付随するリスクが対象ファンドの投資運用実績およびリスクに連動する範囲は、ファンドの資産が対象ファンドへの投資に随時配分される範囲に左右されるが、その範囲は異なりうる。対象ファンドへの投資は、対象ファンドへの投資に直接表示されない特定の追加費用および税金の発生を伴うことがある。

投資運用実績は、その資産がファンドの資産配分の目標と範囲に応じてどのように配分および再配分されるかによって決まる。各ファンドへの投資に対する主要なリスクは、ファンドの資産配分を行う副投資顧問会社により、最善ではない、または誤った資産配分の決定がなされる可能性があることである。資産配分を行う副投資顧問会社は、一貫して質の高い運用実績をファンドに提供しようとする対象ファンドに対し、投資配分を特定するよう努めるが、かかる配分技法が望ましい結果をもたらすという保証はない。

6. 報酬、費用および関連当事者

ファンドは、下記の表で示される年率(各ファンドのそれぞれのクラスの日々平均純資産額に対する割合として表示されている。)で支払われる管理報酬および代行協会員/販売会社報酬の対象となる。

受益者もまた、申込金額に基づく当初申込手数料の対象となる。

ファンド	管理報酬	代行協会員報酬	販売会社報酬	当初申込手数料
TRFファンド				
米ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
円建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
TRFファンド				
クラスJ受益証券(日本円)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし

クラスJ受益証券 (日本円、ヘッジあり)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
TRFMSファンド				
豪ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
トルコリラ建クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%

^{*} クラスJ受益証券(日本円)およびクラスJ受益証券(日本円、ヘッジあり)につき、管理会社に支払われる管理報酬はない。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「投資顧問会社」という。)は、TRFファンドに投資する投資ビークルより管理報酬の支払いを受ける。

投資顧問会社は、トラストの特定の報酬の支払いに責任を負うものとする。当該報酬には、保管受託銀行および主管理事務代行会社に対して支払われる報酬が含まれる。また、投資顧問会社は、法律、監査および税務サービス等の継続的な通常業務、ならびに受益者向け定期報告書および情報交換を含む特定の受益者向けサービス機能に関連する報酬および費用を負担しなければならない。

各ファンド(TRFファンドを除く。)は、日々発生し、各暦月の最終営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時点で後払いされる、資産ベースの報酬(以下「販売会社報酬」という。)を代行協会員および販売会社に対して毎月支払う。

7. 課税

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは、すべての機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.01%の年次税 (taxe d'abonnement) を、ならびにすべての非機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.05%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。かかる税金は、ファンドにより負担される。ファンドは、その組入証券から生じた収益から、当該国において適用される源泉税控除後の収益を回収する。対象ファンドに投資された資産は、年次税の対象とはならない。

8. 実現利益 / (損失) および未実現評価益 / (評価損) 純変動額

2020年5月31日に終了した会計年度における投資有価証券、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益 / (損失) ならびに未実現評価益 / (評価損) 純変動額は、以下のとおり表示される。

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
	2020年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2020年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2020年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)
投資有価証券にかかる 実現純利益	4,458	3,448	10,858
投資有価証券にかかる 実現純(損失)	0	0	(39)
投資有価証券にかかる 実現純利益 / (損失)	4,458	3,448	10,819
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益	535	6,205	68,193
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純(損失)	(472)	(5,333)	(96,202)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	63	872	(28,009)
当期実現純利益 / (損失)	4,521	4,320	(17,190)
投資有価証券にかかる 未実現評価益純変動額	12,713	7,254	7,615
投資有価証券にかかる 未実現(評価損)純変動額	0	0	(4)
投資有価証券にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	12,713	7,254	7,611

為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益純変動額	(109)	(1,536)	(887)
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現（評価損）純変動額	(7)	(6)	4,393
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益 / （評価損） 純変動額	(116)	(1,542)	3,506
当期末実現評価益 / （評価損）純変動額	12,597	5,712	11,117

千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

9．規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、トラストに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立ても認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

10．証券金融取引規制

証券金融取引規制（以下「SFTR」という。）は、証券金融取引（以下「SFT」という。）およびトータル・リターン・スワップに対する報告ならびに開示を導入している。SFTは、SFTR第3条（11）に基づき、具体的に以下のとおり定義される。

レボ契約 / 逆レボ契約

有価証券または商品の貸付 / 借入

購入 / 売戻特約付取引または売却 / 買戻特約付取引

証拠金貸借取引

2020年5月31日現在、いずれのファンドもSFTまたはトータル・リターン・スワップを保有していなかった。

11．重大な事象

2019年11月4日付で、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイおよびステート・ストリート・サービシズ・ルクセンブルグ・エス・エーが、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店に吸収される国際合併が生じた。

2020年1月初頭に、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する重大なボラティリティーを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性がある。COVID-19のアウトブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いている。COVID-19は、世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、これらすべてがファンドのパフォーマンスにマイナスの影響を及ぼしている。

2020年5月12日付で、トーマス・コリアーが、取締役最初に任命され、2020年5月22日付で、取締役に再任された。

2019年5月16日から2020年3月30日まで、マシュー・ルワンジュが取締役に再任され、2020年3月31日付で取締役を辞任した。

上記以外に、当会計年度中のその他の重大な事象はなかった。

12．後発事象

COVID-19の影響は継続しており、また今後も世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼし続ける可能性があり、これらすべてがトラストのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。本質的な不確実性を考慮すると、COVID-19がトラストにどのような影響を及ぼすかを決定するか、または将来的な影響の定量的な見積りを提供することは、現時点において事実上現実的ではない。

上記以外に、当会計年度末後のその他の後発事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

投資有価証券明細表

2020年5月31日

銘柄	受益証券	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
ルクセンブルグ			
ミューチュアル・ファンズ (a)			
ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド	1,571,084	\$ 208,468	99.68
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		\$ 208,468	99.68

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*, 契約数を除く)

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BPS	06/2020	¥ 4,638	\$ 43	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
MYI	06/2020	8,823	82	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

ヘッジ為替予約契約

2020年5月31日現在、円建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BOA	06/2020	¥ 134,785	\$ 1,250	\$ 0	\$ (1)	\$ (1)	0.00
	06/2020	\$ 124	¥ 13,177	0	(2)	(2)	0.00
	07/2020	1,251	134,785	1	0	1	0.00
BPS	06/2020	66	7,024	0	(1)	(1)	0.00
BRC	07/2020	258	27,651	0	(1)	(1)	0.00
CBK	06/2020	46	4,951	0	0	0	0.00
MYI	06/2020	1,067	114,181	0	(7)	(7)	0.00
SCX	06/2020	1,476	157,829	0	(11)	(11)	(0.01)
	07/2020	1,643	176,857	0	0	0	0.00
SSB	06/2020	10	1,061	0	0	0	0.00
TOR	06/2020	¥ 82,531	\$ 766	0	0	0	0.00
	06/2020	\$ 984	¥ 105,170	0	(8)	(8)	0.00
	07/2020	767	82,531	0	0	0	0.00
UAG	06/2020	46	4,950	0	0	0	0.00
				\$ 1	\$ (31)	\$ (30)	(0.01)

OTC金融デリバティブ商品合計

\$ (30) (0.01)

投資有価証券合計

\$ 208,438 99.67

その他の流動資産および負債

\$ 689 0.33

純資産

\$ 209,127 100.00

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*):

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

(a) ファンドの関係会社

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2020年5月31日現在の、相手方との店頭取引金融デリバティブ商品の時価および(受領)差入された担保の概要である。

相手方	OTCデリバティブの 時価総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾
BOA	\$ (2)	\$ 0	\$ (2)
BPS	(1)	0	(1)
BRC	(1)	0	(1)
MYI	(7)	0	(7)
SCX	(11)	0	(11)
TOR	(8)	0	(8)

⁽¹⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/(相手方への未払金)の純額を表す。信用リスクおよび取引相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注5「市場リスクおよび信用リスク」を参照のこと。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日

銘柄	受益証券	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品			
ルクセンブルグ			
ミューチュアル・ファンズ (a)			
ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド	1,727,995	\$ 229,288	87.48
	額面価格 (千単位)		
短期金融商品			
短期債券			
Federal Home Loan Bank			
0.100% due 16/07/2020 (b)(c)	\$ 10,300	10,298	3.92
0.130% due 25/08/2020 (b)(c)	4,400	4,399	1.68
		14,697	5.60
U.S. TREASURY BILLS			
0.005% due 24/09/2020 (b)(c)	\$ 4,700	\$ 4,898	1.79
0.010% due 24/09/2020 (b)(c)	2,300	2,299	0.88
0.103% due 14/07/2020 (b)(c)	3,900	3,899	1.49
0.123% due 20/08/2020 (b)(c)	5,800	5,798	2.21
0.160% due 28/07/2020 (a)(b)(c)	2,200	2,200	0.84
		18,894	7.21
短期金融商品合計		33,591	12.81
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		\$ 262,879	100.29

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*, 契約数を除く)

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BOA	06/2020	TRY 585	\$ 82	\$ 0	\$ (4)	\$ (4)	0.00
BPS	06/2020	AUD 71	47	0	0	0	0.00
	06/2020	TRY 4,955	704	0	(21)	(21)	(0.01)
	06/2020	\$ 1,725	TRY 12,201	64	(1)	63	0.03
JPM	06/2020	TRY 9,254	\$ 1,285	0	(70)	(70)	(0.03)
	06/2020	\$ 198	AUD 298	0	0	0	0.00
	06/2020	3,137	TRY 21,475	38	(29)	9	0.00
MYI	06/2020	21	AUD 32	0	0	0	0.00
	06/2020	326	TRY 2,209	0	(2)	(2)	0.00
				\$ 102	\$ (127)	\$ (25)	(0.01)

ヘッジ為替予約契約

2020年5月31日現在、豪ドル建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
CBK	06/2020	AUD 51	\$ 33	\$ 0	\$ (1)	\$ (1)	0.00
HUS	06/2020	\$ 542	AUD 840	16	0	16	0.01
MYI	06/2020	AUD 22,874	\$ 15,177	0	(7)	(7)	0.00
	06/2020	\$ 13,879	AUD 21,219	207	0	207	0.08
	07/2020	15,178	22,874	6	0	6	0.00
RYL	07/2020	47	71	0	0	0	0.00
SCX	06/2020	AUD 109	\$ 72	0	0	0	0.00
	06/2020	\$ 321	AUD 491	5	0	5	0.00
TOR	06/2020	AUD 22,874	\$ 15,202	18	0	18	0.01
	06/2020	\$ 15,257	AUD 23,476	327	0	327	0.12
	07/2020	15,203	22,874	0	(19)	(19)	(0.01)
UAG	06/2020	14,907	22,832	249	0	249	0.09
	07/2020	15,249	22,921	0	(34)	(34)	(0.01)
				\$ 828	\$ (61)	\$ 767	0.29

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日

2020年5月31日現在、豪ドル建ブラジルリアルクラスおよび米ドル建ブラジルリアルクラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BOA	06/2020	BRL 111	\$ 21	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
	06/2020	\$ 21	BRL 111	0	0	0	0.00
	07/2020	BRL 111	\$ 21	0	0	0	0.00
BPS	06/2020	62,122	11,609	173	(2)	171	0.07
	06/2020	\$ 11,448	BRL 62,122	0	(10)	(10)	0.00
	07/2020	11,543	61,855	0	(171)	(171)	(0.07)
BRC	06/2020	BRL 58,556	\$ 10,791	9	0	9	0.00
	06/2020	\$ 10,339	BRL 58,556	443	0	443	0.17
	07/2020	BRL 4,174	\$ 785	20	(3)	17	0.01
CBK	06/2020	\$ 769	BRL 4,174	1	(1)	0	0.00
	07/2020	713	3,774	0	(19)	(19)	(0.01)
	06/2020	BRL 63,235	\$ 11,902	259	0	259	0.10
DUB	06/2020	\$ 11,653	BRL 63,235	0	(10)	(10)	0.00
	07/2020	11,883	63,235	0	(258)	(258)	(0.10)
	06/2020	BRL 3,473	\$ 640	1	0	1	0.00
GLM	06/2020	\$ 623	BRL 3,473	16	0	16	0.01
	06/2020	BRL 66,321	\$ 12,478	267	0	267	0.10
	06/2020	\$ 11,732	BRL 66,321	480	0	480	0.18
JPM	07/2020	11,890	63,235	0	(263)	(263)	(0.10)
	06/2020	BRL 109	\$ 19	0	(1)	(1)	0.00
	06/2020	\$ 20	BRL 109	0	0	0	0.00
MYI	06/2020	BRL 7,886	\$ 1,430	1	(23)	(22)	(0.01)
	06/2020	\$ 1,411	BRL 7,886	41	0	41	0.02
	07/2020	88	479	0	0	0	0.00
RYL	06/2020	BRL 4,067	\$ 724	0	(25)	(25)	(0.01)
	06/2020	\$ 692	BRL 4,067	56	0	56	0.02
	06/2020	BRL 7,197	\$ 1,253	0	(72)	(72)	(0.03)
SCX	06/2020	\$ 1,326	BRL 7,197	0	(1)	(1)	0.00
	06/2020	11,711	66,252	488	0	488	0.18
				\$ 2,255	\$ (859)	\$ 1,396	0.53

2020年5月31日現在、トルコリラ建クラスは、以下の未決済為替予約契約を有していた。

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BOA	06/2020	TRY 7,034	\$ 982	\$ 0	\$ (49)	\$ (49)	(0.02)
	06/2020	\$ 5,169	TRY 37,533	328	0	328	0.13
	06/2020	TRY 100,650	\$ 14,760	7	0	7	0.00
BPS	06/2020	\$ 81,575	TRY 575,119	2,696	0	2,696	1.04
	09/2020	14,124	99,364	0	(19)	(19)	(0.01)
	06/2020	TRY 61,186	\$ 8,977	12	0	12	0.00
CBK	07/2020	\$ 8,977	TRY 61,726	0	(23)	(23)	(0.01)
	06/2020	4,040	28,752	174	0	174	0.07
	06/2020	TRY 4,789	\$ 703	1	0	1	0.00
IND	06/2020	\$ 540	TRY 3,825	20	0	20	0.01
	06/2020	TRY 257,443	\$ 37,801	74	0	74	0.03
	06/2020	\$ 57,889	TRY 407,814	1,850	0	1,850	0.71
SCX	07/2020	35,607	244,482	0	(84)	(84)	(0.03)
	06/2020	TRY 120,210	\$ 17,655	35	0	35	0.01
	06/2020	\$ 15,755	TRY 110,649	459	0	459	0.17
SOG	08/2020	17,655	122,722	0	(36)	(36)	(0.01)
	06/2020	7,055	49,578	209	0	209	0.08
	06/2020	864	6,093	29	0	29	0.01
UAG	06/2020	6,381	44,871	193	0	193	0.07
				\$ 6,087	\$ (211)	\$ 5,876	2.25

OTC金融デリバティブ商品合計

\$ 8,014 3.06

投資有価証券合計

\$ 270,893 103.35

その他の流動資産および負債

\$ (8,781) (3.35)

純資産

\$ 262,112 100.00

ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*):

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

- (a) 発行時決済証券。
- (b) ゼロ・クーポン証券
- (c) クーポンは、満期までの利回りを表す。
- (d) ファンドの関係会社

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2020年5月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および(受領)差入された担保の概要である。

相手方	OTC デリバティブの 時価総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 純額 ⁽¹⁾
BOA	\$ 275	\$ (270)	\$ 5
BPS	2,716	(2,800)	(84)
BRC	452	(630)	(178)
CBK	(14)	0	(14)
DUB	(9)	(40)	(49)
GLM	17	0	17
HLS	674	(910)	(236)
IND	21	0	21
JPM	1,778	(1,860)	(82)
MYI	223	(277)	(54)
RYL	31	0	31
SCX	390	(440)	(50)
SOG	209	(300)	(91)
SSB	488	(670)	(182)
TOR	355	(270)	85
UAG	408	(380)	28

⁽¹⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/(相手方への未払金)の純額を表す。信用リスクおよび取引相手方リスクに関する追加情報については、財務書類に対する注記の注5「金融リスク」を参照のこと。

対象ファンド投資有価証券明細表

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表
2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品				
アルゼンチン ソブリン債				
Provincia de Buenos Aires 26.847% due 12/04/2025	ARS	409	\$ 2	0.00
オーストラリア アセット・バック証券				
Driver Australia Four Trust 1.040% due 21/08/2025	AUD	294	195	0.04
Flexi ABS Trust 1.161% due 23/06/2023		368	245	0.04
			440	0.08
非政府モーゲージ・バック証券				
FirstMac Mortgage Funding Trust 1.392% due 08/03/2049		2,000	1,319	0.23
オーストラリア合計			1,759	0.31
バミューダ 社債				
Bacardi Ltd. 4.450% due 15/05/2025	\$	1,500	1,625	0.29
カナダ ソブリン債				
Province of Ontario 3.150% due 02/06/2022	CAD	1,000	761	0.14
Province of Quebec 2.750% due 25/08/2021 3.500% due 01/12/2022	\$ CAD	5,900 300	6,072 233	1.08 0.04
カナダ合計			7,066	1.26
ケイマン諸島 社債				
Ambac LSNI LLC 6.450% due 12/02/2023	\$	1,017	979	0.17
フィンランド 社債				
Kojamo Oyj 1.875% due 27/05/2027	€	1,500	1,689	0.30
フランス 社債				
Altarea S. C. A. 1.875% due 17/01/2028		1,500	1,514	0.27
Banque Federative du Credit Mutuel S. A. 2.095% due 20/07/2023	\$	1,500	1,483	0.26
BNP Paribas S. A. 6.750% due 14/03/2022 (d) (e)		1,400	1,435	0.26
BPCE S. A. 4.000% due 12/09/2023		1,400	1,496	0.27
RCI Banque S. A. 2.000% due 11/07/2024	€	1,200	1,314	0.23
フランス合計			7,242	1.29

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
ドイツ				
社債				
Deutsche Bank AG				
2.700% due 13/07/2020	\$	1,300	\$ 1,300	0.23
3.300% due 16/11/2022		900	909	0.16
3.375% due 12/05/2021		1,300	1,303	0.24
3.961% due 26/11/2025		1,300	1,340	0.24
4.250% due 14/10/2021		1,500	1,522	0.27
5.000% due 14/02/2022		1,200	1,238	0.22
Volkswagen Bank GmbH				
1.209% due 01/08/2022	€	1,000	1,104	0.20
1.875% due 31/01/2024		4,500	5,096	0.91
ドイツ合計			13,812	2.47
インド				
社債				
Adani Electricity Mumbai Ltd.				
3.949% due 12/02/2030	\$	600	555	0.10
アイルランド				
アセット・バック証券				
Adagio CLO Ltd.				
0.660% due 15/10/2029	€	949	1,042	0.19
Arbour CLO DAC				
0.580% due 15/03/2029		1,300	1,414	0.25
Cork Street CLO Designated Activity Co.				
0.760% due 27/11/2028		1,444	1,596	0.28
Elm Park CLO DAC				
0.620% due 16/04/2029		800	879	0.16
			4,931	0.88
社債				
Bank of Ireland				
7.375% due 18/06/2020 (d) (e)		1,000	1,116	0.20
SMBC Aviation Capital Finance DAC				
3.000% due 15/07/2022	\$	800	795	0.14
			1,911	0.34
非政府モーゲージ・バック証券				
European Loan Conduit				
0.750% due 26/10/2028	€	1,058	1,158	0.21
アイルランド合計			8,000	1.43
イスラエル				
ソブリン債				
Israel Government International Bond				
3.800% due 13/05/2060	\$	3,400	3,842	0.69
イタリア				
社債				
Immobiliare Grande Distribuzione SIIQ SpA				
2.125% due 28/11/2024	€	1,300	1,210	0.22
Intesa Sanpaolo SpA				
4.000% due 23/09/2029	\$	1,400	1,419	0.25

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
UniCredit SpA				
7.830% due 04/12/2023	\$	2,600	\$ 2,919	0.52
イタリア合計			5,548	0.99
日本				
社債				
Central Nippon Expressway Co. Ltd.				
0.852% due 15/02/2022		2,400	2,379	0.42
1.014% due 04/08/2020		3,400	3,401	0.61
2.362% due 28/05/2021		2,600	2,618	0.47
2.567% due 02/11/2021		2,700	2,759	0.49
Daiwa Securities Group, Inc.				
3.129% due 19/04/2022		1,700	1,746	0.31
Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc.				
3.455% due 02/03/2023		1,300	1,374	0.25
Mizuho Financial Group, Inc.				
2.555% due 13/09/2025		1,400	1,438	0.26
3.752% due 19/07/2023	AUD	1,700	1,186	0.21
Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.				
1.875% due 18/10/2022	\$	1,500	1,490	0.27
Takeda Pharmaceutical Co. Ltd.				
4.000% due 26/11/2021		1,400	1,465	0.26
4.400% due 26/11/2023		1,400	1,557	0.28
			21,413	3.83
ソブリン債				
Japan Finance Organization for Municipalities				
2.125% due 13/04/2021		1,400	1,417	0.25
3.375% due 27/09/2023		1,400	1,517	0.27
			2,934	0.52
日本合計			24,347	4.35
ルクセンブルグ				
社債				
CPI Property Group S.A.				
2.750% due 12/05/2026	€	2,600	2,858	0.51
Logicor Financing SARL				
2.750% due 15/01/2030	£	1,200	1,396	0.25
ルクセンブルグ合計			4,254	0.76
オランダ				
アセット・バック証券				
Cairn CLO BV				
0.650% due 20/10/2028	€	200	219	0.04
Contego CLO BV				
0.657% due 15/11/2026		891	977	0.17
Grosvenor Place CLO BV				
0.720% due 30/10/2029		1,000	1,097	0.20
Tikehau CLO BV				
0.600% due 04/08/2028		2,058	2,245	0.40
			4,538	0.81

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
社債				
BMW Finance NV 2.250% due 12/08/2022	\$	1,400	\$ 1,417	0.25
Cooperatieve Rabobank UA 4.375% due 04/08/2025		1,000	1,106	0.20
5.500% due 29/06/2020 (d)(e)	€	230	257	0.05
6.625% due 29/06/2021 (d)(e)		1,000	1,156	0.21
Enel Finance International NV 0.375% due 17/06/2027		300	325	0.06
Mondelez International Holdings Netherlands BV 2.000% due 28/10/2021	\$	1,400	1,424	0.25
Mylan NV 2.250% due 22/11/2024	€	1,200	1,382	0.25
NXP BV 4.625% due 01/06/2023	\$	600	647	0.11
Shell International Finance BV 2.750% due 06/04/2030		1,400	1,517	0.27
Syngenta Finance NV 3.933% due 23/04/2021		1,450	1,453	0.26
Teva Pharmaceutical Finance Netherlands BV 1.250% due 31/03/2023	€	1,000	1,054	0.19
3.250% due 15/04/2022		1,300	1,448	0.26
			<u>13,186</u>	<u>2.36</u>
オランダ合計			<u>17,724</u>	<u>3.17</u>
ノルウェー				
社債				
Yara International ASA 4.750% due 01/06/2028	\$	1,600	1,799	0.32
ベルギー				
ソブリン債				
Peru Government International Bond 5.940% due 12/02/2029	PEN	3,900	1,307	0.23
ポルトガル				
社債				
Banco Espirito Santo S.A. 4.750% due 15/01/2018	€	800	160	0.03
カタール				
ソブリン債				
Qatar Government International Bond 3.375% due 14/03/2024	\$	1,400	1,488	0.27
4.000% due 14/03/2029		1,400	1,582	0.28
カタール合計			<u>3,070</u>	<u>0.55</u>
シンガポール				
社債				
Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd. 0.836% due 17/05/2021		1,000	997	0.18

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
韓国 社債				
Kookmin Bank 4.500% due 01/02/2029 (e)	\$	1,200	\$ 1,333	0.24
国際機関 社債				
European Investment Bank 0.750% due 15/11/2024	£	1,500	1,899	0.34
スウェーデン 社債				
Castellum AB 2.125% due 20/11/2023	€	1,200	1,334	0.24
Sagax AB 1.125% due 30/01/2027		1,000	992	0.18
Samhallsbyggnadsbolaget Norden AB 1.000% due 12/08/2027		1,300	1,286	0.23
スウェーデン合計			3,612	0.65
スイス 社債				
Credit Suisse Group AG 2.997% due 14/12/2023	\$	1,300	1,341	0.24
4.207% due 12/06/2024		1,500	1,604	0.29
スイス合計			2,945	0.53
イギリス 社債				
Assura Financing PLC 3.000% due 19/07/2028	£	300	396	0.07
Babcock International Group PLC 1.375% due 13/09/2027	€	900	946	0.17
Barclays Bank PLC 7.625% due 21/11/2022 (e)	\$	1,100	1,183	0.21
10.179% due 12/06/2021		1,300	1,407	0.25
Barclays PLC 2.558% due 10/08/2021		2,800	2,828	0.51
3.125% due 17/01/2024	£	500	637	0.11
4.610% due 15/02/2023	\$	800	838	0.15
Imperial Brands Finance PLC 3.500% due 26/07/2026		1,100	1,130	0.20
3.875% due 26/07/2029		1,500	1,550	0.28
Lloyds Banking Group PLC 1.953% due 07/03/2025	AUD	1,000	635	0.11
3.900% due 12/03/2024	\$	1,300	1,398	0.25
4.375% due 22/03/2028		1,300	1,463	0.26
Nationwide Building Society 3.766% due 08/03/2024		1,500	1,575	0.28
Royal Bank of Scotland Group PLC 3.875% due 12/09/2023		1,500	1,592	0.29
7.648% due 30/09/2031 (d)		1,200	1,713	0.31
Society of Lloyd' s 4.750% due 30/10/2024	£	2,100	2,758	0.49

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Standard Chartered PLC 4.247% due 20/01/2023	\$	1,200	\$ 1,242	0.22
			23,291	4.16
非政府モーゲージ・バック証券				
Alba PLC 0.683% due 17/03/2039	£	362	421	0.08
Dukinfield PLC 1.292% due 15/08/2045		372	459	0.08
Eurosail PLC 0.647% due 15/12/2044 1.456% due 13/06/2045		388 988	470 1,199	0.08 0.21
Great Hall Mortgages PLC 1.019% due 18/06/2039	\$	1,190	1,157	0.21
Hawksmoor Mortgages PLC 1.287% due 25/05/2053	£	5,657	6,963	1.24
Ludgate Funding PLC 1.175% due 01/01/2061		941	1,098	0.20
Newgate Funding PLC 0.620% due 01/12/2050		723	835	0.15
Resloc UK PLC 0.000% due 15/12/2043 0.647% due 15/12/2043	€ £	1,404 963	1,464 1,097	0.26 0.20
Rochester Financing PLC 1.813% due 18/06/2045		918	1,126	0.20
Towd Point Mortgage Funding PLC 1.677% due 20/10/2051		1,587	1,957	0.35
Trinity Square PLC 1.818% due 15/07/2051		264	326	0.06
Uropa Securities PLC 0.866% due 10/10/2040		2,169	2,477	0.44
			21,039	3.76
イギリス合計			44,330	7.92
アメリカ合衆国 アセット・バック証券				
Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust 0.368% due 25/12/2036 0.418% due 25/04/2037 1.173% due 25/06/2035	\$	167 592 943	166 632 939	0.03 0.11 0.17
CIT Mortgage Loan Trust 1.518% due 25/10/2037		735	729	0.13
Citigroup Mortgage Loan Trust Asset-Backed Pass-Through Certificates 1.113% due 25/10/2034		1,182	1,135	0.20
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 0.948% due 25/01/2036		1,278	1,195	0.21
Countrywide Asset-Backed Certificates 0.448% due 25/09/2036 0.468% due 25/06/2036 0.618% due 25/03/2047		1,006 395 2,085	996 395 1,664	0.18 0.07 0.30

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Countrywide Asset-Backed Certificates Trust, Inc. 0.708% due 25/12/2034	\$ 1,321	\$ 1,234	0.22
GSA Home Equity Trust 0.348% due 25/07/2037	640	606	0.11
Home Equity Asset Trust 0.948% due 25/10/2034	856	831	0.15
JPMorgan Mortgage Acquisition Corp. 0.558% due 25/05/2035	1,900	1,858	0.33
Morgan Stanley ABS Capital, Inc. Trust 0.933% due 25/07/2035	548	549	0.10
Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust 0.458% due 25/03/2036	700	665	0.12
Option One Mortgage Loan Trust Asset-Backed Certificates 0.828% due 25/11/2035 0.858% due 25/11/2035	83 1,200	82 1,118	0.01 0.20
Residential Asset Mortgage Products Trust 0.738% due 25/01/2036	1,500	1,396	0.25
Residential Asset Securities Corp. Trust 0.588% due 25/12/2035 1.053% due 25/01/2034	3,200 1,007	3,090 991	0.55 0.18
SLC Student Loan Trust 0.851% due 15/03/2027	737	729	0.13
SLM Private Credit Student Loan Trust 0.941% due 15/06/2023	98	98	0.02
SLM Student Loan Trust 1.541% due 27/04/2026	45	45	0.01
Structured Asset Investment Loan Trust 0.888% due 25/10/2035 1.218% due 25/08/2034	635 481	611 476	0.11 0.08
		<u>22,230</u>	<u>3.97</u>
社債			
AbbVie, Inc. 2.300% due 21/11/2022 2.950% due 21/11/2026 3.200% due 06/11/2022	1,400 1,100 700	1,446 1,183 736	0.26 0.21 0.13
Altria Group, Inc. 2.350% due 06/05/2025	1,500	1,558	0.28
American International Group, Inc. 3.750% due 10/07/2025	500	545	0.10
American Tower Corp. 2.750% due 15/01/2027 3.375% due 15/10/2026	1,400 800	1,496 879	0.27 0.16
Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.500% due 01/06/2050	1,400	1,582	0.28
Ashtead Capital, Inc. 5.250% due 01/08/2026	400	419	0.08
Assurant, Inc. 2.482% due 26/03/2021	267	266	0.05

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
AT&T, Inc.			
2.169% due 15/07/2021	\$ 1,400	\$ 1,408	0.25
4.350% due 01/03/2029	1,500	1,705	0.30
AvalonBay Communities, Inc.			
2.450% due 15/01/2031	1,400	1,443	0.26
Avangrid, Inc.			
3.800% due 01/06/2029	1,600	1,779	0.32
Aviation Capital Group LLC			
4.125% due 01/08/2025	1,500	1,112	0.20
Bank of America Corp.			
2.020% due 24/04/2023	1,700	1,694	0.30
2.104% due 05/03/2024	1,200	1,183	0.21
BAT Capital Corp.			
3.557% due 15/08/2027	1,000	1,053	0.19
Baxalta, Inc.			
3.600% due 23/06/2022	358	377	0.07
Bayer U.S. Finance LLC			
4.250% due 15/12/2025	1,500	1,681	0.30
BGC Partners, Inc.			
5.125% due 27/05/2021	1,000	1,006	0.18
Boston Scientific Corp.			
2.650% due 01/06/2030	1,700	1,764	0.32
Broadcom, Inc.			
3.459% due 15/09/2026	1,355	1,397	0.25
4.300% due 15/11/2032	1,700	1,802	0.32
Campbell Soup Co.			
3.300% due 15/03/2021	700	711	0.13
Charter Communications Operating LLC			
4.464% due 23/07/2022	1,300	1,384	0.25
Chevron Corp.			
1.554% due 11/05/2025	1,700	1,747	0.31
Citigroup, Inc.			
1.678% due 15/05/2024	1,700	1,715	0.31
1.951% due 25/04/2022	1,100	1,102	0.20
Crown Castle Towers LLC			
3.222% due 15/05/2042	600	610	0.11
CVS Health Corp.			
3.700% due 09/03/2023	1,600	1,716	0.31
CVS Pass-Through Trust			
6.943% due 10/01/2030	62	71	0.01
CyrusOne LP			
2.900% due 15/11/2024	1,300	1,310	0.23
Daimler Finance North America LLC			
1.238% due 22/02/2022	1,500	1,453	0.26
2.550% due 15/08/2022	1,600	1,611	0.29
3.400% due 22/02/2022	1,500	1,524	0.27
Dell International LLC			
4.420% due 15/06/2021	1,400	1,427	0.26
5.450% due 15/06/2023	1,800	1,935	0.35

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄		額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Digital Euro Finco LLC 2.625% due 15/04/2024	€	2,300	\$ 2,699	0.48
Discover Bank 4.200% due 08/08/2023	\$	1,175	1,255	0.22
Discovery Communications LLC 3.625% due 15/05/2030		1,600	1,695	0.30
Dominion Energy Gas Holdings LLC 1.341% due 15/06/2021		1,000	994	0.18
Duke Energy Corp. 3.050% due 15/08/2022		1,200	1,252	0.22
Edison International 3.550% due 15/11/2024		1,100	1,146	0.20
Emory University 2.143% due 01/09/2030		1,400	1,432	0.26
Enable Midstream Partners LP 4.400% due 15/03/2027		600	516	0.09
Energy Transfer Operating LP 4.650% due 01/06/2021		1,200	1,220	0.22
EPR Properties 4.950% due 15/04/2028		1,600	1,382	0.25
FirstEnergy Corp. 2.850% due 15/07/2022		1,300	1,342	0.24
Fiserv, Inc. 2.250% due 01/06/2027		1,700	1,738	0.31
Ford Motor Credit Co. LLC 1.636% due 03/08/2022 2.183% due 05/04/2021 2.191% due 12/10/2021 2.645% due 28/03/2022 3.937% due 07/01/2021		1,375 1,300 1,100 600 1,800	1,252 1,233 1,034 546 1,756	0.22 0.22 0.18 0.10 0.31
General Electric Co. 5.500% due 07/06/2021	£	700	892	0.16
General Motors Financial Co., Inc. 2.170% due 09/04/2021 2.861% due 14/01/2022 3.200% due 13/07/2020 3.700% due 24/11/2020	\$	800 1,200 1,500 900	779 1,144 1,502 904	0.14 0.20 0.27 0.16
GLP Capital LP 5.300% due 15/01/2029		1,100	1,059	0.19
Goldman Sachs Group, Inc. 2.908% due 05/06/2023 3.200% due 23/02/2023		1,300 1,400	1,337 1,474	0.24 0.26
Goodman U.S. Finance Four LLC 4.500% due 15/10/2037		1,400	1,487	0.27
Jackson National Life Global Funding 2.500% due 27/06/2022		1,400	1,429	0.26
JPMorgan Chase & Co. 1.891% due 25/04/2023 3.559% due 23/04/2024 3.797% due 23/07/2024		1,700 500 1,300	1,697 533 1,398	0.30 0.10 0.25

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Keurig Dr Pepper, Inc. 4.057% due 25/05/2023	\$ 1,300	\$ 1,419	0.25
Micron Technology, Inc. 5.327% due 06/02/2029	1,300	1,502	0.27
Mid-America Apartments LP 3.600% due 01/06/2027 3.950% due 15/03/2029	1,700 500	1,819 554	0.33 0.10
Midwest Connector Capital Co. LLC 3.625% due 01/04/2022	800	803	0.14
Morgan Stanley 2.315% due 20/01/2022	1,700	1,706	0.30
MPLX LP 3.500% due 01/12/2022	1,200	1,210	0.22
National Retail Properties, Inc. 4.300% due 15/10/2028	1,200	1,222	0.22
NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 1.080% due 25/02/2022 3.200% due 25/02/2022 3.550% due 01/05/2027	1,200 1,300 1,500	1,195 1,357 1,687	0.21 0.24 0.30
Niagara Mohawk Power Corp. 4.278% due 15/12/2028	1,600	1,871	0.33
Nissan Motor Acceptance Corp. 1.900% due 14/09/2021 2.800% due 13/01/2022	1,804 200	1,714 190	0.31 0.03
NY Society for Relief of Ruptured & Crippled Maintaining Hospital Special Surgery 3.500% due 01/01/2023	1,360	1,404	0.25
Omega Healthcare Investors, Inc. 4.500% due 15/01/2025	1,200	1,213	0.22
ONEOK, Inc. 6.350% due 15/01/2031	1,400	1,585	0.28
Owens Corning 4.200% due 01/12/2024	1,500	1,586	0.28
PayPal Holdings, Inc. 2.650% due 01/10/2026	1,400	1,518	0.27
Penske Truck Leasing Co. LP 3.450% due 01/07/2024	1,200	1,248	0.22
Public Service Co. of Colorado 1.900% due 15/01/2031	1,100	1,111	0.20
Santander Holdings USA, Inc. 3.400% due 18/01/2023 3.450% due 02/06/2025 (a)	1,200 1,000	1,240 1,011	0.22 0.18
Service Properties Trust 4.250% due 15/02/2021	700	676	0.12
SL Green Realty Corp. 4.500% due 01/12/2022	1,100	1,115	0.20
Southern California Gas Co. 3.200% due 15/06/2025	1,500	1,631	0.29

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Southern Co. 2.350% due 01/07/2021	\$ 1,400	\$ 1,425	0.25
Springleaf Finance Corp. 6.125% due 15/05/2022 8.250% due 15/12/2020	1,000 700	1,006 711	0.18 0.13
Sprint Communications, Inc. 7.000% due 15/08/2020	500	504	0.09
Starbucks Corp. 2.550% due 15/11/2030	1,700	1,737	0.31
Synchrony Bank 3.650% due 24/05/2021	1,300	1,316	0.24
United Airlines Pass-Through Trust 2.875% due 07/04/2030	1,215	1,110	0.20
Verizon Communications, Inc. 3.376% due 15/02/2025	714	791	0.14
Volkswagen Group of America Finance LLC 1.375% due 12/11/2021 4.750% due 13/11/2028	1,100 1,100	1,083 1,242	0.19 0.22
Walt Disney Co. 2.650% due 13/01/2031	1,100	1,173	0.21
Washington Prime Group LP 6.450% due 15/08/2024	1,600	949	0.17
Wells Fargo & Co. 1.990% due 31/10/2023 2.625% due 22/07/2022 3.550% due 29/09/2025	2,000 1,600 1,300	2,001 1,652 1,423	0.36 0.30 0.25
Whirlpool Corp. 4.600% due 15/05/2050	1,400	1,521	0.27
WRKCo, Inc. 4.650% due 15/03/2026	1,600	1,818	0.32
Wynn Las Vegas LLC 5.500% due 01/03/2025	1,600	1,556	0.28
Zimmer Biomet Holdings, Inc. 3.375% due 30/11/2021	200	205	0.04
		<u>142,767</u>	<u>25.51</u>
地方債			
Chicago, Illinois General Obligation Bonds, Series 2008 5.630% due 01/01/2022	460	465	0.08
Chicago, Illinois General Obligation Bonds, Series 2015 7.750% due 01/01/2042	170	180	0.03
		<u>645</u>	<u>0.11</u>

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド

投資有価証券明細表(続き)

2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
非政府モーゲージ・バック証券			
Citigroup Mortgage Loan Trust 4.752% due 25/09/2037	\$ 622	\$ 585	0.10
Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 4.616% due 25/08/2035	10	10	0.00
Countrywide Home Loan Reperforming REMIC Trust 0.508% due 25/01/2036	506	480	0.09
Credit Suisse First Boston Mortgage Securities Corp. 1.168% due 25/02/2033	407	401	0.07
GSR Mortgage Loan Trust 2.923% due 25/06/2034 4.081% due 25/09/2035	28 67	26 65	0.00 0.01
HomeBanc Mortgage Trust 0.348% due 25/12/2036	439	422	0.08
JPMorgan Mortgage Trust 3.912% due 25/07/2035 3.975% due 25/08/2034 3.991% due 25/04/2035 4.415% due 25/08/2035	2 3 120 235	2 2 117 233	0.00 0.00 0.02 0.04
MortgageIT Trust 0.688% due 25/12/2035	329	309	0.06
NAAC Reperforming Loan REMIC Trust Certificates 6.500% due 25/02/2035	519	509	0.09
PIH Alternative Mortgage Trust 0.328% due 25/02/2037	813	616	0.11
Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust 3.737% due 25/04/2035	125	114	0.02
Walsh Mortgage Pass-Through Certificates Trust 0.458% due 25/10/2045 3.745% due 25/12/2035 4.133% due 25/09/2035	787 820 103	756 780 105	0.14 0.14 0.02
Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2.652% due 15/08/2049	1,100	1,144	0.20
		<u>6,676</u>	<u>1.19</u>
米国政府機関債			
Fannie Mae 0.768% due 25/10/2041 2.310% due 01/08/2022 3.160% due 01/06/2029 3.330% due 01/11/2021 4.048% due 01/05/2038	1,011 296 3,700 83 387	1,016 303 4,254 85 409	0.18 0.05 0.76 0.02 0.07
Freddie Mac 0.504% due 15/07/2034 2.700% due 01/08/2023 4.000% due 01/02/2030 - 01/04/2042	1,365 1,600 104	1,343 1,667 112	0.24 0.30 0.02
Ginnie Mae 1.476% due 20/02/2067 1.516% due 20/04/2064 1.616% due 20/10/2065 1.904% due 20/04/2067 5.000% due 20/01/2049 - 20/08/2049	902 669 833 2,327 11,604	901 669 835 2,368 12,618	0.16 0.12 0.15 0.42 2.25

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
Ginnie Mae, TBA			
3.000% due 01/06/2050 - 01/08/2050	\$ 3,700	\$ 3,904	0.70
3.500% due 01/07/2050	8,700	9,212	1.65
4.000% due 01/07/2050	1,000	1,065	0.19
4.500% due 21/07/2050	18,000	19,355	3.46
5.000% due 21/07/2050	2,300	2,499	0.45
Uniform Mortgage-Backed Security			
3.500% due 01/05/2035	3,000	3,186	0.57
4.000% due 01/09/2030 - 01/07/2043	163	175	0.03
5.500% due 01/01/2033 - 01/04/2034	55	64	0.01
Uniform Mortgage-Backed Security, TBA			
2.500% due 01/07/2050 - 01/08/2050	26,000	26,895	4.80
3.000% due 01/08/2050	57,200	59,924	10.71
3.500% due 01/06/2050 - 01/08/2050	10,700	11,275	2.01
4.500% due 01/06/2050	4,800	5,186	0.93
		<u>169,320</u>	<u>30.25</u>
米国財務省証券			
U. S. Treasury Bonds			
2.000% due 15/02/2050	5,600	6,421	1.15
2.750% due 15/08/2042	3,400	4,349	0.78
2.750% due 15/11/2042	7,800	9,977	1.78
2.875% due 15/05/2043	1,200	1,567	0.28
2.875% due 15/08/2045	1,900	2,506	0.45
3.000% due 15/05/2042	2,000	2,661	0.48
3.000% due 15/11/2044	4,500	6,030	1.08
3.125% due 15/02/2043	1,600	2,169	0.39
3.125% due 15/08/2044	5,600	7,643	1.37
3.375% due 15/05/2044	18,600	26,321	4.70
3.625% due 15/08/2043	6,600	9,638	1.72
3.625% due 15/02/2044	2,100	3,077	0.55
3.750% due 15/11/2043	2,400	3,574	0.64
4.250% due 15/05/2039	700	1,084	0.19
4.375% due 15/11/2039	2,000	3,148	0.56
4.375% due 15/05/2040	900	1,424	0.25
4.625% due 15/02/2040	500	812	0.14
米国財務省証券			
1.750% due 30/09/2022	200	208	0.04
2.125% due 30/09/2024	12,600	13,605	2.43
2.250% due 15/08/2027	1,100	1,237	0.22
2.625% due 15/02/2029	6,600	7,744	1.38
		<u>115,195</u>	<u>20.58</u>
アメリカ合衆国合計		<u>456,833</u>	<u>81.61</u>
短期金融商品			
レボ契約 (a)			
		<u>19,400</u>	<u>3.47</u>
米国短期国債			
0.091% due 16/06/2020 (b) (c)	31,300	31,299	5.59
0.113% due 04/08/2020 (b) (c) (f)	7,700	7,698	1.38
0.213% due 23/06/2020 (b) (c)	12,100	12,099	2.16
		<u>51,096</u>	<u>9.13</u>
短期金融商品合計		<u>70,496</u>	<u>12.60</u>
公認の証券取引所/規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券および短期金融商品合計		<u>\$ 687,225</u>	<u>122.78</u>

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品(金額:千単位*, 契約数を除く)

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

先物

銘柄	種類	権利失効月 (月/年)	契約数	未実現利益/ (損失)	純資産 比率%
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2020	2	\$ 5	0.00
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2020	872	140	0.03
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Long	09/2020	429	73	0.01
U.S. Treasury 30-Year Bond September Futures	Short	09/2020	329	103	0.02
				\$ 321	0.06
				\$ 321	0.06

規制ある市場で取引されている金融デリバティブ商品合計

\$ 321 0.06

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品(金額:千単位*)

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップセル・プロテクション⁽¹⁾

レファレンス・エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	未実現利益/ (損失)	純資産 比率%
Citigroup, Inc.	1.000%	20/12/2020	\$ 1,800	\$ (24)	(0.01)
General Electric Co.	1.000	20/12/2023	600	(5)	0.00
General Electric Co.	1.000	20/06/2024	300	(11)	0.00
General Electric Co.	1.000	20/12/2024	1,300	(40)	(0.01)
				\$ (80)	(0.02)

金利スワップ

支払/受領変動 金利	変動金利指数	固定金利	満期日 (日/月/年)	想定元本	未実現利益/ (損失)	純資産 比率%
受領 ⁽³⁾	3-Month USD-LIBOR	0.400%	11/12/2021	\$ 113,300	\$ (284)	(0.05)
支払	3-Month USD-LIBOR	1.500	21/12/2021	49,000	2,000	0.36
受領	3-Month USD-LIBOR	1.700	11/06/2021	36,700	(597)	(0.11)
支払	3-Month USD-LIBOR	2.800	22/08/2023	13,200	1,467	0.26
受領 ⁽³⁾	6-Month GBP-LIBOR	0.500	16/09/2050	£ 2,100	(21)	0.00
受領	6-Month GBP-LIBOR	0.750	18/03/2030	2,400	(125)	(0.02)
受領 ⁽³⁾	6-Month GBP-LIBOR	1.000	17/06/2050	4,400	(996)	(0.18)
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.097)	24/09/2026	¥ 190,000	(5)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.095)	13/09/2026	320,000	(7)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.092)	13/09/2026	160,000	(3)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.087)	20/09/2026	78,000	(1)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.068)	18/09/2026	270,000	(2)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.064)	19/09/2026	156,000	(1)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.063)	19/09/2026	156,000	(1)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	(0.062)	18/09/2026	430,000	(1)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	0.036	10/03/2038	42,000	(7)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	0.040	10/03/2038	42,000	(6)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	0.103	28/08/2039	10,000	(1)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	0.122	22/08/2039	100,000	(11)	0.00
支払	6-Month JPY-LIBOR	0.123	22/08/2039	130,000	(11)	0.00
受領 ⁽³⁾	6-Month JPY-LIBOR	0.250	17/03/2031	10,840,000	(132)	(0.02)
受領	6-Month JPY-LIBOR	0.300	18/03/2026	1,030,000	(143)	(0.03)
受領	6-Month JPY-LIBOR	0.300	20/09/2027	2,090,000	(461)	(0.08)
受領	6-Month JPY-LIBOR	0.300	20/03/2028	160,000	(52)	(0.01)
受領	6-Month JPY-LIBOR	0.399	18/06/2028	70,000	(24)	(0.01)
受領	6-Month JPY-LIBOR	0.750	20/03/2038	225,400	(254)	(0.05)
					\$ 321	0.06

集中清算の対象となる金融デリバティブ商品合計

\$ 241 0.04

⁽¹⁾ ファンド(注:対象ファンドのこと。)プロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)は(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⁽²⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)が信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

⁽³⁾ かかる商品は、先日付スタートを有する。

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

OTC金融デリバティブ商品(金額:千単位*, 契約数を除く)

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

売却オプション

クレジット指数に係るクレジット・デフォルト・スワップション

相手方	銘柄	バイ/セル プロテクション	行使率	権利失効日 (日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
BPS	Put - OTC CDX IG-33 5-Year Index	Sell	0.800%	17/06/2020	2,500	\$ (2)	\$ (3)	0.00
DUB	Put - OTC CDX IG-33 5-Year Index	Sell	0.850	17/06/2020	500	(1)	0	0.00
MYC	Put - OTC CDX IG-33 5-Year Index	Sell	0.850	17/06/2020	900	(1)	(1)	0.00
						\$ (4)	\$ (4)	0.00

証券にかかるオプション

相手方	銘柄	行使価格	権利失効日 (日/月/年)	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム	公正価値	純資産 比率%
SAL	Put - OTC Fannie Mae 2.500% due 08/01/2050	\$ 102.422	06/08/2020	6,700	\$ (44)	\$ (24)	(0.01)

⁽¹⁾ 想定元本は、契約数を表している。

社債、ソブリン債および米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップセル・プロテクション⁽¹⁾

相手方	レファレンス・ エンティティ	固定取引 受領金利	満期日 (日/月/年)	想定元本 ⁽²⁾	プレミアム 支払/(受領)	未実現利益/ (損失)	公正価値	純資産 比率%
GST	Russia Government International Bond	1.000%	20/12/2024	\$ 1,100	\$ 7	\$ (9)	\$ (2)	0.00

⁽¹⁾ ファンド(注:対象ファンドのこと。)がプロテクションの売り手であり、特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)は(i)スワップの想定元本に等しい金額をプロテクションの買い手に対し支払い、参照債務もしくはレファレンス指数を構成する原証券を受領するか、または(ii)想定元本額から参照債務またはレファレンス指数を構成する原証券の回復額を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは証券の形態で支払う。

⁽²⁾ 特定のスワップ契約の条項で定義されたように信用事由が起った場合、ファンド(注:対象ファンドのこと。)が信用プロテクションの売り手として支払うこと、または信用プロテクションの買い手として受領することが要求される最大見込額。

為替予約契約

相手方	決済月 (月/年)	通貨引渡額	通貨受取額	未実現利益	未実現(損失)	未実現純利益/ (損失)	純資産 比率%
BDA	06/2020	RUB 66,030	\$ 907	\$ 0	\$ (26)	\$ (26)	(0.01)
BPS	06/2020	BRL 855	\$ 158	0	0	0	0.00
	06/2020	€ 4,029	\$ 4,381	0	(101)	(101)	(0.02)
	06/2020	\$ 160	BRL 855	0	(2)	(2)	0.00
	06/2020	€ 2,743	\$ 2,517	57	0	57	0.01
	07/2020	BRL 855	\$ 160	2	0	2	0.00
CBK	06/2020	£ 22,160	\$ 27,582	185	0	185	0.03
	06/2020	\$ 99	MXN 1,890	0	(14)	(14)	0.00
	08/2020	¥ 41,000	\$ 384	3	0	3	0.00
GLM	06/2020	\$ 1,246	RUB 93,147	70	0	70	0.01
	07/2020	£ 22,160	\$ 27,333	0	(67)	(67)	(0.01)
	07/2020	\$ 1,246	RUB 93,551	70	0	70	0.01
HUS	06/2020	BRL 855	\$ 151	0	(6)	(6)	0.00
	06/2020	CAD 1,729	\$ 1,233	0	(18)	(18)	0.00
	06/2020	\$ 158	BRL 855	0	0	0	0.00
	06/2020	€ 913	\$ 831	11	0	11	0.00
JPM	06/2020	RUB 48,869	\$ 680	0	(10)	(10)	0.00
MYI	06/2020	AUD 5,875	\$ 3,876	0	(24)	(24)	(0.01)
	06/2020	\$ 3,898	AUD 5,875	2	0	2	0.00
	07/2020	AUD 5,875	\$ 3,898	0	(2)	(2)	0.00
	07/2020	\$ 3,876	AUD 5,875	24	0	24	0.01
SCX	06/2020	€ 36,357	\$ 39,843	0	(598)	(598)	(0.10)
	07/2020	37,038	41,224	0	0	0	0.00
TOR	06/2020	AUD 5,875	\$ 3,818	0	(82)	(82)	(0.01)
	06/2020	\$ 3,905	AUD 5,875	0	(5)	(5)	0.00
	07/2020	AUD 5,875	\$ 3,905	5	0	5	0.00
				\$ 429	\$ (955)	\$ (526)	(0.09)

OTC金融デリバティブ商品合計

\$ (556) (0.10)

ピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド
投資有価証券明細表(続き)
2020年5月31日現在

空売り証券

銘柄	額面価格 (千単位)	時価 (千米ドル)	純資産 比率%
米国政府機関債			
Uniform Mortgage-Backed Security, TBA			
4.500% due 01/07/2050	\$ 5,000	\$ (5,403)	(0.97)
5.000% due 01/06/2050	16,200	(17,707)	(3.16)
空売り証券合計		\$ (23,110)	(4.13)
投資有価証券合計		\$ 664,121	118.65
その他の流動資産および負債		\$ (104,397)	(18.65)
純資産		\$ 559,724	100.00

投資有価証券明細表に対する注記(金額:千単位*):

*千未満の数値は四捨五入により残高が0と表示されることがある。

^ 債務不履行に陥った証券。

(a) 発行時決済証券。

(b) ゼロ・クーポン証券

(c) クーポンは、満期までの利回りを表す。

(d) 永久証券。表示されている日付は、適用ある場合、次の契約上の繰上げ償還日を表す。

(e) 偶発転換証券。

(f) 国際スワップデリバティブ協会 (ISDA) マスター契約で規律されるとおり、2020年5月31日現在、361米ドルの公正価値が、金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

2020年5月31日現在、6,378米ドルの現金が、下記の上場金融デリバティブ商品および集中清算の対象となる金融デリバティブ商品の担保として差入れられている。

(g) 2020年5月31日現在のレボ契約

相手方	貸出金利	決済日 (日/月/年)	満期日 (日/月/年)	額面価格	担保	担保 (受領)	レボ契約、 時価	レボ契約に かかる 受領額 ⁽¹⁾	純資産 比率%
BOS	0.100%	29/05/2020	01/06/2020	\$19,400	U.S. Treasury Notes 1.875% due 31/10/2022	\$ (19,794)	\$ 19,400	\$ 19,400	3.47
レボ契約合計						\$ (19,794)	\$ 19,400	\$ 19,400	3.47

⁽¹⁾ 経過利息を含む。

OTC金融デリバティブ商品に対して(受領)/差入された担保

以下は、2020年5月31日現在の、相手方とのOTC金融デリバティブ商品の時価および(受領)差入された担保の概要である。

相手方	OTC デリバティブの 時価総額	担保 (受領)/差入	エクスポージャー 一純額 ⁽¹⁾
BOA	\$ (26)	\$ 0	\$ (26)
BPS	(47)	0	(47)
CBK	174	(420)	(246)
DUB	0	(40)	(40)
GLM	73	0	73
GST	(2)	0	(2)
HUS	(13)	0	(13)
JPM	(10)	0	(10)
MYC	(1)	0	(1)
SAL	(24)	0	(24)
SCX	(598)	361	(237)
TOR	(82)	0	(82)

⁽¹⁾ エクスポージャー純額は、債務不履行時の相手方からの未収金/(相手方への未払金)の純額を表す。

次へ

Statement of Assets and Liabilities

		PIMCO Total	PIMCO Total	PIMCO Total
		Return Fund	Return Fund II	Return Fund Multi-Currency Selection
(Amounts in thousands, except per unit amounts)		As at	As at	As at
		31 May 2020	31 May 2020	31 May 2020
Assets				
Investments in securities	See Note 2(b)	\$ 0	\$ 0	\$ 33,591
Investments in affiliates	See Note 2(b)	208,468	121,968	229,288
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4	1	17	9,272
Cash	See Note 2(e)	835	2,470	662
Receivables for investments sold		0	0	3,007
Receivables for Fund units sold		1,129	0	750
Total Assets		210,433	124,455	276,570
Liabilities				
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4	(31)	(361)	(1,258)
Payable for investments purchased		(974)	0	(43)
Payable for Fund units redeemed		(156)	0	(4,047)
Accrued distribution fee	See Note 6	(26)	0	(87)
Accrued management fee	See Note 6	(72)	0	(115)
Accrued agency fee	See Note 6	(18)	0	(22)
Deposits from counterparty		0	0	(8,850)
Other liabilities		(29)	0	(36)
Total Liabilities		(1,306)	(361)	(14,458)
Net Assets		\$ 209,127	\$ 124,094	\$ 262,112
Cost of investments in securities		\$ 0	\$ 0	\$ 33,594
Cost of investments in affiliates		\$ 176,224	\$ 103,823	\$ 211,964
Units Outstanding		2,135	1,334	9,829
Net Asset Value Per Unit				
Class AUD		N/A	N/A	AUD 81.90
Class AUD (BRL)		N/A	N/A	AUD 32.93
Class J (JPY)		N/A	JPY 10,339.00	N/A
Class J (JPY, Hedged)		N/A	JPY 9,461.00	N/A
Class JPY Units		JPY 8,862.00	N/A	N/A
Class TRY		N/A	N/A	TRY 168.39
Class USD Units		\$ 98.30	N/A	N/A
Class USD (BRL)		N/A	N/A	\$ 21.19

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 20 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Operations

(Amounts in thousands)		PIMCO Total	PIMCO Total	PIMCO Total
		Return Fund	Return Fund II	Return Fund
		Year Ended	Year Ended	Multi-Currency
		31 May 2020	31 May 2020	Selection
				Year Ended
				31 May 2020
Income				
Interest income	See Note 2(c)	\$ 1	\$ 9	\$ 324
Total Income		1	9	324
Expenses				
Management fees	See Note 6	(836)	0	(1,304)
Taxe d'abonnement	See Note 7	0	(1)	(11)
Distribution fees	See Note 6	(307)	0	(978)
Agency fees	See Note 6	(204)	0	(248)
Interest expense		0	(2)	(35)
Other fees		(29)	0	(36)
Total Expenses		(1,376)	(3)	(2,612)
Net Investment Income/(Expense)		(1,375)	6	(2,288)
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)	4,458	3,448	10,819
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	63	872	(28,009)
Net Realised Gain/(Loss) for the Year		4,521	4,320	(17,190)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)	12,713	7,254	7,611
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	(116)	(1,542)	3,506
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year		12,597	5,712	11,117
Results on Operations for the Year		\$ 15,743	\$ 10,038	\$ (8,361)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 20 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Net Assets

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 189,851	\$ 135,764	\$ 202,383
Proceeds from units issued	37,768	546	150,233
Distribution paid	(7,577)	(4,168)	(12,251)
Proceeds from reinvestment of distribution	0	4,168	0
Payments on units redeemed	(26,658)	(22,254)	(69,892)
Results on operations for the year	15,743	10,038	(8,361)
Net Assets at the End of the Year	\$ 209,127	\$ 124,094	\$ 262,112

(Amounts in thousands)	Fund Total
	Year Ended 31 May 2020
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 527,998
Proceeds from units issued	188,547
Distribution paid	(23,996)
Proceeds from reinvestment of distribution	4,168
Payments on units redeemed	(118,804)
Results on operations for the year	17,420
Net Assets at the End of the Year	\$ 595,333

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 20 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statement of Changes in Units Outstanding

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020
Units Outstanding at the Beginning of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	663
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	563
Class J (JPY)	N/A	978	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	549	N/A
Class JPY Units	42	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	4,415
Class USD Units	1,975	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	1,354
Units issued during the year			
Class AUD	N/A	N/A	402
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	93
Class J (JPY)	N/A	6	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	0	N/A
Class JPY Units	15	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	4,742
Class USD Units	381	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	32
Units issued from reinvestment of distributions			
Class AUD	N/A	N/A	0
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	36	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	9	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	0
Class USD Units	0	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units redeemed during the year			
Class AUD	N/A	N/A	(226)
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	(134)
Class J (JPY)	N/A	(169)	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	(75)	N/A
Class JPY Units	(9)	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	(1,828)
Class USD Units	(269)	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	(247)
Units Outstanding at the End of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	839
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	522
Class J (JPY)	N/A	851	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	483	N/A
Class JPY Units	48	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	7,329
Class USD Units	2,087	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	1,139

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 20 to 22 form an integral part of these financial statements.

Statistical Information

(Unaudited)

(Amounts in thousands, except per unit amounts)	PIMCO Total Return Fund		
	As at 31 May 2020	As at 31 May 2019	As at 31 May 2018
Net Assets	\$ 209,127	\$ 189,851	\$ 181,328
Net Assets in JPY	JPY 422,923	JPY 361,768	JPY 364,337
Net Assets in USD	\$ 205,202	\$ 186,519	\$ 177,975
Net Asset Value Per Unit			
Class JPY Units	JPY 8,862.00	JPY 8,598.00	JPY 8,628.00
Class USD Units	\$ 98.30	\$ 94.43	\$ 92.72

(Amounts in thousands, except per unit amounts)	PIMCO Total Return Fund II		
	As at 31 May 2020	As at 31 May 2019	As at 31 May 2018
Net Assets	\$ 124,094	\$ 135,764	\$ 156,282
Net Assets in JPY	JPY 13,369,307	JPY 14,740,608	JPY 16,979,297
Net Asset Value Per Unit			
Class J (JPY)	JPY 10,339.00	JPY 9,959.00	JPY 9,837.00
Class J (JPY, Hedged)	JPY 9,461.00	JPY 9,107.00	JPY 9,037.00

(Amounts in thousands, except per unit amounts)	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection		
	As at 31 May 2020	As at 31 May 2019	As at 31 May 2018
Net Assets	\$ 262,112	\$ 202,383	\$ 193,102
Net Assets in AUD	AUD 85,954	AUD 77,435	AUD 79,863
Net Assets in TRY	TRY 1,233,621	TRY 635,138	TRY 384,969
Net Assets in USD	\$ 24,132	\$ 39,894	\$ 47,832
Net Asset Value Per Unit			
Class AUD	AUD 81.90	AUD 80.09	AUD 80.16
Class AUD (BRL)	AUD 32.93	AUD 43.16	AUD 43.50
Class TRY	TRY 168.39	TRY 143.86	TRY 117.34
Class USD (BRL)	\$ 21.19	\$ 29.47	\$ 32.38

Notes to Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

PIMCO Luxembourg Trust IV (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its assets. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by its management company and Alternative Investment Fund Manager, PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A., (the "Management Company" or the "AIFM"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund, which were held in custody by State Street Bank Luxembourg S.C.A. until 03 November 2019 and by State Street Bank International GmbH Luxembourg Branch from 04 November 2019 (the "Depositary"), are segregated from those of the AIFM. The Fund is organised in Luxembourg pursuant to Part II of the amended Law of 17 December 2010 concerning Undertakings for Collective Investment, as amended.

The AIFM was incorporated on 18 November 2010 and is the AIFM of the Fund under Chapter 2 of the Law of 2013 (the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the "Law of 2013")). On behalf of the Fund, the AIFM may issue different series of units ("Units") which are related to specific portfolios of assets (each a "Subfund") established within the Fund. The Subfunds are structured as funds which primarily invest through a Master/Feeder structure (as defined in the Prospectus) in the PIMCO Total Return Strategy Fund (the "Target Fund").

Currently three Subfunds are open:

Name of the Subfund	Base Currency	Inception Date
PIMCO Total Return Fund (the "TRF Subfund")	\$	16 December 2010
PIMCO Total Return Fund II (the "TRF Subfund II")	\$	25 October 2013
PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection (the "TRFMS Subfund")	\$	16 December 2010

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These annual financial statements are presented in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The preparation of financial statements, in accordance with Luxembourg requirements, requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates. Financial statement figures have been rounded to thousands unless otherwise indicated throughout the report.

(a) Determination of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ("NAV") per Unit of each Subfund is expressed in U.S. Dollar. The NAV for each Subfund shall normally be calculated at the close of regular trading (normally 4:00 p.m. U.S. Eastern Time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE") on each "Business Day" (each a "Dealing Day"). A Business Day shall be any day (except Saturday and Sunday) on which banks in Luxembourg and the State of California of the United States of America and in Japan as well as the NYSE are open for business.

(b) Security Valuation

Investments in the Target Fund are valued at its reported NAV. The Fund will normally use pricing data for equity securities received shortly after the close of the local markets and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the market close.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortised cost which approximates fair value.

(c) Securities Transactions and Investment Income

Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realised gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortisation of premiums, is recorded on the accrual basis.

(d) Distributions

The AIFM may decide to distribute some or all of the income and/or capital gains annually or in interim distributions, or may decide not to effect distributions for a given year, and instead accumulate such income and/or capital gains in the NAV per Unit of a particular Subfund or class of Units. All Units of a particular class are entitled to participate equally in the profits and dividends made in respect to that class. In the event of a decision made to pay dividends, payment will be effected as soon as reasonably practicable after the decision. Distributions paid on Units with an ex-date during the financial year are recognised Statement of Changes in Net Assets and the reinvestment of distributions, being the portion of total distributions which are reinvested in the Subfund, are also recognised in the Statement of Changes in Net Assets.

In case of the PIMCO Total Return Fund and the PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection, under normal circumstances the AIFM intends to declare distributions at the last Dealing Day of each month as a record date by considering the investment income and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

In case of the PIMCO Total Return Fund II, the AIFM intends to declare distributions on a monthly basis or at other time(s) to be determined by the AIFM by considering the income gains and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

Under normal circumstances, the AIFM does not intend to make distributions with respect to the net investment income or capital gain attributable to the Accumulation Class Units, if any. Accordingly, the net investment income and capital gains of the Accumulation Class Units will neither be declared nor distributed. However, the NAV per Unit of the Accumulation Class Units will reflect any net investment income or capital gains.

(e) Cash and Foreign Currency

The presentation currency of the Subfunds is U.S. Dollar. The presentation currency of the Fund is U.S. Dollars. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities, which are not denominated in a Subfund's presentation currency, are translated into their respective currency based on the current exchange rates each business day.

Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealised foreign currency appreciations or depreciations. Realised gains or losses and unrealised appreciations or depreciations on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realised and unrealised appreciation or depreciation on foreign currency.

The following table reflects the exchange rates used at 31 May 2020:

Foreign Currency	Presentation Currency USD
AUD	1.50648
BRL	5.43110
EUR (or €)	0.89900
JPY (or ¥)	107.73500
TRY	6.82150
USD (or \$)	1.00000

(f) Transaction Costs

Transaction costs are costs incurred to acquire investments. They include fees and commissions paid to agents, advisors, brokers and dealers. Transaction costs are included on the Statements of Operations within Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency. For fixed income securities and certain derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore cannot be disclosed separately.

3. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises
Certain Subfunds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

A Subfund may engage in strategies where it seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To Be Announced ("TBA") security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

4. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the certain Subfunds use financial derivative instruments and how financial derivative instruments affect the Subfunds' financial position and results of operations. The financial derivative instruments outstanding as of year end as disclosed in the Schedule of Investments and the amounts of realised and changes in unrealised appreciations and depreciations on financial derivative instruments during the year, as disclosed in the Statements of Operations, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Subfunds.

Forward Foreign Currency Contracts

Certain Subfunds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Subfund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates.

Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Subfund as an unrealised appreciation or depreciation. Realised gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealised appreciation or depreciation reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Subfund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavourably to the base currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Subfunds issue hedged classes that enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Subfund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the U.S. Dollar. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

5. MARKET AND CREDIT RISK

The Subfunds invest substantially all of their assets in the Target Fund, the risks associated with investing in the Subfunds are closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Target Fund. The ability of the Subfunds to achieve their investment objectives will depend upon the ability of the Target Fund to achieve its respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of the Target Fund will be achieved. The Subfunds' net asset value will fluctuate in response to changes in the respective net asset values of the Target Fund in which it invests. The extent to which the investment performance and risks associated with the Subfunds correlate to those of the Target Fund will depend upon the extent to which the Subfunds' assets are allocated from time to time for investment in the Target Fund, which will vary. Investing in the Target Fund involves certain additional expenses and tax results that would not be present in a direct investment in the Target Fund.

The investment performance depends upon how its assets are allocated and reallocated according to the Subfund's asset allocation targets and ranges. A principal risk of investing in each Subfund is that the Subfund's asset allocation sub-adviser will make less than optimal or poor asset allocation decisions. The asset allocation sub-adviser attempts to identify investment allocations for the Target Fund that will provide consistent, quality performance for the Subfunds, but there is no guarantee that such allocation techniques will produce the desired results.

6. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTIES

A Subfund may be subject to management and agency/distribution fees payable at the following annual rates in the table below (stated as a percentage of the average daily net assets of each Subfund's respective classes taken separately).

Unitholders are also subject to an initial sales charge based on the amount subscribed:

Subfund	Management Fee	Agency Fee	Distribution Fee	Initial Sales Charge
TRF Subfund				
Class USD Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class JPY Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
TRF Subfund II				
Class J (JPY)	N/A*	N/A	N/A	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A*	N/A	N/A	N/A
TRFMS Subfund				
Class AUD	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class AUD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class TRY	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class USD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%

* No management fees are payable to the AIFM in respect of the Class J (JPY) and Class J (JPY, Hedged). The Pacific Investment Management Company LLC (the "Investment Manager") will be paid out of the management fees payable by investment vehicles which invest in TRF Subfund II.

The Investment Manager shall be responsible for paying certain fees of the Fund. These fees would include fees paid to the Depository and central administration agent. The Investment Manager shall also bear fees and expenses in connection with on-going routine legal, audit and tax services as well as certain unitholder servicing functions including preparation of routine unitholder reports and communications.

Each of the Subfunds (except TRF Subfund II) pays the Agent Company and Distributors a monthly asset-based fee (the "Distribution Fee"), accrued daily and payable in arrears as of the close of business in Luxembourg on the last Business Day of each calendar month.

Notes to Financial Statements (Cont.)

31 May 2020

7. TAXATION

The Subfunds are subject to Luxembourg law with respect to their tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Subfunds are subject to a subscription tax (the "taxe d'abonnement") on their net assets of 0.01% per annum for all institutional classes, and of

0.05% per annum for all non-institutional classes, calculated and payable quarterly. This tax is borne by the Subfunds. The Subfunds collect the income produced by the securities in their portfolio after deduction of any applicable withholding tax in the relevant countries. Assets invested in the Target Fund are not subject to the taxe d'abonnement.

8. REALISED GAIN/(LOSS) AND NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION)

The realised gain/(loss) and net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, forward foreign currency contracts and foreign currency for the financial year ended 31 May 2020 are presented below:

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020	Year Ended 31 May 2020
Net realised gain on investments	\$ 4,458	\$ 3,448	\$ 10,858
Net realised (loss) on investments	0	0	(39)
Net realised gain/(loss) on investments	4,458	3,448	10,819
Net realised gain on forward foreign currency contracts and foreign currency	535	6,205	68,193
Net realised (loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(472)	(5,333)	(96,202)
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	63	872	(28,009)
Net realised gain/(loss) for the Year	4,521	4,320	(17,190)
Net change in unrealised appreciation on investments	12,713	7,254	7,615
Net change in unrealised (depreciation) on investments	0	0	(4)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	12,713	7,254	7,611
Net change in unrealised appreciation on forward foreign currency contracts and foreign currency	(109)	(1,536)	(887)
Net change in unrealised (depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(7)	(6)	4,393
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(116)	(1,542)	3,506
Net change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year	\$ 12,597	\$ 5,712	\$ 11,117

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

9. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Fund is not named as a defendant in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

10. SECURITIES FINANCING TRANSACTIONS REGULATION

Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") requires reporting and disclosures for securities financing transactions ("SFTs") and total return swaps. SFTs are specifically defined as per Article 3(11) of the SFTR as follows:

- a repurchase/reverse repurchase agreement
- securities or commodities lending/borrowing
- a buy-sellback or sale-buyback transactions
- a margin lending transaction

As at 31 May 2020, none of the Subfunds held SFTs or total return swaps.

11. SIGNIFICANT EVENTS

The cross-border merger of State Street Bank Luxembourg S.C.A. and State Street Services (Luxembourg) S.A. into State Street Bank International GmbH Luxembourg Branch occurred on 04 November 2019.

Beginning in January 2020, global financial markets experienced and may continue to experience significant volatility resulting from the spread of a novel coronavirus known as COVID-19. The outbreak of COVID-19 has resulted in travel and border restrictions, quarantines, supply chain disruptions, lower consumer demand and general market uncertainty. The effects of COVID-19 have adversely affected the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which have negatively impacted the Subfunds' performance.

Thomas Collier was first appointed to the Board of Directors on 12 May 2020, and was reappointed as a director effective 22 May 2020.

Matthieu Louanges was reappointed to the Board of Directors from 16 May 2019 until 30 March 2020, and resigned from the Board of Directors effective 31 March 2020.

Other than the above, there were no other significant events during the financial year.

12. SUBSEQUENT EVENTS

The effects of COVID-19 continues and may continue to adversely affect the global economy, the economies of certain nations and individual issuers, all of which may negatively impact the Funds' performance. Given the inherent uncertainties, it is not practicable at this time to determine what impact COVID-19 will have on the Company or to provide a quantitative estimate of any future impact.

Other than the above, there were no other subsequent events after the financial year end.

Schedule of Investments PIMCO Total Return Fund

31 May 2020

DESCRIPTION	UNITS	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
TRANSFERABLE SECURITIES & MONEY MARKET INSTRUMENTS - OFFICIAL STOCK EXCHANGE/REGULATED MARKET			
LUXEMBOURG			
MUTUAL FUNDS (a)			
PIMCO Total Return Strategy Fund	1,571,084	\$ 208,468	99.68
Total Transferable Securities & Money Market Instruments - Official Stock Exchange/Regulated Market			
		\$ 208,468	99.68

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BPS	06/2020	¥ 4,638	\$ 43	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
MYI	06/2020	8,823	82	0	0	0	0.00
				\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00

HEDGED FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

As at 31 May 2020, the Class JPY Units had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2020	¥ 134,785	\$ 1,250	\$ 0	\$ (1)	\$ (1)	0.00
	06/2020	\$ 124	¥ 13,177	0	(2)	(2)	0.00
	07/2020	1,251	134,785	1	0	1	0.00
BPS	06/2020	66	7,024	0	(1)	(1)	0.00
BRC	07/2020	258	27,651	0	(1)	(1)	0.00
CBK	06/2020	46	4,951	0	0	0	0.00
MYI	06/2020	1,067	114,181	0	(7)	(7)	0.00
SCX	06/2020	1,476	157,829	0	(11)	(11)	(0.01)
	07/2020	1,643	176,857	0	0	0	0.00
SSB	06/2020	10	1,061	0	0	0	0.00
TOR	06/2020	¥ 82,531	\$ 766	0	0	0	0.00
	06/2020	\$ 984	¥ 105,170	0	(8)	(8)	0.00
	07/2020	767	82,531	0	0	0	0.00
UAG	06/2020	46	4,950	0	0	0	0.00
				\$ 1	\$ (31)	\$ (30)	(0.01)
Total OTC Financial Derivative Instruments						\$ (30)	(0.01)
Total Investments						\$ 208,438	99.67
Other Current Assets & Liabilities						\$ 689	0.33
Net Assets						\$ 209,127	100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

(a) Affiliated to the Fund.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2020:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
BOA	\$ (2)	\$ 0	\$ (2)
BPS	(1)	0	(1)
BRC	(1)	0	(1)
MYI	(7)	0	(7)
SCX	(11)	0	(11)
TOR	(8)	0	(8)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 5, Market and Credit Risk, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

Schedule of Investments PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection

DESCRIPTION	UNITS	FAIR VALUE (000s)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000s)	FAIR VALUE (000s)	% OF NET ASSETS
TRANSFERABLE SECURITIES & MONEY MARKET INSTRUMENTS - OFFICIAL STOCK EXCHANGE/REGULATED MARKET				U.S. TREASURY BILLS			
				0.005% due 24/09/2020 (b)(c)	\$ 4,700	\$ 4,698	1.79
				0.010% due 24/09/2020 (b)(c)	2,300	2,299	0.88
				0.103% due 14/07/2020 (b)(c)	3,900	3,899	1.49
				0.123% due 20/08/2020 (b)(c)	5,800	5,798	2.21
				0.160% due 28/07/2020 (a)(b)(c)	2,200	2,200	0.84
						18,894	7.21
LUXEMBOURG				Total Short-Term Instruments			
MUTUAL FUNDS (d)							
PIMCO Total Return Strategy Fund	1,727,995	\$ 229,288	87.48			33,591	12.81
				Total Transferable Securities & Money Market Instruments - Official Stock Exchange/Regulated Market			
						\$ 262,879	100.29
				SHORT-TERM INSTRUMENTS			
				SHORT-TERM NOTES			
Federal Home Loan Bank							
0.100% due 16/07/2020 (b)(c)	\$ 10,300	10,298	3.92				
0.130% due 25/08/2020 (b)(c)	4,400	4,399	1.68				
		14,697	5.60				

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2020	TRY 585	\$ 82	\$ 0	\$ (4)	\$ (4)	0.00
BPS	06/2020	AUD 71	47	0	0	0	0.00
	06/2020	TRY 4,955	704	0	(21)	(21)	(0.01)
	06/2020	\$ 1,725	TRY 12,201	64	(1)	63	0.03
JPM	06/2020	TRY 9,254	\$ 1,285	0	(70)	(70)	(0.03)
	06/2020	\$ 198	AUD 298	0	0	0	0.00
	06/2020	3,137	TRY 21,475	38	(29)	9	0.00
MYI	06/2020	21	AUD 32	0	0	0	0.00
	06/2020	326	TRY 2,209	0	(2)	(2)	0.00
				\$ 102	\$ (127)	\$ (25)	(0.01)

HEDGED FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

As at 31 May 2020, the Class AUD had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
CBK	06/2020	AUD 51	\$ 33	\$ 0	\$ (1)	\$ (1)	0.00
HUS	06/2020	\$ 542	AUD 840	16	0	16	0.01
MYI	06/2020	AUD 22,874	\$ 15,177	0	(7)	(7)	0.00
	06/2020	\$ 13,879	AUD 21,219	207	0	207	0.08
	07/2020	15,178	22,874	6	0	6	0.00
RYL	07/2020	47	71	0	0	0	0.00
SCX	06/2020	AUD 109	\$ 72	0	0	0	0.00
	06/2020	\$ 321	AUD 491	5	0	5	0.00
TOR	06/2020	AUD 22,874	\$ 15,202	18	0	18	0.01
	06/2020	\$ 15,257	AUD 23,476	327	0	327	0.12
	07/2020	15,203	22,874	0	(19)	(19)	(0.01)
UAG	06/2020	14,907	22,832	249	0	249	0.09
	07/2020	15,249	22,921	0	(34)	(34)	(0.01)
				\$ 828	\$ (61)	\$ 767	0.29

As at 31 May 2020, the Class AUD (BRL) and Class USD (BRL) had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2020	BRL 111	\$ 21	\$ 0	\$ 0	\$ 0	0.00
	06/2020	\$ 21	BRL 111	0	0	0	0.00
	07/2020	BRL 111	\$ 21	0	0	0	0.00
BPS	06/2020	62,122	BRL 11,609	173	(2)	171	0.07
	06/2020	\$ 11,448	BRL 62,122	0	(10)	(10)	0.00
	07/2020	11,543	61,855	0	(171)	(171)	(0.07)
BRC	06/2020	BRL 58,556	\$ 10,791	9	0	9	0.00
	06/2020	\$ 10,339	BRL 58,556	443	0	443	0.17
CBK	06/2020	BRL 4,174	\$ 785	20	(3)	17	0.01
	06/2020	\$ 769	BRL 4,174	1	(1)	0	0.00
	07/2020	713	3,774	0	(19)	(19)	(0.01)
DUB	06/2020	BRL 63,235	\$ 11,902	259	0	259	0.10
	06/2020	\$ 11,653	BRL 63,235	0	(10)	(10)	0.00
	07/2020	11,883	63,235	0	(258)	(258)	(0.10)

31 May 2020

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
GLM	06/2020	BRL 3,473	\$ 640	\$ 1	\$ 0	\$ 1	0.00
	06/2020	\$ 623	BRL 3,473	16	0	16	0.01
HUS	06/2020	BRL 66,321	\$ 12,478	267	0	267	0.10
	06/2020	\$ 11,732	BRL 66,321	480	0	480	0.18
	07/2020	11,890	63,235	0	(263)	(263)	(0.10)
JPM	06/2020	BRL 109	\$ 19	0	(1)	(1)	0.00
	06/2020	\$ 20	BRL 109	0	0	0	0.00
MYI	06/2020	BRL 7,886	\$ 1,430	1	(23)	(22)	(0.01)
	06/2020	\$ 1,411	BRL 7,886	41	0	41	0.02
	07/2020	88	479	0	0	0	0.00
RYL	06/2020	BRL 4,067	\$ 724	0	(25)	(25)	(0.01)
	06/2020	\$ 692	BRL 4,067	56	0	56	0.02
SCX	06/2020	BRL 7,197	\$ 1,253	0	(72)	(72)	(0.03)
	06/2020	\$ 1,326	BRL 7,197	0	(1)	(1)	0.00
SSB	06/2020	11,711	66,252	488	0	488	0.18
				\$ 2,255	\$ (859)	\$ 1,396	0.53

As at 31 May 2020, the Class TRY had the following forward foreign currency contracts outstanding:

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2020	TRY 7,034	\$ 982	\$ 0	\$ (49)	\$ (49)	(0.02)
	06/2020	\$ 5,169	TRY 37,533	328	0	328	0.13
BPS	06/2020	TRY 100,650	\$ 14,760	7	0	7	0.00
	06/2020	\$ 81,575	TRY 575,119	2,696	0	2,696	1.04
	09/2020	14,124	99,364	0	(19)	(19)	(0.01)
CBK	06/2020	TRY 61,186	\$ 8,977	12	0	12	0.00
	07/2020	\$ 8,977	TRY 61,726	0	(23)	(23)	(0.01)
HUS	06/2020	\$ 4,040	TRY 28,752	174	0	174	0.07
IND	06/2020	TRY 4,789	\$ 703	1	0	1	0.00
	06/2020	\$ 540	TRY 3,825	20	0	20	0.01
JPM	06/2020	TRY 257,443	\$ 37,801	74	0	74	0.03
	06/2020	\$ 57,889	TRY 407,814	1,850	0	1,850	0.71
	07/2020	35,607	244,482	0	(84)	(84)	(0.03)
SCX	06/2020	TRY 120,210	\$ 17,655	35	0	35	0.01
	06/2020	\$ 15,755	TRY 110,649	459	0	459	0.17
	08/2020	17,655	122,722	0	(36)	(36)	(0.01)
SOG	06/2020	7,055	49,578	209	0	209	0.08
TOR	06/2020	864	6,093	29	0	29	0.01
UAG	06/2020	6,381	44,871	193	0	193	0.07
				\$ 6,087	\$ (211)	\$ 5,876	2.25

Total OTC Financial Derivative Instruments

\$ 8,014 3.06

Total Investments

\$ 270,893 103.35

Other Current Assets & Liabilities

\$ (8,781) (3.35)

Net Assets

\$ 262,112 100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

- (a) When-issued security.
 (b) Zero coupon security.
 (c) Coupon represents a yield to maturity.
 (d) Affiliated to the Fund.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2020:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
BOA	\$ 275	\$ (270)	\$ 5
BPS	2,716	(2,800)	(84)
BRC	452	(630)	(178)
CBK	(14)	0	(14)
DUB	(9)	(40)	(49)
GLM	17	0	17
HUS	674	(910)	(236)
IND	21	0	21
JPM	1,778	(1,860)	(82)
MYI	223	(277)	(54)
RYL	31	0	31
SCX	390	(440)	(50)
SOG	209	(300)	(91)
SSB	488	(670)	(182)
TOR	355	(270)	85
UAG	408	(380)	28

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 5, Financial Risks, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund

31 May 2020

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	
TRANSFERABLE SECURITIES & MONEY MARKET INSTRUMENTS - OFFICIAL STOCK EXCHANGE/REGULATED MARKET				INDIA				LUXEMBOURG				
ARGENTINA				CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				
SOVEREIGN ISSUES				Adani Electricity Mumbai Ltd. 3.949% due 12/02/2030				CPI Property Group S.A. 2.750% due 12/05/2026				
Provincia de Buenos Aires 26.847% due 12/04/2025	ARS	409	\$ 2	0.00	\$ 600	\$ 555	0.10	€ 2,600	\$ 2,858	0.51		
AUSTRALIA				IRELAND				NETHERLANDS				
ASSET-BACKED SECURITIES				ASSET-BACKED SECURITIES				ASSET-BACKED SECURITIES				
Driver Australia Four Trust 1.040% due 21/08/2025	AUD	294	195	0.04	Adagio CLO Ltd. 0.660% due 15/10/2029	€ 949	1,042	0.19	Caim CLO BV 0.650% due 20/10/2028	€ 200	219	0.04
Flexi ABS Trust 1.161% due 23/06/2023		368	245	0.04	Arbour CLO DAC 0.580% due 15/03/2029	1,300	1,414	0.25	Contego CLO BV 0.657% due 15/11/2026	891	977	0.17
			440	0.08	Cork Street CLO Designated Activity Co. 0.760% due 27/11/2028	1,444	1,596	0.28	Grosvenor Place CLO BV 0.720% due 30/10/2029	1,000	1,097	0.20
NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES				CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				
FirstMac Mortgage Funding Trust 1.392% due 08/03/2049		2,000	1,319	0.23	Bank of Ireland 7.375% due 18/06/2020 (d)(e)	1,000	1,116	0.20	Tikehau CLO BV 0.600% due 04/08/2028	2,058	2,245	0.40
Total Australia			1,759	0.31	SMBC Aviation Capital Finance DAC 3.000% due 15/07/2022	\$ 800	795	0.14			4,538	0.81
							1,911	0.34	CORPORATE BONDS & NOTES			
BERMUDA				NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES				CORPORATE BONDS & NOTES				
CORPORATE BONDS & NOTES				European Loan Conduit 0.750% due 26/10/2028				BMW Finance NV 2.250% due 12/08/2022				
Bacardi Ltd. 4.450% due 15/05/2025	\$	1,500	1,625	0.29	Total Ireland	€ 1,058	1,158	0.21	Cooperatieve Rabobank UA 4.375% due 04/08/2025	1,000	1,106	0.20
CANADA				ISRAEL				Enel Finance International NV 0.375% due 17/06/2027				
SOVEREIGN ISSUES				SOVEREIGN ISSUES				Mondelez International Holdings Netherlands BV 2.000% due 28/10/2021				
Province of Ontario 3.150% due 02/06/2022	CAD	1,000	761	0.14	Israel Government International Bond 3.800% due 13/05/2060	\$ 3,400	3,842	0.69	Mylan NV 2.250% due 22/11/2024	€ 1,200	1,382	0.25
Province of Quebec 2.750% due 25/08/2021	\$	5,900	6,072	1.08	ITALY				NXP BV 4.625% due 01/06/2023	\$ 600	647	0.11
3.500% due 01/12/2022	CAD	300	233	0.04	CORPORATE BONDS & NOTES				Shell International Finance BV 2.750% due 06/04/2030	1,400	1,517	0.27
Total Canada			7,066	1.26	Immobiliare Grande Distribuzione SIIQ SpA 2.125% due 28/11/2024				Syngenta Finance NV 3.933% due 23/04/2021	1,450	1,453	0.26
CAYMAN ISLANDS				JAPAN				Teva Pharmaceutical Finance Netherlands BV 1.250% due 31/03/2023				
CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				3.250% due 15/04/2022				
Ambac LSNI LLC 6.450% due 12/02/2023	\$	1,017	979	0.17	Central Nippon Expressway Co. Ltd. 0.852% due 15/02/2022				€ 1,000	1,054	0.19	
FINLAND				SOVEREIGN ISSUES				Total Netherlands				
CORPORATE BONDS & NOTES				Japan Finance Organization for Municipalities 2.125% due 13/04/2021				17,724				
Kojamo Oyj 1.875% due 27/05/2027	€	1,500	1,689	0.30	3.375% due 27/09/2023	1,400	1,517	0.27			3.17	
FRANCE				NORWAY				CORPORATE BONDS & NOTES				
CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				
Altea S.C.A. 1.875% due 17/01/2028	1,500	1,514	0.27	Central Nippon Expressway Co. Ltd. 1.014% due 04/08/2020				Yara International ASA 4.750% due 01/06/2028				
Banque Federative du Credit Mutuel S.A. 2.095% due 20/07/2023	\$ 1,500	1,483	0.26	2.362% due 28/05/2021				\$ 1,600				
BNP Paribas S.A. 6.750% due 14/03/2022 (d)(e)	1,400	1,435	0.26	2.567% due 02/11/2021				0.32				
BPCE S.A. 4.000% due 12/09/2023	1,400	1,496	0.27	Dalwa Securities Group, Inc. 3.129% due 19/04/2022				PERU				
RCI Banque S.A. 2.000% due 11/07/2024	€ 1,200	1,314	0.23	Mitsubishi UFJ Financial Group, Inc. 3.455% due 02/03/2023				SOVEREIGN ISSUES				
Total France			7,242	1.29	Mizuho Financial Group, Inc. 2.555% due 13/09/2025				Peru Government International Bond 5.940% due 12/02/2029			
GERMANY				JAPAN				PORTUGAL				
CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				CORPORATE BONDS & NOTES				
Deutsche Bank AG 2.700% due 13/07/2020	\$ 1,300	1,300	0.23	Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc. 1.875% due 18/10/2022				Banco Espírito Santo S.A. 4.750% due 15/01/2018 ^				
3.300% due 16/11/2022	900	909	0.16	Takeda Pharmaceutical Co. Ltd. 4.000% due 26/11/2021				€ 800				
3.375% due 12/05/2021	1,300	1,303	0.24	4.400% due 26/11/2023				160				
3.961% due 26/11/2025	1,300	1,340	0.24	SOVEREIGN ISSUES				QATAR				
4.250% due 14/10/2021	1,500	1,522	0.27	Japan Finance Organization for Municipalities 2.125% due 13/04/2021				SOVEREIGN ISSUES				
5.000% due 14/02/2022	1,200	1,238	0.22	3.375% due 27/09/2023				Qatar Government International Bond 3.375% due 14/03/2024				
Volkswagen Bank GmbH 1.209% due 01/08/2022	€ 1,000	1,104	0.20	Total Japan				\$ 1,400				
1.875% due 31/01/2024	4,500	5,096	0.91	24,347				4,000% due 14/03/2029				
Total Germany			13,812	2.47	4.35				1,400			
								3,070				
								0.55				
								SINGAPORE				
								CORPORATE BONDS & NOTES				
								Oversea-Chinese Banking Corp. Ltd. 0.836% due 17/05/2021				
								1,000				
								997				
								0.18				

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2020 | 11

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (Cont.)

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
SOUTH KOREA											
CORPORATE BONDS & NOTES											
Kookmin Bank 4.500% due 01/02/2029 (e)	\$ 1,200	\$ 1,333	0.24	Resloc UK PLC 0.000% due 15/12/2043 0.647% due 15/12/2043	€ 1,404 € 963	\$ 1,464 1,097	0.26 0.20	Anheuser-Busch InBev Worldwide, Inc. 4.500% due 01/06/2050	\$ 1,400	\$ 1,582	0.28
SUPRANATIONAL											
CORPORATE BONDS & NOTES											
European Investment Bank 0.750% due 15/11/2024	€ 1,500	1,899	0.34	Rochester Financing PLC 1.813% due 18/06/2045	918	1,126	0.20	Ashtead Capital, Inc. 5.250% due 01/08/2026	400	419	0.08
SWEDEN											
CORPORATE BONDS & NOTES											
Castellum AB 2.125% due 20/11/2023	€ 1,200	1,334	0.24	Towd Point Mortgage Funding PLC 1.677% due 20/10/2051	1,587	1,957	0.35	Assurant, Inc. 2.482% due 26/03/2021	267	266	0.05
Sagax AB 1.125% due 30/01/2027	1,000	992	0.18	Trinity Square PLC 1.818% due 15/07/2051	264	326	0.06	AT&T, Inc. 2.169% due 15/07/2021 4.350% due 01/03/2029	1,400 1,500	1,408 1,705	0.25 0.30
Samhallsbyggnadsbolaget Norden AB 1.000% due 12/08/2027	1,300	1,286	0.23	Uropa Securities PLC 0.866% due 10/10/2040	2,169	2,477	0.44	AvalonBay Communities, Inc. 2.450% due 15/01/2031	1,400	1,443	0.26
Total Sweden		3,612	0.65			21,039	3.76	Avangrid, Inc. 3.800% due 01/06/2029	1,600	1,779	0.32
SWITZERLAND											
CORPORATE BONDS & NOTES											
Credit Suisse Group AG 2.997% due 14/12/2023 4.207% due 12/06/2024	\$ 1,300 1,500	1,341 1,604	0.24 0.29	Total United Kingdom		44,330	7.92	Aviation Capital Group LLC 4.125% due 01/08/2025	1,500	1,112	0.20
Total Switzerland		2,945	0.53	UNITED STATES							
UNITED KINGDOM											
CORPORATE BONDS & NOTES											
Assura Financing PLC 3.000% due 19/07/2028	€ 300	396	0.07	ASSET-BACKED SECURITIES							
Babcock International Group PLC 1.375% due 13/09/2027	€ 900	946	0.17	Bear Stearns Asset-Backed Securities Trust							
Barclays Bank PLC 7.625% due 21/11/2022 (e) 10.179% due 12/06/2021	\$ 1,100 1,300	1,183 1,407	0.21 0.25	0.368% due 25/12/2036 0.418% due 25/04/2037 ^ 1.173% due 25/06/2035				\$ 167 592 943			
Barclays PLC 2.558% due 10/08/2021 3.125% due 17/01/2024 4.610% due 15/02/2023	2,800 € 500 \$ 800	2,828 637 838	0.51 0.11 0.15	CIT Mortgage Loan Trust 1.518% due 25/10/2037				166 632 939			
Imperial Brands Finance PLC 3.500% due 26/07/2026 3.875% due 26/07/2029	1,100 1,500	1,130 1,550	0.20 0.28	Citigroup Mortgage Loan Trust Asset-Backed Pass-Through Certificates 1.113% due 25/10/2034				735 729			
Lloyds Banking Group PLC 1.953% due 07/03/2025 3.900% due 12/03/2024 4.375% due 22/03/2028	AUD 1,000 \$ 1,300 1,300	635 1,398 1,463	0.11 0.25 0.26	Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 0.948% due 25/01/2036				1,182 1,135			
Nationwide Building Society 3.766% due 08/03/2024	1,500	1,575	0.28	Countrywide Asset-Backed Certificates 0.448% due 25/09/2036 0.468% due 25/06/2036 0.618% due 25/03/2047 ^				1,278 1,195			
Royal Bank of Scotland Group PLC 3.875% due 12/09/2023 7.648% due 30/09/2031 (d)	1,500 1,200	1,592 1,713	0.29 0.31	Countrywide Asset-Backed Certificates Trust, Inc. 0.708% due 25/12/2034				1,006 395 2,085			
Society of Lloyd's 4.750% due 30/10/2024	€ 2,100	2,758	0.49	GSAA Home Equity Trust 0.348% due 25/07/2037				1,321 1,234			
Standard Chartered PLC 4.247% due 20/01/2023	\$ 1,200	1,242	0.22	Home Equity Asset Trust 0.948% due 25/10/2034				640 606			
		23,291	4.16	JPMorgan Mortgage Acquisition Corp. 0.558% due 25/05/2035				856 831			
NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES											
Alba PLC 0.683% due 17/03/2039	€ 362	421	0.08	Morgan Stanley ABS Capital, Inc. Trust 0.933% due 25/07/2035				548 549			
Dukinfield PLC 1.292% due 15/08/2045	372	459	0.08	Nomura Home Equity Loan, Inc. Home Equity Loan Trust 0.458% due 25/03/2036				700 665			
Euroail PLC 0.647% due 15/12/2044 1.456% due 13/06/2045	388 988	470 1,199	0.08 0.21	Option One Mortgage Loan Trust Asset-Backed Certificates 0.828% due 25/11/2035 0.858% due 25/11/2035				83 82 1,200			
Great Hall Mortgages PLC 1.019% due 18/06/2039	\$ 1,190	1,157	0.21	Residential Asset Mortgage Products Trust 0.738% due 25/01/2036				1,396 1,396			
Hawksmoor Mortgages PLC 1.287% due 25/05/2053	€ 5,657	6,953	1.24	Residential Asset Securities Corp. Trust 0.588% due 25/12/2035 1.053% due 25/01/2034				3,200 3,090 991			
Ludgate Funding PLC 1.175% due 01/01/2061	941	1,098	0.20	SLC Student Loan Trust 0.851% due 15/03/2027				737 729			
Newgate Funding PLC 0.620% due 01/12/2050	723	835	0.15	SLM Private Credit Student Loan Trust 0.941% due 15/06/2023				98 98			
				SLM Student Loan Trust 1.541% due 27/04/2026				45 45			
				Structured Asset Investment Loan Trust 0.888% due 25/10/2035 1.218% due 25/08/2034				635 476 22,230			
								3.97			
				CORPORATE BONDS & NOTES							
				AbbVie, Inc. 2.300% due 21/11/2022 2.950% due 21/11/2026 3.200% due 06/11/2022				1,400 1,183 736			
				Altria Group, Inc. 2.350% due 06/05/2025				1,500 1,558			
				American International Group, Inc. 3.750% due 10/07/2025				500 545			
				American Tower Corp. 2.750% due 15/01/2027 3.375% due 15/10/2026				1,400 1,496 800			
								0.26 0.21 0.13 0.28 0.10 0.27 0.16			
								0.08 0.28 0.05 0.05 0.25 0.30 0.26 0.32 0.05 0.20 0.30 0.21 0.19 0.07 0.30 0.18 0.32 0.25 0.32 0.13 0.25 0.31 0.20 0.11 0.31 0.13 0.23 0.26 0.29 0.27 0.26 0.35 0.48 0.22 0.30 0.18 0.22 0.20 0.26 0.09 0.22 0.22 0.25			

31 May 2020

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS	DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
FirstEnergy Corp. 2.850% due 15/07/2022	\$ 1,300	\$ 1,342	0.24	Southern California Gas Co. 3.200% due 15/06/2025	\$ 1,500	\$ 1,631	0.29	4.133% due 25/09/2035	\$ 103	\$ 105	0.02
Fiserv, Inc. 2.250% due 01/06/2027	1,700	1,738	0.31	Southern Co. 2.350% due 01/07/2021	1,400	1,425	0.25	Wells Fargo Commercial Mortgage Trust 2.652% due 15/08/2049	1,100	1,144	0.20
Ford Motor Credit Co. LLC 1.636% due 03/08/2022	1,375	1,252	0.22	Springleaf Finance Corp. 6.125% due 15/05/2022	1,000	1,006	0.18			6,676	1.19
2.183% due 05/04/2021	1,300	1,233	0.22	8.250% due 15/12/2020	700	711	0.13	U.S. GOVERNMENT AGENCIES			
2.191% due 12/10/2021	1,100	1,034	0.18	Sprint Communications, Inc. 7.000% due 15/08/2020	500	504	0.09	Fannie Mae			
2.645% due 28/03/2022	600	546	0.10	Starbucks Corp. 2.550% due 15/11/2030	1,700	1,737	0.31	0.768% due 25/10/2041	1,011	1,016	0.18
3.937% due 07/01/2021	1,800	1,756	0.31	Synchrony Bank 3.650% due 24/05/2021	1,300	1,316	0.24	2.310% due 01/08/2022	296	303	0.05
General Electric Co. 5.500% due 07/06/2021	£ 700	892	0.16	United Airlines Pass-Through Trust 2.875% due 07/04/2030	1,215	1,110	0.20	3.160% due 01/06/2029	3,700	4,254	0.76
General Motors Financial Co., Inc. 2.170% due 09/04/2022	\$ 800	779	0.14	Verizon Communications, Inc. 3.376% due 15/02/2025	714	791	0.14	3.330% due 01/11/2021	83	85	0.02
2.861% due 14/01/2022	1,200	1,144	0.20	Volkswagen Group of America Finance LLC 1.375% due 12/11/2021	1,100	1,083	0.19	4.048% due 01/05/2038	387	409	0.07
3.200% due 13/07/2020	1,500	1,502	0.27	4.750% due 13/11/2028	1,100	1,242	0.22	Freddie Mac			
3.700% due 24/11/2020	900	904	0.16	Walt Disney Co. 2.650% due 13/01/2031	1,100	1,173	0.21	0.504% due 15/07/2034	1,365	1,343	0.24
GLP Capital LP 5.300% due 15/01/2029	1,100	1,059	0.19	Washington Prime Group LP 6.450% due 15/08/2024	1,600	949	0.17	2.700% due 01/08/2023	1,600	1,667	0.30
Goldman Sachs Group, Inc. 2.908% due 05/06/2023	1,300	1,337	0.24	Wells Fargo & Co. 1.990% due 31/10/2023	2,000	2,001	0.36	4.000% due 01/02/2030 - 01/04/2042	104	112	0.02
3.200% due 23/02/2023	1,400	1,474	0.26	2.625% due 22/07/2022	1,600	1,652	0.30	Ginnie Mae			
Goodman U.S. Finance Four LLC 4.500% due 15/10/2037	1,400	1,487	0.27	3.550% due 29/09/2025	1,300	1,423	0.25	1.476% due 20/02/2067	902	901	0.16
Jackson National Life Global Funding 2.500% due 27/06/2022	1,400	1,429	0.26	Whirlpool Corp. 4.600% due 15/05/2050	1,400	1,521	0.27	1.516% due 20/04/2064	669	669	0.12
JPMorgan Chase & Co. 1.891% due 25/04/2023	1,700	1,697	0.30	WRKCo, Inc. 4.650% due 15/03/2026	1,600	1,818	0.32	1.616% due 20/10/2065	833	835	0.15
3.559% due 23/04/2024	500	533	0.10	Wynn Las Vegas LLC 5.500% due 01/03/2025	1,600	1,556	0.28	1.904% due 20/04/2067	2,327	2,368	0.42
3.797% due 23/07/2024	1,300	1,398	0.25	Zimmer Biomet Holdings, Inc. 3.375% due 30/11/2021	200	205	0.04	5.000% due 20/01/2049 - 20/08/2049	11,604	12,618	2.25
Keurig Dr Pepper, Inc. 4.057% due 25/05/2023	1,300	1,419	0.25			142,767	25.51	Ginnie Mae, TBA 3.000% due 01/06/2050 - 01/08/2050	3,700	3,904	0.70
Micron Technology, Inc. 5.327% due 06/02/2029	1,300	1,502	0.27	MUNICIPAL BONDS & NOTES				3.500% due 01/07/2050	8,700	9,212	1.65
Mid-America Apartments LP 3.600% due 01/06/2027	1,700	1,819	0.33	Chicago, Illinois General Obligation Bonds, Series 2008 5.630% due 01/01/2022	460	465	0.08	4.000% due 01/07/2050	1,000	1,065	0.19
3.950% due 15/03/2029	500	554	0.10	Chicago, Illinois General Obligation Bonds, Series 2015 7.750% due 01/01/2042	170	180	0.03	4.500% due 21/07/2050	18,000	19,355	3.46
Midwest Connector Capital Co. LLC 3.625% due 01/04/2022	800	803	0.14			645	0.11	5.000% due 21/07/2050	2,300	2,499	0.45
Morgan Stanley 2.315% due 20/01/2022	1,700	1,706	0.30	NON-AGENCY MORTGAGE-BACKED SECURITIES				Uniform Mortgage-Backed Security 3.500% due 01/05/2035	3,000	3,186	0.57
MPLX LP 3.500% due 01/12/2022	1,200	1,210	0.22	Citigroup Mortgage Loan Trust 4.752% due 25/09/2037 ^	622	585	0.10	4.000% due 01/09/2030 - 01/07/2043	163	175	0.03
National Retail Properties, Inc. 4.300% due 15/10/2028	1,200	1,222	0.22	Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc. 4.616% due 25/08/2035	10	10	0.00	5.500% due 01/01/2033 - 01/04/2034	55	64	0.01
NextEra Energy Capital Holdings, Inc. 1.080% due 25/02/2022	1,200	1,195	0.21	Countrywide Home Loan Reperforming REMIC Trust 0.508% due 25/01/2036	506	480	0.09	Uniform Mortgage-Backed Security, TBA 2.500% due 01/07/2050 - 01/08/2050	26,000	26,895	4.80
3.200% due 25/02/2022	1,300	1,357	0.24	Credit Suisse First Boston Mortgage Securities Corp. 1.168% due 25/02/2033	407	401	0.07	3.000% due 01/06/2050 - 01/08/2050	10,700	11,275	2.01
3.550% due 01/05/2027	1,500	1,687	0.30	GSR Mortgage Loan Trust 2.923% due 25/06/2034	28	26	0.00	4.500% due 01/06/2050	4,800	5,186	0.93
Niagara Mohawk Power Corp. 4.278% due 15/12/2028	1,600	1,871	0.33	4.081% due 25/09/2035	67	65	0.01			169,320	30.25
Nissan Motor Acceptance Corp. 1.900% due 14/09/2021	1,804	1,714	0.31	HomeBanc Mortgage Trust 0.348% due 25/12/2036	439	422	0.08	U.S. TREASURY OBLIGATIONS			
2.800% due 13/01/2022	200	190	0.03	JPMorgan Mortgage Trust 3.912% due 25/07/2035	2	2	0.00	U.S. Treasury Bonds			
NY Society for Relief of Ruptured & Crippled Maintaining Hospital Special Surgery 3.500% due 01/01/2023	1,360	1,404	0.25	3.975% due 25/08/2034	3	2	0.00	2.000% due 15/02/2050	5,600	6,421	1.15
Omega Healthcare Investors, Inc. 4.500% due 15/01/2025	1,200	1,213	0.22	3.991% due 25/04/2035	120	117	0.02	2.750% due 15/08/2042	3,400	4,349	0.78
ONEOK, Inc. 6.350% due 15/01/2031	1,400	1,585	0.28	4.415% due 25/08/2035	235	233	0.04	2.750% due 15/11/2042	7,800	9,977	1.78
Owens Corning 4.200% due 01/12/2024	1,500	1,586	0.28	MortgageIT Trust 0.688% due 25/12/2035	329	309	0.06	2.875% due 15/05/2043	1,200	1,567	0.28
PayPal Holdings, Inc. 2.650% due 01/10/2026	1,400	1,518	0.27	NAAC Reperforming Loan REMIC Trust Certificates 6.500% due 25/02/2035 ^	519	509	0.09	2.875% due 15/08/2045	1,900	2,506	0.45
Penske Truck Leasing Co. LP 3.450% due 01/07/2024	1,200	1,248	0.22	PHH Alternative Mortgage Trust 0.328% due 25/02/2037	813	616	0.11	3.000% due 15/05/2042	2,000	2,661	0.48
Public Service Co. of Colorado 1.900% due 15/01/2031	1,100	1,111	0.20	Structured Adjustable Rate Mortgage Loan Trust 3.737% due 25/04/2035	125	114	0.02	3.000% due 15/11/2044	4,500	6,030	1.08
Santander Holdings USA, Inc. 3.400% due 18/01/2023	1,200	1,240	0.22	WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust 0.458% due 25/10/2045	787	756	0.14	3.125% due 15/02/2043	1,600	2,169	0.39
3.450% due 02/06/2025 (a)	1,000	1,011	0.18					3.125% due 15/08/2044	5,600	7,643	1.37
Service Properties Trust 4.250% due 15/02/2021	700	676	0.12	SHORT-TERM INSTRUMENTS				3.375% due 15/05/2044	18,600	26,321	4.70
SL Green Realty Corp. 4.500% due 01/12/2022	1,100	1,115	0.20	REPURCHASE AGREEMENTS (g)				3.625% due 15/02/2044	6,600	9,638	1.72
								3.750% due 15/11/2043	2,400	3,077	0.55
								4.250% due 15/05/2039	700	1,084	0.19
								4.375% due 15/11/2039	2,000	3,148	0.56
								4.375% due 15/05/2040	900	1,424	0.25
								4.625% due 15/02/2040	500	812	0.14
								U.S. Treasury Notes			
								1.750% due 30/09/2022	200	208	0.04
								2.125% due 30/09/2024	12,600	13,605	2.43
								2.250% due 15/08/2027	1,100	1,237	0.22
								2.625% due 15/02/2029	6,600	7,744	1.38
										115,195	20.58
								Total United States		456,833	81.61

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2020 | 13

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (Cont.)

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
U.S. TREASURY BILLS			
0.091% due 16/06/2020 (b)(c)	\$ 31,300	\$ 31,299	5.59
0.113% due 04/08/2020 (b)(c)(f)	7,700	7,698	1.38
0.213% due 23/06/2020 (b)(c)	12,100	12,099	2.16
		51,096	9.13
Total Short-Term Instruments		70,496	12.60
Total Transferable Securities & Money Market Instruments - Official Stock Exchange/Regulated Market	\$ 687,225	122.78	

FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS DEALT IN ON A REGULATED MARKET (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

FUTURES

Description	Type	Expiration Month	# of Contracts	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	Short	06/2020	2	\$ 5	0.00
U.S. Treasury 5-Year Note September Futures	Long	09/2020	872	140	0.03
U.S. Treasury 10-Year Note September Futures	Long	09/2020	429	73	0.01
U.S. Treasury 30-Year Bond September Futures	Short	09/2020	329	103	0.02
				\$ 321	0.06
Total Financial Derivative Instruments Dealt in on a Regulated Market				\$ 321	0.06

CENTRALLY CLEARED FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Citigroup, Inc.	1.000%	20/12/2020	\$ 1,800	\$ (24)	(0.01)
General Electric Co.	1.000	20/12/2023	600	(5)	0.00
General Electric Co.	1.000	20/06/2024	300	(11)	0.00
General Electric Co.	1.000	20/12/2024	1,300	(40)	(0.01)
				\$ (80)	(0.02)

INTEREST RATE SWAPS

Pay/Receive Floating Rate	Floating Rate Index	Fixed Rate	Maturity Date	Notional Amount	Unrealised Appreciation/ (Depreciation)	% of Net Assets
Receive ⁽²⁾	3-Month USD-LIBOR	0.400%	11/12/2021	\$ 113,300	\$ (284)	(0.05)
Pay	3-Month USD-LIBOR	1.500	21/12/2021	49,000	2,000	0.36
Receive	3-Month USD-LIBOR	1.700	11/06/2021	36,700	(597)	(0.11)
Pay	3-Month USD-LIBOR	2.800	22/08/2023	13,200	1,467	0.26
Receive ⁽²⁾	6-Month GBP-LIBOR	0.500	16/09/2050	£ 2,100	(21)	0.00
Receive	6-Month GBP-LIBOR	0.750	18/03/2030	2,400	(125)	(0.02)
Receive ⁽²⁾	6-Month GBP-LIBOR	1.000	17/06/2050	4,400	(996)	(0.18)
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.097)	24/09/2026	¥ 190,000	(5)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.095)	13/09/2026	320,000	(7)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.092)	13/09/2026	160,000	(3)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.087)	20/09/2026	78,000	(1)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.068)	18/09/2026	270,000	(2)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.064)	19/09/2026	156,000	(1)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.063)	19/09/2026	156,000	(1)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	(0.062)	18/09/2026	430,000	(1)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	0.036	10/03/2038	42,000	(7)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	0.040	10/03/2038	42,000	(6)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	0.103	28/08/2039	10,000	(1)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	0.122	22/08/2039	100,000	(11)	0.00
Pay	6-Month JPY-LIBOR	0.123	22/08/2039	130,000	(11)	0.00
Receive ⁽²⁾	6-Month JPY-LIBOR	0.250	17/03/2031	10,840,000	(132)	(0.02)
Receive	6-Month JPY-LIBOR	0.300	18/03/2026	1,030,000	(143)	(0.03)
Receive	6-Month JPY-LIBOR	0.300	20/09/2027	2,090,000	(461)	(0.08)
Receive	6-Month JPY-LIBOR	0.300	20/03/2028	160,000	(52)	(0.01)
Receive	6-Month JPY-LIBOR	0.399	18/06/2028	70,000	(24)	(0.01)
Receive	6-Month JPY-LIBOR	0.750	20/03/2038	225,400	(254)	(0.05)
					\$ 321	0.06
Total Centrally Cleared Financial Derivative Instruments					\$ 241	0.04

31 May 2020

- (1) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash, securities or other deliverable obligations equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.
- (2) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.
- (3) This instrument has a forward starting effective date. See Note 2, Securities Transactions and Investment Income, in the Notes to Financial Statements for further information.

OTC FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS (amounts in thousands*, except number of contracts)

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

WRITTEN OPTIONS**CREDIT DEFAULT SWAPPTIONS ON CREDIT INDICES**

Counterparty	Description	Buy/Sell Protection	Exercise Rate	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premium	Fair Value	% of Net Assets
BPS	Put - OTC CDX.IG-33 5-Year Index	Sell	0.800%	17/06/2020	2,500	\$ (2)	\$ (3)	0.00
DUB	Put - OTC CDX.IG-33 5-Year Index	Sell	0.850	17/06/2020	500	(1)	0	0.00
MYC	Put - OTC CDX.IG-33 5-Year Index	Sell	0.850	17/06/2020	900	(1)	(1)	0.00
						\$ (4)	\$ (4)	0.00

OPTIONS ON SECURITIES

Counterparty	Description	Exercise Price	Expiration Date	Notional Amount ⁽¹⁾	Premium	Fair Value	% of Net Assets
SAL	Put - OTC Fannie Mae 2.500% due 08/01/2050	\$ 102.422	06/08/2020	6,700	\$ (44)	\$ (24)	(0.01)

(1) Notional Amount represents the number of contracts.

CREDIT DEFAULT SWAPS ON CORPORATE, SOVEREIGN AND U.S. MUNICIPAL ISSUES - SELL PROTECTION⁽¹⁾

Counterparty	Reference Entity	Fixed Deal Receive Rate	Maturity Date	Notional Amount ⁽²⁾	Premiums Paid/(Received)	Unrealised Appreciation/(Depreciation)	Fair Value	% of Net Assets
GST	Russia Government International Bond	1.000%	20/12/2024	\$ 1,100	\$ 7	\$ (9)	\$ (2)	0.00

(1) If the Fund is a seller of protection and a credit event occurs, as defined under the terms of that particular swap agreement, the Fund will either (i) pay to the buyer of protection an amount equal to the notional amount of the swap and take delivery of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index or (ii) pay a net settlement amount in the form of cash, securities or other deliverable obligations equal to the notional amount of the swap less the recovery value of the referenced obligation or underlying securities comprising the referenced index.

(2) The maximum potential amount the Fund could be required to pay as a seller of credit protection or receive as a buyer of credit protection if a credit event occurs as defined under the terms of that particular swap agreement.

FORWARD FOREIGN CURRENCY CONTRACTS

Counterparty	Settlement Month	Currency to be Delivered	Currency to be Received	Unrealised Appreciation	Unrealised (Depreciation)	Net Unrealised Appreciation/(Depreciation)	% of Net Assets
BOA	06/2020	RUB 66,030	\$ 907	\$ 0	\$ (26)	\$ (26)	(0.01)
BPS	06/2020	BRL 855	\$ 158	0	0	0	0.00
	06/2020	€ 4,029	4,381	0	(101)	(101)	(0.02)
	06/2020	\$ 160	BRL 855	0	(2)	(2)	0.00
	06/2020	€ 2,743	€ 2,517	57	0	57	0.01
	07/2020	BRL 855	\$ 160	2	0	2	0.00
CBK	06/2020	£ 22,160	27,582	185	0	185	0.03
	06/2020	\$ 99	MXN 1,890	0	(14)	(14)	0.00
	08/2020	¥ 41,000	\$ 384	3	0	3	0.00
GLM	06/2020	\$ 1,246	RUB 93,147	70	0	70	0.01
	07/2020	£ 22,160	\$ 27,333	0	(67)	(67)	(0.01)
	07/2020	\$ 1,246	RUB 93,551	70	0	70	0.01
HUS	06/2020	BRL 855	\$ 151	0	(6)	(6)	0.00
	06/2020	CAD 1,729	1,233	0	(18)	(18)	0.00
	06/2020	\$ 158	BRL 855	0	0	0	0.00
	06/2020	€ 913	€ 831	11	0	11	0.00
JPM	06/2020	RUB 48,869	\$ 680	0	(10)	(10)	0.00
MYI	06/2020	AUD 5,875	3,876	0	(24)	(24)	(0.01)
	06/2020	\$ 3,898	AUD 5,875	2	0	2	0.00
	07/2020	AUD 5,875	\$ 3,898	0	(2)	(2)	0.00
	07/2020	\$ 3,876	AUD 5,875	24	0	24	0.01
SCX	06/2020	€ 36,357	\$ 39,843	0	(598)	(598)	(0.10)
	07/2020	37,038	41,224	0	0	0	0.00
TOR	06/2020	AUD 5,875	3,818	0	(82)	(82)	(0.01)
	06/2020	\$ 3,905	AUD 5,875	0	(5)	(5)	0.00
	07/2020	AUD 5,875	\$ 3,905	5	0	5	0.00
				\$ 429	\$ (955)	\$ (526)	(0.09)
Total OTC Financial Derivative Instruments						\$ (556)	(0.10)

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2020 15

Schedule of Investments PIMCO Total Return Strategy Fund (Cont.)

31 May 2020

SECURITIES SOLD SHORT

DESCRIPTION	PAR (000\$)	FAIR VALUE (000\$)	% OF NET ASSETS
U.S. GOVERNMENT AGENCIES			
Uniform Mortgage-Backed Security, TBA			
4.500% due 01/07/2050	\$ 5,000	\$ (5,403)	(0.97)
5.000% due 01/06/2050	16,200	(17,707)	(3.16)
Total Securities Sold Short		\$ (23,110)	(4.13)
Total Investments		\$ 664,121	118.65
Other Current Assets & Liabilities		\$ (104,397)	(18.65)
Net Assets		\$ 559,724	100.00

NOTES TO SCHEDULE OF INVESTMENTS (amounts in thousands*):

* A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

^ Security is in default.

(a) When-issued security.

(b) Zero coupon security.

(c) Coupon represents a yield to maturity.

(d) Perpetual maturity; date shown, if applicable, represents next contractual call date.

(e) Contingent convertible security.

(f) Security with an aggregate fair value of \$361 has been pledged as collateral for financial derivative instruments as governed by International Swaps and Derivatives Association, Inc. master agreements as at 31 May 2020.

Cash of \$6,378 has been pledged as collateral for exchange-traded and centrally cleared financial derivative instruments as at 31 May 2020.

(g) Repurchase Agreements as at 31 May 2020.

Counterparty	Lending Rate	Settlement Date	Maturity Date	Principal Amount	Collateralised By	Collateral (Received)	Repurchase Agreements, at Value	Repurchase Agreement Proceeds to be Received ⁽¹⁾	% of Net Assets
BOS	0.100%	29/05/2020	01/06/2020	\$ 19,400	U.S. Treasury Notes 1.875% due 31/10/2022	\$ (19,794)	\$ 19,400	\$ 19,400	3.47
Total Repurchase Agreements						\$ (19,794)	\$ 19,400	\$ 19,400	3.47

⁽¹⁾ Includes accrued interest.

Collateral (Received)/Pledged for OTC Financial Derivative Instruments

The following is a summary by counterparty of the fair value of OTC financial derivative instruments and collateral (received)/pledged as at 31 May 2020:

Counterparty	Total Fair Value of OTC Derivatives	Collateral (Received)/Pledged	Net Exposures ⁽¹⁾
BOA	\$ (26)	\$ 0	\$ (26)
BPS	(47)	0	(47)
CBK	174	(420)	(246)
DUB	0	(40)	(40)
GLM	73	0	73
GST	(2)	0	(2)
HUS	(13)	0	(13)
JPM	(10)	0	(10)
MYC	(1)	0	(1)
SAL	(24)	0	(24)
SCX	(598)	361	(237)
TOR	(82)	0	(82)

⁽¹⁾ Net exposure represents the net receivable/(payable) that would be due from/to the counterparty in the event of default. See Note 6, Market and Credit Risk, in the Notes to Financial Statements for more information regarding credit and counterparty risk.

(2)【2019年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2019年5月31日現在

(単位：千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産：			
投資有価証券	2(b)	0	0
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	189,472	20,046
現金	2(e)	386	41
相手方への預託金		0	0
未収投資有価証券売却金		175	19
未収ファンド受益証券売却金		1,202	127
未収収益		0	0
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	112	12
資産合計		191,347	20,245
負 債：			
未払投資有価証券購入金		(1,180)	(125)
未払ファンド受益証券買戻金		(186)	(20)
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(25)	(3)
未払販売会社報酬	6	(24)	(3)
未払管理報酬	6	(65)	(7)
未払代行協会員報酬	6	(16)	(2)
相手方からの預託金		0	0
負債合計		(1,496)	(158)
純 資 産		189,851	20,086
投資有価証券の取得原価		0	0
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		169,941	17,980
発行済受益証券口数：		2,017 千口	
受益証券1口当たり純資産価格：			
豪ドル建クラス受益証券		該当なし	
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	
円建クラス受益証券		8,598.00 円	
トルコリラ建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建クラス受益証券		94.43 米ドル	9,991円
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		該当なし	

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

資産負債計算書

2019年5月31日現在

(単位:千米ドル、1口当たり金額を除く)

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
		(千米ドル)	(百万円)
資 産 :			
投資有価証券	2(b)	14,754	1,561
関係会社に対する投資有価証券	2(b)	181,418	19,194
現金	2(e)	4,942	523
相手方への預託金		620	66
未収投資有価証券売却金		216	23
未収ファンド受益証券売却金		1,157	122
未収収益		5	1
為替予約契約にかかる未実現評価益	4(a)	10,241	1,083
資産合計		213,353	22,573
負 債 :			
未払投資有価証券購入金		(1,147)	(121)
未払ファンド受益証券買戻金		(332)	(35)
為替予約契約にかかる未実現評価損	4(a)	(5,656)	(598)
未払販売会社報酬	6	(65)	(7)
未払管理報酬	6	(86)	(9)
未払代行協会員報酬	6	(16)	(2)
相手方からの預託金		(3,668)	(388)
負債合計		(10,970)	(1,161)
純 資 産		202,383	21,412
投資有価証券の取得原価		14,751	1,561
関係会社に対する投資有価証券の取得原価		171,711	18,167
発行済受益証券口数:		6,995 千口	
受益証券1口当たり純資産価格:			
豪ドル建クラス受益証券		80.09 豪ドル	6,046円
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		43.16 豪ドル	3,258円
円建クラス受益証券		該当なし	
トルコリラ建クラス受益証券		143.86 トルコリラ	1,941円
米ドル建クラス受益証券		該当なし	
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券		29.47 米ドル	3,118円

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。

注記は本財務書類と不可分である。

【損益計算書】

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2019年5月31日に終了した年度
(単位：千米ドル)

	注記	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
		(千米ドル)	(百万円)
収 益：			
受取利息	2(c)	1	0
収益合計		1	0
費 用：			
管理報酬	6	(728)	(77)
年次税	7	0	0
販売会社報酬	6	(266)	(28)
代行協会員報酬	6	(178)	(19)
支払利息		0	0
その他の報酬		(38)	(4)
費用合計		(1,210)	(128)
純投資利益 / (費用)		(1,209)	(128)
投資有価証券にかかる実現純利益 / (損失)	2(c)	1,614	171
為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	2(c)	(168)	(18)
当期実現純利益 / (損失)		1,446	153
投資有価証券にかかる未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	9,995	1,057
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	2(c)	75	8
当期末実現評価益 / (評価損) 純変動額		10,070	1,065
当期運用の結果		10,307	1,090

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
運用計算書
2019年5月31日に終了した年度
(単位:千米ドル)

	注記	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション (千米ドル)	(百万円)
収 益:			
受取利息	2(c)	579	61
収益合計		579	61
費 用:			
管理報酬	6	(982)	(104)
年次税	7	(10)	(1)
販売会社報酬	6	(731)	(77)
代行協会員報酬	6	(187)	(20)
支払利息		(50)	(5)
その他の報酬		(40)	(4)
費用合計		(2,000)	(212)
純投資利益/(費用)		(1,421)	(150)
投資有価証券にかかる実現純利益/ (損失)	2(c)	3,568	377
為替予約契約および外国通貨にかかる 実現純利益/(損失)	2(c)	(26,336)	(2,786)
当期実現純利益/(損失)		(22,768)	(2,409)
投資有価証券にかかる未実現評価益/ (評価損)純変動額	2(c)	7,817	827
為替予約契約および外国通貨にかかる 未実現評価益/(評価損)純変動額	2(c)	16,116	1,705
当期末実現評価益/(評価損)純変動額		23,933	2,532
当期運用の結果		(256)	(27)

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
純資産変動計算書
2019年5月31日に終了した年度
(単位:千米ドル)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	181,328	19,185
発行済受益証券からの手取額	24,665	2,610
分配金支払額	(6,943)	(735)
分配金の再投資による手取額	0	0
受益証券買戻支払額	(19,506)	(2,064)
当期運用の結果	10,307	1,090
期末現在純資産額	189,851	20,086

	ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション	
	(千米ドル)	(百万円)
期首現在純資産額	193,102	20,430
発行済受益証券からの手取額	66,143	6,998
分配金支払額	(13,986)	(1,480)
分配金の再投資による手取額	0	0
受益証券買戻支払額	(42,620)	(4,509)
当期運用の結果	(256)	(27)
期末現在純資産額	202,383	21,412

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト
発行済受益証券変動計算書
2019年5月31日に終了した年度
(単位：千口)

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
期首現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	682
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	579
円建クラス受益証券	42	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	3,281
米ドル建クラス受益証券	1,920	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	1,477
期中受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	103
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	72
円建クラス受益証券	1	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	2,325
米ドル建クラス受益証券	267	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	83
分配金の再投資による受益証券発行		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	0
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
円建クラス受益証券	0	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	0
米ドル建クラス受益証券	0	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	0
期中受益証券買戻し		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	(122)
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(88)
円建クラス受益証券	(1)	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	(1,191)
米ドル建クラス受益証券	(212)	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	(206)
期末現在発行済受益証券：		
豪ドル建クラス受益証券	該当なし	663
豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	563
円建クラス受益証券	42	該当なし
トルコリラ建クラス受益証券	該当なし	4,415
米ドル建クラス受益証券	1,975	該当なし
米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券	該当なし	1,354

ゼロ残高は、千単位未満に四捨五入された実際値を反映していることがある。
注記は本財務書類と不可分である。

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

統計情報

(未監査)

(単位:千、1口当たり金額を除く)

ピムコ・トータル・リターン・ファンド

	2019年5月31日現在		2018年5月31日現在		2017年5月31日現在	
純資産	189,851 千米ドル	20,086 百万円	181,328 千米ドル	19,185 百万円	186,057 千米ドル	19,685 百万円
純資産(日本円)	361,768 千円		364,337 千円		331,600 千円	
純資産(米ドル)	186,519 千米ドル	19,734 百万円	177,975 千米ドル	18,830 百万円	183,058 千米ドル	19,368 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
円建クラス受益証券	8,598.00 円		8,628.00 円		9,176.00 円	
米ドル建クラス受益証券	94.43 米ドル	9,991 円	92.72 米ドル	9,810 円	96.44 米ドル	10,203 円

ピムコ・トータル・リターン・ファンドマルチカレンシー・セレクション

	2019年5月31日現在		2018年5月31日現在		2017年5月31日現在	
純資産	202,383 千米ドル	21,412 百万円	193,102 千米ドル	20,430 百万円	180,932 千米ドル	19,143 百万円
純資産(豪ドル)	77,435 千豪ドル	5,846 百万円	79,863 千豪ドル	6,029 百万円	110,456 千豪ドル	8,338 百万円
純資産(トルコリラ)	635,138 千トルコリラ	8,568 百万円	384,969 千トルコリラ	5,193 百万円	128,393 千トルコリラ	1,732 百万円
純資産(米ドル)	39,894 千米ドル	4,221 百万円	47,832 千米ドル	5,061 百万円	62,398 千米ドル	6,602 百万円
受益証券1口当たり純資産価格						
豪ドル建クラス受益証券	80.09 豪ドル	6,046 円	80.16 豪ドル	6,051 円	84.86 豪ドル	6,406 円
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	43.16 豪ドル	3,258 円	43.50 豪ドル	3,284 円	55.82 豪ドル	4,214 円
トルコリラ建クラス 受益証券	143.86 トルコリラ	1,941 円	117.34 トルコリラ	1,583 円	112.78 トルコリラ	1,521 円
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	29.47 米ドル	3,118 円	32.38 米ドル	3,426 円	40.21 米ドル	4,254 円

[次へ](#)

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

1. 概要

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト（以下「トラスト」という。）は、法人格を有しない資産の共同所有体である、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された共有持分型（契約型）投資信託（Fonds Commun de Placement）である。トラストは、ルクセンブルグに登録上の住所を有するルクセンブルグ大公国の法律に従って設立された、トラストの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社であるピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「管理会社」または「AIFM」という。）によって、共同所有者（以下「受益者」という。）の利益のために運用される。ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ（以下「保管受託銀行」という。）によって保管されるトラストの資産は、管理会社の資産から分離される。トラストは、投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）のパート に基づき、ルクセンブルグにおいて設立されている。

管理会社は、2010年11月18日に設立された2013年の法律（ルクセンブルグの管理会社に関する2013年7月12日法、随時改正される。）（以下「2013年法」という。）の第2章に基づくトラストの管理会社である。管理会社は、トラストのために、トラスト内で設立される特定の資産のポートフォリオ（以下それぞれ「ファンド」という。）に関連する異なるシリーズの受益証券（以下「受益証券」という。）を発行することができる。ファンドは、（目論見書に定義されているとおり）マスター・フィーダー構造を通じ、主にピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド（以下「対象ファンド」という。）に投資するファンドとして組成されている。

現在、3つのファンドが運用されている。

ファンド名	基準通貨	開始日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド （以下「TRFファンド」という。）	米ドル	2013年10月25日
ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション （以下「TRFMSファンド」という。）	米ドル	2010年12月16日

ファンドは、実質的にすべての資産を対象ファンドに投資する。ファンドおよび対象ファンドの投資目的は、元本の維持および慎重な投資運用に配慮しつつ、最大限のトータル・リターンを追求することである。2019年5月31日現在、トラストは対象ファンドの唯一の受益者である。

2019年5月31日現在、TRFファンドは、米ドル建クラスおよび円建クラスの2つのクラスを有している。

2019年5月31日現在、TRFファンドは、クラスJ受益証券（日本円）およびクラスJ受益証券（日本円、ヘッジあり）の2つのクラスを有している。

2019年5月31日現在、TRFMSファンドは、米ドルに対してヘッジを行う2つのクラスである豪ドル建クラス、トルコリラ建クラス、ならびにブラジルリアルに対してヘッジを行う2つのクラスである米ドル建ブラジルリアルクラスおよび豪ドル建ブラジルリアルクラスの合計4つのクラスを有している。

2. 重要な会計方針

本年次財務書類は、ルクセンブルグの法律および規則の要求に従って作成されている。ルクセンブルグの要求に準拠した財務書類の作成は、財務書類上の報告金額および開示に影響を及ぼす見積りおよび仮定を行うことを経営陣に要求している。実際の結果は、これらの見積りと異なることがある。本財務書類は、別段の記載がない限り、本報告書を通じて千単位に四捨五入されている。

(a) 受益証券の純資産価格の決定

各ファンドの1口当たり受益証券の純資産価格(以下「純資産価格」という。)は、米ドルで表示されている。各ファンドの純資産価格は、通常、各「営業日」(以下それぞれ「取引日」という。)におけるニューヨーク証券取引所(以下「NYSE」という。)取引終了時点(通常米国東部標準時の午後4時)で算定される。営業日とは、ルクセンブルグおよび日本ならびにNYSEにおいて銀行が通常の銀行業務を行っている日(土曜日と日曜日を除く。)をいう。

(b) 有価証券の評価

対象ファンドへの投資は、計上された純資産価格で評価される。トラストは通常、現地市場終了直後に受領した持分証券については価格決定データを用い、市場終了後に行われる取引、清算または決済については通常は考慮しない。

満期が60日以内の短期金融商品は、一般的に、公正価値に近似する償却原価により評価される。

(c) 証券取引および投資収益

財務報告の目的上、証券取引は取引日現在において計上される。売却証券からの実現損益は、個別法により計上される。配当落ち日が経過した外国証券からの特定の分配金が、トラストが配当を知らされた直後に計上される場合を除き、受取配当金は配当落ち日に計上される。割引の増加およびプレミアムの償却調整後の受取利息は、発生主義で計上される。

(d) 分配

管理会社は、インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインの一部またはすべてを、毎年または中間分配金として分配することを決定すること、もしくは一定の期間分配を行わず、代わりに特定のファンドまたはクラス受益証券の一口当たり純資産価格中の当該インカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを累積することを決定することができる。特定のクラスのすべての受益証券は、当該クラスに関する収益および配当に等しく関与する権利を有する。配当の支払いが決定した場合、決定後、合理的に実務上可能な限り早急に支払いがなされる。当会計年度中の配当落ち日の受益証券にかかる分配金支払額は、純資産変動計算書で認識され、サブ・ファンドに再投資された分配総額の一部である分配金の再投資もまた、純資産変動計算書で認識される。

ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションの場合、通常の場合下では、管理会社は、各ファンドに対し各クラスに帰属する投資利益および/またはキャピタル・ゲインを考慮して、毎月の最終取引日を分配基準日として、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

ピムコ・トータル・リターン・ファンド の場合、管理会社は、毎月またはインカム・ゲインおよび/またはキャピタル・ゲインを考慮して決定する他のタイミングで、分配を宣言する意向である。管理会社が適切とみなす場合、追加の分配が宣言される可能性がある。

通常の場合下では、管理会社は、累積クラス受益証券に帰属する純投資利益またはキャピタル・ゲイン(もしあれば)について分配を行わない意向である。したがって、累積クラス受益証券の純投資利益およびキャピタル・ゲインは宣言されず、分配もされない。他方、累積クラス受益証券の一口当たり純資産価格には、純投資利益またはキャピタル・ゲインが反映される。

(e) 現金および外貨

ファンドの表示通貨は米ドルである。トラストの表示通貨は米ドルである。ファンドの表示通貨以外の通貨建ての外国証券、保有外貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、毎営業日現在の為替レートに基づきそれぞれの通貨に換算される。

為替レートの変動により生じる保有通貨ならびにその他の資産および負債の時価の変動は、未実現外貨評価損益として計上される。投資証券にかかる実現損益および未実現評価損益ならびに収益および費用は、当該取引の行われた各日ならびに報告日にそれぞれ換算される。投資有価証券にかかる外貨換算レートの変動による影響は、運用計算書において当該証券の市場価格の変動による影響から区別されず、外国通貨にかかる実現純損益および未実現評価損益に含まれる。

下記の表は、2019年5月31日現在使用される為替レートを表したものである。

外貨	表示通貨 (米ドル)
豪ドル	1.44331
ブラジル・レアル	3.91440
ユーロ(€)	0.89738
日本円(¥)	108.57500
トルコリラ	5.83565
米ドル(\$)	1.00000

(f) 取引費用

取引費用は、投資有価証券取得時に発生する費用である。これらには、エージェント、アドバイザー、ブローカーおよびディーラーに対して支払われた報酬および手数料が含まれる。取引費用は、運用計算書において、投資有価証券にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額に含まれる。確定利付証券および特定のデリバティブについて、取引費用は、証券の購入価格から個別に識別できないため、単独で開示を行うことができない。

3. 証券およびその他の投資有価証券

米国政府機関証券または政府支援企業証券

特定のファンドは、米国政府機関または政府支援企業によって発行された証券に投資することができる。米国政府証券は、特定の場合においては米国政府、その機関または下部機構により保証される債務である。米国短期財務省証券、債券、および連邦政府抵当金庫(以下「GNMA」または「ジニーメイ」という。)により保証された証券等のいくつかの米国政府証券は、米国政府の十分な信頼と信用により支えられており、連邦住宅貸付銀行等のその他については、米国財務省(以下「米国財務省」という。)から借入するという発行者の権利により支えられている。また、連邦抵当金庫(以下「FNMA」または「ファニーメイ」という。)等のその他については、当該機関の債務を購入する権限を持つ米国政府の裁量により支えられている。米国政府証券には、ゼロ・クーポン証券が含まれる。ゼロ・クーポン債は、時価基準で利息を分配せず、利息分配型証券よりも大きなリスクを伴う傾向がある。

政府関連保証人(すなわち、米国政府の十分な信頼と信用の裏付けのない保証人)には、FNMAおよび連邦住宅貸付抵当公社(以下「FHLMC」または「フレディマック」という。)が含まれる。FNMAは政府支援企業である。FNMAは、州および連邦政府によって認定された貯蓄貸付組合、相互貯蓄銀行、商業銀行、信用組合およびモーゲージバンカーを含む、承認された売り手/サービスの一覧から、慣習的な(すなわち、いかなる政府機関によっても保証されない)住宅モーゲージを購入する。FNMAが発行するパス・スルー証券は、FNMAの適時の元金および利子の支払いについては保証されるが、米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。FHLMCは、参加証書(以下「PCs」という。)を発行するが、これは住宅モーゲージのプールにある未分割の利息を表すパス・スルー証券である。FHLMCは、適時の利子の支払いおよび元金の最終受取の保証はするが、PCsへの米国政府の十分な信頼と信用による裏付けはない。

ファンドは、権利失効日前にポジションを手じまいし、後日付の権利失効日を有する同一の原資産に関連して新たなポジションを開くことにより、原資産にかかる発表予定(以下「TBA」という。)証券等のポジションの権利失効や満期の延長を図る戦略に携わることがある。売買されたTBA証券は、資産負債計算書においてそれぞれ資産または負債として反映される。

4. 金融デリバティブ商品

以下の開示は、特定のファンドによる金融デリバティブ商品の利用方法および利用事由ならびに金融デリバティブ商品がファンドの財務状態および運用結果にどのような影響を及ぼすかについての情報を含む。投資有価証券明細表で開示されるとおり、年度末現在未決済の金融デリバティブ商品ならびに運用計算書で開示される当年度中の金融デリバティブ商品にかかる実現損益および未実現評価損益の変動額は、ファンドの金融デリバティブ活動の取引高に対する指針の役割を果たす。

(a) 為替予約契約

特定のファンドは、予定されている有価証券の購入または売却の決済に関連して、一部またはすべてのファンドの有価証券に付随する為替リスクをヘッジする目的で、あるいは投資戦略の一環として、為替予約契約を締結することができる。為替予約契約とは、将来において定められた価格で通貨を売買する2当事者間の契約である。外国為替レートの変動に伴い、為替予約契約の時価は変動する。為替予約契約は日次で時価評価され、ファンドは価値の変動を未実現評価損益として計上する。契約締結時の価値と契約終了時の価値との差額に相当する実現損益は、通貨の受渡し時に計上される。これらの契約には、資産負債計算書に反映された未実現評価損益を上回る市場リスクが含まれる場合がある。さらに、相手方が契約条件を履行できない場合、または通貨価値が基準通貨に対して不利に変動した場合、ファンドはリスクにさらされる可能性がある。かかるリスクを軽減するために、現金または有価証券を、原契約の条項に従って担保として交換することができる。

特定のファンドは、米ドル以外の通貨に対するエクスポージャーを残すために、ファンド・レベルでヘッジの効果を相殺することを目的とし、為替予約契約が締結されたヘッジクラスを発行する。これらのクラス特定の為替予約契約が成功するという保証はない。

5. 市場リスクおよび信用リスク

ファンドは、実質的にすべての資産を対象ファンドに投資する。ファンドへの投資に付随するリスクは、対象ファンドが保有する有価証券及びその他の投資有価証券に付随するリスクと密接に関連している。ファンドがその投資目的を達成する能力は、対象ファンドがそれぞれの投資目的を達成する能力に左右される。対象ファンドがその投資目的を達成するとの保証はない。ファンドの純資産額は、その投資先である対象ファンドの各純資産額の変動に対応して変動する。投資運用実績およびファンドに付随するリスクが対象ファンドの投資運用実績およびリスクに連動する範囲は、ファンドの資産が対象ファンドへの投資に随時配分される範囲に左右されるが、その範囲は異なりうる。対象ファンドへの投資は、対象ファンドへの投資に直接表示されない特定の追加費用および税金の発生を伴うことがある。

投資運用実績は、その資産がファンドの資産配分の目標と範囲に応じてどのように配分および再配分されるかによって決まる。各ファンドへの投資に対する主要なリスクは、ファンドの資産配分を行う副投資顧問会社により、最善ではない、または誤った資産配分の決定がなされる可能性があることである。資産配分を行う副投資顧問会社は、一貫して質の高い運用実績をファンドに提供しようとする対象ファンドに対し、投資配分を特定するよう努めるが、かかる配分技法が望ましい結果をもたらすという保証はない。

6. 報酬、費用および関連当事者

ファンドは、下記の表で示される年率(各ファンドのそれぞれのクラスの日々平均純資産額に対する割合として表示されている。)で支払われる管理報酬および代行協会員/販売会社報酬の対象となる。

受益者もまた、申込金額に基づく当初申込手数料の対象となる。

ファンド	管理報酬	代行協会員報酬	販売会社報酬	当初申込手数料
TRFファンド				
米ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
円建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
TRFファンド				
クラスJ受益証券(日本円)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
クラスJ受益証券 (日本円、ヘッジあり)	該当なし [*]	該当なし	該当なし	該当なし
TRFMSファンド				
豪ドル建クラス受益証券	0.41%	0.10%	0.15%	上限2.00%
豪ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
トルコリラ建クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%
米ドル建ブラジルリアル クラス受益証券	0.55%	0.10%	0.45%	上限3.50%

* クラスJ受益証券(日本円)およびクラスJ受益証券(日本円、ヘッジあり)につき、管理会社に支払われる管理報酬はない。パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(以下「投資顧問会社」という。)は、TRFファンドに投資する投資ビークルより管理報酬の支払いを受ける。

投資顧問会社は、トラストの特定の報酬の支払いに責任を負うものとする。当該報酬には、保管受託銀行および主管理事務代行会社に対して支払われる報酬が含まれる。また、投資顧問会社は、法律、監査および税務サービス等の継続的な通常業務、ならびに受益者向け定期報告書および情報交換を含む特定の受益者向けサービス機能に関連する報酬および費用を負担しなければならない。

各ファンド(TRFファンドを除く。)は、日々発生し、各暦月の最終営業日におけるルクセンブルグでの営業終了時点で後払いされる、資産ベースの報酬(以下「販売会社報酬」という。)を代行協会および販売会社に対して毎月支払う。

7. 課税

ファンドは、ルクセンブルグの法令に従って課税される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは、すべての機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.01%の年次税(taxe d'abonnement)を、ならびにすべての非機関投資家クラスについては、その純資産に対し年率0.05%の年次税を課され、四半期毎に計算し支払う。かかる税金は、ファンドにより負担される。ファンドは、その組入証券から生じた収益から、当該国において適用される源泉税控除後の収益を回収する。対象ファンドに投資された資産は、年次税の対象とはならない。

8. 実現利益/(損失)および未実現評価益/(評価損)純変動額

2019年5月31日に終了した年度における投資有価証券、為替予約契約および外国通貨にかかる実現純利益/(損失)ならびに未実現評価益/(評価損)純変動額は、以下のとおり表示される。

	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド	ピムコ・トータル・ リターン・ファンド マルチカレンシー・ セレクション
	2019年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2019年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)	2019年5月31日に 終了した年度 (千米ドル)
投資有価証券にかかる 実現純利益	1,614	1,889	3,569
投資有価証券にかかる 実現純(損失)	0	0	(1)
投資有価証券にかかる 実現純利益/(損失)	1,614	1,889	3,568
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益	309	4,737	66,642
為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純(損失)	(477)	(7,398)	(92,978)

為替予約契約および 外国通貨にかかる 実現純利益 / (損失)	(168)	(2,661)	(26,336)
当期実現純利益 / (損失)	1,446	(772)	(22,768)
投資有価証券にかかる 未実現評価益純変動額	9,995	6,455	7,816
投資有価証券にかかる 未実現(評価損)純変動額	0	0	1
投資有価証券にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	9,995	6,455	7,817
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益純変動額	93	1,236	8,598
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現(評価損)純変動額	(18)	(229)	7,518
為替予約契約および 外国通貨にかかる 未実現評価益 / (評価損) 純変動額	75	1,007	16,116
当期末実現評価益 / (評価損)純変動額	10,070	7,462	23,933

9. 規制および訴訟事項

トラストは、いかなる重大な訴訟または調停手続の被告ともされておらず、トラストに対するいかなる重大な訴訟もしくは未解決または発生する恐れのある申立ても認識していない。

前述の事項は、かかるレポートの日付においてのみ言及するものである。

10. 証券金融取引規制

証券金融取引規制(以下「SFTR」という。)は、証券金融取引(以下「SFT」という。)およびトータル・リターン・スワップに対する報告ならびに開示義務を導入している。SFTは、SFTR第3条(11)に基づき、具体的に以下のとおり定義される。

レボ契約 / 逆レボ契約

有価証券または商品の貸付 / 借入

購入 / 売戻特約付取引または売却 / 買戻特約付取引

証拠金貸借取引

2019年5月31日現在、いずれのファンドもSFTまたはトータル・リターン・スワップを保有していなかった。

11. 重大な事象

2019年3月1日現在、AIFMの登録事務所がL-2763 ルクセンブルグ、サン・ジテ通り33に移転した。ライアン・パトリック・ブルートが辞任し、トム・ライスがAIFMの新取締役役に任命された。ブルート氏に代わって

ジョン・ウィリアム・レーンが会長に任命され、バートランド・バーセルがAIFMの第三執行役員に任命された。

12. 後発事象

当会計年度末後に生じた後発事象はない。

[次へ](#)

Statements of Assets and Liabilities

		PIMCO Total	PIMCO Total	PIMCO Total
		Return Fund	Return Fund II	Return Fund Multi-Currency Selection
		As at	As at	As at
		31 May 2019	31 May 2019	31 May 2019
(Amounts in thousands, except per unit amounts)				
Assets				
Investments in securities	See Note 2(b)	\$ 0	\$ 0	\$ 14,754
Investments in affiliates	See Note 2(b)	189,472	132,520	181,418
Cash	See Note 2(e)	386	2,850	4,942
Deposits with counterparty		0	10	620
Receivables for investments sold		175	5	216
Receivables for Fund units sold		1,202	0	1,157
Income receivable		0	0	5
Unrealised appreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)	112	1,566	10,241
Total Assets		191,347	136,951	213,353
Liabilities				
Payable for investments purchased		(1,180)	0	(1,147)
Payable for Fund units redeemed		(186)	0	(332)
Unrealised depreciation on forward foreign currency contracts	See Note 4(a)	(25)	(355)	(5,656)
Accrued distribution fee	See Note 6	(24)	0	(65)
Accrued management fee	See Note 6	(65)	0	(86)
Accrued agency fees	See Note 6	(16)	0	(16)
Deposits from counterparty		0	(832)	(3,668)
Total Liabilities		(1,496)	(1,187)	(10,970)
Net Assets		\$ 189,851	\$ 135,764	\$ 202,383
Cost of investments in securities		\$ 0	\$ 0	\$ 14,751
Cost of investments in affiliates		\$ 169,941	\$ 121,628	\$ 171,711
Units Outstanding		2,017	1,527	6,995
Net Asset Value Per Unit				
Class AUD		N/A	N/A	AUD 80.09
Class AUD (BRL)		N/A	N/A	AUD 43.16
Class J (JPY)		N/A	JPY 9,959.00	N/A
Class J (JPY, Hedged)		N/A	JPY 9,107.00	N/A
Class JPY		JPY 8,598.00	N/A	N/A
Class TRY		N/A	N/A	TRY 143.86
Class USD		\$ 94.43	N/A	N/A
Class USD (BRL)		\$ N/A	N/A	\$ 29.47

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statements of Operations

(Amounts in thousands)		PIMCO Total	PIMCO Total	PIMCO Total
		Return Fund	Return Fund II	Return Fund
		Year Ended	Year Ended	Multi-Currency
		31 May 2019	31 May 2019	Selection
				Year Ended
				31 May 2019
Income				
Interest income	See Note 2(c)	\$ 1	\$ 24	\$ 579
Total Income		1	24	579
Expenses				
Management fees	See Note 6	(728)	0	(982)
Taxe d'abonnement	See Note 7	0	(2)	(10)
Distribution fees	See Note 6	(266)	0	(731)
Agency fees	See Note 6	(178)	0	(187)
Interest expense		0	(4)	(50)
Other fees		(38)	0	(40)
Total Expenses		(1,210)	(6)	(2,000)
Net Investment Income/(Expense)				
		(1,209)	18	(1,421)
Net realised gain/(loss) on investments	See Note 2(c)	1,614	1,889	3,568
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	(168)	(2,661)	(26,336)
Net Realised Gain/(Loss) for the Year				
		1,446	(772)	(22,768)
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	See Note 2(c)	9,995	6,455	7,817
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	See Note 2(c)	75	1,007	16,116
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year				
		10,070	7,462	23,933
Results on Operations for the Year				
		\$ 10,307	\$ 6,708	\$ (256)

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statements of Changes in Net Assets

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2019	Year Ended 31 May 2019	Year Ended 31 May 2019
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 181,328	\$ 156,282	\$ 193,102
Proceeds from units issued	24,665	1,158	66,143
Distributions paid	(6,943)	(5,824)	(13,986)
Proceeds from reinvestment of distribution	0	5,824	0
Payments on units redeemed	(19,506)	(28,384)	(42,620)
Results on operations for the year	10,307	6,708	(256)
Net Assets at the End of the Year	\$ 189,851	\$ 135,764	\$ 202,383

(Amounts in thousands)	Fund Total
	Year Ended 31 May 2019
Net Assets at the Beginning of the Year	\$ 530,712
Proceeds from units issued	91,966
Distributions paid	(26,753)
Proceeds from reinvestment of distribution	5,824
Payments on units redeemed	(90,510)
Results on operations for the year	16,759
Net Assets at the End of the Year	\$ 527,998

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

Statements of Changes in Units Outstanding

(Amounts in thousands)	PIMCO Total	PIMCO Total	PIMCO Total
	Return Fund	Return Fund II	Return Fund
	Year Ended	Year Ended	Multi-Currency
	31 May 2019	31 May 2019	Selection
			Year Ended
			31 May 2019
Units Outstanding at the Beginning of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	682
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	579
Class J (JPY)	N/A	1,100	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	681	N/A
Class JPY Units	42	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	3,281
Class USD Units	1,920	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	1,477
Units issued during the year			
Class AUD	N/A	N/A	103
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	72
Class J (JPY)	N/A	13	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	0	N/A
Class JPY Units	1	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	2,325
Class USD Units	267	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	83
Units issued from reinvestment of distributions			
Class AUD	N/A	N/A	0
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	0
Class J (JPY)	N/A	51	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	16	N/A
Class JPY Units	0	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	0
Class USD Units	0	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	0
Units redeemed during the year			
Class AUD	N/A	N/A	(122)
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	(88)
Class J (JPY)	N/A	(186)	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	(148)	N/A
Class JPY Units	(1)	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	(1,191)
Class USD Units	(212)	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	(206)
Units Outstanding at the End of the Year			
Class AUD	N/A	N/A	663
Class AUD (BRL)	N/A	N/A	563
Class J (JPY)	N/A	978	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A	549	N/A
Class JPY Units	42	N/A	N/A
Class TRY	N/A	N/A	4,415
Class USD Units	1,975	N/A	N/A
Class USD (BRL)	N/A	N/A	1,354

A zero balance may reflect actual amounts rounding to less than one thousand.

The notes on pages 18 to 21 form an integral part of these financial statements.

See Accompanying Notes

Annual Report | 31 May 2019 13

Statistical Information

(Unaudited)

	PIMCO Total Return Fund		
	As at 31 May 2019	As at 31 May 2018	As at 31 May 2017
(Amounts in thousands, except per unit amounts)			
Net Assets	\$ 189,851	\$ 181,328	\$ 186,057
Net Assets in JPY	JPY 361,768	JPY 364,337	JPY 331,600
Net Assets in USD	\$ 186,519	\$ 177,975	\$ 183,058
Net Asset Value Per Unit			
Class JPY	JPY 8,598.00	JPY 8,628.00	JPY 9,176.00
Class USD	\$ 94.43	\$ 92.72	\$ 96.44
(Amounts in thousands, except per unit amounts)			
Net Assets	\$ 135,764	\$ 156,282	\$ 210,221
Net Assets in JPY	JPY 14,740,608	JPY 16,979,297	JPY 23,247,332
Net Asset Value Per Unit			
Class J (JPY)	JPY 9,959.00	JPY 9,837.00	JPY 10,592.00
Class J (JPY, Hedged)	JPY 9,107.00	JPY 9,037.00	JPY 9,437.00
(Amounts in thousands, except per unit amounts)			
Net Assets	\$ 202,383	\$ 193,102	\$ 180,932
Net Assets in AUD	AUD 77,435	AUD 79,863	AUD 110,456
Net Assets in TRY	TRY 635,138	TRY 384,969	TRY 128,393
Net Assets in USD	\$ 39,894	\$ 47,832	\$ 62,398
Net Asset Value Per Unit			
Class AUD	AUD 80.09	AUD 80.16	AUD 84.86
Class AUD (BRL)	AUD 43.16	AUD 43.50	AUD 55.82
Class TRY	TRY 143.86	TRY 117.34	TRY 112.78
Class USD (BRL)	\$ 29.47	\$ 32.38	\$ 40.21

Notes to Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

PIMCO Luxembourg Trust IV (the "Fund") is a mutual investment fund ("fonds commun de placement") organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as an unincorporated co-proprietorship of its assets. The Fund is managed in the interest of its co-owners (the "Unitholders") by its management company and Alternative Investment Fund Manager PIMCO Global Advisors (Luxembourg) S.A., (the "Management Company" or the "AIFM"), a company incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg and having its registered office in Luxembourg. The assets of the Fund, which are held in custody by State Street Bank Luxembourg S.C.A. (the "Depositary"), are segregated from those of the AIFM. The Fund is organised in Luxembourg pursuant to Part II of the amended Law of 17 December 2010 concerning Undertakings for Collective Investment, as amended.

The AIFM was incorporated on 18 November 2010 and is the AIFM of the Fund under Chapter 2 of the Law of 2013 (the Luxembourg law of 12 July 2013 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the "Law of 2013")). On behalf of the Fund, the AIFM may issue different series of units ("Units") which are related to specific portfolios of assets (each a "Subfund") established within the Fund. The Subfunds are structured as funds which primarily invest through a Master/Feeder structure (as defined in the Prospectus) in the PIMCO Total Return Strategy Fund (the "Target Fund").

Currently three Subfunds are open:

Name of the Subfund	Base Currency	Inception Date
PIMCO Total Return Fund (the "TRF Subfund")	\$	16 December 2010
PIMCO Total Return Fund II (the "TRF Subfund II")	\$	25 October 2013
PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection (the "TRFMS Subfund")	\$	16 December 2010

The Subfunds invest substantially all of their assets in the Target Fund. The Subfunds' and the Target Fund's investment objective is to seek maximum total return, consistent with preservation of capital and prudent investment management. As of 31 May 2019, the Fund is the only Unitholder of the Target Fund.

As at 31 May 2019, the TRF Subfund has two classes which are Class USD and Class JPY.

As at 31 May 2019, the TRF Subfund II has two classes which are Class J (JPY) and Class J (JPY, Hedged).

As at 31 May 2019, the TRFMS Subfund has four classes: two classes which are hedged to the U.S. Dollar: Class AUD, Class TRY and two classes which are hedged to the Brazilian Real: Class USD (BRL) and Class AUD (BRL).

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

These annual financial statements are presented in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements. The preparation of financial statements, in accordance with Luxembourg requirements, requires management to make estimates and assumptions that affect the reported amounts and disclosures in the financial statements. Actual results could differ from those estimates. Financial statement figures have been rounded to thousands unless otherwise indicated throughout the report.

(a) Determination of Net Asset Value per Unit

The Net Asset Value ("NAV") per Unit of each Subfund is expressed in U.S. Dollar. The NAV for each Subfund shall normally be calculated at the close of regular trading (normally 4:00 p.m. U.S. Eastern Time) on the New York Stock Exchange (the "NYSE") on each "Business Day" (each a "Dealing Day"). A Business Day shall be any day (except Saturday and Sunday) on which banks in Luxembourg and in Japan as well as the NYSE are open for business.

(b) Security Valuation

Investments in the Target Fund are valued at its reported NAV. The Fund will normally use pricing data for equity securities received shortly after the close of the local markets and do not normally take into account trading, clearances or settlements that take place after the market close.

Short-term investments having a maturity of 60 days or less are generally valued at amortised cost which approximates fair value.

(c) Securities Transactions and Investment Income

Securities transactions are recorded as of the trade date for financial reporting purposes. Realised gains and losses from securities sold are recorded on the identified cost basis. Dividend income is recorded on the ex-dividend date, except certain dividends from foreign securities where the ex-dividend date may have passed, which are recorded as soon as the Fund is informed of the ex-dividend date. Interest income, adjusted for the accretion of discounts and amortisation of premiums, is recorded on the accrual basis.

(d) Distributions

The AIFM may decide to distribute some or all of the income and/or capital gains annually or in interim distributions, or may decide not to effect distributions for a given year, and instead accumulate such income and/or capital gains in the NAV per Unit of a particular Subfund or class of Units. All Units of a particular class are entitled to participate equally in the profits and dividends made in respect to that class. In the event of a decision made to pay dividends, payment will be effected as soon as reasonably practicable after the decision. Distributions paid on Units with an ex date during the financial year are recognised Statement of Changes in Net Assets and the reinvestment of distributions, being the portion of total distributions which are reinvested in the Subfund, are also recognised in the Statement of Changes in Net Assets.

In case of PIMCO Total Return Fund and PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection, under normal circumstances the AIFM intends to declare distributions at the last Dealing Day of each month as a record date by considering the investment income and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

In case of the PIMCO Total Return Fund II, the AIFM intends to declare distributions on a monthly basis or at other time(s) to be determined by the AIFM by considering the income gains and/or capital gains. Additional distributions may be declared as the AIFM deems appropriate.

Under normal circumstances, the AIFM does not intend to make distributions with respect to the net investment income or capital gain attributable to the Accumulation Class Units, if any. Accordingly, the net investment income and capital gains of the Accumulation Class Units will neither be declared nor distributed. However, the NAV per Unit of the Accumulation Class Units will reflect any net investment income or capital gains.

(e) Cash and Foreign Currency

The presentation currency of the Subfunds is U.S. Dollar. The presentation currency of the Fund is U.S. Dollars. The market values of foreign securities, currency holdings and other assets and liabilities, which are not denominated in a Subfund's presentation currency, are translated into their respective currency based on the current exchange rates each business day.

Fluctuations in the value of currency holdings and other assets and liabilities resulting from changes in exchange rates are recorded as unrealised foreign currency appreciations or depreciations. Realised gains or losses and unrealised appreciations or depreciations on investment securities and income and expenses are translated on the respective dates of such transactions and the reporting date, respectively. The effects of changes in foreign currency exchange rates on investments in securities are not segregated on the Statements of Operations from the effects of changes in market prices of those securities, but are included with the net realised and unrealised appreciation or depreciation on foreign currency.

31 May 2019

The following table reflects the exchange rates used at 31 May 2019:

Foreign Currency	Presentation Currency USD
AUD	1.44331
BRL	3.91440
EUR (or €)	0.89738
JPY (or ¥)	108.57500
TRY	5.83565
USD (or \$)	1.00000

(f) Transaction Costs

Transaction costs are costs incurred to acquire investments. They include fees and commissions paid to agents, advisors, brokers and dealers. Transaction costs are included on the Statements of Operations within Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, Net realised gain/(loss) and Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency. For fixed income securities and certain derivatives, transaction costs are not separately identifiable from the purchase price of the security and therefore can not be disclosed separately.

3. SECURITIES AND OTHER INVESTMENTS

U.S. Government Agencies or Government-Sponsored Enterprises

Certain Subfunds may invest in securities of U.S. Government agencies or government-sponsored enterprises. U.S. Government securities are obligations of and, in certain cases, guaranteed by, the U.S. Government, its agencies or instrumentalities. Some U.S. Government securities, such as Treasury bills, notes and bonds, and securities guaranteed by the Government National Mortgage Association ("GNMA" or "Ginnie Mae"), are supported by the full faith and credit of the U.S. Government; others, such as those of the Federal Home Loan Banks, are supported by the right of the issuer to borrow from the U.S. Department of the Treasury (the "U.S. Treasury"); and others, such as those of the Federal National Mortgage Association ("FNMA" or "Fannie Mae"), are supported by the discretionary authority of the U.S. Government to purchase the agency's obligations. U.S. Government securities may include zero coupon securities. Zero coupon securities do not distribute interest on a current basis and tend to be subject to a greater risk than interest-paying securities.

Government-related guarantors (i.e., not backed by the full faith and credit of the U.S. Government) include FNMA and the Federal Home Loan Mortgage Corporation ("FHLMC" or "Freddie Mac"). FNMA is a government-sponsored corporation. FNMA purchases conventional (i.e., not insured or guaranteed by any government agency) residential mortgages from a list of approved seller/servicers which include state and federally chartered savings and loan associations, mutual savings banks, commercial banks and credit unions and mortgage bankers. Pass-through securities issued by FNMA are guaranteed as to timely payment of principal and interest by FNMA, but are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government. FHLMC issues Participation Certificates ("PCs"), which are pass-through securities, each representing an undivided interest in a pool of residential mortgages. FHLMC guarantees the timely payment of interest and ultimate collection of principal, but PCs are not backed by the full faith and credit of the U.S. Government.

A Subfund may engage in strategies where it seeks to extend the expiration or maturity of a position, such as a To Be Announced ("TBA") security on an underlying asset, by closing out the position before expiration and opening a new position with respect to the same underlying asset with a later expiration date. TBA securities purchased or sold are reflected on the Statements of Assets and Liabilities as an asset or liability, respectively.

4. FINANCIAL DERIVATIVE INSTRUMENTS

The following disclosures contain information on how and why the certain Subfunds use financial derivative instruments and how financial derivative

instruments affect the Subfunds' financial position and results of operations. The financial derivative instruments outstanding as of year end as disclosed in the Schedule of Investments and the amounts of realised and changes in unrealised appreciations and depreciations on financial derivative instruments during the year, as disclosed in the Statements of Operations, serve as indicators of the volume of financial derivative activity for the Subfunds.

(a) Forward Foreign Currency Contracts

Certain Subfunds may enter into forward foreign currency contracts in connection with settling planned purchases or sales of securities, to hedge the currency exposure associated with some or all of a Subfund's securities or as a part of an investment strategy. A forward foreign currency contract is an agreement between two parties to buy and sell a currency at a set price on a future date. The market value of a forward foreign currency contract fluctuates with changes in foreign currency exchange rates. Forward foreign currency contracts are marked to market daily, and the change in value is recorded by a Subfund as an unrealised appreciation or depreciation. Realised gains or losses are equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed and are recorded upon delivery or receipt of the currency. These contracts may involve market risk in excess of the unrealised appreciation or depreciation reflected on the Statements of Assets and Liabilities. In addition, a Subfund could be exposed to risk if the counterparties are unable to meet the terms of the contracts or if the value of the currency changes unfavourably to the base currency. To mitigate such risk, cash or securities may be exchanged as collateral pursuant to the terms of the underlying contracts.

Certain Subfunds issue hedged classes that enter into forward foreign currency contracts designed to offset the effect of hedging at the Subfund level in order to leave the hedged class with an exposure to currencies other than the U.S. Dollar. There can be no guarantee that these class specific forward foreign currency contracts will be successful.

5. MARKET AND CREDIT RISK

The Subfunds invest substantially all of their assets in the Target Fund, the risks associated with investing in the Subfunds are closely related to the risks associated with the securities and other investments held by the Target Fund. The ability of the Subfunds to achieve their investment objectives will depend upon the ability of the Target Fund to achieve its respective investment objectives. There can be no assurance that the investment objective of the Target Fund will be achieved. The Subfunds' net asset value will fluctuate in response to changes in the respective net asset values of the Target Fund in which it invests. The extent to which the investment performance and risks associated with the Subfunds correlate to those of the Target Fund will depend upon the extent to which the Subfunds' assets are allocated from time to time for investment in the Target Fund, which will vary. Investing in the Target Fund involves certain additional expenses and tax results that would not be present in a direct investment in the Target Fund.

The investment performance depends upon how its assets are allocated and reallocated according to the Subfund's asset allocation targets and ranges. A principal risk of investing in each Subfund is that the Subfund's asset allocation sub-adviser will make less than optimal or poor asset allocation decisions. The asset allocation sub-adviser attempts to identify investment allocations for the Target Fund that will provide consistent, quality performance for the Subfunds, but there is no guarantee that such allocation techniques will produce the desired results.

6. FEES, EXPENSES AND RELATED PARTIES

A Subfund may be subject to management and agency/distribution fees payable at the following annual rates in the table below (stated as a percentage of the average daily net assets of each Subfund's respective classes taken separately).

Notes to Financial Statements (Cont.)

Unitholders are also subject to an initial sales charge based on the amount subscribed:

Subfund	Management Fee	Agency Fee	Distribution Fee	Initial Sales Charge
TRF Subfund				
Class USD Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class JPY Units	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
TRF Subfund II				
Class J (JPY)	N/A*	N/A	N/A	N/A
Class J (JPY, Hedged)	N/A*	N/A	N/A	N/A
TRFMS Subfund				
Class AUD	0.41%	0.10%	0.15%	Up to 2.00%
Class AUD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class TRY	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%
Class USD (BRL)	0.55%	0.10%	0.45%	Up to 3.50%

* No management fees are payable to the AIFM in respect of the Class J (JPY) and Class J (JPY, Hedged). Pacific Investment Management Company LLC (the "Investment Manager") will be paid out of the management fees payable by investment vehicles which invest in TRF Subfund II.

The Investment Manager shall be responsible for paying certain fees of the Fund. These fees would include fees paid to the Depositary and central administration agent. The Investment Manager shall also bear fees and expenses in connection with on-going routine legal, audit and tax services as well as certain unitholder servicing functions including preparation of routine unitholder reports and communications.

Each of the Subfunds (except TRF Subfund II) pays the Agent Company and Distributors a monthly asset-based fee (the "Distribution Fee"), accrued daily and payable in arrears as of the close of business in Luxembourg on the last Business Day of each calendar month.

7. TAXATION

The Subfunds are subject to Luxembourg law with respect to their tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Subfunds are subject to a subscription tax ("taxe d'abonnement") on their net assets of 0.01% per annum for all institutional classes, and of 0.05% per annum for all non-institutional classes, calculated and payable quarterly. This tax is borne by the Subfunds. The Subfunds collect the income produced by the securities in their portfolio after deduction of any applicable withholding tax in the relevant countries. Assets invested in the Target Fund are not subject to the taxe d'abonnement.

8. REALISED GAIN/(LOSS) AND NET CHANGE IN UNREALISED APPRECIATION/(DEPRECIATION)

The realised gain/(loss) and net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments, forward foreign currency contracts and foreign currency for the year ended 31 May 2019 are presented below:

(Amounts in thousands)	PIMCO Total Return Fund	PIMCO Total Return Fund II	PIMCO Total Return Fund Multi-Currency Selection
	Year Ended 31 May 2019	Year Ended 31 May 2019	Year Ended 31 May 2019
Net realised gain on investments	\$ 1,614	\$ 1,889	\$ 3,569
Net realised (loss) on investments	0	0	(1)
Net realised gain/(loss) on investments	1,614	1,889	3,568
Net realised gain on forward foreign currency contracts and foreign currency	309	4,737	66,642
Net realised (loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(477)	(7,398)	(92,978)
Net realised gain/(loss) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(168)	(2,661)	(26,336)
Net realised gain/(loss) for the Year	1,446	(772)	(22,768)
Net change in unrealised appreciation on investments	9,995	6,455	7,816
Net change in unrealised (depreciation) on investments	0	0	1
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on investments	9,995	6,455	7,817
Net change in unrealised appreciation on forward foreign currency contracts and foreign currency	93	1,236	8,598
Net change in unrealised (depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	(18)	(229)	7,518
Net change in unrealised appreciation/(depreciation) on forward foreign currency contracts and foreign currency	75	1,007	16,116
Net Change in Unrealised Appreciation/(Depreciation) for the Year	\$ 10,070	\$ 7,462	\$ 23,933

9. REGULATORY AND LITIGATION MATTERS

The Fund is not named as a defendant in any material litigation or arbitration proceedings and is not aware of any material litigation or claim pending or threatened against it.

The foregoing speaks only as of the date of this report.

10. SECURITIES FINANCING TRANSACTIONS REGULATION

Securities Financing Transactions Regulation ("SFTR") introduces reporting and disclosure requirements for securities financing transactions ("SFTs") and total return swaps. SFTs are specifically defined as per Article 3(11) of the SFTR as follows:

- a repurchase/reverse repurchase agreement
- securities or commodities lending/borrowing

31 May 2019

- a buy-sellback or sale-buyback transactions
- a margin lending transaction

As at 31 May 2019, none of the Subfunds held SFTs or total return swaps.

11. SIGNIFICANT EVENTS

As of 1 March 2019, the registered office of the AIFM was transferred to 33, rue Sainte Zithe, L-2763 Luxembourg, Ryan Patrick Blute resigned, Tom Rice was appointed as new director of the AIFM, in replacement of Mr. Blute, John William Lane was appointed as Chairman, and Bertrand Barthel was appointed as the third conducting officer of the AIFM.

12. SUBSEQUENT EVENTS

There are no subsequent events after the financial year end.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】(2020年8月末日現在)

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド

<米ドル建クラス受益証券>

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	214,232,003.49	22,665,745,969
負債総額	2,991,460.70	316,496,542
純資産総額(-)	211,240,542.79	22,349,249,427
発行済口数	2,118,122口	
1口当たり純資産価格(/)	99.73	10,551

<円建クラス受益証券>

	円 (を除く)
資産総額	446,428,778
負債総額	6,233,775
純資産総額(-)	440,195,003
発行済口数	48,816口
1口当たり純資産価格(/)	9,017

()ピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクション

<豪ドル建クラス受益証券>

	豪ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	73,780,205.58	5,569,667,719
負債総額	3,347,804.36	252,725,751
純資産総額(-)	70,432,401.22	5,316,941,968
発行済口数	849,939口	
1口当たり純資産価格(/)	82.87	6,256

<トルコリラ建クラス受益証券>

	トルコリラ (を除く)	円 (を除く)
資産総額	1,242,587,527.11	16,762,505,741
負債総額	56,382,872.79	760,604,954
純資産総額 (-)	1,186,204,654.32	16,001,900,787
発行済口数	6,737,069口	
1口当たり純資産価格 (/)	176.07	2,375

<米ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	米ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	22,109,192.46	2,339,152,562
負債総額	1,003,212.86	106,139,921
純資産総額 (-)	21,105,979.60	2,233,012,642
発行済口数	998,372口	
1口当たり純資産価格 (/)	21.14	2,237

<豪ドル建ブラジルリアルクラス受益証券>

	豪ドル (を除く)	円 (を除く)
資産総額	14,963,346.90	1,129,583,057
負債総額	678,967.45	51,255,253
純資産総額 (-)	14,284,379.45	1,078,327,805
発行済口数	483,862口	
1口当たり純資産価格 (/)	29.52	2,228

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

名 称 ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー
ルクセンブルグ支店

取扱場所 L-1855 ルクセンブルグ、J.F.ケネディ通り49

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(ハ) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

(ニ) 受益証券の譲渡制限の内容

管理会社は米国人をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

譲渡

ファンド証券の一切の譲渡は、譲渡人により署名され、かつ、譲受人の氏名および譲渡される予定のファンド証券口数が記載された書面か、またはその他の方法または形式および証明(いずれも管理会社および主管理事務代行会社が適切と判断するものとします。)に従い行われなければなりません。すべての譲渡は、管理会社の明示的な事前同意を必要とします。譲渡は、ファンド証券の保有者としての譲受人の登録と同時に有効となります。譲受人は、申込書に記載される保証を行い、その後上記の最低保有額のファンド証券を保有し、かつ、主管理事務代行会社または管理会社により必要と判断される追加の情報を提供しなければなりません。取締役は、特定の国の投資者に関し、または異なるクラスへの投資に関する貯蓄プラン(取締役がかかるファシリティの導入を決定した場合)を通じた投資に関し、異なる水準の最低投資水準または最低取引水準を定めることができます。

取締役は、米国人に対するファンド証券の譲渡を制限する予定です。また、取締役は、米国人により保有されているファンド証券の譲渡を要求し、またファンド証券を保有することにより管理会社または受益者に規制上、金銭的、法的、税務上または重大な運営上の不利益を及ぼすような米国人以外の者によりファンド証券が直接的または実質的に保有されている場合に当該保有者のファンド証券の譲渡を要求することもできます。

(ホ) その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額(2020年9月末日現在)

管理会社の資本金は300万ユーロ(約3億7,251万円)であり、全額が払い込まれています。なお、額面1,000ユーロ(約124,170円)の記名式株式3,000株を発行済みです。

管理会社の未発行の授權資本金は1,000万ユーロ(約12億4,170万円)です。

最近5年間における資本金の額の増減は以下のとおりです。

2015年9月末日	1,000,000ユーロ
2016年9月末日	1,000,000ユーロ
2017年9月末日	1,000,000ユーロ
2018年9月末日	1,000,000ユーロ
2019年9月末日	2,000,000ユーロ
2020年9月末日	3,000,000ユーロ

(2) 管理会社の機構(2020年9月末日現在)

管理会社はルクセンブルグにおいて設立され、現在存続している法人です。

定款に基づき、管理会社は、3名以上の取締役で構成する取締役会が運営します。取締役会の構成員は、管理会社の株主であることを要しません。取締役は、年次株主総会において選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までとし、後任者が選任され就任するまではその地位に留まりますが、株主総会の決議により、いつでも、理由の有無を問わず、解任されおよび/または更迭されます。死亡、退任その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、次の株主総会までの欠員を補充するための取締役を選任することができます。いかなる総会においても決議について賛否同数の場合、議長が決定票を有するものとします。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。また、取締役会は秘書役(取締役である必要はありません。)を選任することができます。秘書役は取締役会および株主総会の議事録を維持する責任があります。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主または取締役会は他の取締役に、また株主総会において会長不在の場合は、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時、ジェネラル・マネジャー1名およびジェネラル・マネジャー補佐または管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられる他の役員を含む管理会社の役員を任命することができます。また、いつでも解任することができます。役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。選任された役員は、定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。取締役会の招集通知は、緊急事態の場合を除き、書面、電子メール、またはテレックスにより遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急事態の場合は、この限りではありませんが、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。

かかる通知は、書面、電子メール、またはテレックスにより各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会で以前に採択されたスケジュールに従った日時・場所で開催される個別の会議については、個別の通知は必要とされません。

取締役は、書面、電子メール、またはテレックスにより他の取締役を代理人として指名することができます。取締役会は、少なくとも2名の取締役が出席した場合で、少なくとも取締役の半数が出席または代理出席した場合のみ適法に審議または行為することができます。決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

1名以上の取締役は、会議電話、テレビ電話または複数の者が同時に相互に通信することのできる類似する通信手段により、取締役会に参加することができます。そのように参加した場合、取締役会に物理的に出席したものとみなされます。取締役会は英国で開催されないものとし、また取締役は英国から取締役会に参加できないものとしします。

上記の通信手段により遠隔地で開催される取締役会は、管理会社の登記上の事務所で行われたものとみなされます。

また、取締役は、書面、電子メール、またはテレックスによる一または複数の手段で同意し、書面で確認することにより、回覧決議を全会一致で承認することができます。かかる文書は全部で、かかる決定を証明する適切な議事録を構成するものとしします。

取締役は、適法に開催された取締役会でのみ行動することができます。取締役会は、管理会社の経営方針および運営、営業業務の実施方法を決定する権限を有していますが、取締役は、取締役会の決議により特に認められた場合を除いて、個々の行為によって管理会社を拘束することはできません。取締役会は、管理会社の日常の運営および業務を行うことおよび管理会社の経営方針と目的を促進するための行為を実行することの権限を管理会社の役員に委任することができます。

管理会社のジェネラル・マネジャー(もしあれば)は、管理会社の最高執行責任者兼最高経営責任者であり、またジェネラル・マネジャーは、管理会社の日常の運営および業務を行うことならびに会社の経営方針と目的を促進するためのすべての行為を実行することに関するすべての事項について、管理会社のために行為する全権限を有しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の目的は、以下のとおりです。

a) A I F M指令に規定される範囲内でA I Fとしての適格性を有しているルクセンブルグおよび外国の契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および/または固定資本を有する投資法人に関し、2010年法第125 - 2条に基づく管理会社としての役割の履行

b) A I F M指令に定める範囲内のルクセンブルグおよび外国のA I Fに関し、2013年法第5条第2項及び別紙 に定める範囲内の投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

管理会社は、自らが運用するA I Fの子会社に対して上記の運用、管理および販売業務を提供することができます。

管理会社は、自らが運用するA I Fの運用、管理および業務促進に関するあらゆる活動を管理するものとしします。管理会社は、自らが運用するA I Fに代わって、契約を締結し、あらゆる証券の売買、交換、受渡しを行い、ルクセンブルグまたは外国の会社の株主名簿または社債原簿に自己名義または第三者名義により登録または名義書換を行うことができ、またかかるA I Fおよび受益証券または証書の保持者に代わって、A I Fの資産を構成する証券に付随するすべての権利、特権、特に議決権を行使することができます。上記の権限は、すべてを網羅したものではなく単に例示したにすぎないものとしします。

管理会社は、役務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規則の定める制限の範囲内で、その目的の達成に有益とみなされるあらゆる活動を行うことができます。

一切の委託にかかわらず、管理会社は、トラストに係る以下の機能について最終的責任を負います。

a) ポートフォリオ運用およびリスク管理を含む投資運用機能

b) 以下を含む一般的な管理機能

- () 法務およびファンド運用上の会計業務
- () 顧客からの質問への対応
- () 税務申告を含む資産の評価および価格決定
- () 規制遵守の監視
- () 受益者名簿の維持
- () 収入の分配
- () 受益証券の発行および買戻し
- () 証書の発送を含む契約の確定
- () 記録の維持
- c) マーケティング機能

管理会社は、トラストの主管理事務をステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店に委託しており、また、投資運用業務をパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーに委託しています。

2020年9月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っています。

国別(設立国)	種類別	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ籍	オープン・エンド型	4	1,549,588,864 米ドル
	フィックス・インカム・ファンド	1	685,525,260 スイスフラン

3【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーポラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの(訳文を含む。)が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、株式会社三菱UFJ銀行の2020年9月30日現在における対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円)を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ)エス・エイ

要約貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
A. 未払込資本金					
・ 払込請求されていない資本		-	-	-	-
・ 払込請求されたが未払込の資本		-	-	-	-
C. 固定資産					
・ 無形資産		-	-	-	-
・ 有形資産		-	-	-	-
・ 金融資産		-	-	-	-
D. 流動資産		5,702,861	603,363	4,553,322	481,741
・ 棚卸資産		-	-	-	-
・ 債権	2.2a	2,779,698	294,092	1,904,294	201,474
a) 1年以内期限到来		2,779,698	294,092	1,904,294	201,474
・ 投資有価証券	2.2b,3	717,063	75,865	693,856	73,410
・ 現金預金および手元現金		2,206,100	233,405	1,955,172	206,857
E. 前払金	2.2c	-	-	56,456	5,973
合計(資産)		5,702,861	603,363	4,609,778	487,715

財務書類に対する注記を参照のこと。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ)エス・エイ
要約貸借対照表(続き)
2019年12月31日現在
(単位:米ドル)

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資本金、準備金および負債					
A. 資本金および準備金		2,148,180	227,277	919,725	97,307
. 払込資本金	4	2,508,776	265,429	1,379,101	145,909
. 資本剰余金		-	-	-	-
. 再評価積立金		-	-	-	-
. 準備金		9,222	976	9,222	976
. 繰越損益	4	(468,598)	(49,578)	(158,313)	(16,750)
. 当期損益	4	98,780	10,451	(310,285)	(32,828)
B. 引当金	2.2g	-	-	384	41
C. 債務	2.2h	3,554,681	376,085	3,689,669	390,367
a) 1年以内期限到来		3,554,681	376,085	2,814,155	297,738
b) 1年を超えて期限到来		-	-	875,514	92,629
D. 繰延収益		-	-	-	-
合計(資本金、準備金および負債)		5,702,861	603,363	4,609,778	487,715

財務書類に対する注記を参照のこと。

(2) 【損益計算書】

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ
要約損益計算書
2019年12月31日に終了した年度
(単位:米ドル)

	注記	2019年12月31日		2018年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
1. から 5. 総利益または損失	2.2d, 2.2e,5	711,403	75,266	99,020	10,476
6. 人件費	9	(249,666)	(26,415)	(121,923)	(12,899)
a) 給料および賃金		(224,251)	(23,726)	(112,399)	(11,892)
c) その他の人件費		(25,415)	(2,689)	(9,524)	(1,008)
8. その他の運用費用	6	(343,253)	(36,316)	(264,294)	(27,962)
10. その他の投資有価証券および固定資産の一部を形成するローンからの収益		20,588	2,178	18,392	1,946
a) 関係会社からの収益		20,588	2,178	18,392	1,946
11. その他の受取利息および類似の収益		-	-	2,387	253
b) その他の利息および類似収益		-	-	2,387	253
13. 金融資産および流動資産として保有される投資有価証券に関する評価調整	8	(32,982)	(3,489)	(23,260)	(2,461)
14. 未払利息および類似の費用		(1,707)	(181)	(457)	(48)
b) その他の利息および類似の費用		(1,707)	(181)	(457)	(48)
15. 利益または損失に対する課税	7	-	-	-	-
16. 税引後利益または(損失)		104,383	11,044	(290,135)	(30,696)
17. 上記1. から16.までの項目に表示されないその他の税金	7	(5,603)	(593)	(20,150)	(2,132)
18. 当期利益または(損失)		<u>98,780</u>	<u>10,451</u>	<u>(310,285)</u>	<u>(32,828)</u>

財務書類に対する注記を参照のこと。

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ

監査済み年次財務書類に対する注記

2019年12月31日に終了した年度

1. 概要

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイ(以下「当社」という。)は、商事会社に関する1915年8月10日ルクセンブルグ法(改正済み)(以下「1915年法」という。)に従い、無期限の存続期間を有する公開有限責任会社(société anonyme)として2010年11月18日付でルクセンブルグにおいて設立された。当社は、2010年12月17日の投資信託にかかるルクセンブルグの法律(改正済み)(以下「2010年法」という。)第125-2条に定める管理会社であり、認可されたオルタナティブ投資ファンドマネージャーに関する2013年7月12日のルクセンブルグの法律(随時改訂される)(以下「2013年法」という。)に基づくオルタナティブ投資ファンドマネージャーである。

当社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ、L-2763、サン・ジテ通り33のPIMCOに設置されている。

当社の事業年度は、各年、1月1日に始まり12月31日に終了する。

当社の目的は、以下のとおりである。

a) ルクセンブルグの2010年法の125-2条および外国共同資本、変動資本を有する投資会社および/または固定資本を有し、(オルタナティブ投資ファンドマネージャーにかかる2011年6月8日付指令2011/61/EU(随時改訂される)(以下「AIFMD」という。)に定める範囲内の)オルタナティブ投資ファンド(以下「AIFs」という。)としての資格を有する投資会社に基づく管理会社機能の実行

b) 2013年法第5条第2項および別紙に定める範囲内で、オルタナティブ投資ファンドマネージャーに関する2011年6月8日付指令2011/61/EUの範囲内でのルクセンブルグおよびルクセンブルグ外のAIFs(随時改訂される)に対する投資運用機能、管理機能および/またはマーケティング機能の実行

当社は、当社が管理するAIFsの子会社に対しても、上述の管理、管理事務およびマーケティング・サービスを提供することができる。

当社は、当社が管理するAIFsの管理、管理事務および販売促進に関連し、一切の活動を規律する。当社は、当社が管理するAIFsのために、一切の契約の締結、一切の証券の売買、交換および引渡し、ルクセンブルグの会社または外国会社の株式または社債の登録の際の管理会社の名前または第三者の名前で一切の登録および名義書換えの実施、ならびに当該AIFsおよびその受益証券または証書の保有者のためにすべての権利と特権、とりわけ当該AIFsの資産を構成する証券に付随するすべての議決権の行使を行うことができる。前述の権限は、包括的なものではなく、ただ確認的なものであると考えられる。

当社は、サービスの無償提供を通じておよび/または支店の開設を通じて、ルクセンブルグ外の認可された活動を実行することができる。

当社は、2010年法、2013年法ならびにその他の適用ある法律および規制に定められた制限の範囲内において、その目的達成のために有益と思われる一切の活動を継続することができる。

2019年12月31日現在、当社は、以下のファンド(以下「ファンズ」という。)の管理会社である。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型(契約型)投資信託 - 特化型投資信託(fonds commun de placement - fonds d'investissement spécialisé)であるピムコ・ルクセンブルグ・トラスト(以下「トラスト」という。)
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型(契約型)投資信託(fonds commun de placement)であるピムコ・ルクセンブルグ・トラスト(以下「トラスト」という。)
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型(契約型)投資信託(fonds commun de placement)であるピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンド(以下「PTRSF」という。)

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された共有持分型(契約型)投資信託 - リザーブド・オルタナティブ投資ファンド(fonds commun de placement - fonds d'investissement alternatif réservé)であるPIMCO・スペシャリティー・ファンズ(ルクセンブルグ)エフシーピー - アールエーアイエフ(以下「PSF」という。)

2019年12月31日現在、当社は、トラスト、トラスト、PTRSF、PSFおよび以下のファンドのオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」という。)に任命された。

- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたルクセンブルグのコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・エスシーエス(以下「PCOF」という。)
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたルクセンブルグのコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・コーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエス(以下「PCOF フィーダー」という。)
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたルクセンブルグのコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・エスシーエス(以下「PBF」という。)
- ・ ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立されたルクセンブルグのコモン・リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)であるピムコ・ブラボー・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエス(以下「PBF フィーダー」という。)
- ・ PIMCOプライベート・インカム・ファンドI・エスシーエスピー(以下「PIFフィーダー」という。)(特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale))は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された。
- ・ リザーブド・オルタナティブ投資ファンド運用会社(Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement alternatif réservé)であるPIMCOプライベート・インカム・ファンド・エスシーエー・シキャブ・RAIF(以下「PIFマスター」という。)(株式合資会社(société en commandite par actions))は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された。
- ・ PIMCOコーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・フィーダー・エスシーエスピー(以下「COF フィーダー」という。)(特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale))は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された。
- ・ PIMCOコーポレート・オポチュニティーズ・ファンド・ルクス・エスシーエスピー(以下「COF マスター」という。)(特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale))は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された。
- ・ リザーブド・オルタナティブ投資ファンド運用会社(Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement alternatif réservé)であるPAF・ルクス・エスシーエー・シキャブ・RAIF(以下「PAFマスター」という。)(株式合資会社(société en commandite par actions))は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて組織された。

当社は、2010年法および2013年法の広義での活動が許可されている。

連結財務書類の情報

当社の財務書類が連結される最下のグループの親会社は、アメリカ合衆国で設立された会社である、アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーである。当社の財務書類が連結される最上のグループは、ドイツで設立された会社である、アリアンツ・エス・イーである。

アリアンツ・アセット・マネジメント・オブ・アメリカ・エルピーの財務書類は、その登録事務所であるアメリカ合衆国、92660 カリフォルニア州、ニューポートビーチ市、ニューポート・センター・ドライブ650より入手可能であり、アリアンツ・エス・イーの財務書類は、その登録事務所であるドイツ、D - 80802ミュンヘン、ケーニギンシュトラッセ28より入手可能である。

2. 重要な会計方針の概要

2.1 作成の基礎

当社の会計方針は、ルクセンブルグの法定および税務要件に準拠して作成されている。添付の年次財務書類は、(譲渡可能有価証券およびその他の金融商品については公正価値オプションを使用することを除き)取得原価主義に従って作成されている。

会計方針および評価規則は、2002年12月19日法(改訂済)により規定される他、取締役会により決定され適用される。

本年次財務書類の作成には、特定の重要な会計上の見積りの使用が要求される。また、会計方針を適用する過程において、取締役会が判断を行使することも要求される。仮定の変更は、当該仮定が変更された期間の本年次財務書類に重大な影響を及ぼす可能性がある。経営陣は、基礎を成す仮定が適切であり、かつ、本年次財務書類が財政状態および実績を公正に表示しているものと確信する。

当社は、翌事業年度の資産および負債において報告される金額に影響を与える見積りおよび仮定を実施する。見積りおよび判断は、常に評価され、かつ、状況に応じて合理的と思われる将来の事象に関する予測を含む過去の経験およびその他の要因に基づく。

当社は、譲渡可能有価証券およびその他の金融商品を、損益を通じて公正価値で測定する商品に分類している。

2.2 重要な会計方針

(a) 債権

債権額は、その額面価格で評価される。これらは、再編が合意された場合において、評価調整の対象となる。評価調整を適用する理由がなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

(b) 投資有価証券

投資有価証券は、損益を通じて公正価値で測定する商品に分類される。譲渡可能有価証券およびその他の金融商品は、当初は支払った対価の公正価値である取得原価で認識される。

金融流動資産の公正価値の変動から生じる損益は、それらが生じた年度の損益計算書に含まれる。金融流動資産の公正価値は、原投資対象の直近の入手可能な純資産価額に基づく。

(c) 前払金

かかる資産項目は、翌事業年度に関連する、当事業年度中に発生した支出を含む。

(d) 外貨換算

当社の株式資本はユーロ建てである。当社は、会計帳簿を当社の機能通貨および表示通貨である米ドル(以下「米ドル」という。)で記帳している。発行資本金は、過去の為替レートに変換されている。

米ドル以外の通貨で表示される銀行残高、その他の資産および負債ならびに保有有価証券の価額は、貸借対照表日現在の実勢為替レートで米ドルに換算される。2019年12月31日現在、ユーロから米ドルへの換算レートは1.1225(2018年12月31日:1.1432)であった。すべての関連為替差異は、当年度の損益勘定に計上される。外貨換算は、取引日現在の実勢為替レートで計上される。

(e) 総利益

総利益は、関係会社から生じる金額により構成され、発生主義で計上される。

(f) 収益およびその他の外部費用

収益およびその他の外部費用は、発生主義に基づき当社により計上される。

(g) 引当金

引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、損失または債務を補填するものである。

また、引当金は、その性質が明確に定義され、かつ、貸借対照表日現在において発生する可能性がある、または発生することが確実に見込まれるがその額もしくは発生日については不確実な場合において、当会計年度または前会計年度において発生した費用を補填するために設定されることもある。

(h) 債務

債務額は、その額面価額で評価される。これらは、回収が困難な場合において、評価調整の対象となる。評価調整を適用する理由がなくなった場合には、当該評価調整は継続されない。

3. 投資有価証券

2019年12月31日現在、当社は、ピムコ・ファンズ：グローバル・インベスターズ・シリーズ・ピーエルシー(以下「PIMCO GIS」という。)のサブ・ファンドであるユーエス・ショート・ターム・ファンドのクラスZ受益証券を70,996口保有していたが、その取得原価は681,389米ドルであり、年度末時点の時価総額は717,063米ドルである。クラスZの募集の性質により、当社が負担する管理報酬はない。クラスZ受益証券は、主にPIMCO GISのその他のサブ・ファンズに対して募集されるか、もしくは投資運用契約またはその他の契約を投資顧問会社またはPIMCOの関連会社と締結している機関投資家による直接投資に対して募集される。また、費用の重複を避けるため、クラスZ受益証券の管理報酬は、年率0.00%に設定されている。

4. 準備金および損益項目の当期の変動

2019年12月31日現在の発行資本金は、1株当たり額面が1,000ユーロの記名式株式2,000株に分割された2,000,000ユーロにのぼる。

	払込資本金	法定準備金	繰越損益	当期損益	合計
	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)	(米ドル)
2018年12月31日現在	1,379,101	9,222	(158,313)	(310,285)	919,725
払込資本金	1,129,675	-	-	-	1,129,675
繰越損益	-	-	(310,285)	310,285	-
当期利益	-	-	-	98,780	98,780
2019年12月31日現在	2,508,776	9,222	(468,598)	98,780	2,148,180

1株当たり額面1,000ユーロの記名式株式2,000株の発行に対する払込資本金が、全額払込まれた。

法定準備金

1915年法に準拠して、当社は各事業期間の純利益の少なくとも5%を法定準備金に繰入れなければならない。この要件は、法定準備金が払込資本金の10%に達した時に不要になる。法定準備金は、株主に対して分配することができない。

5. 総利益または損失

当社は、毎月および四半期毎に計算され、後払いで毎月または四半期毎に支払われる管理報酬をファンドから受領する権利を有する。すべての報酬収益は、ルクセンブルグにおいてファンドから発生するが、該当するファンドの2019年12月31日現在の純資産合計は3,186,664,850米ドル(2018年12月31日:2,442,361,195米ドル)であった。

PCOF およびPBF ファンドに関連し、当社は、管理報酬の支払日と同日に後払いで四半期毎に計算され支払われる管理事務報酬を受領する権利を有する。

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーは、トラスト、PTRSF、PCOF、PCOF フィーダー、PIFフィーダー、PIFマスター、COF マスター、COF フィーダー、PAFマス

ター、PBF、PBF フィーダーおよびPSFの日々の資産を運用する目的において、当社により投資運用会社に任命された。

ピムコ・ヨーロッパ・リミテッドは、ピムコ・ルクセンブルグ・トラストの日々の資産を運用する目的において、当社により投資顧問会社に任命された。

当社は、適用ある場合、パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびピムコ・ヨーロッパ・リミテッドに対し、以下において詳述される当社が受領する報酬から支払いを行うが、収益のレベルに応じて変動する当該報酬の変動利率部分は留保する。

外部費用は、監査報酬、税務サービス報酬ならびにパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーおよびピムコ・ヨーロッパ・リミテッドへの未払報酬により構成され、収益に対して相殺され、損益計算書の総利益の項目に含まれる。

総利益または損失の内訳は、以下の表において表示される。

	2019年12月31日に 終了した年度 (米ドル)	2018年12月31日に 終了した年度 (米ドル)
管理報酬および管理事務報酬	14,481,252	9,945,172
投資運用会社 / 投資顧問会社に支払われる報酬	(12,896,720)	(9,085,289)
その他の費用	(584,972)	(523,336)
税務サービス報酬	(32,064)	(20,075)
監査報酬	(256,093)	(217,452)
総利益または損失	711,403	99,020

6．その他の運用費用

管理事務費用は、CSSF（ルクセンブルグ監督当局）監督および登録手数料、ドイツのアリアンツ・アセット・マネジメント・ゲーエムベーハーへの内部監査報酬および商業会議所への寄付金により構成される。

7．税金

当社は、管理会社に適用されるルクセンブルグ税法の対象となる。

8．金融資産および流動資産として保有される投資有価証券に関する評価調整

譲渡可能有価証券にかかる評価調整は、（1,270）米ドル（2018年12月31日：（4,138）米ドル）である。外国通貨による未実現利益／損失の変動は、34,252米ドル（2018年12月31日：（19,122）米ドル）である。外国通貨による未実現利益／損失の変動は、現在の外国通貨の現金残高を米ドルに換算する際に生じた為替相場変動の影響によるものである。

9．人件費

当年度中、当社により雇用されたスタッフの平均人数は、以下のとおりであった。

	2019年12月31日	2018年12月31日
経営陣	1	-
従業員	-	-
その他のスタッフ	-	-
合計	1	-

10．当年度中の事象

2019年3月1日付で、当社の登記上の事務所は、ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ・エス・シー・エイ（ルクセンブルグ大公国、L - 1855、J.F.ケネディ通り49）からPIMCO（ルクセンブルグ大公国、L - 2763、サン・ジテ通り33）に移転した。

上記以外に、当年度中のその他の重要な事象はなかった。

11．後発事象

2020年3月31日付で、マシュー・ルワンジュが取締役を辞任し、2020年5月19日の取締役会で新たな取締役が任命される予定である。

ピムコ・ワールド・バンク・GEMLOC・ファンドの清算は、2月20日に発行され、清算開始日である2014年12月31日から清算口座の開設日である2020年2月18日までの期間を対象とする最終清算報告書により、2020年2月18日に終了した。

2020年初頭には、新型コロナウイルス感染症（以下「COVID-19」という。）の存在が確認され、その後、かなりの数の国に広がり、経済活動や世界市場の混乱につながった。当社は、COVID-19の発生および拡大は当財務書類の署名日までに当社に重大な悪影響をもたらすことはなかったものの、修正不要後発事象であると考えている。本質的な不確実性を考慮すると、COVID-19が当社にどのような影響を与えるかを決定したり、将来的な影響の定量的な見積りを提供することは、現時点では現実的ではない。

[次へ](#)

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2019

		31 December 2019	31 December 2018
		USD	USD
	Notes		
A. Subscribed capital unpaid		-	-
I. Subscribed capital not called		-	-
II. Subscribed capital called but unpaid		-	-
C. Fixed assets			
I. Intangible assets		-	-
II. Tangible assets		-	-
III. Financial assets		-	-
D. Current assets		5,702,861	4,553,322
I. Stocks		-	-
II. Debtors	2.2a	2,779,698	1,904,294
a) becoming due and payable within one year		2,779,698	1,904,294
III. Investments	2.2b, 3	717,063	693,856
IV. Cash at bank and in hand		2,206,100	1,955,172
E. Prepayments	2.2c	-	56,456
TOTAL (ASSETS)		5,702,861	4,609,778

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED BALANCE SHEET AS AT 31 DECEMBER 2019 (continued)

		31 December 2019	31 December 2018
		USD	USD
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES	Notes		
A. Capital and reserves		2,148,180	919,725
I. Subscribed capital	4	2,508,776	1,379,101
II. Share premium account		-	-
III. Revaluation reserve		-	-
IV. Reserves		9,222	9,222
V. Profit or (loss) brought forward	4	(468,598)	(158,313)
VI. Profit or (loss) for the financial year	4	98,780	(310,285)
B. Provisions	2.2g	-	384
C. Creditors	2.2h	3,554,681	3,689,669
a) becoming due and payable within one year		3,554,681	2,814,155
b) becoming due and payable after more than one year		-	875,514
D. Deferred income		-	-
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		5,702,861	4,609,778

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
ABRIDGED PROFIT AND LOSS ACCOUNT FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

		31 December 2019 USD	31 December 2018 USD
	Notes		
1. to 5. Gross profit or loss	2.2d, 2.2e, 5	711,403	99,020
6. Staff costs	9	(249,666)	(121,923)
a) Wages and salaries		(224,251)	(112,399)
c) Other staff costs		(25,415)	(9,524)
8. Other operating expenses	6	(343,253)	(264,294)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets		20,588	18,392
a) derived from affiliated undertakings		20,588	18,392
11. Other interest receivable and similar income		-	2,387
b) other interest and similar income		-	2,387
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	8	(32,982)	(23,260)
14. Interest payable and similar expenses		(1,707)	(457)
b) other interest and similar expenses		(1,707)	(457)
15. Tax on profit or loss	7	-	-
16. Profit or (loss) after taxation		104,383	(290,135)
17. Other taxes not shown under Items 1 to 16	7	(5,603)	(20,150)
18. Profit or (loss) for the financial year		<u>98,780</u>	<u>(310,285)</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

1. General information

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A. (the "Company") was incorporated on 18 November 2010 as a société anonyme (limited liability company) in Luxembourg for an unlimited duration, as set forth in the Luxembourg Law of 10 August 1915 on commercial companies, as amended ("Law of 1915"). The Company is a management company subject to article 125-2 of the Luxembourg law of 17 December 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "Law of 2010") and an authorized alternative investment fund manager under the Luxembourg law of 12 July 2013 relating to alternative investment fund managers, as may be amended from time to time (the "Law of 2013").

The registered office of the Company is established at PIMCO, 33 rue Sainte Zithe L-2763 Luxembourg.

The Company's financial year starts on 1 January and ends on 31 December of each year.

The purpose of the Company is:

- a) the performance of management company functions under article 125-2 of the Law of 2010 of Luxembourg and foreign common funds, investment companies with variable capital and/or investment companies with fixed capital which qualify as alternative investment funds ("AIFs") within the meaning of directive 2011/61/EU of 8 June 2011 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time ("AIFMD"); and
- b) the performance of investment management functions, administration functions and/or marketing functions within the meaning of article 5(2) and Annex I of the Law of 2013 for Luxembourg and foreign AIFs within the meaning of directive 2011/61/EU of 8 June 2011 on alternative investment fund managers, as may be amended from time to time.

The Company may provide the above mentioned management, administration and marketing services also to the subsidiaries of AIFs which it manages.

The Company shall manage any activities connected with the management, administration and promotion of the AIFs which it manages. It may, on behalf of the AIFs which it manages, enter into any contracts, purchase, sell, exchange and deliver any securities, proceed to any registrations and transfer in its name or in third parties' names in the register of shares or debentures of any Luxembourg or foreign companies, and exercise, on behalf of these AIFs and the holders of their units or certificates, all rights and privileges, especially all voting rights attached to securities constituting assets of these AIFs. The foregoing powers shall not be considered as exhaustive, but only as declaratory.

The Company may perform permitted activities outside of Luxembourg through the free provision of services and/or through the opening of branches.

The Company may carry on any activities deemed useful for the accomplishment of its object, remaining, however, within the limitations set forth by the Law of 2010, the Law of 2013 and any other applicable laws and regulations.

As at 31 December 2019, the Company is the management company of the following Funds ("the Funds"):

-PIMCO Luxembourg Trust ("Trust"), a mutual investment fund – specialised investment fund (fonds commun de placement – fonds d'investissement spécialisé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Luxembourg Trust IV ("Trust IV"), a mutual investment fund (fonds commun de placement) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Total Return Strategy Fund ("PTRSF"), a mutual investment fund (fonds commun de placement) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

1. General information (continued)

-PIMCO Specialty Funds (Luxembourg) FCP-RAIF ("PSF"), a mutual investment fund - reserved alternative investment fund (fonds commun de placement - fonds d'investissement alternatif réservé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

As at 31 December 2019, the Company is the appointed Alternative Investment Fund Manager ("AIFM") of Trust, Trust IV, PTRSF, PSF and:

-PIMCO Corporate Opportunities Fund II LUX SCS ("PCOFII"), a Luxembourg common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund II LUX Feeder SCS ("PCOFII Feeder"), a Luxembourg common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund III LUX SCS ("PBFIII"), a Luxembourg common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO BRAVO Fund III Lux Feeder SCS ("PBFIII Feeder"), a Luxembourg common limited partnership (société en commandite simple) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Income Fund I SCSp ("PIF Feeder"), (société en commandite spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Private Income Fund II SCA, SICAV-RAIF ("PIF Master"), (société en commandite par actions) reserved alternative investment fund (Société d'Investissement à Capital Variable - fonds d'investissement alternatif réservé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund III Lux Feeder. SCSP ("COFIII Feeder"), (société en commandite Spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PIMCO Corporate Opportunities Fund III Lux SCSP ("COFIII Master"), (société en commandite Spéciale) incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

-PAF Lux SCA, SICAV-RAIF ("PAF Master"), (société en commandite par actions) reserved alternative investment fund (Société d'Investissement à Capital Variable- fonds d'investissement alternatif réservé) organised under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg.

The Company may exercise any permitted activity within the broadest meaning of the Law of 2010 and the Law of 2013.

Consolidated financial statements information

The parent undertaking of the lowest group into which the financial statements of the Company are consolidated is Allianz Asset Management of America L.P., a company incorporated in the United States of America. The highest group into which the financial statements of the Company are consolidated is Allianz SE, a company incorporated in Germany.

The financial statements of Allianz Asset Management of America L.P. are available from its registered office at 650 Newport Center Drive, Newport Beach, California 92660, USA and the financial statements of Allianz SE are available from its registered office at Königinstraße 28, D-80802 München, Germany.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

2. Summary of significant accounting policies

2.1 Basis of preparation

The accounting policies of the Company are in compliance with Luxembourg statutory and tax requirements. The accompanying annual accounts have been prepared under the historical cost convention (except for the use of the fair value option for transferable securities and other financial instruments).

Accounting policies and valuation rules are, besides the ones laid down by the Law of 19 December 2002, as amended, determined and applied by the Board of Directors.

The preparation of annual accounts requires the use of certain critical accounting estimates. It also requires the Board of Directors to exercise its judgement in the process of applying the accounting policies. Changes in assumptions may have a significant impact on the annual accounts in the period in which the assumptions changed. Management believe that the underlying assumptions are appropriate and that the annual accounts therefore present the financial position and results fairly.

The Company makes estimates and assumptions that affect the reported amounts of assets and liabilities in the next financial year. Estimates and judgements are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances.

The Company classifies transferable securities and other financial instruments at fair value through profit or loss.

2.2 Significant accounting policies

(a) Debtors

Amounts owed by debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

(b) Investments

Investments are classified at fair value through profit or loss. Transferable securities and other financial instruments are initially recognised at cost, being the fair value of the consideration given.

Gains and losses arising from changes in fair value of the financial current assets are included in the Profit and Loss Account in the year in which they arise. The fair value of financial current assets is based on the last available Net Asset Value of the underlying investment.

(c) Prepayments

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

2. Summary of significant accounting policies (continued)

2.2 Significant accounting policies (continued)

(d) Foreign currency translation

The share capital of the Company is in Euro. The Company maintains its books and records in US Dollar (USD), the functional and presentation currency of the Company. The subscribed capital is converted as historic exchange rates.

Bank balances, other assets and liabilities and the value of securities held, which are expressed in currencies other than USD, are translated into USD at the exchange rate prevailing at the balance sheet date. The EUR to USD rate at 31 December 2019 was 1.1225 (31 December 2018: 1.1432). All related exchange differences are accounted for in the profit and loss account for the year. Transactions in foreign currencies are recorded at the exchange rate prevailing at the date of transaction.

(e) Gross profit

The gross profit comprises amounts derived from the affiliated undertakings and is recorded on an accrual basis.

(f) Income and other external charges

Income and other external charges are recorded by the Company on an accrual basis.

(g) Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

Provisions may also be created to cover charges that have originated in the financial year under review or in a previous financial year, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or the date on which they will arise.

(h) Creditors

Amounts due to creditors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

3. Investments

At 31 December 2019, the Company held 70,996 Class Z shares in the US Short-Term Fund, a sub-fund of PIMCO Funds: Global Investors Series plc ("PIMCO GIS") which cost USD 681,389 and has a total market value of USD 717,063 at year end. Due to the nature of the Class Z offering there is no Management Fee incurred by the Company. Class Z Shares are offered primarily for other sub-funds of the PIMCO GIS or for direct investment by institutional investors who have entered into an investment management or other agreement with the Investment Adviser or a PIMCO affiliate and in an effort to avoid the duplication of fees, the Management Fee for the Class Z share is set at 0.00% per annum.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

4. Movements for the year on the reserves and profit and loss items

As of 31 December 2019, the subscribed capital amounts to EUR 2,000,000 divided into 2,000 registered shares with a par value of EUR 1,000 each.

	Subscribed capital USD	Legal reserve USD	Profit or Loss brought forward USD	Profit or Loss for the financial year USD	Total USD
As of 31 December 2018	1,379,101	9,222	(158,313)	(310,285)	919,725
Subscribed capital	1,129,675	-	-	-	1,129,675
Profit or loss brought forward	-	-	(310,285)	310,285	-
Profit for the financial year	-	-	-	98,780	98,780
As of 31 December 2019	2,508,776	9,222	(468,598)	98,780	2,148,180

The subscribed capital for the issuance of 2,000 shares in registered form with a par value of EUR 1,000 per share have been fully paid up.

Legal reserve

In accordance with the Law of 1915, the Company is required to transfer a minimum of 5% of its net profit for each financial year to a legal reserve. This requirement ceases to be necessary once the balance on the legal reserve reaches 10% of the subscribed capital. The legal reserve is not available for distribution to the Shareholders.

5. Gross profit or loss

The Company is entitled to a management fee from the Funds calculated monthly and quarterly and payable monthly or quarterly in arrears. All fee income arises in Luxembourg from the Funds whose total net assets as at 31 December 2019 were USD 3,186,664,850 (31 December 2018: USD 2,442,361,195).

With respect to the PCOFII and PBFIII funds the Management Company is entitled to receive an Administration Fee, calculated and payable quarterly to the Management Company in arrears on the same dates as the Management Fees are payable.

Pacific Investment Management Company LLC has been appointed by the Company as investment manager to manage the assets of Trust IV, PTRSF, PCOFII, PCOFII Feeder, PIF Feeder, PIF Master, COFIII Master, COFIII Feeder, PAF Master, PBFIII, PBFIII Feeder and PSF on a day-to-day basis.

PIMCO Europe Ltd. has been appointed by the Company as investment adviser to manage the assets of PIMCO Luxembourg Trust on a day-to-day basis.

The Company will pay, if applicable, Pacific Investment Management Company LLC and PIMCO Europe Ltd. out of the fees that it receives as detailed below, while retaining a portion of these fees at a variable rate depending on the level of income.

The external charges comprise of audit fees, tax service fees and the fee payable to Pacific Investment Management Company LLC and PIMCO Europe Ltd. and have been netted against the income and are included in the gross profit line in the profit and loss account.

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

5. Gross profit or loss (continued)

A breakdown of the gross profit or loss is shown in the table below:

	31 December 2019 USD	31 December 2018 USD
Management and Administration fees	14,481,252	9,945,172
Fees paid to Investment Managers/Investment Advisors	(12,896,720)	(9,085,289)
Other expenses	(584,972)	(523,336)
Tax services fees	(32,064)	(20,075)
Audit fees	(256,093)	(217,452)
Gross profit or loss	<u>711,403</u>	<u>99,020</u>

6. Other operating expenses

The administrative expenses comprise CSSF supervision and registration fees, internal audit fees payable to Allianz Asset Management GmbH, Germany and a subscription to the Chamber of Commerce.

7. Taxation

The Company is subject to Luxembourg tax regulations applicable to management companies.

8. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets

The value adjustment on the transferable securities is USD (1,270) (31 December 2018: USD (4,138)). The movement in unrealised gain/loss in foreign currency is USD 34,252 (31 December 2018: USD (19,122)). The movement in unrealised gain/loss in foreign currency is the effect of foreign currency movements of the current foreign currency cash balances when converted to USD.

9. Staff Costs

The average number of staff employed by the Company during the year is as follow:

	31 December 2019	31 December 2018
Management	1	-
Employees	-	-
Other staff	-	-
Total	<u>1</u>	<u>-</u>

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE AUDITED ANNUAL ACCOUNTS (continued)
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2019

10. Events during the Year

Effective the 1st of March 2019, the registered office and domiciliation agent of the Company have been transferred from State Street Bank Luxembourg S.C.A. (49 avenue JF Kennedy L-1855 Grand Duchy of Luxembourg) to PIMCO (33 rue Sainte Zithe L-2763 Grand Duchy of Luxembourg).

Other than above, there were no other significant events during the year.

11. Subsequent Events

Matthieu Louanges resigned as director on 31 March 2020 and Thomas Neil Collier was appointed as a director on 12 May 2020.

The liquidation of PIMCO – World Bank Gemloc Fund ended on 18 February 2020 with the final liquidation report issued on 20 February and covering the period from 31 December 2014, the date of the opening of the liquidation, until 18 February 2020, date of the liquidation accounts.

In early 2020, the existence of a new coronavirus (“COVID-19”) was confirmed which has since spread across a significant number of countries leading to disruption to economic activity and global markets. The Company considers the emergence and spread of COVID-19 to be a non-adjusting post balance sheet event although it has not resulted in a material adverse impact to the Company through to the date of signing these accounts. Given the inherent uncertainties, it is not practicable at this time to determine what impact COVID-19 will have on the Company or to provide a quantitative estimate of any future impact.

4【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件に従い、株主総会により随時変更することができます。

(2) 事業譲渡または事業譲受

該当事項はありません。

(3) 出資の状況

該当事項はありません。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は、毎年1月1日に開始し、同年12月31日に終了します。なお、管理会社の初の会計年度は、2010年11月18日に開始し2011年12月31日に終了しました。

管理会社の存続期間は無期限です。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

- (1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)

資本金の額

ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハーの資本金は、2020年4月末日現在、109,368,445ユーロ(約135億8,028万円)です。

事業の内容

保管契約の条件に基づき、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店は、トラストの資産の保管受託銀行として任命されました。保管契約の条件に基づき、ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店は、トラストの資産の保管受託銀行として任命されました。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハーは、ドイツの法律に基づいて設立された有限責任会社であり、ドイツ連邦共和国、80333 ミュンヘン、ブリーナー通り59にその登録事務所を有し、ミュンヘン商業登記裁判所にて登録番号HRB 42872として登記されています。また、欧州中央銀行、ドイツ連邦金融監督庁およびドイツ連邦銀行(中央銀行)の監督下にある金融機関です。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店は、保管受託銀行としてCSSFにより認可されており、保管受託業務、ファンド管理業務および関連業務に特化しています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハー ルクセンブルグ支店は、ルクセンブルグ商業および法人登記所に第B 148 186号として登録されています。ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ペー・ハーは、米国の上場会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ企業の一員です。

保管受託銀行の主な義務は、以下のとおりです。

- (a) トラストのキャッシュ・フローが適切に監視されていることを確保することおよびファンド証券の申込みにより投資者によりまたは投資者を代理して行われるすべての支払が受領されていることを確保すること
- (b) ファンドの資産を保管すること(これには、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管すること、() その他の資産に関して、かかる資産の所有権を確認し、かかる記録を維持すること(「保管機能」)を含みます。)
- (c) ファンド証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用ある法律および約款に基づき実行されることを確保すること
- (d) ファンド証券の評価が適用ある法律および約款に定められた評価手続に従って計算されることを確保すること
- (e) 管理会社の指示を実行すること(ただし、当該指示が適用ある法律に抵触していないことを条件とします。)
- (f) トラストの資産に関する取引において、対価が通常の期限内に当該トラストに送金されることを確保すること
- (g) トラストの収益が適用ある法律および約款に従って使用されることを確保すること

(2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)

資本金の額

2020年8月末日現在、投資顧問会社の資本金の額は、996,719,284.11米ドル(約1,054億5,290万円)です。

事業の内容

パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(PIMCO)は1971年に設立され、米国1940年投資顧問法に基づく投資顧問業者の登録を受けています。PIMCOは、法人、受託者、年金および利益分配型退職年金、慈善団体、寄贈財産および機関投資家に対し投資顧問業務を提供し、通常、それぞれの顧客の投資ポートフォリオにおける純資産額に基づいて手数料を受領しています。PIMCOはその株式の大部分をアリアンツ・エス・イーにより所有されています。アリアンツ・エス・イーはヨーロッパを本拠地とする総合国際保険および金融サービス持株会社であり、ドイツの株式公開企業です。投資顧問会社は、1933年米国証券法(改正済)、1934年米国証券取引所法(改正済)、1940年米国投資会社法(改正済)および米国1940年投資顧問法(改正済)のこれら連邦証券関係法を実施および執行する責任を有する、独立した、超党派かつ準司法的な監督官庁である米国証券取引委員会による規制を受けています。投資顧問会社は、米国1940年投資顧問法(改正済)に基づき、投資顧問業者として米国証券取引委員会に登録されています。2020年9月末日現在、投資顧問会社は、1.553兆米ドル(約164兆円)の顧客勘定に対して投資助言を提供しています。

(3) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2020年9月末日現在、資本金の額は、100億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。なお、S M B C 日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っています。

(4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)

資本金の額

2020年4月末日現在、資本金の額は、30億6,700万円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。

(5) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

資本金の額

2020年3月末日現在、資本金の額は、483億2,313万円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)

ファンド資産の保管業務、一般的な管理事務代行機能、ならびにファンド証券の発行および買戻しの処理、ファンド証券の純資産価格の決定およびファンドの会計記録の維持につき責任を負います。

(2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)

ファンドに関する投資運用業務を行います。

(3) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

代行協会員の業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

(4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

(5) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

(1) ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店(「保管受託銀行」、「主管理事務代行会社」、「法人代行会社」、「支払代行会社」および「登録・名義書換代行会社」)

該当事項はありません。

(2) パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー(「投資顧問会社」)

管理会社は、投資顧問会社の100%子会社です。

(3) S M B C 日興証券株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

該当事項はありません。

(4) あかつき証券株式会社(「日本における販売会社」)

該当事項はありません。

(5) 株式会社SBI証券(「日本における販売会社」)

該当事項はありません。

第3【投資信託制度の概要】

定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
AIF	以下に該当する投資信託(その投資コンパートメントを含む。) - 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、 - 通達2009/65/EC第5条に基づき認可を必要としない投資信託
AIFM	その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人
CSSF	ルクセンブルグ監督当局である金融監督委員会
通達2009/65/EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC(改正済)
通達2011/61/EU	通達2003/41/ECおよび通達2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体(現在はECが継承)
EU	欧州連合(特に、ECにより構成)
FCP	契約型投資信託
KIID	通達2009/65/EC第9章第3節および2010年法第21章Cに言及される主要投資家情報文書
加盟国	EU加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者であるEU加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内でEU加盟国に相当するとみなされる国
メモリアル パート ファンド	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン (特に通達2009/65/ECをルクセンブルグ法に導入する)2010年法パートに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SIF法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
UCI	投資信託
UCI管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
UCITS	通達2009/65/EC第5条に基づき認可を受けた譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS所在加盟国	通達2009/65/EC第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国

UCITSホスト加盟国	UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国
UCITS管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

ルクセンブルグの投資信託の形態

1988年4月1日までは、ルクセンブルグのすべての形態のファンドは、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従って設定されていた。

1983年8月25日法は、通達85/611/EEC(以下「UCITS 通達」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法(改正済)に取って代えられた。

投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(以下「2002年法」という。)は、通達2001/107/ECおよび通達2001/108/EC(以下「UCITS 通達」という。)をルクセンブルグ法に導入した。

専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)(以下「SIF法」という。)は、有価証券の公募を行わない投資信託に関する1991年7月19日法に取って代わった。専門投資信託(以下「SIF」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資者に対して提供される。SIFは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、UCIの一種として区分されている。パート ファンドおよびパート ファンドと比較すると、SIFは、投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、とりわけCSSFのプロモーターによる認可を必要としない点で監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、SIF法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2010年法は、証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会及び理事会規則(EU)2015/2365を実施する2018年6月6日法により最終改正された。

2010年法に従うルクセンブルグのUCITSおよびUCI

1. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIの概要

1.1. 一般規定とその範囲

1.1.1. 2010年法は、5つのパートから構成されている。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

2010年法は、パート が適用されるUCITSとパート が適用されるUCIを区分して取り扱っている。

1.1.2. ルクセンブルグで登録され、2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、欧州連合(以下「EU」という。)の他の加盟国において、通達2009/65/ECが当該国において立法化されている限度において、その投資口または受益証券を自由に販売することができる。

1.1.3. 2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム、ならびに

- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)

1.1.4. 2010年法第3条は、同法第2条のUCITSの定義に該当するものの、パート ファンドたる適格性を有しないファンドを列挙している。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券を販売しうるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

1.1.5. 法的形態

2010年法パート またはパート に従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

- 1) 契約型投資信託(fonds commun de placement (FCP), contractual common fund)
- 2) 公開有限責任会社(société anonyme)の形態による変動資本を有する投資法人(société d'investissement à capital variable)(以下「SICAV」という。)

上記の投資信託は、上記の投資信託の形態に基づき、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

1.2. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

1.2.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素から成り立っている。

FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資者の集団投資からなる、譲渡性のある証券およびその他の資産の分割できない集合体である。かかる投資者はその投資によって平等に利益および財産の分配に参加する権利を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資者は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資者の権利は、投資者と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。投資者は、FCPに投資することにより、管理会社との間に確立されるFCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資者は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)に対する権利を有する。

FCPの受益証券の発行の仕組み

FCPの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、受益証券を表章する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益証券は買い戻されることができ、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法に基づく場合には買い戻しが停止される。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの配分方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

(注)本書の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産額は最低1,250,000ユーロである。この最低額はFCPとしての認可が得られてから6か月以内に達成されなければならない。ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのFCPについては少なくとも1か月に1度は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 提案されている具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) FCPの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注)緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

1.2.1.1. 保管受託銀行

CSSFにより承認された約款に定められる保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、保管受託銀行またはその指定する者がFCPの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。

これに加えて、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPのためにまたは管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- 受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること(パート ファンドのみ)。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュフローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金が a) FCP名義、FCPを代理する管理会社名義または保管受託銀行名義で開設され、b) 中央銀行、1993年法に定められた金融機関もしくは認可された第三国の銀行において開設され、c) 1993年法の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

保管受託銀行は、上記段落に言及された職務を第三者に委任することを認められない。

FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、() 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、管理会社名義で開設された1993年法の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、() 管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってこれらの資産のFCPによる所有を確認し、() FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

上記段落に言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委任されるのは、当該第三者が委任業務の遂行中常に2010年法第18条において定められた要件を充足している場合のみである。保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、b) 保管受託銀行が管理会社の指示を実行する場合、c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、およびd) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保(担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。)によって補償される取引である場合。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、外国会社のルクセンブルグ支店でなければならない。パート ファンドの保管受託銀行は、その登録事務所は他の加盟国に所在するものでなければならない。保管受託銀行は、1993年法に定める金融機関でなければならない。

保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPIに関する経験を有していなければならない。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行は、ルクセンブルグ法に従い、FCPおよび受益者に対し、受託保管銀行または金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。かかる喪失の場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく管理会社に返却しなければならない。

保管受託銀行の責任は、保管にかかる資産の全部または一部を副保管受託銀行に委託したことにより影響を受けない。

1.2.1.2. 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、この契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託は以下の1.4.2.の(21)に定められた条件に従う。

パート ファンドについて、管理会社による委託は、以下の1.4.1.の(1)に定められた条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる(ただし、その義務はない。)。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

1.2.2. 会社型投資信託

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき設立されている。パート ファンドは、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されている。

投資法人の投資口を保有する投資主は、規約中に定められることがある特定の状況における議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

1.2.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

2010年法に従い、SICAVの形態を有する会社型投資信託を設立することができる。

2010年法パート に従うSICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない限度で適用される。

SICAVは次の仕組みを有する。

投資口は、規約に規定された発行または買戻しの日の純資産価格で継続的にSICAVによって発行され買い戻される。発行投資口は無額面で全額払い込まなければならない。資本は投資口の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

2010年法に定められる最も重要な要件は以下のとおりである。

- 管理会社を指定しないSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含めすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- 取締役および承認された法定監査人ならびにそれらの変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、SICAVはいつでも投資口を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、SICAVは、投資主の求めに応じて投資口を買い戻す。
- 投資口は、SICAVの純資産総額を発行済投資口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資口発行の場合増額し、投資口買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。
- 通常の期間内にSICAVの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAVの投資口を発行しない。
- 規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パート のファンドについては最低1か月に1回とする。)。

- 規約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。

1.2.2.2. オープン・エンド型のその他の会社型投資法人

従来、ルクセンブルグ法に基づいて設立されたクローズド・エンド型の会社型投資法人においては、買戻取引を容易にするため別に子会社として買戻会社を設ける投資法人の仕組みが用いられていた。

しかしながら、買戻会社の投資口買戻義務は常に、自己資金とファンドからの借入金の範囲内に限定されている。買戻会社の投資口は、通常、1株の資格株を除き、全額をファンドが所有している。この借入金は、ファンドの利益金、繰越利益金および払込剰余金または法定準備金以外の準備金の額を超えることができない。

買戻会社を有しない投資法人も設立されているが、その規約は、投資主の請求があれば投資口を買い戻す義務がある旨規定し、オープン・エンド型の仕組みを定めている。

1.2.2.3. 保管受託銀行

会社型投資法人の資産の保管は、保管受託銀行に委託されなければならない。

SICAVの保管受託銀行の役割は上記1.2.1.1に定められる通りである。

1.2.2.4. 関係法人

投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人

上記1.2.1.2.「関係法人」中の記載事項は、原則として、ファンドの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

1.2.2.5. 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にパート ファンドであるSICAVに関し定められている。

(1) SICAVが、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、SICAVの組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAVの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAVが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAVの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAVを代理するか、またはSICAVの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAVと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAVが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAVは、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAVは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAVの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、SICAVが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該SICAVに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ/または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の1.4.2.の(21)および(22)に定める規定は、通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVに適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と解釈される。

SICAVは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 通達2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAVは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAVの性格にも配慮し、当該SICAVが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAVに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所をたどることが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAVの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

1.3. 2010年法によるルクセンブルグのUCITSおよびUCIの投資制限

A) パート ファンド/UCITS

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的に取引が行われている公認かつ公開の他の規制ある市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。ただし、かかる証券取引所または他の規制ある市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、通達 2009 / 65 / ECに従い認可されたUCITSまたは同通達第 1 条第 2 項第 1 号および第 2 号、 a) および b) に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - かかるその他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - かかるその他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が通達2009/65/ECの要件と同等であること。
 - かかるUCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。

(4) UCITSは、上記(1)に記載する規制ある市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)および/または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

- UCITSが投資することができる商品の裏づけとなるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
- OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
- OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付CSSF通達11/512を制定している。同通達は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。CSSF通達11/512は、2018年8月23日にCSSFにより出された通達18/698により改正された。

(5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資者および預金の保護を目的として規制されている場合、規制ある市場で取引されていないもので、2010年法第1条(すなわち上記(1))に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。

- 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品
- 上記(1)に記載される規制ある市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
- EU法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともEU法が規定するのと同じ程度厳格であるとCSSFが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
- CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4通達78/660/EECに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。

(6) UCITSは、貴金属や貴金属を表象する証書を取得することができない。

(7) 投資法人として組成されているUCITSは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。

(8) UCITSは、流動資産を保有することもできる。

(9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用UCITSに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管

理プロセスを利用しなければならない。UCITSはまた、OTCデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。UCITSは、CSSFが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、CSSFに定期的に報告しなければならない。

(b) UCITSは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をCSSFが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。

(c) UCITSは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。

当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。

UCITSは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。UCITSが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。

譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。

(10)(a) UCITSは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。

UCITSは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。

UCITSの取引の相手方に対するOTCデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。

(b) UCITSがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、UCITSが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのOTCデリバティブ取引には適用されない。

上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、UCITSは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。

- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
- 当該機関への預金、または
- 当該機関について行われたOTCデリバティブ取引から生じるエクスポージャー

(c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。

(d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特

に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計価額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。従って、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

通達83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSSFの承認する株式または債務証券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたす場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制ある市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数の加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

- (c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。
- (13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。
- この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていないなければならない。
- (b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。
- UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。
- (c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。
- 他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。
- (14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。
- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の上記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株式または債務証券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資者の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。

- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または通達2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうるような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- (i) 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味の範囲の) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数の加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) 非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書1.3. A)の制限に適合する必要はない。リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSのコントロールを超えた理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行う行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%までを表象する場合は当該10%までを、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%までを表象する場合は当該10%までを借入れをすることができる。

2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。

UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。

(18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となつてはならない。

(b) (a) は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であつて一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。

(19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する通達を実施する、2007年3月19日付EU通達2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて実施している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の特定条文を明確化する、UCITSの投資対象としての適格資産に関する欧州証券規制当局委員会(CESR)ガイドラインに関する通達08/339(以下「通達08/339」という。)を出した。

通達08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により取って代えられる。)の意味の範囲内で、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。通達08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された通達08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、証券貸借取引等のUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF通達08/356を出した。

通達08/339は、特に、現金担保を再投資する認可担保や認可資産を一新している。当該通達08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該通達は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なつてはならない旨を再言している。さらに、当該通達は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF通達14/592には、効率的なポートフォリオ管理手法および担保の管理に関する重要な規定も記載されている。当該通達は、ETFおよびその他のUCITSに関するESMAガイドライン(2014年8月1日に公表されたESMA/2014/937)を実施する。また、ESMAガイドラインには、すべてのUCITSに適用される金融指標、デリバティブ商品に適用される一定の規則とともに、指数連動UCITSおよびUCITS ETFに適用される具体的なガイドラインが盛り込まれている。

B) パート ファンド/UCI

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1

項に従い決定され得る。かかる大公規則は未だ出されていないが、CSSFは、これに関する通達を出している。

IML通達91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に営業し、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券には、その純資産の10%を超えて投資できず、
- b) 同じ発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできず、
- c) 同じ発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記にかかわらず、規則については、ケース・バイ・ケースでCSSFとともに協議することができる。

1.4. 管理会社

1.4.1. 2010年法第16章に従う管理会社

同法第125 - 1条および第126 - 1条は、第16章に基づき存続する管理会社が充足すべき以下の要件を定めている。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。1915年法の規定は、2010年法が適用除外を認めない場合は、2010年法第16章の適用を受ける管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

管理会社は、以下の活動以外の活動に従事してはならない。

- a) 通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- b) 通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数のFCP、または通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIFとしての適格性を有している一もしくは複数のSICAVもしくはSICAFのために、2010年法第89条第2項の意味の範囲内の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該FCPおよび/またはSICAVもしくはSICAFのために、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部運用者を選任しなければならない。
- c) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額を超えない場合において、一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行うものとする。

- . CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
- . 運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
- . CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、主要譲渡証券に関する情報、主要エクスポージャーに関する情報、および運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に連絡すること。

上記に記載される限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)の意味の範囲内の外部運用者を選任しなかった場合、または当該管理会社が2013年法に服することを決定した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日の期限内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

通達2011 / 61 / EUの意味の範囲内のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律に準拠する場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、) または) に記載される業務をあわせて行うことなく) に記載される活動のみを行うものとして認可を受けることはできない。管理会社自らの資産の運用は、付随的な性質のものに限定されるものとする。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第16章の規定に服し、上記) または) に記載される活動を行う管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) 管理会社はCSSFに対し適切な方法で通知しなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資者の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にもみ付与される。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり、かつ、これが国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関わる権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記) に記載される活動を行う管理会社は、事業のより効率的な運営のため、自らの運用業務および販売業務のいくつかを遂行する権限を、当該管理会社が選任した外部運用者がこれらの業務を自ら遂行しない範囲内において、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社の適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、管理会社が投資者の最善の利益のために行為すること、またはFCP、SICAVもしくはSICAFが投資者の最善の利益のために運用されることを妨げてはならない。

(2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る、処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。

(注) 現在はかかる規則は存在しない。

- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。

- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要なプロフェッショナルとしての経験を有していなければならない。
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することができる。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 2010年法第88 - 2条第2項a)の意味の範囲内の外部AIFMを選任せずに、通達2011/61/EUの意味の範囲内の一または複数のAIFを運用する管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額を上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFMとしての認可もCSSFから事前に取得しなければならない。
- (9) 上記(8)に記載される管理会社は、2013年法別表に記載される活動および2010年法第5条第4項に規定される付随的活動にのみ従事することができる。
- (10) 上記(8)に記載される管理会社は、自らが運用するAIFに関して、当該管理会社に適用される範囲内で、2013年法に規定されるすべての規則に服する。
- (11) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (12) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- (13) 地方裁判所(tribunal d'arrondissement)の商事部は、自らの主導により行為する検察官またはCSSFの要請に基づき、(i) 2010年法第125条第1項に規定されるリストおよび(場合に応じて)() 2013年法第7条第1項に規定されるリストに基づく登録が確定的に拒否または撤回された管理会社の解散および清算を宣告するものとする。
- (14) 上記(13)に記載された2つのリストの撤回に関するCSSFの決定により、当該管理会社に対してCSSFが通知を行った日から、当該決定が確定する日まで、CSSFの承認がある場合を除き、当該管理会社による一切の支払いが停止されるとともに、保全措置以外の措置を講

じることが禁止されるものとし、かかる保全措置以外の措置を講じた場合は当該措置を無効とする。

1.4.2. 2010年法第15章に従う管理会社

同法第101条ないし第124条は、2010年法第15章に従う管理会社に適用される以下の規則および要件を定めている。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社、非公開有限責任会社、共同会社、公開有限責任会社として設立された共同会社、または有限責任パートナーシップとして設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。現行法が適用除外を認める場合を除き、1915年法の規定が2010年法第15章に従う管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後にのみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、通達2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、当該通達に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、通達2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該リストには、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資者の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う投資ポートフォリオの運用
(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

管理会社は、2010年法第15章に基づき本段落に記載された業務のみの提供または(a)の業務を認可されることなく付随的業務のみの提供を認可されることはない。

本項において、投資顧問業とは、1993年法付属書 第B節に記載される金融商品に関する1件以上の取引に関し顧客から要請があった場合または管理会社により主導された場合に当該顧客に対し個人向けの推奨を提供することをいう。

本項において、個人向けの推奨とは、投資家もしくは潜在的投資家としてまたは投資家もしくは潜在的投資家の代理人としての個人に対して行われる推奨をいう。

かかる推奨は、当該個人に適切となるよう提示され、または当該個人の状況を考慮して行われなければならない。かつ、以下の一連の措置のいずれかを講じる旨の推奨とならなければならない。

(a) 特定の金融商品を売買し、申し込み、交換し、買い戻し、保有し、または引き受けること

(b) 金融商品を売買し、申し込み、交換し、または買い戻すことができる、特定の金融商品により付与される権利を行使し、または行使しないこと

推奨が市場濫用に関する2006年5月9日法第1条第18項の意味の範囲に含まれる配布手段を通じて独占的に提供されたか、または一般に対して行われた場合、かかる推奨は個人向けの推奨とはならない。

- (4) 金融商品市場に関する2004年4月21日付欧州議会および欧州理事会通達2004/39/EC第2条第2項、第12条、第13条および第19条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 2010年法第101条第2項の適用除外により、2010年法第15章に従い認可され、かつ、通達2011/61/EUの意味の範囲内のAIFの運用者として任命されたルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、さらに、2013年法第2章に従い、AIFの運用者としてCSSFから事前に認可を取得しなければならない。
- (6) 管理会社が2010年法第101条第1項に基づく認可を申請する場合、当該管理会社は、2010年法第102条に基づく認可手続の枠組み内で既に提出済みの情報または文書をCSSFに提供することを免除される。ただし、かかる情報または文書が最新のものであることを条件とする。
- (7) 管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および2010年法第101条に基づく認可を要する追加されたUCITSの運用活動以外の活動を行ってはならない。AIFの運用活動の枠組み内において、かかる管理会社は、さらに、金融商品に関する注文の受理および伝達を含む付随的業務を提供することができる。
- (8) AIFのAIFMとして任命された管理会社は、当該管理会社に適用される範囲内で、2013年法に規定されるすべての規則に服する。
- (9) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しない。
- (a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。
- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
 - 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - () 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - () 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、通達2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。
- 管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。
- (b) (5) (a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好なレピュテーションを有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 取締役は、当該UCITSまたはUCIの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。
- (10) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (11) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (12) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (13) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、通達2006/49/ECの施行の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
- (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
- (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (14) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の投資主またはメンバー(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の投資主またはメンバーの適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

- (15) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査をプロフェッショナルとしての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人に委ねることが条件とされる。
- 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (16) 地方裁判所(tribunal d'arrondissement)の商事部は、自らの主導により行為する検察官またはCSSFの要請に基づき、(i) 2010年法第101条第1項に規定されるリストおよび(場合に依りて)() 2013年法第7条第1項に規定されるリストに基づく登録が確定的に拒否または撤回された管理会社の解散および清算を宣告するものとする。
- (17) 本項(16)に記載された2つのリストの撤回に関するCSSFの決定により、当該管理会社に対してCSSFが通知を行った日から、当該決定が確定する日まで、CSSFの認可がある場合を除き、当該管理会社による一切の支払いが停止されるとともに、保全措置以外の措置を講じることが禁止されるものとし、かかる保全措置以外の措置を講じた場合は当該措置を無効とする。

ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (18) 管理会社は、常に上記(1)ないし(6)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は(5)(a)に特定されるレベルを下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (19) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、通達2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
- (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に依り再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
- (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (20) (3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資者の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償スキームに関する通達97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。
- (21) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
- a) 管理会社は、CSSFに上記を適切に報告しなければならない。CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
- b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資者の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資割当基準に適合しなければならない。
 - d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資者の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (22) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要なリソースと手続を保有し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資者の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (23) 管理会社は(i) 健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、() リスク・プロフィール、ファンド規則または、管理会社が管理するUCITSの設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なうものではなく、() 自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じたものとする。
- (24) 管理会社は、管理会社が投資者の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資者によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資者は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。
管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。
- (25) 管理会社は、1993年法第1条1)の意味の範囲内の専属代理人を依頼する権限を有する。
管理会社が専属代理人を依頼することを決定した場合、当該管理会社は、2010年法に基づ

き認められた活動の範囲内において、1993年法第37 - 8条に基づく投資会社に適用されるものと同じ規則を遵守するものとする。この場合、本項において使用される「投資会社」は「管理会社」と読み替えるものとする。

設立の権利および業務提供の自由

- (26) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表 に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (27) 通達2009 / 65 / ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。
- (28) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

UCITS管理会社に適用される制度は、最初に2003年7月30日付CSSF通達03 / 108により強化された。かかる通達の目的はUCITS管理会社に適用される規定および要件を明確にすることであった。その範囲において、同通達では、管理会社が事業を開始するためには事前にCSSFの認可を必要とすることを確認している。また、以下は同通達の主要な点をまとめたものである。

- 業務プログラムはCSSFに提出されなければならない。
- 人的資源について、管理会社は原則として常勤職員を雇用しなければならない。ただし、CSSFにより認められる特例として、職員は他の機関から出向または派遣することが可能である。また、業務は、個々に評判および経験に関する要件を満たす少なくとも2名の者が遂行しなければならない。
- 管理会社の業務を遂行する2名の者について、2名のうち1名はルクセンブルグを本拠としなければならない。管理会社が一任顧客ベースでポートフォリオの運用業務を行っている場合、業務を遂行する2名の者がルクセンブルグを本拠としなければならない。また、かかる2名のいずれも、管理会社が管理会社を務めるUCITSの保管銀行の従業員であってはならない。2名は、業務契約により管理会社の従業員になるかまたは管理会社と関連性を有することができる。
- 通達では、管理会社はその権限の一部の委任を認められるため充足するべき条件、管理会社の職員および特に業務遂行の責任を負う2名が、管理会社から権限を委任された者を監視するためのシステムおよびアレンジならびにかかる2名が権限の委任先が実行する業務を監督するため受領するべき報告書の種類が詳細に記載されている。管理会社の業務を遂行する者は常にUCITSに関する会計書類をリアルタイムでまたは簡易な請求手続で入手できなければならない。
- 投資運用権限の保管銀行に対する委託は禁止されているが、EU非加盟国の企業が当該EU非加盟国において慎重な監督に服している場合にのみ、かかる投資運用権限をかかる企業に対し委託することができる。
- 通達は、付属書類として、四半期毎に作成の上CSSFに提出するべき6種の別表を含んでいる。提供される情報は、管理会社の財政状態および管理会社の業務に関係するものである。

さらに、2010年法の効力発生後、CSSFは、2010年法第15章に従うルクセンブルグの管理会社および2010年法第27条の意味の範囲の管理会社(いわゆる「自己管理型投資法人」)に指定されていない投資法人に適用される新たな規定に関するCSSF通達12 / 546 (CSSF通達15 / 633により改正済)を発行した。同通達の目的は、2010年法の効力発生後にUCITS管理会社および自己管理型投資法人

が遵守すべき新たな要件につき詳細に説明することである。主な変更点は以下の領域を含んでいる。

- 設立要件
- 利益相反
- 行為規範
- リスク管理

CSSFは、2018年8月23日に、通達12/546(改正済)を置き換えるために通達18/698を公表したが、その目的は、オルタナティブ投資ファンドに関連する立法上の変更を考慮すること、およびルクセンブルグのUCITS管理会社およびAIFMの承認の取得ならびに維持に係る条件を単一の通達に集約することだった。

2. 2010年法に従うルクセンブルグのUCITSまたはUCIに関する追加的な法律上および規制上の規定

2.1. 設立および運営に関する法律および法令

2.1.1. 1915年法

1915年法は、管理会社、および(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)SICAVまたはSICAFの形態の投資法人に対して適用される。

以下は、公開有限責任会社(société anonyme)の形態をとった場合に関する説明であるが、SICAVにも一定の範囲で適用される。

2.1.1.1. 会社設立の要件(1915年法第26条)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロまたは他の通貨によるその同等額である。

2.1.1.2. 規約の必要的記載事項(1915年法第27条)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

(i) 設立者の身元

() 会社の形態および名称

() 本店の所在地

() 会社の目的

(v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額

() 発行時に払込済の額

() 発行済資本および授權資本を構成する株式の種類の記事

() 記名式または無記名式の株式の形態および転換権(もしあれば)に対する制限規定

() 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名

(注) 1915年法に対する最近の改正は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。

(x) 発起人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由

() 資本の一部を構成しない株式(もしあれば)に関する記載

() 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規約が法の効力を制限する場合、その規約およびかかる者の権限の記載

() 会社の存続期間

() 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積

2.1.1.3. 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第29条)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

(i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これを官報「RESA」に公告すること

() 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

2.1.1.4. 発起人および取締役の責任(1915年法第31条および第32条の1)

発起人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の会社資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって適法に設立されなかった結果として応募者が蒙る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

2.1.2. 関連するその他の規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/43/EUを実施する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4
- ファンドの合併、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての通達2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会通達2010/44/EUを実施する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF通達11/509

2.1.3. ルクセンブルグにおける投資信託の認可・登録および監督

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

(i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。

- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
- EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託、および他の加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

() 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに記入される。かかる登録は認可を意味する。

() ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの通達の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

1945年10月17日大公規則は銀行監督官の職を創立したが、1983年5月20日法によって設置された金融庁(Institut Monétaire Luxembourgeois)(IML)に取って代わられた。IMLは、1998年4月22日法によりルクセンブルグ中央銀行に名称変更され、また1998年12月23日法により、投資信託を規制し監督する権限は、CSSFに移管された。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書を公表する義務も規定している。かかる文書は、比較が可能となるよう共通の様式で作成されるものとし、また、個人投資家に分かりやすい方法で提示されるものとする。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
 - 主要投資家情報文書は、投資者がUCITSの受益証券の申込みを行う前に、無償で投資者に提供されなければならない。
- さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資者に提供されなければならない。
- 投資者は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
 - 年次報告書および半期報告書は、請求により投資者に無償で提供される。
 - 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

2.1.4. 2010年法によるその他の要件

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

2010年法に従うUCITSは、前項に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記 a) を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが通達2009 / 65 / ECに従う管理会社により運用され、通達2009 / 65 / ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人（該当する場合は）、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けけるものとする。

- () 外国で使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいてCSSFに提出された場合の事前の意見確認

CSSFの監督に服する投資信託が定めるルクセンブルグの目論見書は、CSSFの事前のコメントを得るために提出することが要求されている。

2005年4月6日付CSSF通達05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載内容

目論見書は、提案された投資について投資者が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 誤解を招く表示の禁止

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務状況の報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資者に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資者が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資者またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF通達02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF通達02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管

理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資者からの苦情も記載しなければならない。通達では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでであると述べている。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML通達97 / 136 (CSSF通達08 / 348により改正) に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反があった場合の罰則規定

1人または複数の取締役または1915年法および2010年法に基づき、投資信託の運用・運営に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には50,000ユーロ以下の罰金刑に処される。

2.2. 清算

2.2.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

2.2.1.1. FCPの強制的・自動的解散

- a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合
- b. 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c. 連続して6か月を超える期間中、純資産額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

2.2.1.2. SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。
- b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資口を保有する投資主によって決定される。

2.2.1.3. ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散されなければならない。

2.2.2. 清算の方法

2.2.2.1. 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

2.2.2.2. 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記2.2.2.1.に記載された方法で預託される。

2.3. 税制

2.3.1. ファンドの税制: 年次税 (taxe d'abonnement)

2010年法第174条第1項に従い、同法に従う投資信託は、以下の場合を除き純資産額に対して年率0.05%の年次税を各四半期末に支払う。

2010年法第174条第2項に従い、以下の投資信託については、年率0.01%に軽減されている。

- 短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 金融機関への預金を唯一の目的とするルクセンブルグの投資信託
- 2010年法に規定された複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメントおよびUCI内で発行された証券の個別のクラス、または複数のコンパートメントを有するUCIの個別のコンパートメント内で発行された証券の個別のクラス。ただし、かかるコンパートメントやクラスの証券は機関投資家によって保有されなければならない。

2010年法第174条における「短期金融商品」の概念は、2010年法第41条の投資制限における概念より広いものであり、2003年4月14日付大公規則において定義されている。2010年法第175条はまた、ルクセンブルグの投資信託の資産のうち他のルクセンブルグの投資信託の受益証券に投資された部分(当該受益証券に年次税が既に課されていることを条件とする。)についておよび以下のタイプの投資信託の個々のコンパートメントについて免税を規定している。

- その受益証券が機関投資家に保有され、
- その専属的目的が短期金融商品への集团的投資および信用機関への預金であり、
- そのポートフォリオ満期までの加重残余期間が90日を超えず、かつ
- 公認の格付機関から最高の格付けを取得している場合

UCIまたはコンパートメント内に複数のクラス証券が存在する場合、かかる免税は、その証券が機関投資家向けに限定されるクラスのみ適用される。

UCI、そのコンパートメント、その投資口または受益証券の年次税の免除は以下のものに適用されることを予定している。(i) 従業員のために一または複数の雇用者の主導により設立された企業年金基金または同様の投資ピークル、および() 従業員に退職手当を提供するため自らの保有資金を投資する当該グループの投資信託。

2010年法第175条により以下のUCIも年次税を免除される。

- 主な目的が小規模金融マイクロファイナンス機関への投資であるUCIおよびかかる目的の複数のコンパートメントを有するUCIの個々のコンパートメント、ならびに
- 以下のような複数のコンパートメントを有するUCIおよびかかるUCIの個々のコンパートメント
 - (i) その証券が定期的に営業し、公認され、かつ公開されている一つ以上の証券取引所もしくは別の規制市場において上場または取引されているもの、および
 - () 一つ以上の指数の運用実績を複製することを唯一の目的とするもの。

2.3.2. 日本の投資主または受益者の課税関係

現在のルクセンブルグ法のもとにおいては、契約型および会社型の投資信託ともに、投資信託自体または投資信託の投資主もしくは受益者が、当該ファンドの投資口または受益証券について、通常の所得税、キャピタル・ゲイン課税、資産税または相続税を課せられることはない。ただし、当該投資主または受益者がルクセンブルグ大公国に住所、居所また恒久的施設を有している場合は、この限りでない。

契約型投資信託または会社型投資信託がその組入証券について受領する配当および利子については、当該配当の支払国において源泉課税を受けることがある。

ルクセンブルグの専門投資信託

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年2月13日法(以下「SIF法」という。)を採択した。

SIF法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資者向けの投資信託のための法律を定めることであった。

SIF法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、SIF法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

SIF法は、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法により最終改正された。

1. 範囲

SIF制度は、(i)その証券が一または複数の情報に精通した投資者向けに限定されるUCIおよび()その設立文書によりSIF制度に服するUCIに適用される。

SIFは、リスク分散原則に従う投資信託であり、それによりUCIとしての適格性も有している。かかる地位は、特に通達2003/71/EC等の各種欧州通達(いわゆる「目論見書通達」)の適用可能性の有無について重要性を有する。

SIFは、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資者向けのものである。

SIF法では、情報に精通した投資者の定義を、機関投資家および専門投資家のほか、情報に精通した投資者の地位の遵守を書面で確約し、かつ、125,000ユーロ以上の投資を行う投資者またはSIFへの投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを認定するための査定対象となった投資者にまで拡大している。なお、かかる査定は、通達2006/48/ECに定める金融機関、通達2004/39/ECに定める投資会社または通達2009/65/ECに定める管理会社のいずれかによりなされる。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資者は、特に、個人富裕層によるSIFへの投資が可能であることを意味する。

SIF制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した一または複数の投資者向けの投資ピークルが、必ずしもSIF制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資者に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2. 投資規則

EU圏外の統一UCIについて定める2010年法パート と同様に、SIF法は、SIFが投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、原則として、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

SIFはリスク分散原則を遵守する。SIF法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。CSSFは、通達07/309によりリスク分散に関する特定のガイドラインを規定している。

3. 構造的側面および業務上の規則

3.1. 法律上の形態および利用可能な仕組み

3.1.1. 法律上の形態

SIF法は、特に、契約型投資信託(以下「FCP」という。)および変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)について言及しているが、SIFが設立される際の基盤となる法律上の形態を制限していない。そのため、これら以外の法律上の形態も可能である。

- ・ 契約型投資信託

特性の要約については、上記 . の1.2.1項を参照のこと。

FCPへの投資者は、約款がその可能性を規定している場合にのみ、およびその範囲で議決権を行使することができる。

- ・ 投資法人(SICAVまたはSICAF)

特性の要約については、上記 . の1.2.2項を参照のこと。

SIF法に基づき、SICAVは、2010年法に従うSICAVの場合のように有限責任会社である必要はない。SICAVの形態で設立されるSIFは、SIF法が列挙する会社の形態、すなわち、公開有限責任会社、持分により制限されるパートナーシップ、有限責任会社、公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合または特別リミテッド・パートナーシップのうち一形態を採用することができる。

SIF法が適用除外を認める場合を除き、会社型投資信託の形態によるSIFは、1915年法の条項に服する。しかし、SIF法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.1.2. 複数クラスの仕組み

SIF法は、特に、複数のコンパートメントを有するSIF(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

CSSFは当該SIFの他のサブ・ファンドの認可、またはSIF全体としての認可を取り消すことなく、SIFの1つのサブ・ファンドの認可を取り消すことができる。

さらに、SIF内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたSIFのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資者の種類または分配方針について異なる特徴を持つことがある。

3.1.3. 資本構造

SIF法の規定により、SIFの最低資本金は1,250,000ユーロである。かかる最低額は、SIFの認可から12か月以内に達成されなければならない。これに対し、2010年法に従うUCIについては6か月以内である。FCPに関する場合を除き、かかる最低額とは、純資産額ではなく、発行済資本に支払済の発行プレミアムを加えた額である。

SIFは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資口/受益証券を発行することができる。投資口は、発行時に1口につき最低5%までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

3.1.4 サブ・ファンド間の相互投資

アンブレラ型SIFのサブ・ファンドは、(かかるSIFの募集文書で許可されている場合)同一SIFの他のサブ・ファンドに投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。

(i) 投資対象となるサブ・ファンドが、自ら投資を行うサブ・ファンドに投資しないこと。

- () アンブレラ型SIFの投資対象となるサブ・ファンドの議決権は、投資期間中は停止されること。
- () 投資対象となるサブ・ファンドの投資口 / 受益証券が当該SIFに保有されている限り、それらの価額は、純資産の最低値を確認する目的でのSIFの純資産の計算について考慮されないこと。

3.2. 証券の発行および買戻し

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、SIF法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。従って、SIF法の下で、SIFは所定の確定した価格で投資口を発行することができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資口を発行ことができ、そのため、異なるトランシェの取得は、取得の約定により当初申込時に確認された新規投資口の継続取得によってのみならず、一部払込済投資口(当初発行された投資口の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

3.3. 現物出資の評価

現物出資は、現物出資を行う投資者の評価費用の負担で、独立監査人によって評価を受けなければならない。この要請は、特定の形態のSICAVについて、法律によって既にある程度要求されていたが、この新たな要請はCSSFの管理実務に反映される。

4. 規制上の側面

4.1. 慎重な制度

SIFは、CSSFによる恒久的監督に服する規制されたビークルである。

2010年法に従うUCIについて、CSSFは、SIFの設立文書、SIFの取締役 / マネジャー、中央管理事務代行会社、保管銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。SIFの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、CSSFの承認を必要とする。

SIFは、規制当局の承認を得た場合のみ設立することができる。また、SIFはCSSFに以前に承認された文書およびその他の情報に重要な変更があった場合、CSSFに通知しなければならない。

4.2. 保管受託銀行

UCIと同様に、SIFは、その資産の保管を、ルクセンブルグに登記上の事務所を有する金融機関または他の加盟国に登録事務所を有する金融機関のルクセンブルグ支店である保管受託銀行に委託しなければならない。資産の保管は、「監督」を意味すると理解されるべきである。すなわち、保管受託銀行は、常にSIFの資産の投資方法ならびに当該資産が利用できる場所および方法を承知していなければならない。これは、資産の物理的な保管を地域の副保管受託銀行に委ねることを妨げるものではない。

SIF法は、保管受託銀行に対し、2010年法により課されるファンドの一定の運用に関する追加の監視職務の遂行を要求していない。

4.3. 承認された法定監査人

SIFの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)による監査を受けなければならない。

4.4. 投資者に提供すべき情報および報告要件

募集書類が作成されなければならない。ただし、SIF法は、かかる書類の内容の最小限度について明確に定めていない。募集書類の継続的更新は要求されないが、当該書類の必須要素は、新規証券が新規投資者に対し発行される際に更新されなければならない。

SIFは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

SIFは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

4.5 第三者への権限の委託

SIFは、一または複数の権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件に適合しなければならない。

- (i) CSSFが当該委託について適切に情報を提供されなければならない。
- () 当該委託がSIFの適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、SIFが投資者の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- () SIF(またはその管理会社)の取締役は、当該委託について当該権限を遂行する資格と能力を有し、慎重に選任されたことを示さなければならない。また、SIFが(a) 常に委託された活動を効果的に監督し、(b) 常に委託行為に追加的指示を付与し、(c) 投資者の利益を保護するために直ちに当該委託を取り消すことができることを示さなければならない。
- () 投資運用権限は、保管受託銀行に委託してはならない。
- (v) SIFの募集書類に委託された権限を列挙しなければならない。

SIFは、投資運用権限を、(i) 資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ() 上級監督庁による慎重な監督に服している、事業体または自然人にのみ委託することができる。

当該権限がルクセンブルグ以外の事業体に委託される場合、CSSFと当該委託を規制する第三国の監督当局との協力が確保されなければならない。

これらの条件が満たされない場合、CSSFは当該委託を承認するかどうか決定することができる。

4.6 リスク管理および利益相反

SIFは、自己の投資ポジションおよび自己の投資ポートフォリオ全体の寄与に関連するリスクを適切な方法により、確定、測定、管理および監視するため、リスク管理のシステムを実施することを要求されている。

さらに、SIFは、投資者の利益に悪影響を与えるSIFの事業行為に直接または間接に関連ある者との間で生じる利益相反のリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。潜在的にまたは実際に利益相反がある場合、SIFは投資者の利益を保護することが要求される。

5. SIFの税制の特徴

SIFについては、0.01%（これに対して、2010年法に基づき存続する大部分のUCIについては、0.05%）の年次税を課される。かかる税金は、各暦四半期末に評価される純資産総額に基づき決定される。

年次税は以下のものには課されない。

- a) 他のUCIにおいて保有される受益証券により表章される資産の額（当該受益証券に年次税が既に課されていることを条件とする。）
- b) SIFおよび複数のコンパートメントを有する専門投資信託の個別のコンパートメントで、
 - (i) その唯一の目的が金融市場商品への集合投資および信用機関への預金であり、() その加重ポートフォリオの残余満期が90日を越えないものであり、かつ、() 認知されている格付機関から最高の格付を付与されているもの
- c) その証券が(i) 従業員のために一または複数の雇用者の主導により設立された企業年金基金または類似の投資ビークルおよび() 従業員に退職手当を支払うために自らの保有資金を投資する一または複数の雇用者の会社向けにその有価証券が限定されるSIF
- d) マイクロファイナンス機関への投資を主な目的とするSIFおよび複数のコンパートメントを有するSIFの個別のコンパートメント

SIFが受領する収益およびSIFによって実現されたキャピタル・ゲインに対しては税金は課されない。

6. 2013年7月12日法第2章または通達2011/61/EU第2章に従い承認された運用者により運用されるSIFに関する特別規定

上記に定める一般規則にかかわらず、本特別規定が適用されるSIFは、ルクセンブルグで設立され2013年法第2章に基づき認可されたAIFM、または他の加盟国もしくは第三国で設立され通達2011/61/EU第2章に基づき認可されたAIFMのいずれかに該当するAIFMによって運用されなければならない。なお、SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011/61/EU第66条第3項の適用に従う。

AIFMは、2013年法第4条の規定に従って、または通達2011/61/EU第5条の規定に従って決定されなければならない。

AIFMは、(a) SIFによりもしくはSIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じて当該SIFを運用することにつき責任を負う外部AIFM（外部AIFMが選任される場合、かかる外部AIFMは、2013年法第2章の規定に従って、もしくは通達2011/61/EU第2章の規定に従って認可されなければならない。）、または(b) SIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、SIFの統治組織が外部AIFMを選任しないことを選択した場合は、SIFそれ自体とする。

本項の意味の範囲内において内部運用されるSIFは、SIF法第42条第1項に基づき必要とされる認可のほか、2013年法第2章に基づくAIFMとしての認可も受けなければならない。当該SIFは、当該SIFに適用される場合には、2013年法のすべての規定を遵守することを常に確実にしなければならない。

本規定が適用されるSIFの資産は、安全に保管するため、2013年法第19条の規定に従い任命された保管受託銀行に委託されなければならない。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または登録事務所が他の欧州連合加盟国に所在する場合はルクセンブルグに支店を有していなければならない。

保管受託銀行は、1993年法(改正済)に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、2013年法第19条第3項で言及される条件を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または上記の2013年法第24条に従い発行者もしくは非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者もしくは非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないSIFに関しては、1993年法(改正済)第26-1条に規定する範囲の金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

保管受託銀行は、CSSFに対し、要求に応じて、保管受託銀行がその職務を遂行するにあたって入手した、CSSFがSIFによるSIF法の遵守を監視可能となるために必要なすべての情報を提供しなければならない。

保管受託銀行の義務および責任は、2013年法第19条に定める規則に従って規定される。

本規定が適用されるSIFの資産の評価は、2013年法第17条に定める規則および通達2011/61/EUに定める委任された法律行為に定める規則に従って行われる。

本規定が適用されるSIFの年次報告書の内容は、2013年法第20条に定める規則および通達2011/61/EUに定める委任された法律行為に定める規則に準拠する。

投資家に提供される情報に関して、本規則が適用されるSIFは、2013年法第21条に定める規則および通達2011/61/EUに定める委任された法律行為に定める規則を遵守しなければならない。

本規則が適用されるSIFのAIFMは、自らの一または複数の業務を当該AIFMのために遂行する権限を第三者に委託する権限を有する。かかる場合、AIFMによる業務の委託は、ルクセンブルグが2013年法に規定する範囲の所在加盟国であるAIFMによりSIFが運用される場合には、2013年法第18条に定めるすべての条件を遵守しなければならない。なお、当該SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011/61/EU第66条第3項の適用に従う。

本規則が適用されるSIFの証券またはパートナーシップ持分のAIFMによる欧州連合での販売、およびクロス・ボーダーベースの欧州連合における当該SIFの運用は、ルクセンブルグで設立されたAIFMによって運用されるSIFの場合、2013年法第6章の規定に準拠し、また、他の加盟国または第三国で設立されたAIFMによって運用されるSIFの場合、かかる販売の場合は通達2011/61/EU第6章に、かかる運用の場合は第7章の規定に準拠する。なお、SIFが第三国で設立されたAIFMによって運用されている場合、上記通達2011/61/EU第66条第3項の適用に従う。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において、下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2019年11月5日	有価証券届出書の訂正届出書
2019年11月29日	有価証券報告書(第9期) 有価証券届出書 有価証券報告書(第5期)の訂正報告書 有価証券報告書(第6期)の訂正報告書 有価証券報告書(第7期)の訂正報告書 有価証券報告書(第8期)の訂正報告書
2020年2月28日	半期報告書(第10期中) 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項はありません。

別紙

定義

「管理事務代行契約」	主管理事務代行会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「代行協会員」	S M B C 日興証券株式会社をいいます。
「代行協会員契約」	代行協会員と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「A I F」	A I F M 指令に規定するオルタナティブ投資ファンド
「A I F M 指令」	随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011 / 61 / E U
「A I F M」	2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンド運用会社
「定款」	管理会社の基本定款をいいます。
「基準通貨」	本書に明記される各ファンドおよび各クラスの参照通貨をいいます。
「取締役会」	管理会社のその時々取締役会をいい、その適式に授権された委員会(もしあれば)を含みます。
「ファンド営業日」	各ファンドに関して定められる営業日をいい、ピムコ・トータル・リターン・ファンドおよびピムコ・トータル・リターン・ファンド マルチカレンシー・セレクションに関しては、ルクセンブルグおよび日本の銀行ならびにNYSE(ニューヨーク証券取引所)が営業を行っている日(土曜日および日曜日を除きます。)をいいます。疑義を避けるため付言すると、ルクセンブルグおよび米国の銀行の半日営業日は、営業を行っているものとみなされます。
「主管理事務代行会社」	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店をいいます。
「クラス」	ファンドの無額面ファンド証券の一または複数の個別のクラスをいいます。

「信用機関」	以下のいずれか一つに該当する信用機関をいいます。 () E E Aにおいて認可された信用機関 () E E A加盟国を除く、1988年7月のバーゼル自己資本規制合意文書の署名国(スイス、カナダ、日本、米国) () ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可されている信用機関
「CRS」	共通報告基準
「CSSF」	ルクセンブルグの金融監督委員会
「委任規則」	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジの透明性および監督に関するAIFM指令を補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU) No. 231 / 2013
「保管受託銀行」	ステート・ストリート・バンク・インターナショナル・ゲー・エム・ベー・ハー ルクセンブルグ支店をいいます。
「保管契約」	管理会社と保管受託銀行との間で締結された契約をいいます。
「取引日」	ファンドに関して、本書に記載される取引日をいいます。
「取締役」	管理会社の取締役をいいます。
「日本における販売会社」	各日本における販売会社をいいます。
「EEA」	EU加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタインを含む欧州経済領域
「EU」	欧州連合をいいます。
「金融商品」	2013年法第19条8項a)に従って保管されるトラストの金融商品

「確定利付商品」	<p>以下のものが含まれます。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 米国政府、その機関または政府関連企業により発行または保証される証券・ 米国内外の発行体の企業債務証券（転換証券および法人のコマーシャルペーパーを含みます。）・ モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券（資産担保証券）・ 政府発行および法人発行のインフレ連動債・ 仕組み債（ハイブリッド証券または「インデックス連動型」証券およびイベント連動型債券を含みます。）・ ローン・パーティシペーションおよび譲り受けたローン・ 遅延ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ・ 銀行の預金証書、定期預金および銀行引受手形・ 確定利付商品に係るレポ取引およびリバース・レポ取引・ 州または地方政府およびその機関、当局その他の政府関連企業の発行した債務証券・ 米国以外の政府またはその下部組織、機関および政府関連企業の債務・ 国際機関または超国家的法主体の債務
「トラスト」	ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト をいいます。
「GDPR」	一般データ保護規則（規則2016/679）により導入されたEUデータ保護制度をいいます。
「機関投資家」	2010年法第174条、175条および176条にいう機関投資家をいいます。
「投資顧問会社」	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーをいいます。
「投資顧問契約」	投資顧問会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「2010年法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2010年12月17日法（随時改正されます。）をいいます。
「2013年法」	ルクセンブルグの投資信託に関する2013年7月12日法（随時改正されます。）をいいます。
「管理会社」	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ(ルクセンブルグ) エス・エイをいいます。
「約款」	トラストの約款をいいます。

「加盟国」	その時々 EU加盟国をいいます。
「メモリアル」	「メモリアル C ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」紙をいいます。
「純資産額」	英文目論見書の規定に従い計算される、トラスト、ファンド、クラスまたはファンド証券(場合に応じて)に帰属する資産から負債を控除した価額をいいます。
「OECD」	経済協力開発機構をいいます。
「英文目論見書」	2010年法に従ったトラストの英文目論見書をいいます。
「規制ある市場」	以下の市場をいいます。 <ul style="list-style-type: none">- 金融商品の市場に関する2004年4月21日付欧州議会および理事会指令2004/39/EC第4条1.14項の意味における規制ある市場- 定期的に運営され、公認かつ公開の加盟国の規制ある市場- 定期的に運営され、公認かつ公開の非加盟国の規制ある証券取引所または市場
「RESA」	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン
「買戻価格」	本書に定める、クラスのファンド証券1口当たり純資産価格をいいます。
「証券金融取引」	レポ取引、リバースレポ取引、有価証券貸借取引、信用取引による貸付取引およびファンドにおいて従事することが認められたSFTRの範囲内のその他の取引をいいます。
「証券金融取引規則」または「SFTR」	規則(EU)No.648/2012を修正する、証券金融取引および金融商品の再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会及び理事会規則(EU)No.2015/2365(随時の変更、補足、統合、何らかの形式における置換えまたはその他の方法による修正を含みます。)をいいます。

「申込価格」	各クラスのファンド証券1口当たり純資産価格をいいます。
「対象ファンド」	2010年法に基づき設定されたミューチュアル・インベストメント・ファンド(<i>fonds commun de placement</i>)であるピムコ・トータル・リターン・ストラテジー・ファンドをいいます。対象ファンドは、管理会社によって共同所有者の利益のために運用される、法人格を有しない資産の共同所有体です。
「UCI」	集合投資事業(投資信託)(UCITSを含みます。)をいいます。
「UCITS」	譲渡性証券集合投資事業に関する法律、規則および監督規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および理事会通達2009/65/EC(随時改正されます。)に従って承認された譲渡性証券集合投資事業(投資信託)をいいます。
「ファンド証券」または「受益証券」	クラスの記名式無額面受益証券をいいます。
「受益証券販売・買戻契約」	各日本における販売会社と管理会社との間で締結された契約をいいます。
「受益者」	ファンド証券の保有者をいいます。
「合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領、米国各州ならびにコロンビア特別区をいいます。
「1933年法」	1933年米国証券法(その後の改正を含みます。)をいいます。

「ユーロ」に対するすべての言及は、EUの経済通貨統合の単一通貨であるユーロに対するものです。「合衆国ドル」および「米ドル」に対するすべての言及は、アメリカ合衆国の法定通貨であるアメリカ合衆国ドルに対するものです。「豪ドル」に対するすべての言及は、オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルに対するものです。「ブラジルリアル」に対するすべての言及は、ブラジルの法定通貨であるブラジルリアルに対するものです。「円」に対するすべての言及は、日本の法定通貨である日本円に対するものです。「トルコリラ」に対するすべての言及は、トルコの法定通貨であるトルコリラに対するものです。

監査報告書

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および各ファンド(以下「ファンド」という。)の2020年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2020年5月31日現在の資産負債計算書
- ・2020年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2020年9月10日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Unitholders of
PIMCO Luxembourg Trust IV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Luxembourg Trust IV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 May 2020, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise :

- the statement of assets and liabilities as at 31 May 2020;
- the schedule of investments as at 31 May 2020;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 10 September 2020

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

監査報告書

ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイの株主各位

監査意見

我々の意見では、添付の年次財務書類は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・グローバル・アドバイザーズ（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「当社」という。）の2019年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

当社の年次財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2019年12月31日現在の要約貸借対照表
- ・ 同日に終了した年度の要約損益計算書
- ・ 重要な会計方針の概要を含む年次財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「年次財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）および年次財務書類の監査に関する倫理規定に従って当社から独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

年次財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、年次財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、年次財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない年次財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

年次財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

年次財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該年次財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、年次財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、年次財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む年次財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、年次財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2020年5月20日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Shareholder of

PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A.

Our opinion

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of PIMCO GLOBAL ADVISORS (LUXEMBOURG) S.A. (the “Company”) as at 31 December 2019, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

What we have audited

The Company’s annual accounts comprise :

- the abridged balance sheet as at 31 December 2019;
- the abridged profit and loss account for the year then ended; and
- the notes to the annual accounts, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF) . Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants ’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 20 May 2020

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

監査報告書

ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、ピムコ・ルクセンブルグ・トラスト および各ファンド(以下「ファンド」という。)の2019年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2019年5月31日現在の資産負債計算書
- ・2019年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCS SFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

プライスウォーターハウスクーパース・
ソシエテ・コーポラティブ

ルクセンブルグ、2019年8月6日

代表

ファニー・サージェント

Audit report

To the Unitholders of
PIMCO Luxembourg Trust IV

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of PIMCO Luxembourg Trust IV (the “Fund”) and of each of its sub-funds as at 31 May 2019, and of the results of their operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund’s financial statements comprise :

- the statement of assets and liabilities as at 31 May 2019;
- the schedule of investments as at 31 May 2019;
- the statement of operations for the year then ended;
- the statement of changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants’ Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's and each of its sub-funds' ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or close any of its sub-funds or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also :

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;

- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's or any of its sub-funds' ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund or any of its sub-funds to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 6 August 2019

Fanny Sergent

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。